

# 令和7年9月定例会

## 文教厚生常任委員会記録

令和7年9月12日（金）

令和7年9月17日（水）

令和7年9月26日（金）

令和7年9月29日（月）

令和7年10月1日（水）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室



## 目 次

令和 7 年 9 月 12 日 (金)	7 頁
令和 7 年 9 月 17 日 (水)	79 頁
令和 7 年 9 月 26 日 (金)	89 頁
令和 7 年 9 月 29 日 (月)	169 頁
令和 7 年 10 月 1 日 (水)	239 頁



## 令和7年9月定例会日程

目 次	月 日	摘 要
第1日	9月12日（金）	<p>審査日程の決定 スポーツ文化部審査 議案乙第17号、議案甲第44号 〔説明、質疑〕</p> <p>健康福祉みらい部審査 議案乙第17号、議案甲第35号、議案甲第43号 〔説明、質疑〕</p> <p>報告（地域福祉課、高齢障害福祉課） 生活保護における加算認定漏れについて 高齢者福祉乗車券について 〔報告、質疑〕</p> <p>教育部審査 議案乙第17号、議案甲第43号 〔説明、質疑〕</p> <p>陳情 陳情第12号、陳情第14号 〔協議〕</p>
第2日	9月17日（水）	<p>現地視察 田代保育園（田代大官町） 基里中学校（原町）</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査 議案乙第17号、議案甲第35号、議案甲第43号、 議案甲第44号 〔総括、採決〕</p>

日 次	月 日	摘要
第 3 日	9月26日（金）	<p>審査日程の決定 スポーツ文化部審査 議案乙第25号</p> <p>健康福祉みらい部審査 議案乙第25号</p> <p>[説明、質疑] [説明、質疑]</p>
第 4 日	9月29日（月）	<p>教育部（教育総務課、学校教育課、学校給食課）審査 議案乙第25号</p> <p>[説明、質疑]</p> <p>教育部（生涯学習課）審査 議案乙第25号</p> <p>[説明、質疑]</p>
第 5 日	10月 1 日（水）	<p>現地視察 鳥栖西中学校（蔵上町） 陸上競技場（蔵上町）</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査 議案乙第25号</p> <p>[総括、採決]</p>

## 9月定例会付議事件

### 1 市長提出議案

[令和7年9月12日付託]

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号） [可決]

議案甲第35号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第43号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例等の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第44号工事請負契約の締結について [可決]

[令和7年9月17日 委員会議決]

[令和7年9月26日付託]

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について [可決]

[令和7年10月1日 委員会議決]

### 2 陳情

陳情第12号鳥栖北小学校なかよし会待機児童解消に関する陳情

陳情第14号公立小中学校体育館におけるGHPエアコンの導入に関する陳情書

### 3 報告

生活保護における加算認定漏れについて（地域福祉課）

高齢者福祉乗車券について（高齢障害福祉課）

### 4 その他

なし



令和 7 年 9 月 12 日 (金)



## 1 出席委員氏名

委員長 橋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 吉田忠典

地域福祉課長 林康司

地域福祉課参事 犬丸喜代子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 有馬健次

地域福祉課生活支援係長 原裕人

高齢障害福祉課長 立石光顕

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長 大石美由紀

高齢障害福祉課障害者支援係長兼障害児通園施設園長 下村志保

こども育成課長兼こども家庭センター長 高松隆次

こども育成課保育幼稚園係長 井手義恵

こども育成課子育て支援係長 古川征志

こども育成課長補佐兼こども家庭センター長補佐兼こども家庭相談係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 松藤真由美

スポーツ文化部長 古賀達也

スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課スポーツ振興係長 小石基博

スポーツ振興課長補佐兼施設係長 時田丈司

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 西木純子

教育総務課総務係長 真子麻里耶

学校教育課長 井手崇雄

学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長兼指導主事 権藤暢道

学校教育課インクルーシブ教育推進係長 古賀直美

生涯学習課長兼図書館長 久家喜男

生涯学習課参事 栗山英規

生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長 豊増裕規

生涯学習課長補佐 島孝寿

生涯学習課図書係長 中溝雄二

生涯学習課放課後児童クラブ支援室放課後児童クラブ支援係長 佐藤臣久

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

事務局次長兼議事調査係長 武田隆洋

#### 5 日程

審査日程の決定

スポーツ文化部審査

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案甲第44号工事請負契約の締結について

〔説明、質疑〕

健康福祉みらい部審査

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案甲第35号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例

議案甲第43号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例等の一部を改正する条例

[説明、質疑]

報告（地域福祉課、高齢障害福祉課）

生活保護における加算認定漏れについて

高齢者福祉乗車券について

[報告、質疑]

教育部審査

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案甲第43号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例等の一部を改正する条例

[説明、質疑]

陳情

陳情第12号鳥栖北小学校なかよし会待機児童解消に関する陳情

陳情第14号公立小中学校体育館におけるGHPエアコンの導入に関する陳情書

[協議]

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし

午前10時32分開会

**樋口伸一郎委員長**

それでは、ただいまから令和7年9月定例会の文教厚生常任委員会を開きます。

~~~~~

**審査日程の決定**

**樋口伸一郎委員長**

それでは、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

付託議案につきましては、乙議案1件、甲議案3件となっております。また、陳情が2件送付されております。

審査日程については、本日12日は、スポーツ文化部、健康福祉みらい部、教育部の順で関連議案の審査を行い、教育部の審査の後に陳情の協議を行いたいと思います。来週16日は休会、17日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思います。

審査日程につきましては、以上のとおり決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

**成富牧男副委員長**

現在、まだ候補地はこちらのほうでは決めておりません。希望があれば、本日の委員会審査終了までに、私、副委員長まで御連絡をお願いいたします。

以上です。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございます。それでは、委員の皆様、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、執行部の準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時33分休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前10時35分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

スポーツ文化部

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

樋口伸一郎委員長

これより、スポーツ文化部関係議案の審査を行います。

まず、議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

資料のほうは、議案乙第17号関係の委員会資料、2ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明させていただきます。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、市民球場における防球ネット増設事業が、スポーツ振興くじ助成金、通称toto助成に採択されたためでございます。

以上で、歳入に関する御説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

款10教育費、項5保健体育費、目3体育施設費につきましては、歳入で御説明いたしましたtoto助成の採択に伴い、財源を組み替えるものでございます。

以上で、御説明は終わらせていただきます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。執行部の御説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

御質疑のある方は、挙手にて御発言をお願いいたします。

**牧瀬昭子委員**

すいません、基本的なことで大変恐縮なんですが、この t o t o 助成に採択されるっていうのは、かなり難易度の高いものだったりするのか。

これまで、採択にチャレンジされて、ようやくこぎつけられたものなのか。この辺りの上限額とかっていうのは、幾らになっているのかを教えてもらえますか。

**小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

今回の t o t o 助成につきましては、地域スポーツ施設整備助成の分野で申請のほうをさせていただいております。

助成の対象の経費の限度額が、まず3,000万円の事業となっております。それにつきまして、助成対象の3分の2の額になりますので、2,000万円で、その今回、助成率のほうが80%となっておりまして1,600万円の助成となっております。

過去におきましては、令和5年度に市の陸上競技場で備品のほうを購入させていただいております。そちらのほうで、助成の項目は違いますけれども、備品購入に申請をさせていただいているところでございます。

今まで、国スポ関係で体育施設の改修を行っておりますけれども、そちらにつきましては社会資本整備総合交付金、こちらの重点事業ということでしたので、補助率が高かったためにそちらを優先して申請をいたしております。今回、本市といたしましては、同じように社会資本整備総合交付金の対象にはなりますけれども、助成率がいいこちらのスポーツ振興くじ助成金のほうを申請したところでございます。

以上でございます。

**中川原豊志委員**

すいません、資料見れば分かるんでしょうけれども、ちょっと確認だけ。

1,600万円の補助が入ったということですが、もともとの防球ネットの事業費が幾らだったのかというのと、それから、1,600万円補助があったんで削減したというふうなことだと思うんですが、もともとの事業費の金額を教えてください。

**小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

防球ネットの予算額といたしましては、8,900万円を見込んでいたところでございます。

以上でございます。

**中川原豊志委員**

ありがとうございます。そのうちの、先ほど言われた内訳で1,600万円が補助ということですね。この1,600万円削減することによって、言い方は悪かばってんが、若干予算が浮くよう

な形になるんで、これをまた、例えば市民球場の何かの改修工事に充てるとか、そういうふうな計画というのは今のところないということですか。

**小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

現状では、市民球場のほかの改修事業等を行う予定はございません。

以上でございます。

**樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですね。

質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

**議案甲第44号工事請負契約の締結について**

**樋口伸一郎委員長**

次に、議案甲第44号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

**小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

議案甲第44号工事請負契約の締結について御説明させていただきます。

議案甲第44号関係の委員会資料、2ページをお願いいたします。

議案甲第44号工事請負契約の締結につきましては、鳥栖スタジアム夜間照明施設LED化工事に関し、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、市議会の議決をお願いするものでございます。

今回の契約につきましては、去る8月22日に参加企業2社による公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行い、株式会社シグマ鳥栖営業所と仮契約を去る9月1日に締結したところでございます。契約金額につきましては3億9,600万円でございます。

次に、資料3ページをお願いいたします。

工事請負仮契約書、こちらにつきましては、工期につきまして鳥栖市議会の議決を得た日から令和8年7月31日までとなっているところでございます。

資料、4ページをお願いいたします。

鳥栖スタジアム夜間照明施設LED化工事、工事範囲図でございます。

改修の概要について御説明いたします。

目的といたしましては、鳥栖スタジアムの夜間照明施設の既存照明につきまして、老朽化、環境負荷軽減の観点からLED化照明へ更新をし、併せて音響と連動した演出ができるカラーライト照明を整備するものでございます。

改修内容につきましては、既存の競技用照明を撤去いたしまして、新たに競技用照明、フルカラーの屋根・外周演出用照明の導入、その他、架台塗装工事、照明制御配線工事などを行います。設計・施工一括発注となっておりますので、議決をいただいた後、設計を行いまして、施工につきましては、おおむね12月頃からを予定しているところでございます。

次に、参考資料の鳥栖スタジアム夜間照明施設LED事業改修後イメージ図、こちらのほうをお願いいたします。

開いていただきまして、2ページ目、こちらのほうが外観のイメージ図となっております。それで、3ページ、4ページ、こちらのほうにスタジアム内部のイメージの添付をさせていただいております。

以上で、簡単ではございますが御説明を終わらせていただきます。

#### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。

御説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **中川原豊志委員**

ありがとうございます。このLEDの入札に当たっては、2社の入札があったというふうなことを今お聞きしたんですが、入札についてはプロポーザルやったですかね。

ですから、このシグマさんに決められた金額なのか、内容なのか。このシグマさんが、鳥栖市が発注している内容に則していたというふうなことだと思うんで、その優れた点っていうのが何か、指名入札にするポイントがあったらそれを教えていただきたい。

#### **小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

審査項目を定めておりまして、その内容で、主なものといたしましては照明設備の仕様及び性能を発注する工夫、あと概算金額、それと実施体制及び類似事業の業務の実績、演出面、その他独自の工夫などこういった面を審査項目とさせていただいておりました。こういう面で、2社の企業から提案がありまして、その中でこういった審査項目を含めまして、最終的にはシグマと仮契約を結んでいるところでございます。

以上でございます。

#### **中川原豊志委員**

入札決定に当たって、要綱に対しての内容を審査したところってどういうところを審査し

たわけですか。

### **小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

選定委員会を組織いたしまして、6名の委員で構成をいたしておりました。

その中で、プロポーザル提案の説明を受けまして、先ほど申し上げました審査項目、全部で7項目ございます。そういう項目について、審査委員で評定をしていただきまして、最終的に決定した次第でございます。

以上でございます。

### **成富牧男委員**

いろいろ説明を受ける中で、勉強会のときは思ってなかつたことがあつたんでちょっと質問するんですけど、プロポーザル、ここに書いてあるように随契ですよね。そうすると、鳥栖市に登録されてあるこういうものができる業者っていうのは何社あつたのか、参考に聞きます。

それと、選定委員会は内部の職員の選定委員会なつかつていうことと、それから、あとプロポーザルの見てないんで、もう質問になりますけど、あと1社も公表できるんでしょう、2社目も、2社しか出てなかつたら。一応、それだけ聞きます。

### **小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

今回、プロポーザルのLED化、こちらを行うに当たりまして、参加要件として、市内の電気工事業者のA級を含むことといたしております。

こちらが、市内には5社ありますので、最大で5社の参加が可能とはなつております。そのうち1社が指名停止の状況にこの段階でなつております。そのうち2社が参加をしていただいております。

選定委員のメンバーにつきましては、6名で構成いたしまして、外部の審査委員を2名、内部の職員で4名の6名で構成をいたしております。

それで、審査結果の公表につきましては、先ほど、次点交渉者になりますけれども、こちらのほうを公表いたしているところでございます。もう1社の次点交渉者につきましては、株式会社九電工鳥栖営業所となつております。

以上でございます。

### **成富牧男委員**

ありがとうございます。あと1点、質問と要望になります。

要望つちゅうか、質問は、それこそ事前準備しておけばこれで分かることですけど、予算は幾らだったのか、この工事に対する予算ですね。それと、今の説明受けて、そしてさつきの参考資料を受けて、結構すごいやつをされるんだなあって、結局、音楽とかと連動したよ

うにして何かなるんですか、これ。ちょっと表現が悪いけど。

#### **小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

まず、本事業の予算額につきましては4億5,000万円を計上させていただいたところでございます。あと、次に演出の面ですけれども、こちらにつきましてはすいません、イメージ図のほうを、外観のほうとあと内部のほうもつけております。

それで、今回演出用といたしましては、内部におきましては屋根のところを下から照らすと。ここがフルカラーの演出となっております。

それで、点灯も今のメタルハライドは一回点けて、消してしまうと、次に点くまでに相当時間がかかるつおりましたが、LEDですので瞬時に。今、他スタジアムでの状況でいきますと、選手入場のときにそういうふうな演出をするとか、あとゴールが決まったときに演出をするとか、そういう形で一体感を醸成するということで導入のほうを、最新のスタジアムではなっているところでございます。ウエーブですね、すいません、表現が難しいところですけれども、流れるような感じで照明が暗点したりそういうふうなことも可能となっております。

近年、LED化した仙台のユアテックスタジアムでは、改修の影響だけではないと思うんですけれども、改修後の1試合平均3,000人増とか、そういうような集客面でも影響を及ぼしているところもございますので、今回のスタジアムの演出面というのは、改修においては必須のものであったかと思っているところでございます。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

実は、私がマイク持って街宣やらしよるときに、近くまで来て——スタジアムのグループで利用できるやつ、前あったじゃないですか、座席の改修。そのことで、あがんとばっりかせんで、もう少し俺たちのことばしてくれんかって、全然知らん人から言われたことがありました。

さらにこれを見たら、結構先端ば行くような設備かなって思ったもんやから、これ先端ば行きよつですか、それだけ聞いとこう。

#### **古賀達也スポーツ文化部長**

今回、プロポーザルで提案いただきまして、決定した業者の導入する製品につきましては、FIFAで推奨される、世界で2社に認められているところのメーカーの機械の導入をします。

先ほどの仙台のスタジアム、それから、今般新しく建設されました広島のスタジアムのほうでも導入をされておりますし、また世界各国のワールドカップとかの会場等でも使用され

ている物で、最新の製品を納入する予定というふうに提案を受けているところでございます。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

そういう声もあるってすることを分かっていただきたいんだということで、付け足しでちょっとと言いました。

それは、スポーツ振興課に言うても始まらん問題ではあるけど。スポーツ振興課はスポーツ振興課で、自分たちの仕事を全うするという立場でこういうことをされたと思いますので、だけど、そういう声もあるっちゅうことをお知らせしておきたいと。

以上です。

#### **西依義規委員**

安かったんでよかったですという意見と、最初の積算と5,000万円も違うっていうのは何か、もうそのメーカーから目からうろこのような提案が出てきたのか、そこはどういうふうに課内で分析されてますか。

#### **古賀達也スポーツ文化部長**

他のスタジアム等でのLED化の導入等で、いろんなメーカーがございますので、事前に幾つかのメーカーから概算で費用等については、予算を計上するに当たりましては徴取したところでございます。

その中で、一応、3社ほど取ったんですけども、その中で一番高いところで予算は計上しております。

それで、他のスタジアムとかでの導入等と比べまして、当然、競技用照明とかも実際の照度とかにするに当たって、今回、メーカーによって台数も全然変わってきますのでそういう部分、それから、今回、演出の分のフルカラー照明、これのどれくらいのというところで、提案におきましては今回採用したところは仙台のスタジアムの1.5倍のフルカラー照明。それから、新しく造ったところの広島のスタジアムとほぼ同規模の演出用の照明を導入されるというところでございます。

金額については、予算の範囲内ではございますけれども、妥当ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

6月補正で予算は承認してるんであれですけど、要は市民から聞かれたときに、約4億円でLEDにするというときに、言えるかどうか分かりませんけど、例えば、機材が幾ら、工賃が幾ら、設計料が幾ら、システム料が幾らっていうのが積み上がって3億9,600万円と思う

んですね。そういうのの数字って言えるんですか。

例えば、機材は2億円ぐらいかも知れん——分からんですよ。ほとんど人件費とかかもしれんし、その辺がよう分からんので。

そういうのが言えるんであれば、イメージしたいんで何か教えていただければと。

#### **古賀達也スポーツ文化部長**

今から詳細に設計をされますので、内訳は変わってくるかと思いますけれども、提案業者のほうからでは、まず機械費とかで1億4,800万円程度、それから、工事費で1億6,800万円程度、それからの仮設費とかで700万円程度、それで現場監理とか一般監理で3,500円程度で、それに消費税で3億9,600万円という数字になります。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

物自体は、1億5,000万円ぐらいのもので、ほかにいろいろして約4億円というイメージでいいですかね。分かりました。

#### **中川原豊志委員**

今から設計されるということですけれども、一応工期が来年の7月末になってるんですね。それで、試合等もあるうかと思いますが、試合をしながらの安全確保とか工事の進捗、並びに一遍に全部変えればすぐにできるんでしょうけれども、部分部分に改修をしていくとその間の夜間照明が必要なときはどういう状況になるのかというのを。

#### **小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

こちらは、プロポーザルを実施する際の実施要領で、その中でJリーグの公式戦が開催されることが想定されますので、一遍に変えることは恐らく難しいという想定をしておりましたので、既存のメタルハライドと今度のLEDが混在するような中でも試合が実施可能にということで、その部分の提案もあっております。そういった中で、Jリーグの公式戦が開催できるような体制を取りまして、実施をしていただくことといたしております。

以上でございます。

#### **中川原豊志委員**

例えば、メインのほうを先にやっていって、メインのほうにある程度新しいLEDが付いたときにはメインとサブのほうからの2つの照明がスタジアムに入ってくるという形になってくるのか。

#### **小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

おっしゃるように、メインのほうから改修を予定しておりまして、途中ある場合には、メインがLEDでバックスタンドのほうが既存の分、そういった形で試合が実施できるような

形を整えて、工事の進捗を図るようにいたしているところでございます。

以上でございます。

**中川原豊志委員**

試合もありながらの工事になろうかと思いますんで、観客もいらっしゃる状況も考えられますから、くれぐれも安全対策についてはしっかりとやっていただきたいというふうに思いましたんで、よろしくお願ひします。

以上です。

**西依義規委員**

この照明使用料みたいなやつではどうなるんですか、変わってくるんですか。

**小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

こちらにつきましても消費電力が落ちますので、それに見合った額での積算を検討していくところでございます。

今度、外側についても照明で照らすことができますので、より使いやすい照明の設定ということで、外周だけでも料金設定をして、そこだけでもできるような形で料金設定ができるのかということで検討を進めているところでございます。

以上でございます。

**西依義規委員**

今の利用料って、何かあるんですか。普通の市民の方が夜に借りられるとかあるんですか、そういうパターンって。サガン鳥栖は、もちろんしよるっちやろうばってん、普通の市民の方が借りるとき。

**時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

市民の方の夜間のサッカーの例ってあんまりないんですけど、どちらかというとサガン鳥栖のスクールが、定期的にピッチを使って練習をやるっていうことはございます。

そのときは、今、料金体系が細かく分かれてるんですけど、例えば、アマチュアスポーツで利用する場合は、全部点灯させた場合が30分当たり9,070円。30分当たり9,070円なんですけど、ただ、アマチュアの方が全灯する必要はほぼないので、一定照度を確保するために、例えば5分の1点灯とかであれば30分当たり1,810円とか、それぐらいの料金では使っていただいてます。

以上でございます。

**西依義規委員**

整理すると、それより今度安くなるっていうイメージでいいですか。

**時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

当然、消費電力が下がりますんで、そこは計算して、料金を下げる方向で検討したいと思ってます。

以上です。

**緒方俊之委員**

外壁を照らすのもフルカラーですか。

**小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

外壁と内部の屋根ですね、下から点灯する分。こちらについては、フルカラーを導入予定でございます。

以上でございます。

**緒方俊之委員**

今度、手話の日の9月23日に庁舎をライトアップするんですよ、そういうときにも使えたらしいなと思って。

**古賀達也スポーツ文化部長**

今回、整備をフルカラーのLEDで行います。外側の鉄骨というか、のところを照らすような形になりますけれども、先に導入されている広島のスタジアム等は、社会を明るくする運動のときがイメージカラーが黄色なんで、黄色にライトアップされているという御紹介がありましたので、今後そういう演出だけじゃなくて、いろんな形のライトアップについての利用も考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**成富牧男委員**

普通はあまりこの時点では聞かんのですけど、結構金額が多いですよね、執行残。これ、しっかり確保して、ほかんとに使うっていうふうに考えてあるのか、一回お返ししようと考えているのか。

**古賀達也スポーツ文化部長**

工事に当たりましては、設計を行いまして、予算を要求して、議決をいただいた後に入札等を実施するところでございます。

基本は、その整備に当たっての経費で、残りは予算の減額等を行うことが原則ではございます。例えば、以前スタジアムの塗装工事をしたときには、1億円ぐらい入札残が出てきたときには、追加でいろんな形での工事が必要になりました、その分へ予算入札残の分を充てて予算の範囲内で執行したということはございます。

現時点では、今から設計等を行いますけれども、入札残の金額は予算の減額をしかるべき時期に行うというところが原則というふうに思っております。また、いろんな形での予算の

執行に当たりましては、委員会とも必要に応じて、お知らせ、御相談をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

もう仮契約が終わつとるわけですから金額は、現時点で一定、確定しとるわけですね。追加工事とかが出てくる場合はあろうけど、今、もう確定しとるわけでしょう。という理解でいいんですか。

#### **小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

仮契約のほうは、9月1日に3億9,600万円で締結いたしております。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

先ほど、外壁を照らすという話があつて、周辺にお住まいの方からなんんですけど、サガン鳥栖の試合があつてると明るくいいんだけれども、その周辺をウォーキングされているときに藤木町のグラウンドのほうがすごく真っ暗で、表のほうはとても明るいんだけどという話がありまして、その辺りは変わることによって外部の見え方というか、街灯代わりになり得るものなのはどうかっていうのは何かありますか。

#### **樋口伸一郎委員長**

牧瀬委員、それは目的使用外の時間とかも含めてのことですか。

例えば、試合とかイベントとかがないとき、要はウォーキングとかは常時行つてるのは行つてるんで、使ってないときとかも含めてつちゅうことになるんですか。真っ暗かどうかを聞いてるんですか。

#### **牧瀬昭子委員**

照度が、今までのと変わらないのかどうかっていうことなんんですけど、明るさが、今使つてているときはとても明るいのでっていうことでおっしゃつたので、照度の変化はないのかっていうことです。

#### **小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

スタジアム内の競技用の分については、同等の光量は保たれております。当然、基準がありますので。

ただ、外周は、周りに付ける分は今回初めてとなつております。

ただ、LEDの特性上、今までのライトと違つて直線光になりますので、光の漏れ方っていうのは今までよりかは軽減されますので、その影響がどの程度出るかというのはかなり軽減されるということで聞いておりますので、今後、周辺に及ぼす影響というのは減つてくる

ものかとは思っているところでございます。

以上でございます。

#### **古賀達也スポーツ文化部長**

確かに、こういう照明の場合は光害——光の害——っていうことで、漏れるところでの周辺に配慮する必要があるかというところでございます。

基本、あまり漏れないような形でっていうのが施設の照明については求められているところかというふうに思います。ただ、牧瀬議員がおっしゃられるような、周辺が暗いからってなると、ちょっとそれは、また別での対応が必要になるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

#### **牧瀬昭子委員**

分かりました。ありがとうございます。

もう一つすいません、耐久年数のところはどのようにプロポーザルで出ているのかっていうのを教えてもらえますか。

#### **時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

今回の照明につきましては、要求水準書の中で4万時間はちゃんと点灯しなさいっていうことで設けてたんですけど、頂いた製品については5万時間。

それともう一つ、提案の中で、競技照明とフルカラーの照明、全て10年間の保証をつけますということで言わされているんで、恐らく商品自体にはかなり自信があるんだろうというふうに思っております。

以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかに、ございませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩をいたします。

**午前11時10分休憩**

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**午前11時16分再開**

**樋口伸一郎委員長**

それでは、再開いたします。

~~~~~

**健康福祉みらい部**

**議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）**

**樋口伸一郎委員長**

これより、健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。

まず、議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

おはようございます。それでは、議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）のうち、健康福祉みらい部関係について委員会資料に基づき説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金の障害者総合支援事業費補助金につきましては、障害者福祉サービスの拡充に伴う障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に対する補助金で、負担割合は、就労選択支援に係る改修分で2分の1、精神障害者の旅客運賃割引に係るマイナンバー連携に係る改修分で3分の2でございます。

**林康司地域福祉課長**

続きまして、節3生活保護費国庫補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、生活困窮者自立支援の機能強化事業に伴う国の補助でございます。国の補助率につきましては、4分の3でございます。

詳細につきましては、歳出の中で御説明いたします。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

同じく、資料2ページ目の2段目、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入につきましては、令和6年度鳥栖地区広域市町村圏組合の決算に伴い、同組合から負担金返還金を受け入れるものでございます。

予算関係議案23ページ、令和6年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金5,475万6,000円のうち、5,460万2,000円が高齢障害福祉課分となっております。

以上で、歳入に関する説明を終わります。

#### **林康司 地域福祉課長**

続きまして、歳出でございます。

資料3ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節12委託料の端末設定業務委託料につきましては、避難行動要支援者システムを導入している情報端末、ノート型パソコンにおきまして、モニター部分に不具合が生じたため、システムの安定的な運用を維持するため新たな端末へシステムを再構築する業務の委託料でございます。

#### **立石光顕 高齢障害福祉課長**

目2障害者福祉費、節12委託料につきましては、障害者福祉サービスの拡充に伴う障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に要する費用でございます。

本年4月から障害者の旅客運賃割引につきまして、これまで身体障害者及び知的障害者に適用が限られていたものが、精神障害者にも拡大されたこと、また、本年10月に、障害を有する方が最適な就労スタイルを選択できるよう、就労アセスメントなどを行う就労選択支援が創設されることに伴い、自立支援給付費を給付する際の審査、支払い等を管理するシステムを改修するものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、障害者自動車運転免許取得費用事業において、申請が見込みより多かったことから補正するものでございます。

#### **高松隆次 こども育成課長 兼 こども家庭センター長**

その次、項2児童福祉費、目2保育園費、節7報償費につきましては、先般策定いたしました鳥栖市公立保育所再編計画に基づきまして、今後予定しております公立保育所移管先民間事業者選定などに係る委員会の委員に対します謝金でございます。

内訳といたしまして、委員長、副委員長各1名、その他委員4名分の計3回分を計上しております。

続きまして、資料4ページをお願いいたします。

目5子育て応援給付金でございます。

資料5ページをお願いいたします。

子育て応援給付金給付事業は、物価高騰に直面する子育て世帯の経済的支援を行うため給付金を支給するものでございます。

事業内容といたしましては、給付の対象者は、鳥栖市に住所がある方で、0歳から18歳に

達する日以降、最初の3月31日までの間にある児童を養育している方が対象となります。給付額は、児童1人当たり5,000円でございます。給付方法といたしましては、令和7年10月分の児童手当支給対象者に、12月の児童手当の支給と合わせ児童手当口座に振り込むこととし、申請手続は不要としております。

ただし、公務員の方で職場より児童手当を給付されている方につきましては、こども育成課では児童手当の支給情報を持っておりませんので、案内及び申請書を送付し、申請書を提出、もしくは電子申請していただき、確認後、隨時指定された口座に振り込むこととします。

すいません、資料4ページに戻っていただきまして、事業費といたしまして、節18負担金、補助及び交付金に対象見込み児童数1万2,600人分の合計6,300万円を予算計上し、また事務費として関連予算を節1報酬に事務補助の会計年度任用職員の入件費、節11役務費に通知等を送付するための通信運搬費及び振込手数料、節12委託料として封入封緘委託料合わせて314万9,000円を計上しております。

なお、事業の財源につきましては、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金から2,379万1,000円及びふるさと「とす」応援寄附金基金繰入金から4,235万8,000円を活用することとしております。

#### **林康司地域福祉課長**

続きまして、項3生活保護費、目1生活保護総務費、節18負担金、補助及び交付金の生活困窮者支援活動事業補助金につきましては、資料6ページをお願いいたします。

事業名、生活困窮者自立支援の機能強化事業でございます。

この事業につきましては、昨年度も取り組んでおりますが、その目的といたしましては、物価高騰による生活困窮者の増加に対応するため市と民間団体との連携の推進や柔軟な相談支援実施のための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援の機能強化を図るものでございます。

事業の概要といたしましては、地域の生活困窮者支援に取り組む特定非営利活動法人や社会福祉法人等の民間団体について、物価高騰等の影響に伴い、支援ニーズの増大による事業量や活動経費の増加が認められる場合に、1団体当たり50万円の範囲内で活動を支援するものでございます。支援対象となる活動団体につきましては、地域の自立相談支援機関と連携し、食料や日常生活用品等の物資支援、相談支援及び就労、住まい並びに居場所づくり等の支援に独自に取り組む団体を対象とするものでございます。

支援団体補助金の対象となる事業期間につきましては、令和7年10月1日から令和8年3月31日までを予定いたしております。事業費につきましては、1団体50万円を上限に5団体で250万円でございます。

以上で、説明を終わります。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。執行部の御説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

**成富牧男委員**

3ページの、一つは民生費、一番下の枠ですけど、目2の保育園費の中で謝金の説明がありましたが、さっきの説明は謝金の対象となる人であって、委員会メンバーはもうちょっと多いじゃないんですか。

謝金の対象になっている人だけで構成するということでの今回の委員会なんですか。

**高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

今回、想定しております委員としましては、謝金をお願いしております学識であったりとか、民間の役をされている方以外に、両保育園の園長と鳥栖市の部長なり、役職者を1人入れたいと思って、総勢9名で委員会を編成しようと考えているところでございます。

**成富牧男委員**

今んところなんですよ、だからお尋ねしたのは、さっきの話は9名でしょう。

今、言われたのは全部で9名。全部の9名のうち3名は、この謝金が要らない人がいるということですね、このほかに。

**高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

委員言われるとおり、ほかに3名いらっしゃいます。

**成富牧男委員**

今までこういうことは聞いてなかったんですが、同じく2ページ目の雑入で、組合負担金の返還金があってますよね。これ、大体この9月補正できますよね、全部。

9月補正で来て、だから令和6年とか5年とかいうの分かりますか、もう数字だけでいいです。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

今回、上げておりますのが令和6年度予算に対する返還金ということなんですが、昨年上げた分で言いますと令和5年度予算に対する返還金、この分が4,188万3,000円。同じく、令和4年度予算に対する返還金が4,908万円と、令和3年度予算に対する返還金が4,465万1,000円、令和2年度予算に対する返還金が6,125万3,000円となっております。

**成富牧男委員**

分かりました、以上です。

これ、数字の確認だけで結構です。

### **中川原豊志委員**

西依議員の一般質問でも確認をさせてもらったところを、再度確認をさせていただきます。

物価高騰対応の地方創生交付金の使い道ですけれども、まずは子育て世代の応援にされた理由をまず教えてください。物価高騰で困っている方がいらっしゃる中で、子育て世代に絞った理由を。

### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

春頃、この物価高騰の重点支援地方臨時交付金があるというような情報がありまして、その中で各課に総合政策課のほうからどういった事業が考えられるかということで調査がありまして、こども育成課では子育て世代の支援をしたいということで交付金とかを考えておりました。

その中で割り返すと、2,000円とかそういう形の案で上げていったところ、課長会とか部長会の中で市長のほうがですね、子育て世帯を応援する案でいこうということで決められまして、さらに、金額についても、ふるさと「とす」応援寄附金からの取崩しをして金額を当てる、1人当たり5,000円という金額で給付をしようということで府内で合意したところでございます。

以上です。

### **中川原豊志委員**

5,000円ですけれども、交付金だけでは2,000円ぐらいしかなかったというふうな話なんでしょうけれども、ですから5,000円っていう。5,000円にされた理由というのありますか。

例えば、ふるさと「とす」応援寄附金からの繰入金がもう少し出せるんであれば、1万円にするとかいうふうなことを検討はされたのかどうかっていう。

### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

5,000円の金額の設定につきましては、子育て世帯のほうにある程度給付金の支援を実感していただく金額ということと、市の財政のほうの、ここまで許せるというようなところの協議の中で決まったものと考えております。また、国内の類似する団体も1人当たり5,000円ということで、同様の取組をされているところもありましたので、そういったところを考えると妥当な金額かなとは担当課では思います。

以上です。

### **樋口伸一郎委員長**

1万円とかの御検討はされたんですかっていう質問も入ってましたけど。

### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

金額の設定につきましては、関係課の会議の中で1万円とかそういう金額の案も出てお

りましたけれども、最終的には5,000円ということで落ち着いたところでございます。

以上です。

### **中川原豊志委員**

せっかく子育て世代を応援しようという市長の肝煎りであれば、5,000円じゃなくてせめて1万円ぐらいしてよかったですんじやないかなと。

応援寄附金が、どれだけ基金があるのか僕も詳しくは知らないんですが、もう少し上げてよかったですんじやないかなというふうには思っております。ちょっと5,000円じゃ寂しいのかなあと。

もう1点だけ、子ども手当をもらってるところに一律、振り込むというふうなことになってるんで、そういうふうな手続についてはスムーズにいくのかなというふうに思います。もう1点書いてあるのが、公務員世帯については、公務員さんというのは例えば、市の公務員さんであり、またよその自治体の公務員さんであれ、全て同じように手当は全部給与か何かで入ってくるわけですか、どこの公務員さんでも。だから、公務員と一々ここに書いてあるの。

### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

児童手当の大きな仕組みとしまして公務員、国家公務員、地方公務員、県とか市の職員につきましては、給与支払者のほうから児童手当は支払われるようになっております。

以上です。

### **中川原豊志委員**

公務員に準ずるというふうな職種の方もいらっしゃると思いますが、そういったところについては、準ずるであって公務員でないという、例えば、消防職員とかそういったところも準ずる形になってるのかなと思いますが、そういうところは公務員ではないので、児童手当が自然に振り込まれている世帯ということで考えていいのか。

一応、確認をさせてください。

### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

今、消防の例を挙げていただいたんですけども、広域組合員ということで組合の給与支払者のほうから払われている分については申請していただくような形で考えております。

以上です。

### **中川原豊志委員**

例えば消防とか言ったんですけども、そういったところも、組合やけれども公務員に準ずるっていうことなんで、申請が必要というふうなことに、公務員と同等とみなすということですか。

### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

基本的には準ずるということありますので、公務員と同等と考えております。

ただ、国のはうの児童手当に準ずる仕組みで今回やりますので、再度児童手当支給のどういったところが該当するというところはもう一回、確認しながら進めたいと思います。

以上です。

### **西依義規委員**

この課には、私、質問していないんで質問しますけど、例えば所得制限を設けるとどれぐらいの事務量が増えるんですか。例えば、世帯収入800万円とかで切ったりすると、どれぐらいの事務量が増えるのか。

私は、だんだんDXが進んでるんで、ピッとボタン1個でブワってなりそうな気がするんですけど、そういった、多大な事務量が増えるのか、それとも金額が増えるのか、時間がかかるのか。

よりスムーズにいけるために、そのためにみんなこのデジタルを進めよっとやけん、それがちょっと分からぬんで、実質担当所管として、年齢とか、所得とかを制限する場合、時間はどれぐらいかかるって、大変なものなのかなどうかはそれは現場じゃないと分からんけんちよっと聞かせてください。

### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

西依委員のおっしゃるように、所得制限を仮にかける場合については、まず税情報とかそういうところの収入の把握が必要となってきます。

それについては、今回、独自の制度ですので、それを引用するため、見るための新たな条例改正とか、そういったところの手続が出てくると思います。さらに、所得もいろいろありますて、それこそ税務課の知識が必要になると思いますので、給与収入であったり、不動産収入であったり、長期の株とかの収入とかも入ってくると思いますんで、そういうところをどういった基準で切り分けるかというのの検討もやはり時間がかかると思います。

様々な、そういったところを考えますと、子育て世帯ということで、一律にということでさせていただくことでスムーズに進むものと考えております。

以上です。

### **西依義規委員**

いや、仮の質問をあんまりしたらいかんめえばってんですよ、仮にそういう指示を受けたと、もう市長からですよ、例えば、1,000万円以下に給付をするような制度が通ったとしたら、じゃあ今から始めて何月に、来年とか再来年支給になるんですか。

そんな、私は、もうちょっとスムーズにいけると思うんですけど、国も一緒ですね、国も

全世代にダダって行くって言ってるんで。その辺が、本当にそうなんですか。

#### 古川征志こども育成課子育て支援係長

所得制限につきましては、税情報などの確認が必要になると思うんですけれども、特に今年に入られて引っ越しされ、鳥栖市に入られてきた方などは鳥栖市に税の情報がない方などもいらっしゃいますので、その方たちに対しては、例えば所得の証明を取っていただいたりとか、その分で申請される方にも負担がかかり、またその書類についてもこちらで申請審査がございます。その点に関しては、少しお時間がかかるかなとは感じております。

#### 西依義規委員

先ほど中川原委員も、その5,000円の価値っていうか、ある方からは5,000円、もちろんありがとうございますってあるし、いや5,000円っていう方も、こっちも大切な税金ば払って、はあっ5,000円程度やって、言われたらちょっと歯がゆいじゃないですか。だけん、そういう意味でできんかなと思ったんで質問させていただきました。

あと、これから生まれる子供、これ12月の支給時点でって書いてあるんで、年度で締めたほうが不平等はないのかなと思うんですけど、補正とかで1、2、3月の方を追加でやるとかいう考えはありますか。

#### 高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

実際、これから要綱等とかを定めて制度設計をしていきますので、そこら辺の方についても何らかの対策をしていこうと検討しているところでございます。

以上です。

#### 西依義規委員

あと、全ての方の児童手当の口座って把握されているんですか。口座を把握されてない方って、要は漏れっていうのがないかどうか。

例えば、これ98%でまあまあやりましたじゃいかんと思うんすよ。やっぱり、ちゃんとしつかりやらないかんと思うので、その辺はその1万2,600人全ての口座情報は鳥栖市役所で一一公務員さん以外ですね——把握されているということで大丈夫ですか。

#### 古川征志こども育成課子育て支援係長

まず、児童手当を鳥栖市から支給されている方につきましては、口座を全て把握しておりますけれども、例えば、児童手当というのは申請してから支給するものでございますので、申請をしていらっしゃらない方が、もしいらっしゃればその方は口座情報を把握しておりませんけれども、今回の支給対象者に関する案内につきましては、お子様が鳥栖市にいらっしゃるのに児童手当を頂かれてない方についても抽出をいたしまして、その方たちも案内をしようと考えておりますので、その点につきましては、児童手当の申請をもし忘れていたとか

そういう方にも案内は届くようにしたいと考えております。

**西依義規委員**

じゃあもう一点、4ページに戻って役務費で、通信運搬費は分かるんですよ。手数料っていうのは何のことですか。

**古川征志こども育成課子育て支援係長**

手数料につきましては、実際に給付金を振り込むときの口座の振込手数料です。

**西依義規委員**

その下の、封入委託料はどういったところに委託されるんですか。

**古川征志こども育成課子育て支援係長**

今回の封入封緘の委託料ですけれども、今回、児童手当のシステムを使って抽出を行いたいと考えておりますので、システムの業者である行政システム九州さんを考えております。

**西依義規委員**

いや、障害者雇用のやつ、どこで話したですかね。なかつたですかね。

一般質問であったんで、ふと思ったんで、やっぱり障害者の雇用とかそういうのも何か使えるならと思ったんで御検討ください。

以上です。

**中川原豊志委員**

西依議員が新生児で、12月までじゃなくて1月、2月、3月もという話があるんですが、そこをぜひ見てほしいなと思うんですけれども。どつかの基準で、例えば、12月1日なのか1月1日なのか基準日を決めて、転出転入とかがあった場合はどういうふうな――3月31日までに転入して来られた人も対象にしますよとか。

いや、もう12月いっぱいもらって、よその町にも行かれましたと。よその町でまたもらつたとかいうふうなことがあるような。

ないかもしけんけど、どつかでやっぱ基準日というのを決めるべきじゃないかと思うんですが、基準日というのを定めていらっしゃいますか。

**高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

今回の対象者といいますのは、12月の児童手当を受けられる方が対象になります。12月の支給分といいますのが、月で言いますと10月と11月分ということになります。

今回の給付金の対象といたしましては、10月1日現在で市内におられる方ということで想定しているところでございます。

以上です。

**中川原豊志委員**

例えば、10月1日以降に鳥栖市に転入して来られた子供をお持ちの家庭の方がいらっしゃった場合は、今の話では対象にならないというふうに聞こえるんですが、そういうふうな判断でよろしいですか。

**高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

基本的には、10月1日の方ということをさせていただこうと考えております。

ただ、要綱等で、その辺がちょっと拾えないかどうかっちゅうのは持ち帰って検討したいと考えております。

以上です。

**中川原豊志委員**

先ほど、新しく出生された方の話もちょっと出ましたんで、それ以降に鳥栖市に転入された方が子供さんをお持ちだった場合、どこまで申請ができるのかというのも再度検討していただければと思いますんで、その辺はよろしくお願ひします。

**牧瀬昭子委員**

すいません、金額のところをもう一回聞きたいんですけど、ふるさと「とす」応援寄附金基金繰入金からということなんんですけど、これまでで、こども育成課で、この対象になつて使われたケースっていうのは何かあったのでしょうか。よく使われているものだったのか。

**樋口伸一郎委員長**

暫時休憩します。

午前11時47分休憩

~~~~~

午前11時48分再開

**樋口伸一郎委員長**

再開します。

**高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

ふるさと「とす」応援寄附金の基金を活用したのは、今回初めてだと思います。

ただ、ふるさと寄附金、これについては基金ができる前も一般財源に取り込んで活用してゐるかとは思っております。

以上です。

### **牧瀬昭子委員**

ふるさと「とす」応援寄附金の受入れの状況ということで、令和6年度が子ども子育て、教育、福祉の中に入ってきたのが9,937万4,000円で、年々増えて、減ったり増えたりはあるんですけど、やっぱり一番多いのが子育て環境への支援ということが多かったと思うんですね。

これまで、令和5年度は1億6,800万円とか、一億円越えが大体ずっと続いていたので、先ほど、今年度だけのとかっていうのを考えたら妥当性があるのかなとは思うんですけども、これまでの積み上げとして考えるならば、鳥栖市が負担しなければならない分っていうのが、国からの配分が2,379万円ということであれば、もう少し鳥栖市が出せる分というのはあったのではないかというのを思うんですけど、その辺りの御検討はどうされたのかなと思うんですが。

### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

今回は、こども育成課ですので子供に限ったところでお願いしたところでございますけれども、それ以外にもこの交付金を使った取組はあるとのことですので、そういうことの中で協議されて決まったものと考えております。

以上です。

### **牧瀬昭子委員**

総合的にというところであるとは思うんですけど、12月の物入りのときに出されるわけですよね。

そのときに、困窮されている方たちからすると待ち望んであると思うんですけど、鳥栖市として、もう少しこう手厚い支援っていうのをされるべきだったのではないかというのも、一つ申し上げておきたいと思います。

### **西依義規委員**

私も市長から答弁もらったんで、ちょっと気になることがあって、「鳥栖の未来を担う子供たち、食べ盛りの子供たちを持つ子育て世帯を支援することが最も優先度が高く」っておっしゃったんですね。食べ盛りと、この食べ盛りを普通に読み込むと、例えば、中学生、高校生が普通は7,000円とか8,000円、食べ盛りやけんですよ、食べ盛り。何で、うちの子、むつちや食べ盛りなのに2歳、3歳児と一緒に5,000円なのって、と思うんですが。

その辺は、所管課でいろいろ検討したりとか、総合政策課から来たときに、やっぱりこういうことがいいんじゃないとかとか、何パターンか用意されたのか。それとも、もうガラッと一律5,000円で御納得されて、この事業を組立てられたのか、その辺はいろんなパターンを検討されたのか、それともされてないのかの質問です。

### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

担当課としましては、交付金の活用ということで、最初案を上げるようにということでしたので、単純に給付するということで、2,000円程度という非常に薄い感じで案を上げておりました。

その中で、部長会議とかの中で、市長の方針もありましたので、ふるさと「とす」応援寄附金も活用するということで、5,000円に決まったところでございます。

以上です。

### **西依義規委員**

私だけが言ってるわけじゃないと。この委員会としては、もっとできたんじゃないかという空気でございますんで、ぜひその辺を委員長酌み取っていただきまして、お願ひします。

以上です。

### **樋口伸一郎委員長**

個人の価値観も若干含まれるところがあって、どう捉えられるか難しいところもあるっちやあるんですけどね。

委員会の今の雰囲気としては、ニュアンス的にはそういう、この額ではって。妥当性については、今、どっちかっていうと、もうちょっと、もうちょっとっていうような雰囲気がありますので、委員会の雰囲気としてはそういう雰囲気であるということでお酌み取りをいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

### **成富牧男委員**

今、ずっと答弁聞きよって気になったのが、課長会で言われたかな、課長会で、とか部長会とか。それ、仕組みをもう一回。本来やったら福祉部で高齢者もあるわけでしょう。だからそこら辺で、まず福祉部の中で整理して、優先順位を決めて、部長会っちゅうのが、ごめんなさい、臨むものかなと思ったんですが。

部長会とかさつき言われたのは、鳥栖市全部の……、ああ、課長会と言われた。

全部の該当するような、交付金事業に該当するような、全部の課がそろった中でいろいろお互いが言いおうてるのか。あんたんところのは、いや、それよりも僕んところに頂戴とかいうふうなやつがあったのか、まず、それがイメージできないんですけど。

決められた過程について——その中身についていろいろ言いませんから——仕組みだけを。

### **樋口伸一郎委員長**

担当課長会でしたか、その構成と内容というか、触れていい部分の内容を教えていただければと思いますが。

### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

今回の交付金につきましては、こういう交付金がありますよということで総合政策課から情報提供がございました。

それについて各課のほうで何か交付金の目的に合うような事業を提案してくださいということで各課、福祉でありましたら部長のほうと相談しながら、案を作ってそれを総合政策課に投げ返すというようなことがあります。

各課から出てきた分については、政策検討会議の課長会というのがありますて、そこでまず一回出そろいまして、その中でまた協議をして、ある程度その中から次の政策決定がある部長会、また調整をされて、最終的には市長との協議がございまして、その中で、今回子育てでいこうということで決定をした次第でございます。

なお、金額等についてもそのときに、増額の指示をいただいたというところでございます。

以上です。

#### **成富牧男委員**

何か分かるような分からんような、今すぐじやなくていいですから、後日、決定の仕組みみたいな、さっき言われた総合政策課から流れてきて、皆さんいかがですかと言うと。その時も各課って言われたけど、それはストレートに各課にまず来て、今度上げるときには該当する各課がいる部ごとに、何か優先順位を決めて上に上げていくみたいな感じなのか。そこら辺がよう分からんとですよ、今やり取りしても。

今後もそういう決め方というのがあると、システムがあると思いますので、簡単でいいですから何か資料で、今議会中で出してもらったらと私は思うんですけど。

#### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

総合政策課に確認をして、資料を提出したいと思っております。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員長**

そういう資料が、例えば、課長会、部長会って上がっていって、市長決裁まで上がっていく、そういうものがあるのか確認をされるということですか。

それとも、もうあるのを御存じで、そのあるものを総合政策課のほうから提出いただけないかっていう確認ですか、どっちになりますか。

もう、あるかないか。

#### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

資料の提出、そういう決定のプロセスはありますので、その資料のどれを出していいのかとかを、その辺の確認を総合政策課にさせていただきたいと思います。

#### **樋口伸一郎委員長**

それでよろしいですか。

確認の上、提出いただくと、本会期中でということでいいですか。

じゃあ、資料提出のほう、よろしいですか皆さん。

[「はい」と呼ぶ者あり]

じゃあ、そのフロー図みたいなのをよろしくお願ひいたします。

ほかに、この関連の方はいますか。

[発言する者なし]

この分はいいですね。

### **中川原豊志委員**

生活困窮者自立支援の分ですけれども、一応、5団体250万円、今回補正が上がつたるんですが、昨年も同じような事業がてあるというふうに思いますんで、昨年採択された事業内容、採択されたところの名前とか補助金、何団体が対象になったのかというのと、それから、応募されたのが何団体ぐらいあったのか。まず、昨年度の状況をちょっと教えていただきたいと思います。

### **林康司地域福祉課長**

昨年度、実施いただいた団体につきましては、7団体採用をさせていただいております。

7団体で行っていただいた内容といいたしましては、困窮世帯に対するお弁当の配付とか、地域食堂を開いていただいたりとか、居場所づくりのイベント、学習支援、あと緊急的な住居の一時受入れの事業等を行っていただいております。

応募も、当初5団体ということをさせていただいておりましたけれども、順次プロポーザルをする中で上限の250万円になかったというところもありまして、応募いただいた中で調整をさせていただいたものでございます。

### **中川原豊志委員**

それでは、昨年度の確認ですが、7団体ということは上限が50万円というふうなことなんですが、50万円まで行かなかつた団体さんが何団体かあったんで、予算の範囲の250万円まで、7団体まで活用できたというふうなことですね。

じゃあ、今年度、今5団体掛ける50万円で250万円になってますが、今年度の応募要綱等について昨年と一緒になのか、また、昨年応募されて採択された団体さんも再度応募できるのか、そこを教えてください。

### **林康司地域福祉課長**

取組の要綱の内容につきましては、昨年度と同様の内容というふうに今のところ考えております。あと、昨年取り組んでいただいた団体に対しても今回もお声掛けをいたしまして、

基本的にはそこが主になるかと思います。

あとは、社会福祉協議会や鳥栖市民活動ネットワークさんなどにも御協力いただいて、支援団体があるところがあれば御紹介いただくことになります。

**中川原豊志委員**

ありがとうございます。別に、昨年したところが駄目だというわけじゃないんですが、昨年したところに固執せずに、幅広い団体さんにこういうのがあるんだよというのを広めていただいて、多くの市民活動団体さんが参加しやすい、また、補助メニュー採択ができるそういうふうなものに進めていただきたいというふうに思いますんで、もっと多くの団体さんに声かけをしていただきたいと思います。

以上です。

**田村弘子委員**

先ほど、昨年度の採用団体が7団体あるというところだったんですけれども、この採用団体の名称とか、幾らの補助金だったのかっていうような一覧表の資料を頂くこととかは可能だったりしますか。

**樋口伸一郎委員長**

今、飛んできてる資料ございませんか。一覧表が、令和4年度になりますが。(発言する者あり)

令和5年度分のことですね。

**林康司地域福祉課長**

お手元に以前、令和5年度までをお持ちですか。

決算のときとか同じ予算のときにお渡ししていたと思うんですけども、令和6年度の分もっていうことでのお話だと思いますので、決算のときにお示しさせていただければと思います。

**樋口伸一郎委員長**

最新のってことで、お願ひをいたします。

**田村弘子委員**

ありがとうございました。

上限が50万円でっていうところで、昨年度250万円以内だったので7団体というところになってるんですけども、今年度も昨年度と同じ250万円っていうところになってるのはもうちょっと、300万円に上げたりとか、幅広く広げていくに当たってこの補正の額が今250万円っていうところは、今後増えていったりはしないんでしょうか。

**林康司地域福祉課長**

基本的なところで、今までの実績等も踏まえて、5団体の50万円を上限にというところで考えさせていただいております。

正直、期間もそこまで、国の補正予算とのやり取りの中でこの時期にしか予算計上ができないっていうこともありますので、きちんと計画を出していただいて、それが実行できるところを確認させていただきながら取り組んでまいりたいと思いますので、その中では各団体さんでも、昨年度も50万円という中でもやはりそこまで、予算を上げていただく中でも、やっぱり設定がなかったというところもありましたので、そこは今後の課題だと思っております。

#### **田村弘子委員**

今、このような団体さんは、必要性があるというところでやはり増えているかと思いますので、今年度もしも250万円に近い金額が執行された場合は、来年度はちょっと増額をしてっていうところでお願いできますでしょうか。

#### **樋口伸一郎委員長**

要望ですね。

恐縮ですけど、牧瀬委員は御質疑、ボリュームありますか。もう、さらっといければここまで行きたいんですけど。

いけですか、無理しなくてもいいですよ。

ちょっとボリュームあれば、一回ここで休憩を入れようかと思っていますけど。

#### **牧瀬昭子委員**

先ほど、なぜ50万円なのかという話があったと思うんですけど、この辺り、意見聴取として団体さんのほうから、少なくなった方たちに関しては、もうそれだけしかできなかつたとかいう話があったと思いますけど、いや、これ50万円じゃ足りないよっていう話とか、幅を広げて一団体につきもう少し幅を広げる、上限額を増やすことによって全体の金額を上げるとかっていう、団体さんに話を聞かれたりとか、その辺りいかがだったかなと思いまして、何かありませんか。

#### **林康司地域福祉課長**

そもそもこの事業を行うに当たりまして、国の補助金を活用しての事業ですので、そこで一団体への補助の上限が50万円となっていることから一団体の上限を50万円とさせていただいているところでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。国との絡みがあるということですね、失礼しました。

この時期になるっていうことも、やはり国のこのメニューからだと思うんですけど、これ

前倒しするっていうことがあれば団体さんとしてももっと使い勝手がいいと思うのですが、その辺りの御検討はいかがでしょうか。

**林康司地域福祉課長**

今回も国からの通知が、6月補正に間に合えばその時期にというふうに考えてはいたんですけども、ちょっと6月には間に合わない時期に内示等がありましたので、申し訳ないですがこの9月で上げさせていただいたのが実情でございます。

**牧瀬昭子委員**

来るかどうかっていうのが分からない限りは、予算の計上ができないっていうことになるんですか。

それを財政課とも話して、これはもう絶対必要だからということで、一般財源で出しとくとかっていうのは不可能なんですか。難しいですか。

**林康司地域福祉課長**

その確認をさせていただきながらだったんですけども、事業に取り組むに当たっては、補助を確認してからということで調整をさせていただいたところでございます。

**樋口伸一郎委員長**

検討はしたけど、結果、そういうふうになったということでおろしいですね。  
よろしいですか。

[発言する者なし]

御協力ありがとうございます。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。

午後0時9分休憩

~~~~~

午後1時10分再開

**樋口伸一郎委員長**

それでは、再開いたします。

質疑の途中でございましたので、質疑から続行をいたします。質疑のある方は、挙手にて御発言をお願いいたします。

**西依義規委員**

3ページの、システム改修委託料140万8,000円についてその改修内容と、140万円こういう感じでかかりますっていう積算根拠と、あとはこういったシステム改修委託料が各所管課で度々出てくると思うんですけど、そういうのを一個一個上げるよりもまとめて上げたほうが、何か経費節減みたいに思うんですけど、そういったことはされたりするのかどうか、3点お願いします。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

まず、今回の自立支援給付審査支払等システムの改修の内容についてなんですかけれども、こちらについては大きく2つございます。

1つが、まず福祉サービスの追加ということで、その項目の一つに就労選択支援ということで、サービスの追加が10月からなされるということで、この就労選択支援というサービスを使う場合に、その画面の中に打ち込むためのそういう項目の追加といいますか、そういう改修が1つでございます。あともう1つが、これ4月からJRの運賃の割引の制度の中で、これまで身体障害者と知的障害者だけが割引の対象だったのが、精神障害者にも拡大されたということで、それを管理するための画面の追加と、これについてはマイナンバーの連携ということで、最終的にマイナポータルの持つ手帳情報との連携ができるような仕組みをシステムの中に追加するような改修になっております。

あと、実際の積算については、それぞれの改修に伴う中身の、実際の改修作業であったりとか、その前の調査分析、それからテスト、そういうものとSEさんの作業単価等を絡めて積算をされた金額になっております。

あと、こういうシステムの改修について、もうあるのでまとめて改修できないのかというお話なんですかけれども、今回の改修については、国の制度改革に伴っての改修ということで、こういうものが出てくるたびに、実際対応していかざるを得ないというのが実情かなと思っております。

以上です。

#### **西依義規委員**

追加あと2つ、改修期間、その改修を始めて終わるまでその作業期間がどれくらいなのか、例えば、1週間で終わるのか、3か月かかるのか。

それによって、140万円がそれぐらいかかるのか、いや、3日で終わるのにそんな140万円もかかるんやろうとか思うんで、その改修期間と、あと私が言うのは、国は今年変えたけん来月からしてとは言わんやないですか。いろんな制度が変わるわけです、どこの課も。

来年度からこれ始まりますというんで、せめて福祉部の分ぐらいは、そのSEさんって、いろんな業者で専門性がどこまであるか知らんですけど、コンピューター業界ってそんな変

わらんと思うんで、うち来年度はこれとこれもあるよって、うちも来年度これある、じゃあ全部で発注しましようよ、みたいなことはできそうな気がするんでそういうことは今までなかつたのかどうか、2点お願ひします。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

まず、システム改修の期間については、約1か月程度ということでお聞きしております。あと、そういう改修について、すぐ始めなくてまとめてできないのかという話ですが、今まで実際そういう調整ということをやつたことはありません。

基本的には、こういう制度改正があったら、極力すぐ対応できるようにということで個別に補正予算を上げて対応しているような形になります。

以上です。

**西依義規委員**

もちろん、すぐ対応するのは当たり前でいいことですけど、国の税金じゃないんでしょう、これ。全部国ですか、市の……。そこをもう一回お願ひ。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

この費用については、国の補助が部分部分でございまして、国庫補助金がございます。システム改修の中の就労選択に係る分が2分の1補助、精神障害者の旅客運賃に係るマイナンバー連携についてが3分の2補助になっております。

**西依義規委員**

分かりました。ただでは引き下がりたくないんで、そういったのもたまには横と連携しながら、話し合うことも必要じゃないかと、せっかく同じ部署におるんで、うちはうちでやつたらまさしく市役所の縦割り、組織の典型なんで、ぜひ。

先月、この業者さんここに来とったけど、来月うちんところに来とるよっていうことがないとも限らんので、ぜひ今後よろしくお願ひします。

以上です。

**成富牧男委員**

今の西依委員の質問に関連してですけど、ずっと同じ業者だったら向こうから言ってきている値段が正しいかどうかっていうのはどういうふうにして、まさに言い値なのか、何か比較する手立てっちゅうのがあるんですか。

とりあえず、それだけ聞いておきます。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

委託先については、基本的に基幹系の情報と関わる部分もありますので、そこを管理している業者に委託する形にどうしてもならざるを得ないという部分がございます。

その費用が妥当かどうかということについて、どう見ていくのかということなんですが、その辺り積算の中身、例えば、ＳＥの1日単価とか、この辺りとかは相場と比較して見れる部分があると思っております。

以上です。

#### **成富牧男委員**

今、言われたＳＥさんの単価、結構ＳＥさんに関わる部分が多いと思うんですよ、そのシステム改修なんかの内容というの。

だから今、言われたような比較する材料があるのであれば、そこんところをしっかりチェックしてやっていただきたいと思います。

以上です。

#### **中川原豊志委員**

3ページの、今のシステム改修の下の分、障害者自動車運転免許の補助金のところなんですが、今回の70万円は、当初何名ぐらい見込んで、どの程度オーバーしそうなのか。また、その要因はどこにあるのかというのを確認させてください。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

まず、当初予算の段階で見込んでいたのが、この支給が1人頭10万円でございまして、当初で30万円と見込んでおり、3人分ということで見込んでおりました。

今回、7人分追加ということになっているんですが、実際増えた要因といいますか、この分については昨年度、年度後半に運転免許を取得したいという申請がございまして、ただ実際に交付するのは免許を取られた後に、免許を取られてから1人10万円という形で交付をしております。

ですので、申請があっても、それから障害のある方は免許を取るのに大体半年から1年ぐらいかかっているような形になりますので、年度後半に申請をされた方についてもその年度の中で免許を取られていることが少ないとということで、そういう方の繰越しが多くありましたので、その分で見込んでいた数よりも多くの金額を交付する必要があるのではないかということで補正をいたしております。

#### **中川原豊志委員**

見込んだった分が前年度の分の申請というか、免許証を取得するのが今年度になったからというふうなことやけれども、要は、多くの障害者の方が免許を取るようになった要因っていうのは、要は、3名分しか見んどらんやったのが、10名分になるわけですね。

だから、かなり見込みと違うような状況なんで、なぜそういうふうに増えてきているのかっていうところをつかんどかんと、来年以降の予算立ても難しくなってくると思うんですよ。

その辺の要因というのをもう少し判断するべきじゃないかなと思ってお聞きしよとやけんが、その要因をつかんどるならば教えてもらいたいなど。

**下村志保高齢障害福祉課障害者支援係長兼障害児通園施設園長**

例年、免許の助成については、実際の実績が2件、3件と最終的な人数がその人数になっておりますので、実績をもとに翌年度の予算を立てるところもありますので、通常3件、4件ぐらいで要求をしているところでございます。

以上です。

**樋口伸一郎委員長**

じゃあ、実績ベースということであれば、今回の実績は反映されて検討されるっていう認識でよろしいですか、お答えで。今回の実績、今まで先ほど言われたお答えの実績だったと。でも、これから先はこれが実績になってくるかと思いますので、それを検討されるっていうお答えでいいですか。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

今年度実績を見ながら、来年度は考えていくことになるかと思います。

ただ、今までの実際の交付の人数の流れからいくと、昨年後半に申請がいきなり増えたというような形では捉えている部分はございます。

以上です。

**中川原豊志委員**

だから、今まで少なかったけれども昨年後半に申請が増えたって、いきなり増えたっていうのが、例えば、制度的に申請をしやすくなったとか、もしくは、そういう障害者向けの自動車がだんだんPRされて、私でも免許を取れるというふうになってきているのか、そういうところをつかんでいるのかっていうのを聞きたかわけですよ、例年の実績とかじゃなくって。

だから、何か制度的に運転免許を取りやすくなったとか、もしくは、そういう障害者向けの自動車、自動車は整備もせないかんけんね、そういうふうな車が出回って、皆さんのが免許を取りたいというふうな状況になったのか、そういうところっていうのはあるのかなというのをお聞きしたいわけです。

**樋口伸一郎委員長**

まず、状況をどこまで把握されているのかということでもいいです、車の性質とかですね。

暫時休憩します。

**午後1時24分休憩**

~~~~~

午後 1 時25分再開

**樋口伸一郎委員長**

再開します。

立石課長、お答えをお願いいたします。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

特に、免許に関わる制度が変わったりとか、改良された車が新しく出回ってるとかそういう要因というのは考えられないです。

ただ、一般就労とかを希望される場合については、運転免許がやはり必要というところが非常に認識として広がってきてるんではないかという感じはございます。

以上です。

**中川原豊志委員**

もう分からんならいいんですが、要は、急に増えたんで何か要因があるのかなと思って確認をさせてもらったんで、多くなつた要因っていうのを担当課でもある程度、何で増えたかっていうのを確認して、次年度以降の予算立てもせないかんけんが、そういうところに反映できるようにしていただきたいというふうなことです。

**樋口伸一郎委員長**

御要望ですね、よろしくお願いしておきます。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

~~~~~

**議案甲第35号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

**議案甲第43号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例**

## **樋口伸一郎委員長**

次に、議案甲第35号と議案甲第43号については、一括して審査を行います。

それでは、議案甲第35号及び議案甲第43号、以上2議案を一括して議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

## **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

ただいま議題となりました、議案甲第35号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び追加議案として提出いたしました、議案甲第43号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

まず、初めに本日お配りしております資料を御覧いただきたいと思います。紙でお配りしてあると思うんですけども。

条例に規定しております保育施設の種類について、一覧表にまとめておりますので、教育・保育施設は保育所、認定こども園、幼稚園を言います。利用児童の対象年齢は0歳から5歳児、市内には表の右の欄の施設が所在しております。

その次の地域型保育事業につきましては、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等の、先ほどの教育・保育施設より規模の小さい施設または事業で利用対象児童の年齢を0歳から2歳以上対象にしております。市内に表の右の欄の施設、事業所が所在しております。

この表の上2つの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、共に条例に基づいて施設給付費を受けるために、市によって確認された施設でございます。そのため、特定という文字が頭のほうに付いております。

また、一番下の欄の家庭的保育事業等は、特定地域型保育事業と同じ施設を対象としておりますが、家庭的保育事業は、市から任意に認可された事業であるため条例も鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例として、別条例で認可基準を定めているところでございます。対象は同じですが、条例では特定地域型保育事業は施設給付にすること、家庭的保育事業は認可に関することと区別されているところです。

また、特定地域型保育事業については、保育内容の支援、代替保育の提供、卒園後の進級先の確保などの連携協力をを行う連携施設を確保することとなっており、この場合、連携施設は特定教育・保育施設の保育所、認定こども園、幼稚園とされております。

それでは、議案甲第35号について御説明をいたします。

鳥栖市議会定例会議案の32ページをお願いいたします。

改正の理由といたしましては、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特

定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたことに伴うものでございます。

改正内容は、特定地域型保育施設が代替保育や保育内容支援に係る保育所等の連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合、他の同様の特定地域型保育事業者などと適切に連携する等の要件を満たすことで、当該連携施設を確保しないことができるとする規定及び要件になっておりまして、その運営基準改正に合わせて所要の見直しを行うものでございます。また、今回併せて連携施設確保についても経過措置が10年から15年に延長されており、本条例もこれに合わせて期間を延長するものでございます。

なお、本条例の主な改正箇所は、32ページから34ページの第37条及び第42条第2項から5項の部分でございます。

また、条文の追加により、項の繰下げ及びその他軽微な文言の修正を行っているところでございます。

また、経過措置についての改正箇所は36ページの附則の第5条の部分でございます。施行日は、公布の日からといたします。

ちなみに、本市の特定地域型保育施設につきましては、全て連携施設が確保されておりますので、今回の条例改正により影響が生じるということはございません。

続きまして、議案甲第43号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について御説明いたします。

鳥栖市議会定例会議案その2の3ページをお願いいたします。

今回、3つの条例の改正を併せてお願いするところでございますけれども、改正の理由といたしましては、保育事業や施設等での児童虐待について、児童養護施設等の職員による虐待と同様、職員による通報義務等が追加され、児童福祉法の一部改正が行われたことにより、本条例が引用する児童虐待の定義の部分について、児童福祉法等の項ずれを改めるとともに、児童福祉法の引用条文に該当しない認定こども園及び幼稚園の職員について、法の一部施行に伴い、改正される認定こども園法の条文を新たに引用するものでございます。

なお、鳥栖市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正箇所は、第1条の部分の改正後の第25条の部分でございます。また、第2条におきます鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正箇所は、改正後で言うところの第13条の下線部のところでございます。

同様に、第3条の鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正箇所は、4ページにまたがりますけれども、4ページでいくところの表の第13条の下線部のところでございます。

なお、本条例改正は、追加議案として今回提出しておりますが、その理由といたしまして、児童福祉法の改正は令和7年10月1日施行として令和7年4月25日に公布されていたものの、その他の改正箇所の有無を含め、省令の改正の動向を注視しておりました。

9月に入りまして国から省令の改正案が通知され、今回の条例の改正箇所以外の改正がないことを確認しましたので、改正法施行日の10月1日に合わせ施行するため追加議案として御提出したものです。

説明は、以上になります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

#### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。執行部の御説明が終わりましたので、これより2議案一括して質疑を行います。御質疑のある方はどうぞ。

#### **西依義規委員**

いや、2つともですけど、この条例変更で何かが変わるので、現場とか保育所とか。何か変わることがあるのか、ただの条文変更なのか。

#### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

第35号については、特定数を設けなくて、同業者みたいなところと連携すればいいですよというような、ちょっと緩和するような条例なんですけれども、鳥栖市の該当する特定地域型保育事業所におきましては、もう全て連携施設がありますので、この条例の変更によって何か影響を受けることはございません。

議案甲第43号の部分については、これは3つの条例改正がかかっているんですけれども、これについては、そもそも児童福祉法が、児童養護施設とかそういった施設は職員の虐待等については通報しなさいという義務が課されたんですけども、それが拡大しまして、保育に関する事業とか施設の職員は全て通報義務というのが今回盛り込まれましたので、それによつて鳥栖市が認可します小規模事業所等の施設については、通報義務を新たに付されるところでございます。

条例については、虐待を定義した部分の引用ですので変わらないんですけども、保育施設が新たに2項目、3項目に追加されたことによって、今まで33条といったものが、第33条っていってたものの後に2項、3項が増えたので、これが33条の第1項という、その部分がちょっと変わるということでございます。

以上です。

#### **西依義規委員**

ということは、もう児童福祉法が変わって、もう一つ上位の法が変わったんで、もともとそれあるんで、この条例で変わるということはないってことで、法律が変わったんで通報義

務はそこで変わったということでいいんですか。もともとなかったのが、条例じゃなくて児童福祉法改正で変わったというふうに捉えていいですか。

**高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

もともとなかったものが、法律の改正によって通報義務が発生したものでございます。

**樋口伸一郎委員長**

補足で、私からちょっと確認ですけど、ということは、通報義務が拡大されたというような、拡大というか新たに加わった部分っていうのを、今度は各施設、事業所であったりそういう該当する部分に知つてもらう必要があると今のやり取りで思ったんですけど、その辺りの啓発っていうのは、計画か何か持たれていますか。

ここでやり取りして、そのまましておくということは、知らなかつたっていうこともあり得るかもしれない。

関係各所、あるいはそこで働く方にこのような制度改正がなされたよという周知も必要なと思ったんですが、いかがですか。

**高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

国の制度改正に合わせて、当然制度の改正があるということで、関係する施設については通知をしております。

これについては、もう全国的に都道府県が管轄する部分とか、市町村が認可する部分とかありますので、そういったところも一斉に取り組んでおりますし、国の虐待のガイドラインも変更になりますので、そういったところは丁寧に市内の事業所さん等にお伝えしていくたいと考えております。

以上です。

**樋口伸一郎委員長**

よろしくお願いしておきます。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

~~~~~

**報告（地域福祉課、高齢障害福祉課）**

**生活保護における加算認定漏れについて**

## 高齢者福祉乗車券について

### 樋口伸一郎委員長

次に、議案外の報告がございますので、これをお受けしたいと思います。

それでは、御報告をお願いいたします。

### 林康司地域福祉課長

地域福祉課から1件ございます。

先日、委員の皆様には通知を順次させていただいた分ですが、生活保護における加算認定漏れに関する御報告でございます。

加算漏れにつきましては、内容といたしましては、生活保護受給者の方の介護保険料の加算漏れが2件ございまして、その方それぞれ加算が漏れていました期間といたしまして、令和5年7月から11月で1万880円。もう1人の方が、令和4年7月分で96円の2件でございます。

原因といたしましては、介護保険料加算につきましては、毎年、該当者の全件チェックを行っていますが、介護保険料の漏れはないものと考えておりましたけれども、生活保護の開始時の加算認定につきましてチェックが行き届いていなかったことがもともとの原因でございます。

今回の事例につきましては、生活保護開始時に加算すべき介護保険料を介護保険者へ照会した際に、1件は回答が返ってきておりましたけれども、加算処理入力等を失念しておりました。もう1件は、回答が返ってきてないことをチェックできていなかったため加算漏れが生じたものでございます。

対応につきましては、加算漏れが発覚いたしました対象者の方には、説明、謝罪をいたしまして、今月中に追加支給を行うことといたしております。

再発防止の取組につきましては、介護保険者への保険料の照会を行う際に、チェックリストを設けて担当者はそれに記入し、回答が返ってきた時点や加算入力をした時点においてチェックを行います。査察指導員は、定期的にチェックリストの確認を行うといった取組により再発防止を図ってまいりたいと思います。

市行政の不信感を与え、また加算漏れの対象者になりました方に御心配をかけまして大変申し訳ございませんでした。

地域福祉課からは、以上です。

### 立石光顕高齢障害福祉課長

続いて、高齢障害福祉課から御報告事項です。

高齢者福祉乗車券についての御報告になります。

高齢者福祉乗車券につきましては、75歳以上の方及び自動車運転免許証を返納または更新されなかつた70歳から74歳までの方を対象に、100円券50枚つづり、5,000円分を1,500円で販売しております。この高齢者福祉乗車券の利用促進を図るため、愛称を「でかける券」といたしました。

親しみやすい愛称は、高齢者福祉乗車券のPRに効果的と考えており、今後、この「でかける券」という愛称を用いて高齢者福祉乗車券について周知し、高齢者の外出支援をより一層努めてまいりたいと考えております。また、現在、市内路線バス及びミニバスでお使いいただけるようにいたしておりますが、本年11月1日から予約型乗合タクシーの実証運行が開始されることから、この当該乗り合いタクシーにおいても使えるようにいたします。

予約型乗り合いタクシーでは、1回の乗車につき運賃500円のうち200円分を上限に使用できるようにいたします。

以上、御報告いたします。

#### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。この際ですので、まずは地域福祉課の生活保護における加算認定漏れについて、こちらから御確認したいことや御意見などがありましたらお受けしたいと思います。

御発言のある方、挙手にてお願いをいたします。

#### **成富牧男委員**

このことで一番気になったのは、一般質問の中で、今の人員不足っちゅうか、欠員ちゅうか、それが気になったんですけど。

その現状を改めてこの場で言っていただくのと、それと、聞きよってあまりにも激しかったのでびっくりして、現状、どういうふうにして通常業務をやっておられるのか。ちょっと大変やろうと思って。

#### **林康司地域福祉課長**

永江議員の一般質問の中でお答えさせていただきましたように、当初、ケースワーカーにつきましては、5人配置しておりましたけれども、現在4人というところでございました。

永江議員のほうからも、現状の体制といたしましてはケースワーカーが実情は3人というところで、どういうふうな対応というところにもなるんですけれども、まずケースワーカーの人数は実働としては3人ですので、約350世帯の分を3人で担っていただいております。ですので、当初に会計年度任用職員等の採用も含めまして、今までケースワーカーに専念することがなかなか難しかつたんですけども、それが専念することができるような体制までは、

他の周辺業務は会計年度さんで担える分は担っていただくというところの体制をとっておりますので、大変厳しい状況ではございますけれども、今の現体制で乗り切るようなことで対応いたしているところでございます。

#### **成富牧男委員**

増員せんわけ、増員の見込みとか要求とかいろいろあるけど。

それと——時間を短めに取るために——大体ケースワーカーになる……、どげん言えばいいかな、さっき気になったのが、ケースワーカーの本来業務がどこまであるのかと。その周辺業務は会計年度任用職員さんにしてもらっとるとか言いんしゃったけど、そこの業務を説明していただくのと、そこに配置されている人たちの経験年数がちょっと気になるところもあるみたいね。

標準経験年数とかそこんところは、そこのケースワーカーに配置するのは、大体これぐらいの経験年数を持った人を配置しているとか、そうじやなかったら、最近の一番経験年数の浅い人で、どれぐらいの人を配置したのか参考に聞きたいと思います。

#### **林康司地域福祉課長**

欠員が出てたことによる増員なり何かしらの補充につきましては、総務課とは協議を行わせていただいたんですけども、年度途中での補充は難しいということで、会計年度任用職員で対応ということで、その分の1名の採用をいたしているところでございます。

ケースワーカーの専念というところですが、今まで文書の受付とか契約事務とかそういうところも担っていた部分もございますし、入り口の部分、周辺業務、いろんな照会、各自治体とか、金融機関とかといった照会とかもケースワーカーで行っていた部分があるんですけど、それを新たな会計年度さんで担って、周辺業務ということで、医療事務とかもですね。そういうところを担当しているところでございます。

#### **成富牧男委員**

ごめんなさい。私の聞き方が悪かったです。

大体、他所をどれぐらい経験して、ケースワーカーとして配置されているのかっていう、例えば、最短これぐらいとか最近の例でいいですから。

#### **林康司地域福祉課長**

新規採用で配置の場合もございます。

以上です。

#### **成富牧男委員**

課長が悪いじゃないけど、サポートする体制があった上で、新人さんたちならまだ分かるらしい。総務課は、ようそげなことするねって。しかも、一般質問の答弁が間違いじゃ

なかったら、警察〇Bば入れとっちゃろう。そっちのほうは、配置しとるわけよね。それはどういう役割で、ケースワーカーじゃないよね、もちろん。

もし、入れるなら、私はケースワーカーのほうが先じやないかと思うとばってん、ケースワーカーの仕事をするのは。やっぱり暴力とか、いろいろそういう事例が頻発しよるわけ。

#### **林康司地域福祉課長**

頻発っていうよりは、現在はカスハラ等々ですね。そういったところの職員の負担軽減も図るために、地域福祉課に配置はいたしておりますけれども、福祉事務所での対応も考えた上での配置でございます。

#### **成富牧男委員**

警察の〇Bの方は、今言われたごと、福祉全体の窓口っていうこともある程度——それやつたら、やっぱり別にケースワーカー業務をやっとるところにはそれなりの人ば置かないかんし、今のように手薄のところでやつたら、もうみんなで育て上げるとかできんわけやん。そういう人がお辞めになったんじゃないでしょうね。

それは、もういいけど。私、信じられんね。そういう1年目ば、今のような厳しい鳥栖の体制、いわゆる地域福祉課のケースワーカーの体制の中で、新人を置くとか、サポートやらできんやろうもん。ひいてはそこの、自立を促さないかんとに自立どころの話じやない、訪問するのもやつとかつっていう感じやろうけん。

上に頑張ってギャンギャン言うて。よろしくお願ひします。

#### **西依義規委員**

もう1個の報告に対して、いいですか。

#### **樋口伸一郎委員長**

分けて、まだ、地域福祉課のほうから行ってるんで。

地域福祉課の生活保護について、ほかにある方はおられませんか。

[発言する者なし]

それでは、次に高齢障害福祉課の高齢者福祉乗車券について御確認や御意見などがありましたら、お受けしたいと思います。御発言どうぞ。

#### **西依義規委員**

名前の変更、とてもいいと思うんで、ただ、今75歳で、早期で70歳でしょう。高齢者福祉乗車券という名前だったんで、高齢者といえば、多分65歳以上が高齢者と思うんですよ。もちろん、予算が莫大になると思うんですが——知らんですよ。

ただ、来年の予算要求の時期なんで、例えば65歳以上にした場合どれぐらいの見込みなんか。今は840万円でしょう。もちろん、増えるかもしれないけど、やっぱりこの高齢者の移動支

援っちゅうのは、私は早めにバスのほうに移動していただいたほうが、まだ若っかけん、この名前をたまたま変えるんで余計に65歳ぐらいの方々も少し広げるのはどうかなと思うんで、ぜひ積算ぐらいはしていただきたいなど。

それ、もうむちやくちゃ3,000万円も4,000万円、5,000万円になるならいかんんですけど、もし这么いったのがあれば、私はこれを機に、少し年齢も考えたほうがいいんじゃないかなと思います。以上です。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

現在、実際に75歳以上が高齢者の分、免許返納者については70歳からということでしたるんですけども、こちらの健康寿命と言われるもの、これが大体七十代半ばぐらいから前後ということになってきますので、そういうものも含めて健康なうちは極力歩いたりとか、あるいは車の運転にしても、差し支えがないような部分があるんじゃないかというところで、一つの線引きとして今75歳というところを考えております。

ただ、おっしゃってるように65歳からになった場合について、積算とかそういうものについては改めてやっていきたいと考えております。

以上です。

#### **中川原豊志委員**

名前の変更については、別にいいんじゃないかと思うんですが、いつもこれ、高齢者福祉乗車券のときから言いよったんですが、75歳以上、もしくは70歳以上で免許を返納した人が、この乗車券を申請するに当たっては、どこでどういうふうな形で申請できますか、今の状況で。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

高齢者福祉乗車券、これ販売をしておるんですけども、販売については高齢障害福祉課の窓口のほうで販売します。

あと、イベントのときに、販売のブースを出したりもいたしております。それで、お電話で予約等があれば、例えば、まちづくり推進センターのほうで受け取りをしていただくというようなこともいたしております。

以上です。

#### **中川原豊志委員**

高齢者福祉乗車券の利用促進で、なかなか購入者が増えていないような状況のような気がするんですね。高齢障害福祉課まで、窓口まで来てからしか買えない、じゃあ免許返納した人がどうやって来るかって、またミニバスか何かで来ないかん。

家族が連れてくれば一番いいんやけれども、家族もいない、75歳以上で外に出るのもおつ

くうだという人に買っていただくに当たって、もう少し購入場所を、電話で申請してまちセンぐらいで、もう少し簡単に購入できるような制度にできないのかなと。そうすると、もう少し利用者が増えて、せっかくミニバスから今度は乗り合いタクシーでも使えるようになるんで、利用促進をしてほしいところがあるんで、もうちょっと購入条件のところを緩和してほしいなという希望があるんですが、今まで以上に何かできますか。

**樋口伸一郎委員長**

利用促進につながる検討をされたことがあるのか、あるいはそういう話をしたことがあるのかとかでもいいです。現状をお教えください。

**大石美由紀高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長**

お尋ねいただいた拡大の部分なんですけれども、イベントという部分で言いますと、昨年まではバスの日だけだったりっていうところでしておりました。

それを、今年でいえばネスティバルだったりとかいうところでの販売、それと、あと出前講座の中でも御要望次第で販売をするなどといったところでの拡大をさせていただいているところです。

また、販売の件数なんですけれども、コロナの時期に一旦やはり減りましたけれども、今順調に伸びている状況でございます。

以上です。

**中川原豊志委員**

もう、要望になるかもしれません、まちセン等でもう少し気軽に購入できるような制度にしてもらえんかなというふうに思いますんで、これ、要望しておきます。

それと、乗り合いタクシーの実証実験において乗り合いタクシ一代500円がかかるのに、何で200円しか使えないのかなって疑問に思うんですが、これは、事業者のほうから200円までと言われたのか、向こうの国道・交通政策課のほうで制度的に200円までにしたらいいよというふうになったのか。できれば、500円分使ってもいいやんっていうふうに思ったりもするんですけど、200円となった原因というのには何かありますか。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

使える金額については、国道・交通政策課のほうとも十分話をしながら決定をしていったんですけども、兼ね合いといたしましては、今、実際に高齢者福祉乗車券を使って路線バス、ミニバス、こちらからの乗換えがどれぐらいあるのかというのを考えたときの部分ですね。乗換えられる方が、こちらの乗り合いタクシーのほうばかりにあまり増えてしまうと、そういう路線の維持というものを考えないといけないという部分もございます。

また、実際これを請け負うタクシー業界の方に御意見をいただく中で、乗り合いタクシー

があまり安くなってしまうと一般のタクシーの乗客が減るということも非常に危惧をされてあった部分でございました。こういうことを勘案しながら、今回200円までということで決めたところです。

以上です。

#### **中川原豊志委員**

ミニバスが走っていない曜日に乗り合いタクシーを使うということなんで、日にちが違うんで、ミニバスの利用者が減るようなことはそんなにないのかなという気がするんですが、何で200円やったのかなっていう、300円じゃできなかつたのかなとか思うところなんで、もう決まっているんで仕方がないんですが、今後検証をまたしていただきたいと思います。

#### **牧瀬昭子委員**

名前の変更というところには、異論はございません。せっかく変えるんだったらと思いまして、今券ですよね、紙だと思うんですけど。

ミニバスに乗っている方とかが使われているときに、高齢者の方でもう目も乏しくなったりとか、出すのが大変だったりとかっていう方がおられるということを聞いておりまして、今スマホでピッとしたり、カードでピッとしたりすることがかなり増えてきているので、そういうしたものにシフトしたりとかする機会になつたらよかったですのになと思いながらなんですが、そういう検討とかはかつてあったでしょうか。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

見積りを取つたりとかそういう非常に進んだところまでの検討はしていないんですけれども、今回、国道・交通政策課とかで話をする中で、今そういうスマホのアプリとか、そういうものも進んできているので、そういう方向での動きというのも今後考えていかなくてはならないのかなということは、お互い話をしたところです。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員長**

選択肢を増やすという意味でも、ぜひお願いします。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

それでは、議案外の報告を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩をいたします。

#### **午後2時4分休憩**

~~~~~

午後 2 時16分再開

樋口伸一郎委員長

それでは再開いたします。

~~~~~

教育部

議案乙第17号令和 7 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）

樋口伸一郎委員長

これより、教育部関係議案の審査を行います。

議案乙第17号令和 7 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

議案乙第17号令和 7 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）、教育部関係議案の説明を申し上げます。

歳入について、御説明申し上げます。

委員会資料の 2 ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 6 教育費国庫補助金、節 4 社会教育費国庫補助金のうち、子ども・子育て支援交付金につきましては放課後健全育成事業に対する補助金として、国から事業費の 3 分の 1 の補助を受けるものでございます。

子ども・子育て支援施設整備交付金につきましては、市内社会福祉法人が行う放課後児童クラブの施設整備に対する国の補助でございます。

これにつきましては、また歳出で御説明いたします。

款17県支出金、項 2 県補助金、目 8 教育費県補助金、節 4 社会教育費県補助金につきまして、子ども・子育て支援事業費補助金、子ども・子育て支援施設整備費補助金は、先ほど国庫の補助金で説明させていただいた分の県負担分でございます。

西木純子教育総務課長

款23市債、項1市債、目6教育債、節4中学校債につきましては、基里中学校大規模改造事業に係る市債でございます。

#### **井手崇雄学校教育課長**

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

委員会資料、3ページを御覧ください。

款10教育費、項1教育総務費、目3学校教育事務局費、節7報償費及び節8旅費につきましては、部活動地域展開推進のため、有識者や学校関係者、保護者、関係団体等と連携を図りながら必要な事項について検討を行うために設置する、推進会議の謝金及び一般旅費について補正するものでございます。

現時点では、委員として15名を予定しており、うち謝金対象者11名と考えているところでございます。

#### **西木純子教育総務課長**

項3中学校費、目4学校建設費、節12委託料につきましては、5ページの主要事項説明資料に基づき、主なものを御説明いたします。

基里中学校大規模改造事業の内容については、仮設校舎を運動場に設置し、管理棟、特別教室棟、普通教室棟の改修を行います。

施設概要といたしましては、鉄筋コンクリート造2階建てでございます。改修内容は、屋根、外壁、内装、電気設備、給水管改修等を行います。また、エレベーターの設置を計画しております。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

目1社会教育総務費、節14工事請負費につきましては、なかよし会施設の給湯器及び安全対策のためのインターホンを設置するための営繕工事費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、なかよし会の入会費増に伴う補正でございます。

子ども・子育て支援施設整備交付金につきましては、6ページの主要事項説明書を御覧ください。

社会福祉法人田代保育園が開設を予定しております放課後児童クラブの施設整備に係る費用の補助を行うもので、負担割合は国2分の1、県8分の1、市8分の1、事業主4分の1でございます。

この放課後児童クラブは、田代保育園に隣接する施設を改修するもので、令和7年度中の竣工を予定されておりましたが、県の審査において一部書類に不備があったため、完成時期が遅れることがあると聞いております。

戻りまして、3ページの目3図書館費、節10需用費につきましては、市立図書館の照明及び消防設備の修繕に係る費用でございます。

#### **西木純子教育総務課長**

継続費について御説明いたします。

資料、4ページをお願いいたします。

基里中学校大規模改造事業について、令和7年度から令和10年度の事業経費総額22億7,600万円を各年度の事業費を年割額とし、継続費を計上し、その財源内訳を記載しております。

以上で、議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）の教育部関係議案の説明を終わります。

#### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

#### **牧瀬昭子委員**

5ページの基里中学校大規模改造工事について、質問させていただきます。

屋根、外壁、内装、電気設備、給水管改修ということだったんですが、基里中学校を利用されている当事者である中学生にお伺いしたところ、外の運動場側にあるトイレがとても汚くて、体育祭のときとかがとてもトイレを我慢しなきゃいけなかつたりとかで大変なんですけど、その辺りの改修も一緒に入っているのかどうかっていうのを尋ねさせてください。

#### **西木純子教育総務課長**

確かに、運動場のトイレに関しても改修をお願いしたいということで、学校から要望が上がっておりますので、今回、大規模改修工事事業の中で進めてまいりたいと思っております。

#### **中川原豊志委員**

同じところでですが、仮設校舎を運動場に建設予定というふうなことを今言われたんすけれども、場所はどの辺に考えていらっしゃるのか。また、基里中学校の運動場については、社会体育関係で野球とかそういったものに貸し出されているのがあるのかどうか、あるんであれば、仮設校舎を建てた場合、影響があるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

#### **西木純子教育総務課長**

仮設校舎の場所になりますが、現在計画しているところは、運動場の南側のほうに寄せた形、南側というか並行ですね、既存の校舎の位置と並行した形で仮設校舎を造ることにしております。

なぜかといいますと、仮設校舎を造ったところの北側に駐車場も設置したいと考えております。

ますので、駐車場のスペースを確保した上で、そのスペースの南側に仮設校舎を建設したいと考えております。

社会体育に関しては、現在使われているところ等に、今後話を進めていくことになるかとは思います。

#### **中川原豊志委員**

現在、旭小学校も仮設校舎を建てられている関係で、社会体育関係の少年野球だったりとか、また地域の行事でも使えなくなっている状況もあったりしますし、同じような状況にまた基里中学校もなるんであれば、体育の授業とか体育祭等にも影響があるのかというふうに危惧をするところがありますんで、なるべく仮設校舎の場所とかを、今、学校の授業として使っているところ、または社会体育に貸しているところ、そういうところになるべく影響がないようなところに仮設校舎を建てていくような配慮ができるものなのか、再度確認をさせていただければと。

#### **西木純子教育総務課長**

ただいま中川原委員からお話があったとおり、旭小学校の大規模改造工事に関しては、社会体育利用も多かったというところで様々な問合せ等をいただきました。

ただし、学校施設の改修を安全に行うためにその辺りのところと、あと社会体育が別の箇所で対応ができるかどうかっていうところの御案内等をさせていただいて、現在、旭小学校に関しては大規模改造事業を進めさせていただいているところです。

併せて、基里中学校に関しましても現場の意見等を勘案しながら、こちらのほうで調整等を図っていくことになるかとは思っております。

#### **牧瀬昭子委員**

田代小の学童の件なんですけれども、6ページをお願いします。

この分の2,151万2,000円ということなんんですけど、この中身について、もう少し詳細に、何がどのぐらいかかるかっての金額なのかを教えていただけますか、内訳をお願いします。

#### **佐藤臣久生涯学習課放課後児童クラブ支援室放課後児童クラブ支援係長**

今、手元に内訳まではございませんが、実際工事の内容としましては、施設及び設備の改修工事、また耐震の改修工事を行うということで聞いております。

#### **牧瀬昭子委員**

分かりました、ありがとうございます。今回30人の定員数ということなんんですけど、ちょっと基本的なことを教えていただきたいんですが、人数に対するその予算の上限とかがあるものなのか、何かそういうものが基準として設けられていますか。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

人数に対する上限というものは、特にはございません。

#### 西依義規委員

これ、建物構造は3階建てで、建物1階部分をこれに使うという、その内装の工事代っていうことですか。もうちょっとこれの中身を、どういうふうに始められるか教えてください。

#### 佐藤臣久生涯学習課放課後児童クラブ支援室放課後児童クラブ支援係長

3階建ての建物ではございますが、学童を実際されるというのは1階部分になります。

2階、3階部分は、今、寄宿舎というふうな形で利用されておりますけれども、そこについてはまた別の利用をするということで聞いております。

以上です。

#### 西依義規委員

この建物は、もう現在あるっていうことなんですか。それを改築工事か何かされる。

それは見れたりするんですか。それとも、もう見れないですか。

#### 佐藤臣久生涯学習課放課後児童クラブ支援室放課後児童クラブ支援係長

建物は、今の田代保育園の北側に宗教施設の建物がございます。そこを、今年の4月に取得をされております。

そこを改修して、事業を始めるということになります。

#### 西依義規委員

今は、もう足りない足りないでしょう。だけど、だんだん子供が減ってきた場合、全体的な定数とかで、市で管理して新たな新規参入をどこまで抑えるとか、そういう数字っていうのがあるんですか。どんどんまだ来たら、許可、許可、許可とかするんですか。

#### 久家喜男生涯学習課長兼図書館長

おかげさまで、民設の開設を随時行っていただいているところではございますけれども、そこの数字の部分に関しては、今後の検討事項ということで考えております。

#### 西依義規委員

今、需要と供給の話をすると、定員が何人ぐらいで、今、供給がこれぐらいで、その代わり、今、人がいないんでとかいう、いろいろあるんですけど、その全体数を教えてもらっていいですか。

#### 豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長

せんだって見直した、子ども・子育て支援計画がまさにその位置づけできてまして、需要と供給なんんですけど、令和7年度現在で、需要を1,134人、供給を1,114人ぐらいで、マイナス20人ぐらい。計画年度が前々年ぐらいになりますんで、この数字で令和8年度、あるいは9年度ぐらいから供給する量がおおむね整ってくるんじゃないかなという計画にはなっており

ます。

この計画は、市内の全児童数の増減を見て、増えてる、減ってる、それが大きな変化か、小さな変化かというところに対して、学童の利用の率、この率が、過去5年ぐらいで見てまして、その率が、今一番新しい年度で大体25%近くに上がってきているんですね。ですから、分母の全児童数が減ってる中で、利用の率は上がってきてている。この折り合いがどこなのかっていうのは、一旦計画では数字を落としてるんですけど、それでも今年度の鳥栖北小の4年生の申込みが例年になく多かったとか。こういう、特殊要因があつたりとか、あるいは大規模な開発があったと、こういうときには、当然数字がちょっと変わってくるということになつて、今のところはなかよし会のほうで田代のを建てさせてもらって、今の既存よりちょっと大きい。あるいは、民設さんの動きも出てきている中で、施設的な物は十分とは言えないものの、対応できるんではないかと。

ただ、申込みによっては、今年度みたいにどこどこ小学校で何十人という待機児童はですね、あるのかもしれないという想定はしてます。

以上です。

#### **西依義規委員**

ということは、私が知りたかったのは、要は民間参入をウエルカムなのか、それとも、もうそろそろいいですよなのか、その辺はどうなんですか。

#### **豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長**

それはもちろん、民設さんが建てていただくんであれば、ウエルカムですね。

#### **西依義規委員**

じゃあ、最終的に、もちろん小学校のなかよし会もあるじゃないですか。そっちを引くっていうパターンもありますか、どんどんどんどん民設が算入されて、放課後児童クラブ、なかよし会がされているのが定数調整、保育園とかまさしくそうじゃないですか。

だから、そういう場合は、放課後児童クラブもそういうことが出てくる可能性があるということですか、どうですか。

#### **豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長**

そういう状況になったときは、当然、関係各位で検討が必要と思うんですけども、検討の一つとしてはあると思います。

#### **成富牧男委員**

同じく、今の放課後健全育成事業の関係でお尋ねしたいんですけど、今回は寄宿舎が2階と3階にあって、1階をこの学童に使うということですけど、改めて学童保育はどういう場所でできるのかつちゅうのを確認したい。

どういう場所って分かりますか、例えば、今のような寄宿舎のところでもいいよということでしょう。

**豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長**

これは、法律に基づいた基準というのがありますと、場所の指定までは書いてないんです。

ただ、児童にとって、当然、保育ができる環境でなければならないと。そして、その基準は最低制限ではなく、これを上回るもので、どんどん学童の事業主体と努力して、いいものにしていきなさいということになってますんで、場所自体には、特に特定はありません。

以上です。

**成富牧男委員**

今、言われたように、場所自体には特定はないと。そこら辺が保育園建設とかとは若干違うと思うんです。それで、そういう意味では、例えば、まち協の事情が許せば、まちづくり推進協議会の一室を借りてっていうのもありますか。

**豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長**

ありだと思います。

**成富牧男委員**

分かりました。

**西依義規委員**

3ページの、部活動地域展開とおっしゃった謝金と一般旅費の部分ですけど、これの要綱とかあったんですか。

どういう組織で、何を決めていくて、どういう目的でっていうのは何かあるんですか。

**井手崇雄学校教育課長**

現在、関係各課と調整しながら作成中でございます。

**西依義規委員**

それは、いつ頃始まつていつ頃終わる組織ですか。

**井手崇雄学校教育課長**

この部活動の地域展開の推進会議につきましては、予算が通りました後、今、計画をしている15名の委員に委嘱をし、実際、委嘱して、恐らく10月の末か11月の上旬ぐらいで1回目が開くのではないかなど、今こちらのほうで想定しているところでございます。今後につきましては、部活動の地域展開の進み具合を見ながら、どこまでっていうところはまだ今のところは決まっておりません。

**西依義規委員**

この間、それこそ所管事務でいろいろ話したんですよね、ここで。

結局、あんまり結論も出さずに、我々としてはこう向かうべきっていうところも出なかった問題を、鳥栖市として進むべき方向性が決まっているのか、こういうふうにやっていくからこういうふうに集まってくださいなのか。それとも、そもそも話し合うのか、その辺はどうなんですか。

**井手崇雄学校教育課長**

まだ公には出しておりませんが、鳥栖市立中学校部活動地域改革推進方針であったり、今後の進め方であったりというものを、今、内部のほうで調整をして、作成を進めているところでございますので、この推進会議がスタートしたときに、そういうものを表のほうに出していくけるのではないかなど考えております。

**西依義規委員**

一応、できれば、まず方針をそこの会議でたたいてもらっていないと、方針ありきの意向になるんで。

本当は、我々にも見せてほしいんですけど、そこまでは言いませんので、まずそういう会議体で方針をぜひ共有してもらって、やっぱり一歩一歩進めていったほうが後々うまくいくと思いますんで。

いや、教育委員会がこれを言うてきたもんねえっていう噂が回らないように。

そういうふうにしたほうが、私はうまくいくと思うんでぜひお願いします。

**牧瀬昭子委員**

私は、基本的なことを教えてもらいたいんですけど、この15名の方っていうのは、中身としてどのような方たちを想定されていらっしゃいますか。

**井手崇雄学校教育課長**

現時点では、佐賀大学、また久留米大学の有識者の方を考えておりまして、ほかにも学校の校長が小学校1名、中学校2名、それから小学校、中学校のそれぞれのPTAの代表、また市のスポーツ協会の理事長であったり、スポーツ推進委員協議会、またフィッシャー、鳥栖市文化事業協会、鳥栖吹奏楽団等から委員を委嘱をしたいと現在考えているところでございます。

**成富牧男委員**

課長のほうから説明があったけど、やっぱり国の方針の発展というのがあると思うんですよ。

そい軒、地域移行から地域展開、そこら辺の発展があるっていうところをちょっと入れてもらってそっちの方向での会議でしょう、違うんですか。国の方針に沿った形での、教えてください。

### **井手崇雄学校教育課長**

今、成富委員から御指摘ありましたように、国の方針及びガイドラインを踏まえ、我々も方針を定めていきたいと思っております。

それで、所管事務調査でもお話ししてたかと思いますが、休日の土日の部活動から段階的に地域展開を進めていくと。それから、急激な地域移行というのはなかなか難しいと考えておりますので、やはりこれまで行ってきている学校の部活動をベースに、学校と地域が穩やかに連携していく方法を模索していくところでございます。

### **樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

### **議案甲第43号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例**

### **樋口伸一郎委員長**

次に、議案甲第43号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

議案甲第43号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

この改正は、先ほどこども育成課が説明いたしました条例改正と同様の趣旨のものでございまして、生涯学習課におきましては、鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

これは、虐待通報義務の規定整備に伴う児童福祉法の一部改正により、条例にて同法を参考している部分を修正するもので、施行日は令和7年10月1日としております。

以上、御説明といたします。

### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。執行部の御説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

御質疑のある方はどうぞ。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時44分休憩

~~~~~

午後 2 時49分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

~~~~~

陳情協議

陳情第12号鳥栖北小学校なかよし会待機児童解消に関する陳情

樋口伸一郎委員長

それでは、陳情第12号鳥栖北小学校なかよし会待機児童解消に関する陳情を議題といたします。

協議の参考とするため、この陳情に対する執行部の考え方等について御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

陳情第12号鳥栖北小学校なかよし会待機児童解消に関する陳情について御説明いたします。

陳情の内容につきましては、放課後児童健全育成事業における鳥栖北小学校での、待機児童の解消に向けた抜本的対策を求めるものでございます。

市におきましては、令和5年度に鳥栖北小学校のなかよし会施設を新設し、70名の定員増を図ったところでございます。これによりまして、令和6年度は待機児童はゼロとなっておりました。

しかしながら、令和7年度は長期を含め31人の待機児童が発生をしております。6月の陳

情後の待機児童対策としましては、なかよし会では、支援員不足のため夏季休業中のみのクラス開設には至りませんでしたが、民設事業所へ夏季休業中の受入れが可能か照会をさせていただき、結果、5人の受入れを行っていただいたところでございます。

今後の待機児童対策につきましては、需要見込みが難しい中で、今後どういう対応が望ましいかについては、検討は行っているものの対応に苦慮しているところではございます。民設事業所の開設支援や支援員確保に向けた取組について、支援を続けていき待機児童の解消に努めたいと考えているところでございます。

以上、御説明いたします。

#### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。この陳情につきましては、さきの6月定例会でも同様のニュアンスというか、内容の陳情が出ておりまして、そのときの委員会が執行部に考え方等を聞いた上での御返答の書面を、今、お手元のほうに皆さんお配りをしております。

下から4行が前回の定例会で、陳情者に対して議長のほうからお返しした文面となっております。一応、この分も含めて、委員の皆様方から改めて、御説明を受けたことに対しまして御意見等がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

前回が、委員会としましてはこのように返しております。「以上のような執行部からの御説明を踏まえ、近隣自治体の放課後児童クラブの運営体制、利用料などの現状を把握し、放課後児童クラブ運営協議会が適切な料金設定など検討が行えるよう情報の共有に努め、待機児童の解消に向け引き続きの支援を求めることで、委員会の意見の一致を見ました」ということを議長名で返答させていただいております。

3か月たっておりますので、これに改めて付け加えるような単語、あるいは文面等があれば、委員会としてはその旨議長に答申したいというふうに考えておりますが。これも含めまして、委員の皆様から改めて御確認、御意見等がありましたら御発言をお願いしたいと思います。

#### **成富牧男委員**

一つだけ確認、前回での確認したいのは、前回は利用料金のことも出てましたよね。これは、もう事実確認ですけど、利用料金の設定については一方的にどこかでっちゅうか、最終的には運営協議会の、一番最高機関は何ていうところね、そこで決められたんでしょうけど、私がお尋ねしたときはそれぞれのところで、全部クラブかな、単位クラブか学校ごとかで、保護者会で確認、賛否をとった上で、そういう値上げを確認されたっていうことだったかと思いますが、そこんところの事実確認を、念のため。

#### **豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長**

料金改定の際は、まず理事会で審議をしまして、理事会の理事が各小学校の保護者会会長になっておりますので、そこで再三議論した上で料金改定の案を作りました。その案を保護者会の会長が各々持ち帰っていただきて、周知もしていただいた上で、決定をして変えております。

そのときには、料金改定にはむしろ積極的な意見が多かったですね、令和4年から取り組んだんですけど。

以上です。

### **成富牧男委員**

とりあえず、そのことだけで。

### **西依義規委員**

今回の趣旨は、4年生を入れてくれ。だけん、今までもちろんそうですけど、私は、果たして1、2年生を扱うように4年生を扱うべきかなと思うんですよ。

だって、もう自立心もあるし手もかからん、その辺はできたら4年生、5年生のプログラムやないけど、何かそういうのを独自で考えて、あんまり、もうこっちが重たくなるのは、私はやめたほうがいいと思うんですよ。だから、4年生以上になったらこういうプログラムがありますよと、鳥栖市ではと。空き教室使ったりとか、そういうふうにスライドしていくと、段々。

保護者としては、学校に居りさえすればいいんですよ、なかよし会の部屋の中じゃなくて。何か、そういうところ一歩考えて、もうこれはこれで、私は3年生まで、プログラムは鳥栖市ですよ。

ただ、4、5、6年生には鳥栖市はこういうのを、下手したら算数の勉強とか何か、スポーツとかそういうのを組合せた1週間のカリキュラムを作って、それに行きませんかっていったら、私はこの人の趣旨に沿えるんじゃないかなって。

なかよし会に入れてくれっちゃ言いよらんけんですね。家に置いておくのが不安だと言よいるだけやけん、その辺は、私は、ほかの町のいろいろ調べたらできそうなんんですけど、何かそういうのを検討したことありますか。

### **豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長**

今、室の中ではやっているんですけど、法律上、あるいはうちの条例上、6年生まで学童保育事業で預かりますと。これは平成27年度の子ども・子育て支援法という法律改正のときに、はっきりそういうたってますんで、そこを条例批准してますんで、やっぱそこは学童保育としての責任は一定あるだろうと。

ただ、議員がおっしゃるように、4年生どうなんだでいくと、鳥栖市に限らず全国あるいは

は県内、今、大体調べ終わっているんですけど、やっぱり4年生以上の申込みっていうのは、まだ一、二年しか数字は取れてないんですけど、傾向としては増えていると。3年のときも預かってもらうたけん、4年もと。

もう一つは、数十年前からあるんですけれども、言われるような校庭開放事業とか学校開放事業、これもあるんですね。

でもこれは、地域の人が見守りに来てくるっけん、毎日同じ環境で子供を見守れるのかと。今日は1人、地域の支援員さんがおらんけん休みですとか、その事業の連続性にやっぱり課題が多いと。取り組んでいらっしゃるところはあるんですよ、福岡市さんとか大きなところが。

そいけん、そこはそこで、一気にこれをっていうのもあるし、もう一方では学校サイドの問題で、今、教職員改革、働き方改革があるもんですから、何でんかんでん先生じやでけんよと。あるいは、校舎の中は誰が管理するとねっと。

縦割りっちゃ言わんですけど、そこそこの事情がうまくパズルがはまらんところで、やっぱり全国同じような課題を持っているのかなと思ってて、最終的には、学童でどこまでかっていうのは、やっぱ6年生だろうと我々は思ってます。

ただ、今年の北小みたいに何十人か出るということは見込みの一つとしてあったもんですから、施設を1つ建てるまでもないと。そこにどう手を打っていくかを、他市の状況を踏まえながら今調べているんですけど、他市のことですからいろいろ言うのはなんんですけど、やっぱ結構無理くり、それは指示でもう本当にここで学童保育していいのかというような状況で、取りあえず入ってもらうようなこともあって、それが本当に学童保育なのかなというところで、今、行ったり来たりしているところです。

以上です。

#### 西依義規委員

だから、私も詳しい法律は分からんですけど、いいとこ取り、ハイブリッドやないんですけど、やっぱり地方に応じてどこでもしょんしゃっでしょう、国の言うことも聞かずっちゅうか、一応、ある程度聞きながら。

だから、そこはやっぱり鳥栖市はもう3年生までは綺麗にクリアできているんでしょう、もう。今、4年生の段階で、4年生まで本気で入れるパターンか、そこを一回かじを別に振るかは、私は、今、選択の時代やから。

もう4年生、絶対入れてくださいよ、4年生まで、今度。もう1人残さずっていうふうになるでしょう、今度。残しているでしょう、あんた方ってなるでしょう、今度。

いや違う、4年生、5年生は違うやり方を検討中です、やったら我々も、そうか、ちょつ

と待とうかになるけど。この人やったら、もう4年生は、明日からでも入れてくださいっていう、箱も明日からでも造ってくださいっていう、どっちが現実的かっていう話でしょう。

ただ、6年生まで入れたほうが——本当は腹の中はそう思ってますよ、本当に。6年生まで、学童保育をせないかんって。

私は思わんですね。はい、私の考え方です。

### **樋口伸一郎委員長**

お答えできますか、何か腹の中みたいな。

### **豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長**

いや、もうまさに考え方です。それは保護者の考え方ですよ、議員。

僕の考え方とか市の考え方じゃなくて、保護者さんもやっぱり七、八百人、鳥栖市おらっしゃるわけですよ。その方たちがその時々で違う、そこを市がどこまで、あるいは民間の力を借りてやるかっていうのは、非常に難しいと思います。

ただ、箱を建てるやいいとは僕も思つとらんけんですよ、言われるごと、ある公共施設だったり、あるとこだつたりっていうのはやっぱやっていかにやいかんんですけど。

ちょっと質問とずれるかもしれませんけど、もともと学童保育事業ものすごく待機児童があったじゃないですか、5年前。その原因は、人が足らん、施設が足らんでしょう。施設だって、人はやっとこせっせ、今、入れとっとですよ。

やっとこせっせ入れとるけん、今、18クラブ運営すると必死です、我々は。それ4年生のことも考えやんばってん、うちのなかよし会だけでもスタッフの半分は3年未満ですよ。3年未満の職員ば指導員として、今、大至急人材育成しよる段階でですね、さらに児童数を増やしてというところも、もちろん検討はしますけど、まずは、今、18クラブをしっかり質のいい保育をしていくためっていうところをやりよるっていうことも……、終わります。

以上です。

### **西依義規委員**

私は、だからやってるって言いよるやなかですか、3年生まで。だけん、それ以上、4年生、5年生、6年生までぶっ込むのはどうかなと。

だけん、いろんな考え方があって、お金を持ってある保護者からもあって、要は鳥栖市は選択肢が少ないだけですよ。都会に行けばいっぱいあるんですよ、選択肢が。

鳥栖市は少ないけん、お金持ちの方でも、いやいや、学童に入れてくれ、入れてくれって、たった何千円かを、そういう人たちは払うのは多分高くなてもいいんですよ。

だから、そういういろんな選択肢があったほうがいいんじゃないですか、もちろん、私は全部を鳥栖市がせろとは言わんけん、民間の商売になるような形でもいいけん、そういう

たのをどんどん、どんどん学校なんかに入れていけば、なかよし会の負担も下がるけん、私はおっしゃってる3年生はもう完璧やってるけん、これ以上はないんじゃないですかって、思ってるだけです。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員長**

これは、質疑と応答の繰り返しになりそうなのでこの程度にとどめて、次の方の御確認等に。

#### **牧瀬昭子委員**

さっき、豊増さんがおっしゃってたので、多分もういろいろ見られている中だと思うんですけども、福岡市のほうで、わいわい広場とかをされていたりとか、各まちセンとかでされている活動とかの中で、これ選択肢ってさっきおっしゃったんですけど、私も民間の方たちが御自身たちで力を合わせて保護者だったり学生さんだったり、子供たちの力をそこでもたフル活用されたりとかっていうことでイベントをやったりとかですね、何かそういう多岐にわたる、そういう力とかっていうのも選択肢の一つとして増えていけば、そこに行く子たちもいて、そうすると学童に行く子たちの母数が減るので、そこに入れなかった子たちが、それも選択だと思うんですけど。

そういうのを広く、いろんな形で増やしていく方向を私も模索する必要があるんじゃないかなと思うんですけど、御検討されてるんじゃないかなと思って言いました、いかがでしょうか。

#### **豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長**

昨今の一般質問でも同じようなことをいただいているんですけども、今、僕らが生涯学習課、社会教育事業の中の一課内室を飛び越えた話になってくるんです。例えば、まちセンの利用であれば市民協働課とか、学校教育だって関係があるでしょうし、あるいは地域をまとめてる所管の課もあるでしょう。

そこまで、市全体の大きな問題として取り組めるような材料集めの段階ではあります。

今、選択肢の一つとして、まちセンとかそういうことは当然あるのは我々も分かってはいるんですけど、いかんせん今、室程度の人員と体制では、現在18クラブのなかよし会の支援を、やっとこの支援がちょっと50人ぐらいの常勤さんとかがいらっしゃるので、回していく準備ができたところで、今からそういう広域の学童保育支援というものの本当の、一方で、何の支援をしてるのと言われているところもありますんで、そこで力を入れてるのは、今は安全対策のしっかりしたスキームをやっぱり作らんとということがありますんで、我々には我々の優先順位もあるもんですから、そこも含めながら検討していきたいと思ってます。

以上です。

**牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。御検討いただいているということで、もう最初に戻ると、4年生以降の方たちの滞在時間って大体どのぐらいあるのか、4、5、6年生になるにつれて。

**豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長**

もう様々ですね。その御家庭の御事情によります。

兄弟児さんがおって、その下の子がおって、お姉ちゃんが終わり次第、お菓子もらってすぐ帰る子もいれば、ずっといらっしゃる子もありますし、逆に5年生ぐらいになると日が暮れるまで、うちが4時半ぐらいがお迎えの時間になるんでその辺で帰るとか、もういろいろです。

ですから、そこまでの数字の把握というのは厳密にはやっていないですね。

以上です。

**成富牧男委員**

豊増さんが言われたと思いますが、今の話、自分のところの所管を超えるって言われたけど、生涯学習課の仕事ではあるんですか。

**久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

生涯学習課としましては、所管は放課後児童健全育成事業と、あと社会教育ということになります。

**樋口伸一郎委員長**

ほかの方はございませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは、今、皆様方の御確認とか御質疑とか、やりとりを見た上ですけど、ちょっと確認させていただきたいんですけど、前回が、利用料などについてということで、副委員長から最初の御発言でいただいたんですけども、利用料は今回の趣旨はちょっと外すような形で、各委員から御質疑、御確認があったんです。

豊増参事からも御答弁いただいたことを整理して確認したいんですけど、今回の趣旨が4年生までの受入れに関しては、受入れの環境そのものについては、先進地というか、様々なことをやっていらっしゃるところの把握とかもなされているということですので、鳥栖市でやっていない、いわゆる先進地的なところの把握もなされた上で、本市の現状をしっかりと踏まえた上で様々な検討——どういうことができるのか——というところっていうのは、今は、もう一概に増やしますとも返せないような状況じゃないですか。だから、そうしたいろんな

検討を入れる、入れない両方含めた検討を行っていただくように求めることで意見の一致を見たっていうふうに落としていくしかないのかなって思いましたけど、皆さん方どうですか。  
御意見をください。

**成富牧男委員**

一般質問でも出ていたように、例えば民間のクラブとなかよし会と相互連携の模索ができるのかなと。

以上です。

**樋口伸一郎委員長**

委員会として陳情者にお返しする文面を議長に答申する上で、個別具体的な内容を入れて、私はそれも全部含めて、漠然としますけど受入れ環境というふうにくくなってしまったんですけど、そういうのを個別に入れたほうがいいっていうことであれば、執行部のほうも入れてよければですが。

**西依義規委員**

委員会の考えは、執行部が帰った後、我々で協議していいっちゃなかですか。ここで全部、俺の腹の中を聞かれたらいかんので。

**樋口伸一郎委員長**

暫時休憩します。

午後3時8分休憩

~~~~~

午後3時12分再開

**樋口伸一郎委員長**

再開いたします。

以上で、陳情第12号の協議を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後3時13分休憩

~~~~~

午後3時14分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

~~~~~

### 陳情第14号公立小中学校体育館におけるGHPエアコンの導入に関する陳情書

樋口伸一郎委員長

次に、陳情第14号公立小中学校体育館におけるGHPエアコンの導入に関する陳情書を議題といたします。

協議の参考とするため、この陳情に対する執行部の考え方等について御説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

西木純子教育総務課長

執行部のほうにも同様の陳情書が提出されております。

現在、ガスと電気どちらに決めているわけではなく、空調能力、空調方式などを踏まえ、各学校の調査結果をもとにランニングコスト等を勘案しながら避難所としての役割など、関係各課と調整をしながら決めていきたいと考えております。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。まだ、そもそも論というか、様々な考えを模索しながら検討していくという段階の御説明でございました。

この際ですので、委員の皆様方から御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

中川原豊志委員

今の執行部の発言により、やっぱり今からのことですんで、この案件も含め慎重に検討していただければというふうに思います。それだけでいいです。

西依義規委員

様々な観点からに、このLPGガスを入っているかどうかだけ確認していいですか。

西木純子教育総務課長

入っております。

**牧瀬昭子委員**

たしか、所管外だと思うのであれなんですけど、鳥栖市立体育館もガスだったでしょう、違いましたっけ。

**樋口伸一郎委員長**

暫時休憩します。

**午後3時16分休憩**

~~~~~

**午後3時18分再開**

**樋口伸一郎委員長**

再開します。

**牧瀬昭子委員**

すいません、調べ不足で大変失礼しました。

先ほど、L P ガスの件ということと様々な検討されるということですので、鳥栖市内で導入されているものとかも踏まえたところで検討されると思いますので、災害時にも対応し得る物ということで、ぜひ御検討を私もお願いしたいと思っています。

以上です。

**樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

それでは、執行部のお考えを聞いた上で、委員の皆様方から御確認と御意見等をいただきましたけど、執行部のほうでも様々な検討をなされるということと、あとはG H P というのも選択肢の一つとして中に入っていること、あとは、委員の要望からすると慎重な検討をお願いするという要望もございました。

これらを含めて、委員会として議長に答申する返答分というのを考えたいと思いますがよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

そしたら、ただいま協議をいたしました2つの陳情につきましては、議長へお返しする協

議結果の文面に関して、正副委員長に御一任をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、そのように決しました。

以上で、陳情協議を終わります。

~~~~~

### 樋口伸一郎委員長

続きまして、現地視察についてお諮りをいたします。

現地視察につきましては、9月17日水曜日午前10時より、まずは基里中学校の外部のトイレ及び仮設校舎の位置の現地視察をさせていただくということで、執行部のほうは大丈夫ですかね。外側からでいいので。

大丈夫そうですね。じゃあ、そこは1つ決定ということで、よろしくお願ひします。

2か所目は、田代保育園の学童の施設整備の分が、こちらにつきまして候補として挙がっておりますが、ただいま調整中で、先方がございますのでそちらの確認ということになっております。

こちらのほうについては、事務局を通して御返答をいただき次第、皆さん方にはお知らせをしたいと思います。

変更等もあるかと思いますが、この変更等については委員長のほうに御一任いただきてもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

では、そのように決したいと思います。

午前10時出発ですので、よろしくお願ひをいたします。

以上につきまして、文教厚生常任委員会で視察をしたいと思っておりますが、これに御異議はございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

~~~~~

**樋口伸一郎委員長**

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の文教厚生常任委員会は、これにて散会いたします。

**午後3時21分散会**

令和7年9月17日（水）



## 1 出席委員氏名

委員長 橋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 吉田忠典

地域福祉課長 林康司

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 有馬健次

高齢障害福祉課長 立石光顕

こども育成課長兼こども家庭センター長 高松隆次

スポーツ文化部長 古賀達也

スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課スポーツ振興係長 小石基博

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 西木純子

教育総務課総務係長 眞子麻里耶

学校教育課長 井手崇雄

生涯学習課長兼図書館長 久家喜男

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

事務局次長兼議事調査係長 武田隆洋

#### 5 日程

現地視察

田代保育園（田代大官町）

基里中学校（原町）

自由討議

議案審査

議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

議案甲第35号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例

議案甲第43号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例等の一部を改正する条例

議案甲第44号工事請負契約の締結について

〔総括、採決〕

#### 6 傍聴者

なし

#### 7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

田代保育園（田代大官町）

基里中学校（原町）

至 午前10時55分

~~~~~

午前11時28分開議

樋口伸一郎委員長

本日の文教厚生常任委員会を開きます。

~~~~~

自由討議

樋口伸一郎委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された議案を含めて、議員間で協議したいことがございましたら御発言をお願いいたします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

それでは、自由討議を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

~~~~~

午前11時15分再開

## **樋口伸一郎委員長**

それでは、再開いたします。

まず、先週、委員会のほうより健康福祉みらい部へお願いをしておりました資料をタブレットのほうに掲載をしておりますので、こちらに関しまして御説明をお願いしたいと思います。

執行部の御説明を求めます。

## **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

先般、提出を求められました子育て応援給付金の給付事業の今回の決定についての意思決定の状況について御説明いたします。

重点交付金の利用ということでしておりますけれども、すいません、既存の資料を提出しておりますので御了承いただきたいと思います。

資料について、お開きいただきたいと思います。

政策検討委員会について、令和7年5月総合政策課という資料をつけております。これにつきましては、それまで政策調整会議というものを設置しておりましたが、今年の5月から政策検討会議というものを設置しまして、府内の様々な事案について検討していくということになっております。

内容としましては、改正内容というところにありますけれども、府内の様々な市の課題について、3段階の階層、実務者、幹部職員、市長による会議体とするということでしております。名称をそれぞれ、政策検討会議課長会議、政策検討会議部長会議、それで最後に政策検討会議というような3段階で会議を進めることとなっております。

下の図のほうを見ていただきますと、今回の重点交付金の活用の決定につきましては、まず初めに、左の上らへんに重要案件とありますと、今回の重点交付金がありますのでと各課に活用できる事業がありますか、ということで総合政策課から提出の依頼がありまして、各課いろいろ、それぞれ案を持ち寄りまして総合政策課へ報告と。その後、右のほうの政策部長等が課長会議、さらには市長のほうから部長会議を通して、最終的に市長出席の政策検討会議で決定をしたということになります。

結果の通知をそれぞれ各事業の各提出課のほうに戻されまして、今回は子育て応援給付金給付事業について、重点交付金の対象とするということで決定をしたところでございます。

次のページに、政策検討会議の設置要綱を参考につけております。

これについては、第2条で所掌事務ということで、どういったものについて扱うかということを書いております。第3条は組織であったり、5条、6条それぞれ市長と政策部長の招

集する会議の内容を書いているところでございます。

1ページ飛びまして、最終4ページ目ですけれども、日程を軽くかいつまんで御説明しますけど、国の追加の重点支援地方交付金の内示を受けまして、6月2日に総合政策課のほうから各課へ活用できる事業について案を出してくださいということで依頼がありました。その中で、様々以下述べているような事業が各課から寄せられたと聞いております。

その後、課長会議、部長会議を経まして7月14日、政策検討会議ということで、子育て応援給付金を交付金の活用事業とすることを確認し、実施するという方針を決定しておるところです。

説明は以上です。

### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。執行部の御説明が終わりましたので、この資料につきましての御質疑があればお受けいたします。

御質疑のある方は、挙手にて御発言ください。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

~~~~~

### **総括**

### **樋口伸一郎委員長**

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

### **西依義規委員**

私から、子育て応援給付事業についての総括的な意見を言わせていただきます。

先ほどの提出資料、政策検討会議の資料ありがとうございました。こういうの初めて見ました。ここまで、しっかり情報を公開していただくと我々もどうやって決まっていったかが分かりやすいんで、本当に感謝申し上げます。

それを踏まえて、今回の給付金事業に対して、もちろん所管課が御苦労されて、これを事業としてされることに対して反対することは全然ありません。

ただ、事務的に簡単だから全世帯へ5,000円を配るっていうその政策が果たして一番的を射

ているのかどうか、私は今でも疑問なんで、せっかくいろんな、マイナンバーとかそういうデジタルが今進んできてる中、もうちょっと効果的にピンポイントに所得制限とまでは言いませんけど、そういうことをすれば、例えば、給付が同じ予算でも倍になったりする。

ただ、あと高齢者とか障害者の担当課もいらっしゃるんで、その方々が、今度これが子育て世代が5,000円頂いたんだってなると、いや、私たちも困ってるけどねっていうふうになると思うんで、今後国が、第2弾、第3弾が出た場合は、ぜひその分としてのパッケージというのも一回考えてみるのもありかなと思いますんで、意見として申し上げます。

### 樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

総括を終わります。

~~~~~

### 採 決

### 樋口伸一郎委員長

これより、採決を行います。

~~~~~

### 議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）

### 樋口伸一郎委員長

まず、議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、当文教厚生常任委員会付託分について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議案乙第17号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第2号）中、当文教厚生常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

議案甲第35号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第35号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

議案甲第43号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第43号鳥栖市特定・教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

議案甲第44号工事請負契約の締結について

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第44号工事請負契約の締結について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

### **樋口伸一郎委員長**

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

~~~~~

### **樋口伸一郎委員長**

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の文教厚生常任委員会は、これにて散会いたします。

**午前11時24分散会**

令和 7 年 9 月 26 日 (金)



## 1 出席委員氏名

委員長 樋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 吉田忠典

地域福祉課長 林康司

地域福祉課参事 犬丸喜代子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 有馬健次

地域福祉課生活支援係長 原裕人

高齢障害福祉課長 立石光顕

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長 大石美由紀

こども育成課長兼こども家庭センター長 高松隆次

こども育成課保育幼稚園係長 井手義恵

こども育成課子育て支援係長 古川征志

こども育成課長補佐兼こども家庭センター長補佐兼こども家庭相談係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 松藤真由美

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 八尋茂子

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼保険年金課長補佐兼係長 井ノ上克子

健康増進課長補佐兼健康づくり係長 森岡裕子

スポーツ文化部長 古賀達也

スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課スポーツ振興係長 小石基博

スポーツ振興課長補佐兼施設係長 時田丈司

スポーツ振興課ホームタウン係長 安川直樹

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長 佐藤直美

文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長兼市民課係長 久保山智博

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 西木純子

学校教育課長 井手崇雄

生涯学習課長兼図書館長 久家喜男

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

事務局次長兼議事調査係長 武田隆洋

#### 5 日程

審査日程の決定

スポーツ文化部審査

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

健康福祉みらい部審査

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

#### 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし

午前10時37分開会

### **樋口伸一郎委員長**

早速ではございますけど、本日の文教厚生常任委員会を開きます。

審査に入ります前に、まず最初に事務連絡になるんですけど、健康福祉みらい部の審査について申し上げておきたいのですけど、過去の経緯としまして、以前の健康福祉みらい部の全課は社会福祉課、こども育成課、健康増進課、スポーツ振興課、文化芸術振興課の5課でしたが、令和2年11月に社会福祉課は地域福祉課と高齢障害福祉課に分かれております。加えてスポーツ文化部ができて、スポーツ振興課と文化芸術振興課が健康福祉みらい部から分かれています。

コロナ禍以前は、令和2年度の当初予算までは、部全課、同時に審査、質疑が行われておりましたが、コロナ禍初期に1課ずつ質疑が行われて、そのあと2課ずつの質疑となって現在に至っております。ちょっと複雑ですけど。

しかしながら、今4課なんですけど、それぞれが担当している生活困窮世帯とか高齢者及び障害福祉、あるいは子育て世帯、妊産婦等の母子保健への対応、それと、本年4月からはこども家庭センターが新たに設置されて、より横断的に対応している事案も多いということでございます。加えて、相談支援事業なども共通して関係機関と連携を図りながら、実施、対応をしていることが多いということでございます。

これらのことから、今回から4課同時に審査、質疑を行うこととさせていただいておりますので、この旨御了承いただければと思いますというお伝えです。

~~~~~

### **審査日程の決定**

### **樋口伸一郎委員長**

それでは、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元にあらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。付託議案につきましては、乙議案1件でございます。

審査日程につきましては、本日26日は、スポーツ文化部、健康福祉みらい部の関係議案の審査を行いたいと思います。来週月曜日、29日は教育部関係議案の審査、30日は休会、10月1日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思っております。

なお、現地視察につきましては、後ほど副委員長のほうから御説明をさせていただきます。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、審査日程につきましてはお手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察等について御説明をお願いいたします。

#### 成富牧男副委員長

それでは、現地視察について御説明をいたします。

今のところ、候補地はありません。希望があれば、29日の委員会審査終了までに、私、副委員長の成富まで御連絡ください。

以上です。

#### 樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。29日月曜日、審査日程2日間ありますので、これまでに副委員長まで御連絡をお願いいたします。

それでは、執行部の準備のため暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

~~~~~

午前10時44分再開

#### 樋口伸一郎委員長

再開いたします。

~~~~~

スポーツ文化部

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

#### 樋口伸一郎委員長

審査に入ります前に、スポーツ文化部長から挨拶の申出があつておりますので、お受けしたいと思います。

#### **古賀達也 スポーツ文化部長**

スポーツ文化部関係の令和6年度の決算審査に当たりまして、一言御挨拶と概要を申し上げます。

令和6年度のスポーツ文化部は、スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課、文化芸術振興課の3課で構成をされております。これらの3課におきまして、スポーツに関する業務、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関する業務、文化芸術に関する業務など心身ともに健全で豊かな生活を送るために必要な業務の遂行に当たっております。

歳入では、各種施設使用料、県補助金、ネーミングライツ料などでございます。また、歳出の主なものにつきましては、鳥栖スタジアム、陸上競技場及び市民文化会館の改修事業、国民スポーツ大会開催経費、各種施設の維持管理経費のほかスポーツ文化に関する事業等でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が御説明申し上げますけれども、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### **樋口伸一郎 委員長**

ありがとうございました。これより、スポーツ文化部関係議案の審査を行います。

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

#### **田中綾子 文化芸術振興課長 兼市民文化会館長**

ただいま議題となりました、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について、スポーツ文化部関係の主なものについて、令和6年度鳥栖市歳入歳出決算書により御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書51、52ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目7教育使用料、節1社会教育使用料のうち、市民文化会館使用料及び定住・交流センター使用料につきましては、ホールや会議室等の諸室使用料でございます。

#### **小川智裕 スポーツ文化部次長 兼スポーツ振興課長**

次に、節2保健体育使用料は、体育施設20施設のうち16施設の使用料収入でございます。このうち、スタジアム使用料は鳥栖スタジアム及び北部グラウンドの使用料などで、スタ

ジアム広告等特別使用料はスタジアム内の常設看板やホームゲーム時の広告看板の設置に伴う特別使用料でございます。

次に69ページ、70ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目8教育費県補助金、節5保健体育県補助金、SAGA2024新しい大会に向けた市町準備経費補助金、こちらにつきましては、令和6年度に開催いたしました第78回国民スポーツ大会SAGA2024国スポの新しい大会の実現に向けた市町の取組に対して、県から各市町に交付されたものでございます。補助率は2分の1となっております。

SAGA2024国民スポーツ大会競技別リハーサル大会運営費補助金につきましては、高校野球（軟式）のリハーサル大会の開催経費として県から交付されたものでございます。補助率は2分の1となっております。

SAGA2024市町運営費補助金は、SAGA2024国スポ大会の開催経費として、県から市へ交付されたものでございます。補助率は3分の2となっております。

以上でございます。

#### **田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

次に91、92ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目7教育債、節3社会教育債の市民文化会館改修事業につきましては、昇降機等設置及びひさし拡張工事設計に対するものでございます。

#### **小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

大変申し訳ございません、決算書のほうを87ページ、88ページにお戻りいただきてよろしいでしょうか。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、こちらにつきまして、88ページの一番下になりますけれども、スタジアムネーミングライツ料につきましては、駅前不動産ホールディングスからの収入でございます。

89、90ページをお願いいたします。

一番上になりますけれども、SAGA2024実行委員会返還金につきましては、SAGA2024鳥栖市実行委員会解散に伴う実行委員会から返還されたものでございます。

その下の体育施設雑入につきましては、主に目的外使用許可に伴うもので、令和6年度から行っております市民球場への広告掲出に伴うもの。その掲出料もこちらに含んだところでございます。

続きまして91ページ、92ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目7教育債、節4保健体育債、体育施設改修事業につきましては、

市民庭球場夜間照明LED化及びスタジアム改修工事設計、スタジアムメインスタンド屋根改修工事に対するものでございます。

以上で、歳入の御説明を終わらせていただきます。

#### 田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算書243、244ページ、245、246ページをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費の主なものについて、御説明させていただきます。

節2給料から節4共済費までは、文化芸術振興課10名分の人物費及び節3職員手当等には、会計年度任用職員2名分の期末手当等を含んでおります。

節7報償費は、令和6年度決算における主要施策の成果の説明書108ページをお願いいたします。

こちら新事業、がんばる子どもたちへの激励金です。文化芸術の分野で頑張っている子どもたちが全国を対象とした大会等に出場、または表彰式に出席する際に、1人当たり5,000円を交付する制度を始めまして、令和6年度は17人の子どもたちへ交付となりました。

決算書243ページ、244ページへお戻りください。

節10需用費は、ホール空調のガス代などの燃料費、電気、上下水道の光熱水費及び施設や備品の修繕費が主なものでございます。

節12委託料のうち、1行目の設計委託料につきましては、給排水管内装及び空調機中央監視装置改修工事、昇降機設置等及びひさし拡張工事の設計委託料でございます。

令和6年度決算における主要施策の成果説明書111ページをお願いいたします。

設計委託料のうち、昇降機設置事業でございます。大ホール側に昇降機を新たに設置し2階、3階の諸室の利便性向上と併せて階段昇降機を設置することにより、車椅子利用者などが小ホール舞台へ登壇できる動線を確保することを目的とした工事の設計でございます。

決算書245ページ、246ページをお願いいたします。

市民文化会館管理業務等委託料につきましては、施設の清掃業務、空調、消防、電気設備等の保守点検業務、舞台運営業務などに要した経費でございます。

その下、市文化事業委託料、ピアノコンクール委託料、市民文化祭委託料につきましては、令和6年度決算における主要施策の成果の説明書109ページをお願いいたします。

事業内容の3つのうち、市文化事業につきましては、市内の小中学校や保育園、幼稚園にプロの演奏家が訪問して生の演奏を行うアウトリーチ事業などを文化事業協会へ委託して行った経費が主なものでございます。市民文化祭委託料は、例年2日間の開催でございますが、

市制施行70周年ということで、11月の9、10、16日の3日間開催し、舞台のゲスト出演や小ホールでの歌合戦、鳥栖市出身の画家古沢岩美様の絵画を展示するなど、例年以上に様々な催しを実施いたしました第63回鳥栖市民文化祭に要した経費でございます。

ピアノコンクール委託料は、第30回フッペル鳥栖ピアノコンクール2024に要した経費でございます。市制施行70周年事業として、大ホールに設置しているグランドピアノを開放し、ピアノリレーコンサートを開催いたしました。また、コンクール本選に進んだ6名の動画を撮影し、前年度の優勝者がオーケストラをバックにソリストとしてピアノを弾くコンサートに市内の中学校吹奏楽部を招待いたしました。

決算書245ページ、246ページへお戻りください。

続きまして、節14工事請負費のうち、市民文化会館改修工事につきましては、鳥栖市公園施設長寿命化計画に基づき建物や機械設備等の改修工事を行っております。

また、次の営繕工事費につきましては、老朽化に伴う破損箇所の補修や雨漏り等の防水工事に要した費用でございます。

事業内容といたしましては、主要事項成果の説明書110ページ及び112ページをお願いいたします。まず、公園施設長寿命化事業の内容といたしましては、非常用発電設備改修及び事務所内分電盤改修工事に要した経費でございます。

続けて、112ページをお願いいたします。

市民文化会館営繕工事でございます。

内容といたしましては、小ホールの客席及び通路カーペット等の張替、大ホール系統の空調設備のオーバーホールほか6件の営繕工事を行いまして、利用者にとって安全かつ快適な鑑賞環境の向上を図りました。

決算書245ページ、246ページへお戻りください。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、上から4番目の文化事業推進補助金は、文化事業協会が行うクラシックやポップス、子供向けのコンサートや落語、演劇などの有料公演事業の一部を助成するものでございます。23公演のうち、70周年事業といたしまして、19公演に市制施行70周年の冠を付して実施いたしました。

次に、目7定住・交流センター費の主なものについて御説明いたします。

定住・交流センター費は、サンメッセ鳥栖及び都市広場の管理に関する経費でございます。

節1報酬、節3職員手当等及び節8旅費につきましては、貸館業務及び図書コーナー業務を担当する会計年度任用職員7名分の人物費でございます。

決算書247ページ、248ページをお願いいたします。

節10需用費のうち、2行目の光熱水費は、電気、上下水道代でございます。

節12委託料につきましては、施設の清掃業務、空調、消防、電気設備等の保守点検業務、舞台運営業務などに要した経費でございます。

節14工事請負費につきましては、大会議室のLED化、4階ホールの舞台機構設備、音響設備、トイレ排水管、消防設備等の不具合改修工事に要した経費でございます。

文化芸術振興課は、以上でございます。

#### **小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

項5保健体育費、目1保健体育総務費の主なものについて御説明させていただきます。

ページのほうは、同じ247、248ページとなっております。

節2給料から節4共済費につきましては、スポーツ文化部長1名、スポーツ振興課12名、国スポ・全障スポ推進課職員12名、合計25名の人物費でございます。

なお、節2給料の備考欄に記載しております項1教育総務費、目2総務事務局費、節2給料への理由につきましては、令和7年1月発令の国スポ・全障スポ推進課規模縮小に伴う人事異動に伴い、給料が不足したためでございます。

続きまして249、250ページをお願いいたします。

節7報償費のうち、スポーツ激励金につきましては、令和6年度決算書における主要施策の成果説明書の113ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、スポーツ分野で頑張っている児童生徒等が全国を対象とした大会等に出場する際に、1人当たり5,000円を交付する制度で、令和6年度より開始した事業でございます。交付対象といたしましては、49名の方に交付いたしております。

続きまして、決算書249、250ページにお戻りください。

節12委託料、地域交流推進事業委託料、こちらにつきましては、また令和6年度の決算における主要施策の成果115ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、目的といたしまして鳥栖市をホームタウンとするプロスポーツチーム、サガン鳥栖、SAGA久光スプリングスと連携いたしまして、ホームゲームの活用等による交流の推進や地域との積極的な関わりによって、地域の活性化を図るものでございます。サガン鳥栖関係といたしましては、令和6年8月11日及び令和7年3月23日で冠スポンサーを務めております。なお、8月11日は、市制施行70周年記念事業として行っております。

SAGA久光スプリングス関係といたしましては、令和6年11月16日、17日にSAGAアリーナまでの無料バスを運行いたしております。

両チームともに拠出いたしました取組といたしましては、チーム間相互による応援機運醸成事業、市制施行70周年記念事業といたしまして、ホームゲーム招待事業などを行っております。

続きまして、決算書251、252ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち、プロスポーツチーム練習拠点開放奨励金につきまして、また、主要施策の成果の報告書114ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、目的といたしましてプロスポーツチームの練習拠点を広く市民に開放し、当該練習拠点を活用した市民とプロスポーツチームとの交流を深めるために必要な奨励措置を行うことにより、市民がスポーツに親しめる環境の充実を図り、スポーツ振興を促進することを目指すものでございます。

サロンパスアリーナの管理運営を行っておりますSAGA久光スプリングス株式会社へ奨励金を付いたしているところでございます。効果といたしまして、記載しております開放の実績等は、こちらのほうに記載をさせていただいているとおりでございます。

続きまして、決算書251、252ページ、こちらをお願いいたします。

次に、目2体力つくり運動推進事業費の主なものについて御説明いたします。

節7報償費の謝金につきましては、女性、高齢者などを対象としたスポーツ教室及び緒方孝市ベースボールクリニックなどの講師謝金でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきまして、記載しておりますロードレース大会補助金は、例年、毎年1月に開催をいたしておりますロードレース大会に対する経費の一部を補助するものでございまして、今回、市制施行70周年記念事業といたしまして、本市出身の飛松誠さんにゲストランナーを務めていただいております。

続きまして、決算書253、254ページをお願いいたします。

目3体育施設費、こちらの主なものについて御説明をさせていただきます。

節1報酬、節3職員手当等につきましては、市民体育館をはじめとする、体育施設管理人のための21人の会計年度任用職員の報酬手当等でございます。

節10需用費、こちらのうち、消耗品につきましては、主にスタジアム等の芝管理に要する資材代や各施設の消耗品などでございます。

光熱費につきましては、スタジアムをはじめとする体育施設の電気、上下水道、ガス代でございます。

修繕費につきましては、各体育施設の建物や備品等の修繕費でございます。

節12委託料のうち、施設管理委託料につきましては、体育施設の警備業務、工事工作物、空調設備、消防設備等の保守点検業務や清掃業務、樹木草刈り業務等に対して要した経費でございます。

その下、設計委託料につきましては、工事請負費と併せて御説明をさせていただきます。

節14工事請負費につきましては、主要施策の成果の116ページをお願いいたします。

事業内容に記載の委託料につきましてはスタジアム改修工事設計委託料、こちらにつきましては昇降機及び電気設備改修工事の設計でございます。体育施設営繕工事設計委託料につきましては、相撲場改修工事単価更新、市民球場防球ネット、市民庭球場夜間照明設備のLED化の設計でございます。

その下の工事請負費、こちらにつきましては記載のとおりの工事内容となっております。なお、体育施設の利用者数の推移につきましては、下の欄のほうに記載をさせていただいております。

次に、主要施策の117ページをお願いいたします。

陸上競技場改修事業につきましては、SAGA2024国スポの会場として、スタンド屋根等の改修、また、公認記録認定のための写真判定設備の整備を行っております。なお、写真判定設備につきましては、令和7年度への繰越しを行っており、令和6年度前払い分でございます。

決算書の253、254ページにお戻りください。

節14工事請負費における不用額につきましては、陸上競技場スタンド改修工事が見込みより少なかつたためでございます。

節16公有財産購入費につきましては、スタジアム第2駐車場の買戻しでございます。

節17備品購入費につきましては、芝管理に要する液剤散布機器、スポーツ振興課で使用する公用車等に要した経費でございます。

255、256ページをお願いいたします。

目4国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進費の主なものを御説明申し上げます。

主要施策の成果、118ページをお願いいたします。

目的としたしまして、令和6年度に開催されたSAGA2024（第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会）において、本市で開催された競技の円滑な運営を行うものでございます。事業内容に記載の会計年度任用職員につきましては、2名分でございます。

SAGA2024鳥栖市実行委員会負担金につきましては、各競技会開催運営経費、輸送運営業務委託料経費等に要するものでございます。

以上で、歳出の御説明を終わらせていただきます。

御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。執行部の御説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

御質疑のある方は、挙手にて御発言ください。

**西依義規委員**

歳入の90ページ、体育施設雑入の広告料とかも入ってるっておっしゃったんで、ざっくり内訳を教えていただけますか。

**小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

体育施設の広告掲出につきましては昨年度から開始をさせていただいた事業で、国スポがありましたので、国スポ終了後の12月から掲出をさせていただいておりまして、令和7年度末までで5社、掲出を球場のほうにさせていただいております。

金額につきましては5社分で、令和6年度7万3,500円頂いているところでございます。あと、その他雑入といたしましては、運動広場の工事関係の事務所の設置とか、そういったものの目的外使用許可で17万2,480円頂いているところでございます。

主なものは、以上でございます。

**西依義規委員**

昨年の決算見たら37万6,000円、今年度25万7,000円なんで、そういう目的外使用、工事とかは去年は多かったということでいいですか。

**小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

令和5年度につきましても体育施設関係等で事務所の設置とか、その状況によってこちらのほうは変動するところでございます。

以上でございます。

**中川原豊志委員**

51、52ページの体育施設使用料、前年度は持ってきたらんので分からんのですけれども、全体的な体育施設の使用料の令和6年と令和5年の比較をまず教えていただきたい、特に、体育館使用料のところを教えてほしいと思います。

**小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

令和6年度の体育施設の使用料の合計額のほうが6,680万6,315円となっております。それで、令和5年度につきましては6,613万飛んで59円となっているところでございます。

それで、体育館につきましては、令和6年度が942万6,863円で、令和5年度が870万4,745円となっておりまして、前年度と比べまして72万2,118円増となっております。

**中川原豊志委員**

ありがとうございます。空調を入れたけんが、やっぱり利用者が増えたのかなっていう判断でいいのかなというのと、ちょっと気になったのが、サロンバスアリーナができて、久光製薬に3,000万円奨励金を出している分で、アリーナのほうの利用者が増えているんで、ひとつとして減ってないのかとちょっと気になったんですが、逆にアリーナのほうも利用者が増

え、体育館のほうも空調をつけて利用者が増えてる。要は、それだけスポーツの推進に貢献ができているというふうなことで考えていいのか

**小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

利用者数につきまして、まず御説明させていただきます。

体育館でいきますと令和6年度が5万3,123人、令和5年度が4万1,913人で増としては1万1,210人となっております。この主なものといたしましては、国スポの会場で使われておりますので、それが大体7,600人ございます。それ以外でも増となっております。

増の理由といたしまして、こちらで考えているのが、おっしゃられるように空調が入ったそれに伴う増で、併せて保育園、幼稚園関係の運動会がもう暑くて外でできなくて、こちらのほうでされるっていう場合が多くなっております。そういったところで増となっております。それに伴い、使用料も増となっているところかと考えているところでございます。

それで、サロンパスアリーナがでて令和6年度で2年目を迎えておりますので、向こうのほうも利用者数は増加傾向であります。

ただ、向こうのほうに大分移動したとかそういったものは、今、利用状況からは見受けられないところではございます。

以上でございます。

**西依義規委員**

この、主要の114ページにサロンパスアリーナ奨励金があるんですけど、これは結局この人數の人たちって、この利用回数は、当初サロンパスさんといろいろ事前にお話をされてますよね。これ3,000万円ぐらいでいこうというのに合っているのか、よそより多いのか少ないのか、その辺の年間利用想定とはどうなんですか。

**小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

こちらにつきましては、当初想定していた開館日数等——こちら342日となっておりますが——これにつきましては、利用状況に応じて休館日も開館されてあるところもございます。そういったところで、当初こちらが想定していた以上には稼働があつてると想定をしております。

ただ、利用人数、今回6万1,000人程度、かなり多くなっております。令和5年度が2万人ちょっとでしたので、かなり増となっております。

昨年度は7月からの利用でしたんで通年ではなかったという点、それとあと、国スポが開催されたという点もありますけれども、それ以上に、今、利用は多くなっているかと思います。特に見受けられるのが、大会等での利用ですね。それと、あと夏場になると高校生とか中学生の子供たちが他県から来られたりして練習をされている状況ですので、こちらといった

しましては、開館日数もですけれども、当初想定していたよりは利用がされてあるというふうに考えております。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

もちろん奨励金という形なんですが、数字が分からんけん、これぐらいでって話があったんでしょうねけど、今後はこれが、7万人、8万人、10万人っていったとき、それを使えるかどうか分かりませんけど。

このお金を減らすとか増やすとかそういうのは、どういう契約なんですか。もう、ずっとこの3,000万円でいこうっていう話になっているのか。

#### **小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

こちらにつきましては、当初、契約ではなくて奨励金という形で交付をさせていただいております。まず、そもそも積算といたしましては、市の体育施設の運営費を基にしております。プラスの交流事業までしていただきたいというところで、3,000万円としておりますので、あくまで施設に係る運営経費——電気代とか使用料とか——その辺を想定しておりますので、利用者が増えたからといって増というのは、現在検討してないところでございます。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

246ページをお尋ねします。上から3行目、市文化事業委託料というのがありますね、595万3,000円、それとその下、これは負担金、補助及び交付金の説明欄の下から2番目、文化事業推進補助金っていうのがありますね。

まず、市文化事業委託料、これは委託先と委託先の構成メンバーっていうか、どういうところに委託されるのか。そして、どういう内容を委託されるのか、文化事業推進補助金との考え方の違い。どういうふうな分け方をしてあるのか、今の最初の分け方が、もし私がその前提が違うようなことを言ってたら、そこら辺は訂正していただいて、答弁をお願いします。

#### **田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

市文化事業委託料及び文化事業推進補助金につきましては、鳥栖市文化事業協会に委託及び補助をしております。

委託料といたしましては、参加型としてワークショップなど、それから、普及型としてアウトリーチ事業やちょっと気軽にコンサートといったホールにこだわらず、いろんな場所で演奏会を行う、そのほかセミナーなどを開催しております。基本的には、入場料が発生しない事業を委託しております。委託料のほとんどが、市内の幼稚園、保育園、小中学校、まちづくり推進センターへのアウトリーチ事業に伴うものでございます。

また、補助金に関しては、鑑賞型事業を主にやっております。ポップス、演劇、それから落語、クラシックなどの事業を興行誘致させていただいております。令和6年度は、23本の興行誘致をさせていただいておりまして、うち19本につきまして70周年の冠を付して、市民の方へ鑑賞の場を提供しているということでございます。

文化事業協会の職員数につきましては、1名の継続雇用職員と1名の臨時職員で構成されており、事務局は2人で構成されております。会長、副会長、それから理事、幹事などで構成している協議体で、事業に関する決定をし、実施をさせていただいております。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

これ、久しぶりに聞いたんですけど、前は、入場料を取るやつも含めて全部文化事業協会委託だったから入場料はどこに行きよっとかいなっちゅうことをずっと昔に質問させていただいたことがあると思います。予算上、決算上どこにも歳入の受入れ先が出てきてなかったからですね。

それで、いろいろ工夫されてこのように2つに分けられたと思うんですけど、これはもう単純な問題提起ですけど、今、聞いたら分かるように、委託といつても専門の専門的なところに、普通言うところに委託しているっちゅう感じじゃないですよね。と、私は思います。

それと委託料に、今やったら10%の消費税が発生しますよね。これ、逆に言ったら直営でできないのかっていうことですね。取りあえずこの委託料の分、いかがでしょうか。

#### **田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

先ほど御説明させていただいたように、委託事業につきましては、無料のコンサート、あと体験型のワークショップ、それからアウトリーチ事業を実施させていただいております。

文化事業協会の職員が長年にわたり勤務しておりますので、開館からこの間、様々なアーティストや興行誘致で来ていただいたイベントなどにネットワークを持っております。そのネットワークを活用して、プロのアーティストの派遣を依頼しまして、市内の各小中学校、それから保育園、幼稚園に毎年プロの演奏を実施するということがかなっております。

直営で行いますと、私ども正職員は異動が伴いまして、なかなかそういうネットワークの構築が難しうございます。

会館を御利用いただいたアーティストの皆さんとのネットワークから、こういう事業をしたいということを提案し、それを実施できているというふうに考えております。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

2人、ずっと経験積んでおられるっていうことですけど、会計年度任用職員であってもそ

れはできないことはないと思うんですね。長くそこに配置してあるところは、ほかの部署では結構見られるわけですから。

それで、要は、消費税はおうよそこれの10%っていうふうに思っていいんですか。消費税は要らんと。

それ間違いをしとるなら、お言葉ですがって返してもらっていいですけど。

### **田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

およそ10%が、消費税として契約をさせていただいております。

### **成富牧男委員**

だから、今、文化事業協会で頑張っている人たちを会計年度任用職員として雇用するということも可能じゃないかと思うんですね、専門的な立場で。ということで、ちょっと問題提起をしておきます。

それから、続けていいですか。

文化事業推進のほうですけど、これ收支を前も一回求めたことがありますけど、收支はどんなふうになってるんですか。とりあえず、合計的な数字だけでもいいんですけど、赤字、赤字、いやいや、黒字、黒字よっていう、そこら辺をですね。トータルでまず結構です。

### **田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

令和6年度に行いました23本の補助事業につきましては、23本中10本がマイナス収支になっております。残りは、プラス収支になっておりますが、マイナス収支事業のうち一番大きいものが580万円強の赤字となっておりまして、23本全体の収支といたしましては、マイナス824万6,266円というふうになっております。

以上でございます。

### **成富牧男委員**

ちなみに、一番マイナスが多かったのはどういう演目のかつちゅうことと、結構マイナス部分が多いと私は思うんです。一生懸命頑張っておられると思うんですよ。

漫然と赤字、ただややもすれば、公費でやるとつい、今回のはやっぱりあんまりよくなかったね、入らんやったね。あはは、とまではいかんと思いますけど、そんな感じになりがち、やっぱりその黒字になすために一生懸命、1,500人のホールをどうにかして——1,500人のホールだけじゃないかもしれんけど——しようというふうな、執念、赤字にせんぞっていう、そういうのがやっぱり必要じゃないかなと思います。

これ、もうかなり前にはよく言ってましたけど、例えば、民間のもしくは実行委員会形式で好きなアーティストを呼ぶとかいう形でやる場合には、本当に黒字にならんと、誰かがその責任を負わないかんわけです。それは、蓋をあけてみないと分からないと。

そういう緊張の中で、民間の方はされているケースもあるし、私たちも活動してたんですよ。ですから、さらにそこら辺を緊張してやってもらいたいなということを、とりあえず要望で申し上げておきますけど。

何ですか、一番入らんやったとは、収支を教えてください。

#### 田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

令和6年度で一番大きな赤字を出してしまいましたのは、日本伝統芸能×サーカス線香花火という舞台でございます。

こちらが舞台ですので、リハーサルから1週間程度ホールのほうを押さえますので、会場使用料も高額になります。また、こちらの事業は、事業買取り事業で行いましたので、アーティストへの報酬ですとか、そういったものも全部事業協会のほうで持つという形で実施いたしました。1,500人のホールに対しまして、残念ながら入場者数が719人ということで、半分ぐらいのお客様しか周知できなかったということで、赤字となってしまいました。

文化事業協会は、長年この興行誘致事業をやっておりまして、できるだけマイナスのリスクを軽減するように事業買取りと言って、今、申し上げた線香花火のように全事業を負担して、チケットの売上げによってペイするというやり方と、チケット買取りというやり方をやっております。チケット買取りというやり方は、使用料を事業協会が持つ代わりにアイレックス会員ですか会館先行という形で、より多くの市民の方にチケットを提供するというやり方です。

このやり方の場合、チケット買取りの経費と会場使用料を事業協会が負担します。それによって、チケットの売上げで、プラスマイナスというところで、チケット買取りというやり方をやりますと赤字になんても数十万円に抑えられるというやり方を工夫してやっております。

また、事業買取りで行う場合は、テレビ局などに協賛を依頼したり、赤字になった場合に損益折半でやってもらえないかなどの交渉をして、できるだけ赤字のリスクを軽減するよう努力しております。

以上でございます。

#### 成富牧男委員

今、言われたとおり、チケット買取りの場合は、結構、相手も安心してしまいますよね、もう損はせんってというふうに、チケット買取りでしょう。だから、そういうふうになります。がちだから、そういうところは難しいと思います。

最後に、誤解を受けないように申し上げたいのは、例えば、赤字にしかならん、もしくは赤字になんてせないかんという事業があると思うんですね。今はどうか知らんけど、クラ

シックなんかは結構、著名なアーティスト、もしくはオーケストラなんかが来ても知る人ぞ知るで、あんまり入らんとか。

逆に、福岡方面とかあちこちから来らっしゃるともあるかと思いますが、要は、最初に申し上げたように、なかなか公立でやる場合には難しいところもありますけど、そういうお金のことも含めてやらんといかんし、併せて赤字だから絶対いかんということで言っているつもりはありませんので、そこんところは御理解をいただきたいと思います。

以上です。

#### **西依義規委員**

同じページの、予算のときに言うべきか、決算のときに言うべきか分かりませんけど、ピアノコンクール委託料ってありますよね。これ見たら、第30回フッペル鳥栖ピアノコンクールですけど、この事業がいい悪いって言ってるんじゃないなくて、委託っていうことは鳥栖市がすべき事業ですよね、委託なんで。

この第1回の立ち上げた経緯と、何で委託に。例えば、補助金とか実行委員会にお金あります、なら分かるんですよ。委託をしてるんで、例えば、ずっと鳥栖市がしようとしたと、急に、もううちでせんけん委託しますなのか。まず、経緯を教えてもらっていいですか。

#### **古賀達也スポーツ文化部長**

ピアノコンクールにつきましては、平成7年に戦後50年ということで、ちょうどフッペルの修理をして戻ってきたというところで、平和の象徴というようなところで、フッペルを活用した戦後50年の事業ができないかというところで、その一環として、月光の夏の上映とか絵画とか、作文とか原爆の資料展示とか、その一つとしてピアノコンサートを実施するというところで、じゃあそのピアノコンサートを実施するに当たってピアニストというか、弾く子供たちを選ぶのにコンクール等を行った経緯がございます。

そういう部分で、ピアノのコンクールを始めて以降、そういう団体という形のほうに、そういう運営、募集から、審査員の手当から課題曲とかそういうやつを委託するような形になったという経緯がございます。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

そうしたら、1回目から同じスタイルでやられている、30回。あと、こここの委託した経費、どういったところ、例えば会場使用料やたらうちに戻ってくるやないですか、また、委託しても。だから、その辺以外でどれぐらいの実費というか、払われているのか。

今後もずっと委託すべき事業なのかなっていうのは、50周年は分かるんですよ、今年も戦後80周年やけん。そういった平和のなら何となく分かるけど、文化っちゃうたらピアノだけじ

やないんじやないですか、文化は。

このピアノだけが特出して、スポーツも確かにサッカーとバレーだけちょっと今特出しどるけん、サッカースクールとか何で委託かなと思うんですけど、その事情は何となく分かるんですよ。ああ、ホームタウンやけんとか。

ただ、ピアノっていうのが、ずっとこのままピアノを特出してほかの文化の皆さんのは不平等とか、そういう声にならないのかなと思ったんで、その辺は節目節目で検討してるので、それとも、もう検討せずにずっとやるのかお願いします。

#### 田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

先ほども部長が説明しましたように、戦後50周年ということで始まったこのコンクールでございます。

第14回以降、今の実行委員会形式で継続をさせていただいております。このコンクールは、第2次世界大戦のときに特攻隊が弾いたというフッペルを元に戦後50周年ということで始まりましたので、この悲話に込められた平和への祈りを次世代に伝え、音楽による平和文化創造を願って実施しているというところが、ほかのところでやっているピアノとは趣旨が異なるコンクールとなっております。

委託料の内訳といたしましては、大きくこのコンクール、それから前年度の優勝者、優秀者を招いてオーケストラをバックにソリストとして演奏をしてもらうというコンサート、それから、その年の受賞者の受賞記念コンサートというふうに分かれております。この委託料につきましては、コンクールの経費として支出をしております。フッペル部門の審査員の謝金ですとか、受賞の盾、それから会場使用料、それからピアノコンクールの運営自体は実行委員会に入っていますみれ会という団体のほうに委託をし、実施をさせていただいております。

以上でございます。

#### 西依義規委員

この事業が駄目とは言ってないんですよ。委託が正しいか、補助じゃ駄目なのか。だけど、今、聞いたら、これ本来鳥栖市がすべきことって思ってるってことで、ただ私が思うには、鳥栖市のピアノをしている子がこれに何人出よるとかという話と、じゃあ、招聘をして、例えば、観光客を呼び込む、誘客を呼び込むようになっているのかっていうと、なかなか人数見よってもそこまでなってないんで、ひたすら平和とピアノという目的でいくならどうかな。

だから、その辺が市民にどんだけ伝わっとつかなという気がするんですね。ぜひ、その辺はもうやり方次第で——もう30回もやってるとでしょう。創始の精神がだんだん薄れてくると思うんで、ぜひその辺をよかつたら、後でもいいんで462万円の内訳を見せてください。

以上です。

### **樋口伸一郎委員長**

その前の質疑の中に、この後もずっと検討なしでこのピアノをやっていくべきかっていうところのお考えについてお尋ねをされてたので、その辺についてはお答えをいただければと思うんですけど。今、要望でくくってはいただきましたけど。

必要に応じて、このままでいいのかという検討もされるお考えなのか、あるいは、もうこのまま当面は、50周年からの継続事業ということに重きを置いて淡々とやっていくのかというようなお感じのお考えでいいので、部長がお答えできるならまとめていただいて。

### **古賀達也スポーツ文化部長**

ピアノコンクールにつきましては、先ほど課長が申し上げましたように、平和への祈りというか、そういうのを込めてこういう事業をしております。

それで、世界中は今、いろんな紛争があっております。そういった意味では、平和を祈つていくっていうようなところを伝えていく、また考えさせていくという部分では、鳥栖市としてフッペルという貴重な素材があるというのは、当然生かしていくべきだというふうに思っていますので、今後とも何らかの形で、こういう部分は継続していきたいというふうに考えております。

また、ふだんから在り方とかやり方とか、そういう部分については時代時代に応じて、情勢の中で内容等については検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

### **樋口伸一郎委員長**

ぜひ、西依委員もおっしゃったように、部長がお答えになった意味合いとか趣旨、これを知ってもらって必要性を感じていただくことも大事かと思いますんで、周知のほうやそういうことにも努めていただければと思います。

西依委員へお返しします。

### **西依義規委員**

本当に私も、その目的が薄れて手段のほうばかり目が行ってたんで、改めて認識しましたんで、分かりました。

### **牧瀬昭子委員**

同じところなんですかけど、109ページの主要事項説明書にのっとって、先ほど御説明の中でも動画のことをおっしゃってあったと思うんです。それで、動画配信を見せていただいていると、鳥栖市が行っている事業とかっていうのをうたうにはとてもいいなと思っていて、登録者数よりも見ている方が圧倒的に多いのがこのフッペルのところだったなと思うんです

ね。

ほかの、こういうことをやってますとか、事業のお知らせとかすごく遅いので、これ見たときに当てはまらなかつたりとかして、わあ、申込みをしたかったのになっていうずれを発生させてるっていうのが一つ、問題点だと思うので、先ほど、こういうすばらしいものなんだっていうのを、この動画配信とかで、文化事業の方とかと協力していただいて、これだから見ていただきたいんだというのを、ぜひ、この動画配信、せっかく盛り上げていただいているこのフッペルもありますので、先ほど部長からも答弁あったように、やっぱり平和のことっていうのをその前後でも、夏には映画の上映とかあると思うんですけど、そのフッペルの音楽のときにもそこのところの意味とかっていうのを、西依議員がさっきおっしゃったみたいに位置づけっていうところを継続されるのであれば、もっとうたう必要があると思います。

ここ、課が違うとは思いますけど、フッペルを中心として文化交流事業ということで、中高生が行ってありますよね、そういったのも動画で一緒にお知らせするとか、始まる前にこんなことやってますを連携させながら。今回は行きました、今回は来られましたみたいなところも、何かお示しするとかっていうのがあるとより一層、深まるのではないかと思うのですが、見解としてよかつたらお願ひします。

#### **古賀達也スポーツ文化部長**

まずは、ピアノの動画配信については、非常によかったですという御意見があつて、今年度についても継続してやりたいというところで、実行委員会の中でもそういうお話が出たところでございます。

牧瀬議員がおっしゃるように、今、動画配信とかSNSとか、今までとは違ったような形での周知というかPRっていう部分がございますので、それはこのピアノコンクールに限らずいろんな形で、スポーツ、それから文化についてイベントがございますので、そういう部分でのPR、周知については工夫してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### **牧瀬昭子委員**

ここは違うところなんんですけど、152ページの歳入のところで、定住・交流センターの使用料というところから、ちょっと関連してなんですかけれども、利用される方々が、やっぱり高齢者の方が増えてきている中で、畳の部屋とか座椅子がないところを利用されたときに、やはり椅子とかを求められる声が私の周りでは多いんですけれども、その辺りとか改善する必要があるのではないかと思うんですが、その辺り利用者の声をもとに改善する運びっていう、何か御検討されたりとかなかったでしょうか。

#### **田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

サンメッセの和室には座椅子を備えておりませんけれども、文化会館の和室のほうには何脚か座椅子を備えておりますので、文化会館同様、座椅子の購入については今後検討したいと思います。

**牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。（発言する者あり）

**樋口伸一郎委員長**

御発言は挙手にて。

議事録に残しますので、牧瀬委員。

**牧瀬昭子委員**

すいません、ちょっと言い方が、座椅子というと合っているかどうかなんですけど。普通に着座することができる、正座せずにっていう意味ですけど、あってますでしょうか。

**田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

文化会館のほうにありますのは、畳の部屋に置きます低めの椅子でございますが、それをサンメッセも購入したいと思います。

**樋口伸一郎委員長**

今の質疑は、決算審査においてこの金額の中にその座椅子があったのかっていう趣旨でした。

無かった分は検討したいという趣旨でお答えがあってますので、個別の椅子が必要だ、もっと必要だ、こういった要望があったっていうのは決算からだんだん離れていくので、金額の内訳等に基づいた上で御意見等もなさっていただきますようお願いいいたします。

**成富牧男委員**

246ページの一番上から2番目の市民文化会館管理業務等委託料、この等って書いてあるから、いろいろあるかなと思って。この内訳と事業者、その業務ごとの事業者が別であればそのことについて、まず。

**田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

管理業務等委託料につきましては、施設の維持管理、舞台運営等の委託をさせていただきて、あと保守点検の委託をさせていただいておる分でございます。

大きいものから主なものについて、申し上げさせていただきます。舞台運営業務につきましては、株式会社トス・ステージサービスのほうに1,169万8,500円。それから、清掃害虫等の駆除業務につきましては、株式会社サンビルサービスセンター鳥栖支店、こちらのほうに1,351万200円で業務委託をしております。

設備の（空調・衛生・消防・建築）保守業務につきましてが、西日本三建サービス株式会

社、こちらのほうに913万円で委託をしております。1,000万円近くの業務を委託しているのは、その3者でございまして、電気設備等保守管理業務につきましては、株式会社九電工鳥栖営業所のほうに339万9,000円で委託しております。

あと、金額は小そうございますけれども、自家用電気工作物保安管理業務、それから大ホールの舞台吊り物装置等保守点検業務、小ホールも同様でございます。

あとは、警備業務、昇降機点検業務、産業廃棄物収集運搬業務、あとピアノの保守点検業務、それから防火設備の点検業務、それから、今、配水管工事をさせていただいておりますけれども、配水管が詰まつたり、ずれたりしております、せっかくトイレがきれいになりましたが、その先の管が流れないとということで緊急対応を、汚水管の洗浄業務をしていただきました。その分が含まれております。

以上でございます。

### **成富牧男委員**

結構、いろいろな業務があるんだということが分かりました。その中で、これ時々質問してますけれども、ステージの部分のトス・ステージサービスさんは、もうかなり、随意契約でやられているということでしたね。私は、ステージさんがいろいろ貢献されてるっていうのは分かった上でですけど、ほかにそういう業務をしたいと思っておられる方がおられるんじゃないかと思うんですが——もう簡単に、時間が時間ですので。

ちなみに、こういった業務を鳥栖市に入札関係で登録されているところは何業者ぐらい、ほかにないんですか。

### **田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

市内に、株式会社トス・ステージサービスと同じ業務ができる業者があるかどうかについては、現時点では知り得ません。ですが、市民文化会館、昭和57年に建てまして大変古い会館でございます。

舞台の運営に関しましては、舞台の照明、舞台設備、それから音響設備操作、映像設備の操作などを行いながら、事業を一緒になって成功させていくっていう、主催者の方に寄り添いながら実施していくというところがございます。

ホールの予約が入りますと、まず事前に舞台打合せを行いまして、トス・ステージが長年やっておりますので、会館の設備、それから機器の癖といいますか、そういったものも十分知り得ておりますので、文化会館が市民の方の発表の場として利用されるときに、機器に関しては、基本、操作は舞台運営のスタッフが行うというふうにしておりまして、機器の延命も図っているというところがございます。

ですので、現時点では、会館の舞台設備等に関しまして知り尽くした業者のほうに委託を

させていただき、安心して舞台を使って発表の場としていただけるようにということで、随意契約で依頼をしております。

#### **成富牧男委員**

今、ずっと言わされましたけれども、それは業者の方であれば、例えば、現場見せて、こういう機器、もうかなり古いやつやんねって言いながら、説明までやった上で入札にかけるとか、そういうことは私は可能だと思うんですよ。する前から、もうここしかしきらんっていう前提に立つのは、やっぱりおかしいと思います。ですから、さっき業者登録もあるかないか分からんっちゅうことですけど、ぜひ、それだけはお答えできるようにしとってください。

私は、これはほかの業者にもそういう機会を与えて、条件をつけるような委託、今、点数をつけてしてよくやっておられますけれども、やはり入札の機会は、そこに参加する機会はやっぱり保障せんといかんのじゃないかと私は思います。以上です。

あれだけ、お願いします。

#### **古賀達也スポーツ文化部長**

今後、業務委託については、近隣とか他市のそういう舞台関係の委託とか、運営の方法を調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

私、市内ってさっき言ったのであれば、別に市内の業者ということじゃなくていいですか。私が尋ねたのは、そういう業者が業者登録してあるのか、鳥栖市に登録してあるのか、それだけ後から教えてください。

#### **樋口伸一郎委員長**

じゃあ、それは後ほど、個人的にということで大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
ほかに。

#### **緒方俊之委員**

文化会館、23本やられたんですよね。その赤字がとか黒字っていうのの資料は見せてもらえますか。

#### **樋口伸一郎委員長**

資料ですか。じゃあ皆さん、委員会からの資料提供ということで、この準備は後ほどでいいですか。すぐじゃなくて、審査を終わるまでに、また資料の御準備をお願いしたいと思います。

あと、今、副委員長がおっしゃった随意契約の件については、不測の事態で業者のみしか知らなかつたときに、万が一そこがなくなつたりしたときにはばたばたしなくてもいいように、

ぜひ近隣も含めて現状を知るっていうことは大切なと思いますので、これはお願いを申し上げておきます。

ほかにございませんか。

#### 田村弘子委員

最後に、この決算にあたりまして SAGA 2024 の国スポの開催に尽力をいただいた皆さんたちに感謝を申し上げるとともに、これに伴ってたくさんのいろんな改修で、運動施設など使いやすいものができているっていうところになってるんですけども、写真の判定、陸上競技場の117ページで、すいません、決算書のほうはちょっと分からんんですけども、117ページの陸上競技場の写真判定設備、ここのって携わっていく中で、時間がいろいろとかかったような気がしていたんですけども、結局、この写真判定の設備がこの金額でできた後、利用している陸上競技場の人からの声がどのように聞こえてきているのか。

これができる前と後、これができたから試合の幅が広がったとか、競技場を利用しやすくなったりっていうお声があるってあるのであれば、ちょっと聞かせていただけたらと。認定のこの金額に当たって、これを付けてどのように変わったのかっていうところを、私が聞かれたときにあんまり説明ができなかったので、もう一度教えていただけると幸いです。

#### 樋口伸一郎委員長

費用対効果ですね。

#### 小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

こちら、主要事項の117ページに3,740万円を記載しておりますけれども、これ、あくまで前払金の金額になりますて、当初契約金額っていうのは、9,600飛び3万円で、これで後ほど変更契約とか入っているところではございます。約9,600万円の事業でございました。

それで、こちらにつきましては、あくまで試合のときの公式記録を判定する分になりますので、通常の、日常の練習にはちょっと使用というのはしていただけない状況でございます。こちら、6月に、まず走行会のほうをしていただきまして、やはり正式な記録が出るということで子供等は喜んで参加をしていただいている状況でございます。

ただ、こちら、動かすのにも動かす人数というものがございますので、頻繁にはまだ開催はできていない状況でございます。

ただ、うちのほうが4種ライトの公式の競技場になりますて、この写真判定設備が整いましたので、きちんとした公式記録として残るようになっておりますので、そこを生かしていただくためにも、市といたしましては、市の陸上協会とに働きかけをして、できれば広域的な開催等もしていただきたいと思っておりますので、そういうふうな協議を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**田村弘子委員**

ありがとうございました。公式記録が出るような場所が鳥栖市内にあるというところで、選手の方や保護者の方がとても期待をされている競技場になってきておりますので、やはり国スポを機会に使える設備がよくなつた鳥栖市っていうところが、今の競技者の方からお声が上がっていますので、ここで変わつた設備を長い間、維持管理しながらいい環境が続いていけるように今後もよろしくお願ひいたします。

先ほど言われたように、費用対効果っていうところなんですけれども、近場で公式記録が出来る競技場があるっていうのは、とても喜ばしいことっていうところになっておりますので、今後ともまたいろいろ改修などしていただけたらと思います。

国スポ、本当にありがとうございました。

**樋口伸一郎委員長**

議事調整のため暫時休憩します。

午後0時8分休憩

~~~~~

午後0時8分再開

**樋口伸一郎委員長**

再開いたします。

質疑を続行します。

**西依義規委員**

2点です。1点目は、私、前から言ってたんですけど、今度、佐賀市が市民文化会館のネーミングライツの募集を多分してる。私、前からずっと、こんだけ興行がいろいろあっていいる鳥栖市民文化会館を、前回はあまりぼろいから、何かきれいになってからみたいな話だったけど、だんだん改修も終わって。本当に所管で考えたことはないのかどうか、そこを1点と。

こないだ言われたんですが、サンメッセ鳥栖の、これは民間の方から言われたんですけど、会議室が安過ぎると。要は、民業圧迫になってると。

いや、会議室が本当に安いんですよ。だから、これ利用料は市民と市外はたしかないです

よ。

もちろん、市民の方には税金で建てたんで、利用料は下げていただいたほうがいいんですけど、市外の方は、ビジネスで使われてるんでそこは——やっぱり民業圧迫はいかんかなと思うんで、その辺は。

みんな言いにくいくから言ってないと思うんですけど、そういう声はないですか。以上2点です。

#### **田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

まず、1点目のネーミングライツについてですけれども、今年度で、大方改修工事が済みまして、トイレもスムーズに流れるようになりますので、会館の設備としてはリニューアルオープンに向けて、今、工事をやっていただいております。市民文化会館の強みといたしましては、こういう興行誘致の件数が多いというところだと思いますので、それを生かす体制の整備も踏まえまして、ネーミングライツにつなげるというふうに考えておりますので、今後検討をしていきたいと思います。

それから、2点目につきましては、使用料につきまして、今、市民の方、それから市外の方っていう区別はございません。そういう安いっていうお声は、すいません、初めてお聞きしましたので、今後の利用状況、利用者層などを見てまいりたいと思います。

#### **古賀達也スポーツ文化部長**

まず、ネーミングライツについては、以前からそういう話がございまして、内部では検討しますけれども、まずは安全、安心に利用できるという施設整備のほうを優先している状況でございます。

それから、サンメッセにつきましては、結構いろんな企業様の会議とかいろんなセミナーとかそういう部分での利用が、会議室の利用としては多いというような認識は持っております。それで、実際、サンメッセの在り方として、どういうふうな在り方がいいのかっていう部分も含めまして分析はしているところでございます。

ただ、料金については、市内と市外という、もともとが定住・交流センターという交流の場なんで、そういう市内市外という部分っていうのは、ちょっとなじまないのかなというところで多分設定をしていないかとは思いますけれども、御意見としてはそういう御意見もあるというところは踏まえたところで、今後、様々な観点の中で見直すべきときには見直したいというところで思っております。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

いや、当初の目的はそれでいいですよ、だけど、例えば栖の宿とか最初、目的はそうやつ

たけど、時代とともにやっぱ変えていかやんやないですか。

もちろん、交流という目的で建てたんでしょうけど、最初はそうですけど、実態を見ていただけで、多分商工センターより安いんですね。近くのホテルよりもっと安いんですよ。ホテルが、まず会議室でビジネスとしてやろうと思っても、むっちゃ利便性のいいところに行政が行ってる施設があるんですよ。とてもじゃないけど、要はビジネスにならんわけです。

だから、それはもちろん交流という大名目でえらいことやってますって自信満々におっしゃるけど、そこは、私はぶっちゃけ市民は半額とかにしても、またはもうちょっと上げる、もう3倍ぐらいに上げても、私は全然需要があると思うんで、お客さんを見ながらしたら、お客さんどんどん増えていったら、まあいいかってなるじゃないですか。

どうやってお客さんを見ながらその調査を、安いんですか高いんですかとか、アンケートをしますとかそれぐらいするならいいですよ。企業に、うちはどうですかって、とてもいいですとか、いいですいいですが来たけん、そのまま行こうかじゃないと思うんです、私は。

それをちょっとと言いたかったんで、ぜひ一回考えて。公共とは何か等まで含めて考えていきたいと思います。

以上です。

### **樋口伸一郎委員長**

ほかに、ございませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩いたします。

### **午後0時15分休憩**

~~~~~

### **午後1時11分再開**

### **樋口伸一郎委員長**

再開いたします。

~~~~~

**樋口伸一郎委員長**

審査に入ります前に、健康福祉みらい部長から御挨拶の申出があつておりますので、お受けしたいと思います。

**吉田忠典健康福祉みらい部長**

健康福祉みらい部関係の令和6年度の決算審査に当たりまして、一言御挨拶と概要を申し上げます。

健康福祉みらい部は、地域福祉課、高齢障害福祉課及びこども育成課の3課で福祉事務所を構成いたしまして、これに健康増進課を加えた4課で健康福祉みらい部を構成しております。これらの4課におきまして、高齢者や障害者、児童、生活困窮者などの福祉に関する業務、子育て支援に関する業務、保健予防、健康づくりに関する業務など、心身ともに健全で、安心して日常生活を送るために必要な業務の執行に当たっております。

歳出におきましては、保育所保育料、各種福祉サービス等に係る国・県補助金、負担金、子ども・子育て施設整備補助金等に係る市債などでございます。また歳出は、款3民生費、款4衛生費及び款10教育費のそれぞれ一部でございます。

歳出の主な事項を申し上げますと、地域福祉課関係では、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、生活保護費など低所得世帯等に対し支援を行っております。高齢障害福祉課関係では、障害児施設給付費、障害者自立支援給付費、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金など障害者や高齢者を支援するとともに、福祉の増進を図っております。こども育成課関係では児童扶養手当、子どもの医療費、施設型等給付費、児童手当など子育て世帯に対し、負担軽減と福祉の向上を図りました。健康増進課関係では、予防接種委託料など市民の健康維持や健康づくりに努めております。

以上、決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明いたしますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。

~~~~~

**健康福祉みらい部**

**議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について**

### **樋口伸一郎委員長**

それでは、これより健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

### **立石光顕高齢障害福祉課長**

それでは、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について、健康福祉みらい部の主なものにつきまして、令和6年度鳥栖市歳入歳出決算書等により説明いたします。

まず、歳入の主なものから説明いたします。鳥栖市歳入歳出決算書の47、48ページをお願いします。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節1社会福祉費負担金でございますが、主なものといたしまして、老人保護措置費負担金につきましては、養護老人ホームに措置された方が納めます負担金でございます。

### **高松隆次こども育成課課長兼こども家庭センター長**

その次、節2児童福祉費負担金のうち、保育所保育料につきましては、市内公立・私立認可保育所及び市外の私立認可保育所に通う0歳から2歳児の園児の保育、保護者が支払う保育料でございます。なお、3歳以上につきましては、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化により、無料でございます。

### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

次のページ、49、50ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料のうち、休日救急医療センター使用料につきましては、休日救急医療センターにおける医療収入でございます。保険者からの医療報酬と患者が窓口で支払う自己負担金でございます。

以上です。

### **林康司地域福祉課長**

次に、53、54ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金の一番上です。国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者に対する国民健康保険料軽減分を国、県で負担することにより、国保基盤を安定させるものでございます。保険者支援分につきましては、国の負担割合が2分の1、県の負担割合が4分の1となっております。また、保険料軽減分につきましては県の負担割合が4分の3となっております。

### **立石光顕高齢障害福祉課長**

その下、特別障害者手当等給付負担金は、心身に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者、障害児に対して支給しております手当の国庫負担分で、国の負担率は4分の3でございます。

その下、障害者自立支援給付費負担金は、障害者の介護及び訓練等給付費、相談支援給付費、補装具などの給付に対する国庫負担分で、国の負担率は2分の1、また、県の負担分もありまして、県の負担率は4分の1でございます。

その下、障害者自立支援医療費負担金は、身体障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る国、県の負担分で、国の負担分で、国の負担率は2分の1、県の負担もございまして、県の負担率は4分の1でございます。

#### **高松隆次こども育成課課長兼こども家庭センター長**

その次の節2児童福祉費国庫負担金のうち、主なものを申し上げます。

備考欄一番上の施設型等給付費負担金につきましては、私立保育所、認定こども園、新制度以降の幼稚園等の運営費に対する国庫負担金でございます。同様に県の負担金もございまして、負担割合につきましては、3歳児以上については、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1、2歳児以下については国が100分の59.08、県と市がそれぞれ100分の20.46でございます。

次に、備考欄2つ下の児童扶養手当費負担金につきましては、18歳までの児童を養育している独り親家庭に支給する児童扶養手当の国庫負担金で、負担割合は国が3分の1、市が3分の2でございます。支給の実績等につきましては歳出のほうで御説明いたします。

次に2つ下の児童手当費負担金につきましては、高校生年代までの児童を養育している際に、家庭における生活安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として支給されます、児童手当の国庫負担金でございます。令和6年度中に制度の拡充が行われ、現在の負担割合は、3歳未満の被用者は全額国庫負担、3歳未満の非被用者については国が15分の13、県と市がそれぞれ15分の1、3歳以上については、被用者、非被用者問わず国が9分の7、県、市が9分の1でございます。支給の実績等につきましては歳出のほうで御説明いたします。

#### **林康司地域福祉課長**

続きまして、次ページの55、56ページをお願いいたします。一番上です。

節3生活保護費国庫負担金のうち、生活保護費負担金につきましては、生活扶助、医療扶助等に伴う国庫負担金で、国の負担割合は4分の3でございます。次の自立相談支援事業費負担金につきましては、生活困窮者に対する就労相談支援や住宅確保のための給付業務、また、アウトリーチ等の充実による自立相談支援事業等に対する国庫負担金で、国の負担割合

は4分の3でございます。

#### **高松隆次こども育成課課長兼こども家庭センター長**

その次の目2教育費国庫負担金、節1教育総務費国庫負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園等に通園する3歳以上の子供の保護者等が支払うべき利用料相当額を対象園に対し支払う給付金に対する負担金でございます。負担割合は、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1でございます。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

その下、目3衛生費国庫負担金、節1保健衛生費国庫負担金、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金につきましては、ワクチン接種後の健康被害に対する救済給付申請を厚生労働省に進達し、疾病障害認定審査会において認定の答申を受け、本市が救済給付金を支給したものに対する負担金で、国の負担割合は10分の10でございます。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

次に、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金につきまして、主なものとして、地域生活支援事業費補助金は、障害者総合支援法に基づき、障害のある人がその能力や適性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むためのサービスを提供する事業の実施に対する補助金でございます。国の補助率は2分の1以内、県の補助率は4分の1以内でございます。

その下、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、こども家庭庁の設置に伴い、地域生活支援事業から分離された巡回支援専門員派遣事業の実施に対する補助金で、国の補助率は2分の1以内、県の補助率は4分の1内でございます。

#### **高松隆次こども育成課課長兼こども家庭センター長**

57、58ページをお願いいたします。

節2児童福祉費国庫補助金のうち、一番上の母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、独り親家庭の親が就業訓練など職業訓練などの資格取得のため、1年以上資格養成機関で就業する場合に、就業期間中の生活費等の負担軽減を目的とした給付金支給事業に対する国庫補助金でございます。補助率は国が4分の3でございます。

2つ下、子ども・子育て支援施設整備交付金につきましては、社会福祉法人和貴福社会によります病児保育施設、施設整備のための費用に対する国庫補助金でございます。補助率は国、県、市とも10分の3、事業者が10分の1でございます。詳細につきましては歳出のほうで御説明いたします。

次の子ども・子育て支援交付金につきましては、認可保育所等で実施される延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業等の特別保育事業、利用所支援事業及びファミリ

一・サポート・センター事業、家庭児童相談システムに対する国庫補助金でございます。補助率は国、県、市とも3分の1、そのうち利用者支援事業のみ国3分の2、県と市がそれぞれ6分の1でございます。

次の子ども・子育て支援事業費補助金は、令和6年度に実施されました児童手当の拡充に伴い、業務システムの改修費及び準備に要した事務費につきまして、国の補助金でございます。補助率は国10分の10でございます。

2つ下の出産・子育て応援交付金につきましては、妊婦または出産をされた世帯に対し、伴走型相談支援を実施するとともに、妊娠届出時及び出産後に合わせて10万円の交付金を支給するための国庫補助金でございます。補助率は、交付金について、国が3分の2、県と市がそれぞれ6分の1、伴走型相談支援事業については国2分の1、県と市がそれぞれ4分の1でございます。支給の実績等につきましては歳出のほうで御説明いたします。

なお、同交付金につきましては、本年令和7年度より、妊婦のための支援給付金として制度化されているところでございます。

#### **林康司地域福祉課長**

続きまして、その下、節3生活保護費国庫補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、生活困窮者就労準備支援事業、家計改善支援事業、被保護者就労準備支援事業に伴う補助で、補助率が3分の2、生活困窮者自立支援の機能強化事業に伴う補助、補助率が4分の3などとなっております。

続きまして、63、64ページをお願いいたします。一番上になります。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節3生活保護費県負担金につきましては、生活保護法第73条に規定されております、居住地が明らかでない保護者等の保護費等に要する県負担金であります。

続きまして、同じページの項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金のうち、民生委員・児童委員活動費等交付金につきましては、民生委員・児童委員の活動に対する交付金でございます。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

その2つ下、重度心身障害者医療助成事業費補助金は、重度心身障害者の医療費助成に係る補助金で、県の補助率は2分の1でございます。

#### **高松隆次こども育成課課長兼こども家庭センター長**

65、66ページをお願いいたします。

節2児童福祉費県補助金のうち、ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、独り親家庭等に対し医療費の一部の助成をすることにより、独り親家庭の経済的な支援を行い、福祉

の増進に寄与することを目的とする事業に対する県の補助金でございます。補助率は県2分の1でございます。

次の、子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減するための子供の医療費の一部を助成する事業のうち、未就学児分の医療費助成に要する経費に対する県の補助金でございます。補助率は2分の1でございます。支給実績等につきましては歳出のほうで御説明いたします。

次の、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育補助者雇用強化事業、保育体制強化事業、医療的ケア児保育支援事業及び認可外保育施設の保育士等の健康診断に係る費用への補助事業に対する県の補助金でございます。県の補助率は、事業ごとに保育補助者雇用強化事業が8分の7、保育体制強化事業が4分の3、医療的ケア児保育支援事業が6分の5、認可外保育施設の健康診断に係る分につきましては3分の2でございます。

3つ下の、学校給食費等支援事業費補助金につきましては、物価高騰によります保育所等への給食への影響を回避するために実施しました、保育所等の給食費の補助に対します県の補助金でございます。県の補助率は、1号認定の児童分については10分の10、2号、3号認定の児童分については2分の1でございます。

続きまして、73ページ、74ページをお願いいたします。

下のほうになりますけれども、款19寄附金、項1寄附金、目4民生費寄附金、節1児童福祉費寄附金につきましては、永吉町にございます林保冷工業株式会社様から、子育て支援として、現金100万円の御寄附を頂いたものでございます。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

続きまして、77、78ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入のうち、地域支援事業受託料は、鳥栖地区広城市町村圏組合介護保険からの受託料で、地域支援事業として介護予防事業、包括的支援事業などの実施に関するものでございます。

その下、保健福祉事業受託料は、鳥栖地区広城市町村圏組合からの受託料で、食の自立支援事業や緊急通報システム等の財源として活用いたしております。

#### **林康司地域福祉課長**

続きまして、79、80ページをお願いいたします。

項6雑入、目4雑入、節1生活保護雑入の生活保護費返還金につきましては、生活保護費の返還金でございます。主な内容といたしましては、年金収入の未申告や相続での預貯金の未申告、また、法廃止による過支給分を返還していただいた分となります。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

83、84ページをお願いします。

上から8番目、節4雑入のうち、障害児通園施設介護給付費は、ひかり園で実施しております療育等の介護給付費でございます。その3つ下、高齢者福祉施設雑入は、高齢者福祉施設内の中央デイサービスセンターに係る光熱水費等の事業者負担分となっております。

一番下の、令和5年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金につきましては、広域市町村圏組合介護保険特別会計の決算による積算に伴う市町負担金の返還金となっております。

#### **高松隆次こども育成課課長兼こども家庭センター長**

備考欄下から6つ目になりますけれども、保育所給食費につきましては、公立保育所に勤めております職員及び公立保育所の3歳以上の園児の副食費でございます。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

85、86ページをお願いいたします。

同じく節4雑入のうち、86ページの下から10番目の新型コロナワクチン接種費用助成金につきましては、新型コロナワクチン接種は令和6年度から高齢者を対象にした定期接種となり、令和6年10月から7年3月31日までの接種に対するワクチン代の一部が助成されたものでございます。

#### **高松隆次こども育成課課長兼こども家庭センター長**

続きまして、89、90ページをお願いします。

款23市債、項1市債、目2民生債、節1児童福祉債につきましては、病児保育施設整備に伴う事業者に対する補助金のうち、市の負担金額の一部に対する借入金でございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

#### **林康司地域福祉課長**

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。127、128ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、健康福祉みらい部長及び地域福祉課6名、高齢障害福祉課18名、こども育成課13名、広域圏組合派遣職員12名、計50名分の人事費となっております。

次に、129、130ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金で、ページ下のほうになります、社会福祉協議会補助金、ふれあいのまちづくり事業補助金、福祉ボランティアのまちづくり事業補助金につきましては、主要施策の成果の説明書の30ページをお願いいたします。この3事業につきましては、福祉事業の健全な発展や福祉サービスなどの事業推進を図るため、鳥栖市社会福祉協議会に対して運営費の一部、地域福祉活動、福祉ボランティアの育成、活動支援のための経費を助成するものでございます。各事業ともコロナ禍が明け、開催回数や参加者、利用者数等増加

傾向となっております。

決算書に戻っていただきまして、ページ131、132ページをお願いいたします。

ページ一番上の全日本同和会補助金につきましては、人権同和対策等への活動に対する補助金、次の民生委員・児童委員活動費補助金につきましては、民生委員・児童委員の地区会長及び各民生委員児童委員の活動補助、次の民生委員児童委員連絡協議会運営費補助金につきましては、同協議会の運営経費及び負担金等の経費の補助となっております。

節27繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金で、国保会計職員の人事費、国保基盤安定、出産育児一時金等の事業に対するものでございます。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費でございます。

まず、節1から節4の主なものといたしましては、会計年度任用職員としてひかり園の指導員4名及び障害者支援係の窓口等職員6名分の人事費に係るものでございます。

節7報償費のうち謝金につきましては、ひかり園の言語聴覚指導員の指導等の指導員及び臨床心理相談時の謝金並びに障害者相談員の謝金となっております。

節12委託料の主なものといたしまして、2番目、巡回支援専門員派遣事業委託料は、保育所等に発達障害児支援専門員を派遣し、障害の早期発見、早期対応等の支援を行うものでございます。

133、134ページをお願いします。

上から3つ目、相談支援事業委託料は、鳥栖・三養基地区総合相談支援センター、光風会病院及び若楠療育園が障害のある方やその御家族からの相談に応じまして、権利擁護等の必要な援助を行っております。

その2つ下、日中一時支援事業委託料につきましては、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある方に対し、日中の活動の場の提供や生活訓練を行うものを助成するものでございます。社会福祉会館（身障センター）指定管理料は、施設の管理や機能回復訓練、各種講座、更生相談事業等を社会福祉協議会に委託しております。

135、136ページをお願いします。

節18負担金、補助及び交付金のうち主なものといたしまして、上から2つ目、福祉タクシー助成金がございます。身体障害者手帳1級・2級、療育A、精神保健福祉手帳の1級・2級などの手帳を持つ方へのタクシー運賃の基本料金を助成する助成金となっております。

次に、節19扶助費の主なものでございます。

まず、重度心身障害者医療費につきましては、主要施策の成果の説明書32ページを御覧ください。内容といたしましては、重度心身障害者の医療費の保険診療に係る自己負担額から

500円を引いた額を助成するものとなっております。

次に、障害者自立支援医療費につきましては、身体障害者の障害軽減、機能回復のための医療費を助成するもので、対象となる医療は白内障、角膜移植、関節、心臓、腎移植等の手術及び人工透析などとなっております。

次に、障害児施設給付費につきましては、主要施策の成果の説明書33ページを御覧ください。内容といたしましては、障害児に対する児童発達支援、放課後等デイサービスなどによる通所支援に係る給付でございます。

障害者自立支援給付費につきましては、主要事項の成果の説明書31ページを御覧ください。障害者総合支援法により、個々の障害のある方の障害程度や社会活動、介護者居住などの状況を踏まえまして、個別に支給決定される障害福祉サービスの利用者に対する自立支援を行う給付でございまして、介護の支援を受ける介護給付訓練などの支援を受ける訓練等の給付、地域生活のための生活相談支援を受ける相談支援給付などがございます。

その下、障害者日常生活用具給付等事業費につきましては、日常生活用具を給付、あるいは貸与することで日常生活の利便性の向上を図るために、入浴の補助用具、特殊ベッド、ストマ用装具等に対して給付するものでございます。

その下、身体障害者訪問入浴サービス事業費につきましては、在宅の身体障害者の方で移送に耐えられないなどの事情で通所による入浴サービスを受けることが困難な方を対象に、移動入浴車を自宅に派遣し、入浴介助を行うものでございます。

その下、特別障害者等手当につきましては、重度の障害の状態にあるため日常生活で常時特別な介護を要する在宅の障害者に対して、手当を支給するものでございます。

なお、節19扶助費につきましては、障害者自立支援給付費及び障害児施設給付費等の利用が見込みより少なかったため、4,749万6,158円の不用額が生じております。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和5年度分の障害者福祉関係扶助費等の精算に伴う国庫負担金等返還金などとなっております。

次に、目3老人福祉費でございます。

節1から節4の主なものといたしましては、地域支援事業の事業費の支弁人件費としての高齢者支援係職員の人件費の一部及び会計年度任用職員3人の人件費でございます。

次に、節7報償費につきまして、敬老祝金は80歳、85歳、88歳、99歳、100歳の節目の方に支給いたしております。

137、138ページをお願いします。

節12委託料の主なものにつきまして、食の自立支援事業委託料は、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで食事の調理等が困難な方に対しまして、食事の提供及び安否確認を

行うものでございます。

その下、緊急通報システム事業委託料は、在宅の独り暮らしの高齢者等で日常生活において常時注意を要する方の緊急時の連絡手段を確保するため、警備会社に委託しておるものでございます。

その下、生活支援体制整備事業委託料は、日常生活上の支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、第1層生活支援コーディネーターの配置、第1層協議体の運営等を社会福祉協議会に委託しているものでございます。

その下、介護予防事業委託料につきましては、主要施策の成果の説明書34ページを御覧ください。

高齢期での要介護状態の発生をできる限り抑制し、要介護状態であってもその進行を防ぎ、さらには軽減を目指すことで、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防事業を行っております。昨年度は、活動的な状態にある65歳以上の高齢者を対象としたいきいき健康教室、ふまねっと運動教室や高齢者自身の健康維持向上とともに高齢者を支える担い手の確保を目的として、介護予防サポーター養成講座などを開催するとともに、町区公民館などで行われる通いの場の立ち上げ支援を行いました。

地域巡回介護予防健診では、支援の必要な高齢者を早期に発見し、介護予防活動につなげました。

次に、節18負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金（介護保険）につきましては、介護保険事業に伴う介護給付費等に関する鳥栖地区広域市町村圏組合への負担金でございます。主要施策の成果の説明書の35ページのほうにも記載をいたしております。

139、140ページをお願いいたします。

一番上の高齢者福祉乗車券助成金につきましては、75歳以上の高齢者、70歳以上の運転免許証返納者及び更新しなかった者を対象とした路線バス、ミニバスの運賃助成となっておりまして、1冊5,000円の乗車券を1,500円で購入できるようにしております。1人当たり6冊までの購入が可能となっておりまして、1人当たり2万1,000円を上限に補助をしているものでございます。

その下、シルバー人材センター補助金は、高齢者の就労による生活向上、社会参加の促進など、地域の活性化を目指すシルバー人材センターへの補助金となっております。

その2つ下、敬老会補助金は、町区など敬老会の主催者に対し、75歳以上の高齢者1人当たり1,500円を上限として補助を行ったものでございます。

その下、地域福祉基金活用事業補助金及びその二つ下の老人クラブ運営費補助金につきましては、鳥栖市老人クラブ連合会に対して、健康及び生きがいづくり事業に要する経費や運営費を補助したものでございます。

次に、上から 6 番目、食の自立支援事業補助金につきましては、主要施策の成果の説明書 36 ページをお願いします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食の自立支援事業において、食材費等の物価高騰の影響を受けた事業所支援のため、また、利用者負担となる食材料費の増額相当分を事業者に補助することで、高齢者の自立した生活を支援いたしました。

次に、2 つ下、地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金につきまして、主要施策の成果の説明書 37 ページをお願いします。

この事業は、県が設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護予防拠点の憩いの場における防災意識啓発の取組支援事業に係る経費の一部を補助したものでございます。1 社会福祉法人と 4 町区の通いの場に対して、事業に必要な機材等の購入費用を補助いたしました。

次に、節 19 扶助費の主なものといたしまして、一番下の老人保護措置費につきましては、65 歳以上の高齢者で環境上、経済上の理由で居宅での生活が困難な方の養護老人ホームに入所する経費としての措置費となっております。なお、この扶助費につきましては、老人保護措置等が見込みより少なかったため、1,009 万 5,887 円の不用額が生じております。

節 22 償還金、利子及び割引料につきましては、令和 5 年度の介護保険低所得利用者助成事業費補助金返還金でございます。

次に、目 4 老人福祉センター費でございます。まず、節 1、節 3 は、会計年度任用職員 3 名分の人物費でございます。

節 10 需用費につきましては、主なものといたしましては、中央老人センター等の燃料費や光熱費などとなっております。

節 12 委託料でございますが、これは中央老人福祉センターの清掃、機械設備保守管理、昇降機点検などの維持管理に伴う施設管理委託料でございます。

#### 林康司 地域福祉課長

続きまして、次ページ、141、142 ページをお願いいたします。下のほうです。

目 6 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費のうち、節 1 報酬から節 4 共済費につきましては、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業に伴う事務補助の会計年度任用職員 3 名の人物費及び職員の時間外手当が主なものでございます。

次ページ、143、144 ページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、システム改修及び給付金業務の委託料でございます。給付金業務委託料につきましては、3度の給付金事業に係る申請書等の受付け、審査入力事務及びコールセンターの機能の業務を委託したものでございます。令和5年度の繰越し分の給付金業務につきましては、アスタスク株式会社唐津に、また、令和6年度新たな住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への業務と、令和9年度住民税非課税世帯への給付金業務につきましては、株式会社日本旅行佐賀支店に業務を委託したものでございます。

節18負担金、補助及び交付金の物価高騰に伴う低所得世帯支給給付金につきましては、主要施策の成果の説明書39ページをお願いいたします。

物価高騰等により厳しい状況にある低所得世帯及び子育て世帯を支援するため、住民税非課税世帯等に対し給付金を給付いたしております。

令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯に対しまして、令和9年4月から5月において129世帯に10万円を給付しております。また、18歳以下の児童1人当たり5万円の加算給付を、92人の児童の世帯に給付いたしております。

令和6年度の住民税が新たに非課税及び均等割のみ課税世帯に対しまして、令和6年7月から11月にかけまして、新たな非課税世帯810世帯及び新たな均等割のみ課税世帯475世帯に10万円の給付、また18歳以下の児童1人当たりに5万円の加算給付290人分の児童の世帯に給付をいたしております。

#### 高松隆次こども育成課課長兼こども家庭センター長

その次、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費について、主なものを申し上げます。

節1報酬につきましては、家庭における児童養育についての相談、訪問指導などを行う家庭児童相談員2名、要保護女子、DV被害者等の相談、指導を行う女性相談支援員1名、独り親家庭の自立に係る相談、指導を行う母子・父子自立支援員1名及び子育て支援機関連情報の提供や関連機関のネットワークづくりを行う子育て支援総合コーディネーター1名の合計5名分の会計年度任用職員の報酬、その次の節3職員手当等、節4共済費につきましては同じく会計年度任用職員5名分の期末手当、保険料でございます。

節11役務費のうち、手数料につきましては、子どもの医療費助成事業審査支払事務手数料で子どもの医療費に係るレセプト審査と支払事務に伴う手数料でございます。支払い先は佐賀県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金でございます。

節12委託料のうち、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、令和6年度に策定いたしました第3期子ども・子育て支援事業計画策定の策定委託料でございます。計画期間は令和7年度から令和11年度でございます。

次の社会福祉会館（児童センター）指定管理料につきましては、小学生までの子供を対象

とした各種教室や、児童を対象としたフリールームなどを開所する児童センター事業運営に係る指定管理料でございます。委託先は社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会でございます。

決算書145ページ、146ページをお願いいたします。

備考欄上から2つ目、ファミリー・サポート・センター事業につきましては、子育てを支援してほしい利用会員と子育てを支援する協力会員を募り、利用会員の依頼によって協力会員をあっせんする育児サポートセンター事業の、社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会への委託料でございます。

節19扶助費のうち、児童扶養手当につきましては、主要施策の成果の説明書40ページをお願いいたします。

児童扶養手当支給事業につきましては、18歳到達後の最初の年度末までの児童がいる独り親家庭に支給するもので、世帯に月額4万5,500円を上限として支給するものでございます。また、第2子、第3子以降には加算がございますが、令和6年度の制度改正により、11月支給分から、それまで第2子と第3子以降の加算額の差がございましたが、同額とされているところでございます。令和6年度末で受給世帯数は母子家庭466世帯、父子家庭で23世帯、合計489世帯で、延べ人員は9,471人、支給額は2億6,561万4,000円となっております。

決算書145、146ページにお戻りください。

2つ下の、ひとり親家庭等医療費につきましては独り親家庭等の18歳到達後最初の年度末までの児童及び20歳未満の児童を養育している独り親の医療費の一部を助成するものでございます。令和6年度の受給資格者数は親が605人、児童が864人でございまして、支給件数は、1万5,496件でございます。

次の、子どもの医療費の助成につきましては、主要施策の成果の41ページをお願いいたします。本事業は18歳までの子どもの医療費を助成し、健康の維持及び児童を養育する子育て世帯の経済的負担軽減を図るものでございます。令和6年度につきましては、通院料は中学生年代まで、入院医療費につきましては高校生年代について助成の対象としております。令和6年度の実績として、助成対象者延べ件数で16万4,900件、助成した支給額は2億9,985万3,000円ございました。

決算書145、146ページにお戻りいただきたいと思います。

節19扶助費の不用額につきましては、児童扶養手当及び母子家庭等自立支援給付費の支給額、子どもの医療費助成、未熟児医療の支給額が見込みより少なかったための不用額でございます。

続きまして、目2保育園費について主なものを申し上げます。

節1の報酬につきましては、公立保育所4園の健康診査、歯科検診を行う嘱託医師、歯科

医師及び公立保育所に勤務する会計年度任用職員の保育所調理員等81人分の報酬でございます。また、不用額につきましては、配置保育士数が見込みより少なかったためでございます。

ページ変わりますけれども、147、148ページの節2給料から節4共済費までは、公立保育所正規職員45名及び再任用職員1人分の人物費でございます。そのうちの節3職員手当等につきましては、正規職員に会計年度任用職員の期末勤勉手当を含んだ額でございます。

また、節2給料の不用額につきましては、育児休業者分の給料でございまして、早期復帰に対応するために確保していた分が、結果不要になったものでございます。また、共済費の不用額につきましては、基礎年金拠出金に係る公的負担率が令和6年4月に遡及して改正されたことにより、不用になったものでございます。

節10需用費のうち主なものは、公立保育園4園の消耗品費、燃料費、電気料、光熱水料、修繕費、給食に伴う給食材料費などでございます。

節12委託料の施設管理委託料につきましては、公立保育所4園の施設管理の年間契約でございます。主なものとしては害虫駆除や消防用設備等各種点検業務、警備業務、清掃業務、調理室の廃棄物収集運搬処分業務、園庭の芝管理業務などでございます。

節14工事請負費につきましては、公立保育所4園の園舎照明設備について、令和6年度中にLED化の改修工事を行ったものでございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち主なものにつきましては、施設型等給付費の市内の私立保育所13か園、認定こども園3か園、地域型保育所、保育事業所8か園、新制度以降の幼稚園3か園及び他の自治体にお願いしてます広域保育に対する保育所運営費負担金でございます。国の基準によりまして、基本額と各種加算等により算出した金額を各園にお支払いしているところでございます。

3つ下、保育士宿舎借り上げ支援事業補助金、また次のページの保育体制強化事業補助金、保育補助者雇上強化等事業補助金については、主要施策の成果の説明書43ページをお願いします。

これらの事業の目的といたしましては、本市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育ニーズに対する保育供給量を確保するため保育所等の保育士をはじめ、保育補助者等の確保についての支援を行うものでございます。

保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、保育士不足の解消、人材確保、離職防止を目的に、保育士の資格を持たない短時間勤務者の保育補助者の配置に必要な費用を保育所に補助するものでございます。令和6年度の実施園は、私立保育所5園、雇用人数は合わせて9人でございました。

次の保育体制強化事業補助金につきましては、保育所等における清掃業務や片づけ、遊具

の消毒等の保育に係る周辺業務及び園外活動時の見守り等保育士の業務負担軽減のため、保育士資格を持たない保育支援者を配置するための費用を補助するものでございます。令和6年度の実施園は私立保育所5園、雇用人数は合わせて9人でございました。

次の保育士宿舎借り上げ支援事業補助金につきましては、保育士確保のため住居費用を補助するものでございます。市内保育施設で採用5年以内の保育士が、勤務先の保育施設が契約する市内の居住所に住居する場合、当該保育施設に補助を行うものでございます。保育士1人当たり月額5万円の補助を行うとなるよう、上限額3万7,500円を施設に補助するものでございます。令和6年度の実績は2園、4名が対象でございました。

決算書149、150ページにお戻りください。

私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、公立4園を除きます私立保育所が実施する延長保育や一時預かり事業、病後児保育、障害児保育、子育て支援センター事業に対する補助金でございます。延長保育事業は17園で実施され、延べ利用者数は1万2,298人でございます。一時預かり事業については11園で実施され、延べ利用者数は2万7,544人でございます。障害児保育事業につきましては14園に補助しております。対象児童人数は126人でございます。地域子育て支援事業につきましては、市内9か所の支援センターに補助を行っているところでございます。

次の病児保育施設整備費補助金につきましては、主要施策の成果の説明書44ページをお願いいたします。

事業の目的といたしましては、多様な子育てニーズに対応するため、病気の子供を一時的に保育できる病児保育施設を整備し、子育て環境の整備を図るもので、具体的な事業は子ども・子育て支援施設整備交付金を活用し、病児対応型の病児保育施設を整備した社会福祉法人和貴福祉会へ費用の一部を補助したものでございます。施設名称はキッズケアかなさ、児童定員は最大6人、本事業の補助基準額は7,181万8,000円でございまして、負担割合が国、県、市それぞれ10分の3、事業者が10分の1でございます。補助額が国、県、市合わせて6,463万6,000円でございます。

なお、本施設は、本市初の病児保育施設として、令和7年4月から開所し、生後10か月から小学6年生までの病気の児童を対象に保育を実施し、子育て環境の充実に寄与しているものと考えております。

決算書に戻っていただきまして、150ページの医療的ケア児保育支援事業費補助金につきましては、医療的ケアが必要な児童を保育所で受け入れるために医療的ケアを行う看護師等を確保、配置する保育所等に対し、人件費の補助を行うものでございます。令和6年度は、私立保育所1園において児童1名を受入れており、看護師1名が配置されております。

その次の保育所等の給食費臨時支援事業補助金につきましては、物価高騰によります認可保育所、認定こども園の給食への影響を回避し、保護者の負担を軽減し、栄養バランスを保った給食の実施を図るため佐賀県保育所等給食費支援事業費補助金を活用し、保育所等に対し令和6年度の副食費における公定価格上昇分を補助したものでございます。具体的には、1園児、一月当たり100円、年額1,200円を16園に対し補助をして行っています。

また、節18負担金、補助及び交付金のうち、不用額の主なものにつきましては、施設型等給付金については、一部保育所、認定こども園の加算確認等により見込みより給付費が減ったこと、保育補助者雇用強化事業において、保育補助者等の雇用が見込みより少なかったこと、また、私立保育所特別保育事業について、延長保育事業等において利用児童数が見込みより少なかったことなどが主な理由でございます。

節22償還金、利子及び割引料の主な内容につきましては、令和5年度において施設型等給付費、子ども・子育て支援交付金、保育対策総合支援事業費補助金等の事業費の確定に伴います国及び県への負担金、補助金の返還金でございます。

続きまして、目3児童手当費について申し上げます。主要施策の成果の45ページをお願いいたします。

児童手当につきましては、児童手当法に基づき、支給対象となる子を養育している保護者に支給される手当でございます。令和6年度の制度改革により、令和6年10月支給分より支給対象が中学生年代から高校生年代までに拡充されたほか、所得制限の撤廃、第3子以降の支給対象者児童についての手当額の増額などが行われております。事業内容の表中、制度改革前、令和6年9月までについては、改正前8か月の実績でございまして、制度改革後、令和6年10月以降については、改正後4か月分の実績でございます。合わせますと、延べ人員11万6,949人、支給額は14億533万円でございます。

決算書にお戻りいただきまして、その下の目4出産・子育て応援交付金事業費につきましては、事業の内容といたしまして、支給対象者及び支給額については、妊娠届をされ、伴走型支援を受けられた妊婦等に対し1人当たり5万円及び出生した子供を養育する方に、産婦の方の新生児1人当たり5万円、合計10万円を支給し、経済的支援を行うものでございます。

節1報酬から節8旅費につきましては、同事業の事務補助でございます会計年度任用職員1名の人物費及び手当でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、主要施策の成果説明書46ページを御覧いただきたいと思います。

出産・子育て応援交付金事業でございます。令和6年度の実績といたしまして、妊婦の方566人、出生した子供を養育する方517人、延べ1,083人に対して、総支給額は5,415万円

でございます。不用額につきましては、支給対象世帯数が当初の見込みより少なかったためでございます。

以上です。

### 林康司地域福祉課長

続きまして、項3生活保護費、目1生活保護総務費の主なものでございますが、節1報酬から節4共済費につきましては、生活支援係職員7名及び会計年度任用職員6名分の人物費が主なものでございます。

続きまして、次ページ153、154ページをお願いいたします。

節12委託料の主なものといたしまして、一番上の家計改善支援業務委託料につきましては、新規相談、貸付金あっせん、家計改善プランの作成、食糧支援等を生活困窮者就労準備支援事業費補助金を活用して、公益社団法人佐賀県社会福祉士会に業務委託を行ったものでございます。

その2つ下の自立相談支援事業委託料につきましては、令和6年度アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業委託業務といたしまして、引きこもりの方及びその御家族を支援するための事業を鳥栖市社会福祉協議会に委託したものでございます。

節18負担金、補助及び交付金の生活困窮者支援活動事業補助金につきましては、生活困窮者自立支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業に伴う支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援に要する支援金で、1団体当たり50万円を上限に7団体に補助をいたしております。各団体の主な活動支援内容といたしましては、生活困窮の子育て世帯などへの宅食や食料等の支援、また地域食堂の開催、居場所づくりや学習支援及び生活困窮者等への居住支援などを実施しております。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和5年度国庫負担金等の返還金でございます。主な返還金の内容といたしましては、令和5年度の生活保護国庫負担金返還金でございまして、医療扶助や生活扶助が主なものでございます。ほかには令和5年度自立相談支援事業費国庫負担金につきまして、事業費の確定に伴う国等の返還金となっております。

なお、生活保護扶助費に関する国庫負担金返還金におきまして、補正時の積算誤りにより予算が不足いたしており、旅費の充用により対応させていただいております。

生活保護総務費の主要施策の成果につきまして、資料の47ページをお願いいたします。

生活保護総務費におきましては、被保護者の困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限の生活を保障するとともに自立を支援し、また、生活困窮者に対しましても、自立を支援するため各種生活支援事業に取り組んでおります。3、効果のところになりますが、生活保護に伴う①の生活保護に伴う相談件数、申請件数、開始件数、廃止件数、被保護世帯人数の

3か年の件数等を記載しております。②の生活困窮者自立支援につきましては、生活自立センターで受け付けました相談件数、就労支援、住居確保給付金等の支給の3か年の件数等を記載いたしております。

次に、目2扶助費、節19扶助金につきましても、続きまして48ページを御覧いただきたいと思います。

令和6年度等の実績が一番右側に記載しているところでございます。令和4年度からの推移といたしまして、大きな件数の増減はございませんが、高齢者等の世帯の申請等が、若干増えてきている状況でございます。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

156ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬につきましては、母子健康包括支援センターの会計年度任用職員2名分、幼児健診、母子に関する教室などに従事する時給単価任用、市の会計年度任用職員に対する報酬でございます。

節2給料から節4共済費までは健康増進課19名、保険年金課5名、合計24名の職員分と、母子健康包括支援センターの会計年度任用職員2名分に対する人件費でございます。

次のページ、157ページ、158ページの上のほうをお願いします。

節10需用費につきましては、保健センターの電気代や休日救急医療センターの医療材料費の購入等でございます。

節12委託料の主なものといたしまして、保健センター管理委託料につきましては、保健センターの清掃業務、空調設備点検業務等の委託料でございます。休日救急医療センター運営事業につきましては、市民の休日の救急体制として、日曜、祝日に鳥栖三養基医師会に委託して一次救急医療を行うものでございます。

妊婦・乳児健診委託料につきましては、医療機関で実施する妊婦健診で、1人に14回分の受診票を渡しており、乳児健診は、出産後に1人2回分の乳児健診票を渡し、小児科等で実施する健診に対する委託料でございます。

なお、委託料の不用額につきましては、妊婦健診の受診者数が見込みより少なかったことによるものが主な理由でございます。

次のページ、159、160ページをお願いします。節18負担金、補助及び交付金の主なもので、広域小児救急医療支援事業協力金につきましては、夜間の小児救急の医療を確保するため聖マリア病院内に設置されております久留米広域小児救急センター事業に参加するための協力金でございます。診療日は年間365日、診療時間は19時から23時までとなっております。

2つ下の、鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営補助金につきましては、佐賀県や三養基郡の3町と分担している運営補助金でございます。

次の病院群輪番制運営補助金につきましては、休日の二次救急医療機関として、輪番制で対応していただく医療機関への運営補助金でございます。休日救急医療センターの開設日に内科、外科それぞれ1医療機関ずつで対応していただいております。

次に、目2予防費の主なものについて御説明をいたします。

節11役務費の通信運搬費につきましては、予防接種やがん検診等を通知する郵送料が主なものでございます。

手数料につきましては、予防接種の審査手数料や指定の医療機関で受診された子宮がん検診、乳がん検診、胃がんの内視鏡検診に対する事務手数料が主なものでございます。

なお、不用額につきましては、新型コロナワクチン接種やその他の予防接種に係る審査事務手数料で、接種者数が見込みより少なかったことによるものが主な理由でございます。

次の節12委託料の予防接種等委託料につきましては、子供と高齢者の定期接種の委託料でございます。

主要施策成果の説明書49ページをお願いいたします。

令和6年4月1日から新型コロナワクチン接種は定期接種となり、65歳以上と60歳から64歳までは心臓、腎臓、呼吸器の機能に重い障害のある方が対象となっており、接種期間は令和6年10月1日から令和7年3月31日までになっております。接種者数は2,614人となっております。令和6年度の接種につきましては、接種者1人当たり8,300円の助成がされております。

決算書159、160ページにお戻りください。

委託料の不用額につきましては、予防接種者数及びがん検診受診者数が見込みより少なかったこと及び新型コロナウイルスワクチン接種事業で全額国費、無料での実施が令和6年3月31日までとなっていましたが、3月分のワクチン接種料の支払いやワクチン等の期限切れによる廃棄などの業務が令和6年度まで必要となるため、令和5年度から500万円繰越しておりましたが、必要額が見込みより少なかったことによるものが主な理由でございます。

次のページ、161、162ページをお願いします。

節18負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルスワクチン接種健康被害給付金につきましては、ワクチン接種後の健康被害に対する救済給付申請1件について、令和5年度に本市の予防接種健康被害調査委員会に諮り、県を通して厚生労働省に進達し、その後、疾病障害認定審査会において認定の答申を受け、本市が医療費及び医療手当、死亡一時金、葬祭料の給付、救済給付金を支給したものでございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、令和5年度事業の確定に伴います国及び県への負担金補助金の返還金でございます。

**高松隆次こども育成課課長兼こども家庭センター長**

ページ飛びまして、217、218ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費、節18負担金、補助及び交付金の子育て支援施設等利用給付費につきましては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴いまして、私立幼稚園等に就園する満3歳児以上の子供の保護者が支払うべき保育料相当額に対して給付し、子育て世帯の負担軽減を図るものでございます。令和6年度の給付対象は、私立幼稚園の市内2園、市外6園で延べ2,072人、認可外保育施設では市内1園、市外5園で延べ155人、預かり保育事業では市内9、市外10園で2,970人でございまして、総額は7,062万円でございます。

なお、不用額につきましては、利用児童数が見込みより少なかったためでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**樋口伸一郎委員長**

長時間ありがとうございました。暫時休憩いたします。

**午後2時23分休憩**

~~~~~

**午後2時38分再開**

**樋口伸一郎委員長**

再開いたします。

執行部の御説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

4課分ございますので、御質疑はページと事業名を明確にお伝えの上、挙手にて御発言ください。お願いします。

**西依義規委員**

158ページの産後ケア事業委託料ですけど、当初予算より決算が90万円少なかったということは、見込みより利用者が少なかった、その原因はどういうふうに分析されますか。

**八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

産後ケアにつきましては令和4年度から実施しております、出産された方に対しては産

後ケアについても十分説明はしております。

受入れ先が1か所しかないっていうところもございますけれども、十分に受入れできるような日数を当初は組んでおりますけれども、そこは、実績は少なかつたってことではあります、減少はしておりませんで、少しづつ増えている状況でございます。

#### 西依義規委員

いや、課内でこれが原因だったかな、これが原因だったかなっていうのを多分分析されてると思うので、それをちょっと教えていただきたい。

#### 八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

利用された方からアンケートをお取りしますけれども、そこでは特には、利用してよかつたっていうふうな意見を聞いておりますので、そういうのを基にまた御紹介するっていうこともできると思いますが、やはり利用者側としても必要性っていうところがそこまでは至らなかつたっていうところがあるとは思っております。

#### 西依義規委員

ちょっと議論はかみ合ってないんですけど、利用された方にアンケートを取ったら利用したんで、多分ね。

私は、そういう感想を聞きたいんじやなくて、なぜこの制度、産後ケアを利用しなかったのか、もちろん利用する必要がない方もいっぱいいらっしゃるし、その制度を知らなかつた方も。分からんですよ、そっちの分析をせんと、要は予定でこんくらい、二百何十万かで予算しとつて90万円。使わんけんよかつたっちゅう話でもないじゃないですか。

だからその辺は、利用料があるじゃないですか、利用料を例えれば半分にしたらとか無料にしたらとか、それでも下手したら200万円いかんかも知れん、分からんですよ。分からんけど、それでも私は、困ってる方に届いたり利用しやすいほうがいいと思うんです。

例えば、今のやつで人数を掛けて無料にした場合はどれぐらいの決算になりますか。

#### 八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

すいません、すぐには計算ができませんので、そこは算出したいと思います。

#### 西依義規委員

結局、利用した人数は何人ですか。

#### 八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

利用者は、ショートステイが23日、デイサービスで8回、授乳育児相談が40人利用されています。

#### 西依義規委員

それは、子ども・子育て支援計画の中の数字とはどういうふうに、それが目標に達してい

るのか達していないのか。たしか、年度ごとに計画ありますよね、それも一緒に教えてください。

**八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

すいません、今、計画書を持ち合わせていないので、そこは確認してお話ししたいと思いますけど、それでも、この数は少ない。3月補正で組んだときは、もっと利用できるだろうということで組んでおりましたので、それでも実績ではちょっと落ちてたっていうところがございます。

**樋口伸一郎委員長**

確認後の御答弁は、今定例会中にお返しできますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、よろしくお願ひします。

**西依義規委員**

私はなかなか、産後の人気持ちはよく分からないんで、どうやったら増えるかもよう分かんないんで、できたら課内でいろいろ考えていただきたいと、いや、いい制度だと思うんです。

何が原因かなと、もっと利用場所を増やすとか近隣までとか、何かいろいろどうなのかというのをちょっと聞きたい。

**八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

まず、出産された場所、市内の産婦人科はやはり出産数が多いということで産後ケアまでは受入れができないっていうのが一つございます。やはり出産したところで受けたいっていう方もいらっしゃると思うんですけど、それは施設上難しいと。

ただ、産後ケア、ショートステイ、デイサービスをしてもいいっていう病院はございますので、そちらは、今、いろんなところを考えて広げているところでございます。

今年度、本当に鳥栖市内の産婦人科さんがショートステイをやめるということで、もうやめられてしましましたので、現在は久留米のほうでそれを受入れてくださるところを、こちらからもいろんなところを相談して事業所を増やしている状況ではございます。それによって、若干距離は長くはなるんですけども受入れ先を幾つか探しているっていう状況になっております。

**樋口伸一郎委員長**

すいません、私のさっきの発言を訂正させてもらいますけど、確認後の御答弁は今定例会中と言いましたけど、委員会採決の前までにということで、よろしいでしょうか。

お願ひをいたします。

**田村弘子委員**

先ほどの産後ケアのことについてなんですかとも、今、そうしたらデイとショートステイは受入れ先は1か所、市内にあるんですか。

**八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

市内の産婦人科では、もう受入れはできないということで、授乳相談は受けてくださりますけど、ショートとデイは受入れができません。

**田村弘子委員**

ありがとうございます。そうしたら、もう久留米のほうも考えて、広げていってくださってるっていう話だったので、私も前回のときにお伝えさせていただいたと思うんですけども、やはり産んだ病院で使いたいとなれば、多数の方たちは鳥栖市外での出産を希望される方もいらっしゃいますので、久留米市や小郡市、近隣の自治体のところでの受入れ先を広げてもらう、もしくは、多分鳥栖市に住所がないといけないという制約があったかと思うんですけども、鳥栖市に里帰りされた方が使えるように、祖父母の住所地が鳥栖市であれば使えるとか拡充も考えて、幅広くしていただけすると、やっぱり産後ケアっていうのは、とても利用したいんだけども制限があって利用できていないという現実もあるかもしれませんので、使われた方のアンケートではなく、使わなかった人のアンケートも取っていただけたら、もっといいものができるんじゃないかなと思っております。

やっぱり広げていってほしい、続けていってほしいと思う事業なのでよろしくお願ひいたします。

**樋口伸一郎委員長**

要望ということです。令和6年度の決算認定なので、今から先の要望ということで御検討ください。

**牧瀬昭子委員**

138ページをお願いいたします。下のほう、款3 民生費、項1 社会福祉費、目3 老人福祉費、節12委託料のうちの、下から3つ目、介護予防事業委託料についてお尋ねをいたします。

介護予防のデータ分析についてなんですかと、これまで介護予防を率先してされてこられていて、それによって改善されたこととかっていうのをどのように分析されているのかを教えてください。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

介護予防事業ということで、ふまねっと運動教室であったり、音楽サロンであったり、あるいは町区のほうで、今、立ち上げてもらってる通いの場、こういうもので介護予防ということで取り組んでいるところなんですけれども、その中で、特に歩行能力のテストとかをやっております。

例えば、その歩行能力が通い始めと途中でどれだけ上がったのか、そういうものを比較したものとかをつくりまして、その結果については簡単なチラシを作ったりとかして、ほかの教室に通っている人にこういう効果がありますよということでお知らせしたり、また、出前講座とかそういう場とかでもそういうものをお知らせして効果というものを知らしめて、それによってまたさらに通う人を増やすようなことを考えております。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

とてもすばらしいと思います。やっておられることがどのように成果につながっているのかが、見える化するっていうことがすごく大事なことだと思っていましたし、それを広げていこうということでチラシまで作られているということなので、ふまねっととか公民館でされている事業が偏った人にならないためにも、広くいろんな方が利用されるということで工夫されていますので、今後もそれを広げていっていただきたいと思います。ありがとうございます。

#### **成富牧男委員**

節18の負担金、補助及び交付金、ページ数130で、下から3段目、社会福祉協議会補助金の中身、ざっくりでもいいんですけど、人件費やらこうこうこういうのに補助金で出してますとか。

今、説明を受けるとほかにも委託料とかでこれは社協に委託しますとか出たですね。大体どれぐらい社協にしてあるのか、委託料の中身としてひょっとしたら人件費みたいなものも含んでおるんじゃないかなって、頭の中を整理したいなと思って。

#### **林康司地域福祉課長**

社会福祉協議会補助金の内容につきましては、運営費補助の社協の人件費の分になります。7名分の9割を補助するものとなっております。

#### **樋口伸一郎委員長**

暫時休憩します。

午後2時52分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後2時55分再開

**樋口伸一郎委員長**

再開します。

**林康司地域福祉課長**

地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課で各委託及び補助の事業を社協にお願いして  
る分の一覧表がございますので、そちらをお示ししたいと思います。ちなみに、一応、合計  
金額といたしましては9,183万4,000円でございます。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございます。書面のほうは、採決前までに準備をいただきて御提出をいただく  
ということで、これに関しては委員会の配付資料ということでよろしいですね。

**成富牧男委員**

よろしくお願ひします。

それでは、全日本同和会の補助金絡みでお尋ねします。132ページ、一番上です。

先ほどの説明では、人権同和対策への補助金という説明が頭でつけてあったと思いますけ  
ど、いつも私がしゃべりよるけん、大体どがなことが人権同和対策になってるのか、そういう  
お尋ねです。

それと、なるべく時間を短くしたいんで、それに関連して、委員長、駄目なら止めてね。

140ページの負担金、補助及び交付金の中の老人クラブ運営費補助金というのがありますね。  
これは338万3,040円でしょう。

私、ちょっと比較したいんで、13世帯の何名やったかな、同和団体、それを教えてください。  
全日本同和団体の世帯と会員の数、それと比べてこの老人クラブの数、そこに組織され  
てる会員の数。まずそれを聞きたいです。

**林康司地域福祉課長**

会員の構成員につきましては、13世帯の29人ということで伺っております。

**立石光顯高齢障害福祉課長**

老人クラブの補助金については、単位クラブ数としては31クラブ、会員数としては2,026  
人という組織に対しての補助になっております。

以上です。

**成富牧男委員**

これ失礼しました、林課長やなかった。

今、聞いたら、老人クラブのほうは2,026人いらっしゃって、31クラブか、こちらは13世帯  
で29人ですね。これ29人って、大人から子供までねって今まで何回も聞くけど、それは分か  
らんと、向こうから言われるとおりということで、聞きもしないわけですね。聞いたことも

ないんですか、そこまで。

**林康司地域福祉課長**

私は、伺ったことはありません。

**成富牧男委員**

実は、老人クラブの会計さんのほうの話では、結構いろいろ聞かれるっちゃうわけですよ、書類を出すときにですね。

だから、そういうことと比べて二重基準になつていなかつちゅうことです。私流に言えば、同和団体への、特定の同和団体への特別扱い。いつも言うように規約もない、自前の規約を持たない団体にやっているわけでしょう。

それから、あと確認したいのは、この同和団体は何かつちゅうのははつきりしとかんといかんですね。

全日本同和会佐賀県連合会鳥栖支部の支部長さんのお名前はどこかで公表されているんですか、まずそれを聞きたいです。

**林康司地域福祉課長**

支部長の名前は公表されてないと認識しております。

**成富牧男委員**

支部長の名前も、当然これまでの答弁では住所も明らかにされてないんですね。そうすると、この方が、例えば、差別問題の相談を受けたり何とかするとか——身内の話じゃないですよ——全日本同和会鳥栖支部内の話じゃなくて、鳥栖支部内の話だったら400万円もやることりませんよね、建前のにも。

全日本同和会鳥栖支部の中で、僅かですけど会費を集めて、何か規約はないけど、その一つの目的を持ってそのために集まってあるわけでしょうから。それはそれで解決すればいい。ただ、やっぱり400万円っていう金額がどうも引っかかるてくるわけですね。

それと、部長にお答えいただきたいのは、これだけ人数が、片や13世帯、29人、片や31クラブ、2,026人なのに、妥当なのかっていうことは部長のほうに最後に答えていただきたいと思います。

以上です。

**林康司地域福祉課長**

400万円の補助理由につきましては、今まで御答弁させていただいているものになりますが、鳥栖支部が現在活動してある事業活動が差別撤廃、人権擁護を目的とされまして、行政の目的と合致しておりますので、行政の補完的役割を担っている同団体の事業活動が広域性があると判断いたしまして、団体から交付申請があった額について決算等を踏まえ予算の範囲内

の400万円といったしておるところです。

### 吉田忠典健康福祉みらい部長

同和会に対する補助金と、例えば、老人クラブに対する補助金、団体の構成員の数が違うということで、補助金自体は必要な額というところで各団体のほうから申請いただいていると、それで、予算の範囲内で交付しているということでございます。

人数によって金額が決まるというものではなくて、それぞれの事業において必要な額というところで積算をされてきているということでございますので、構成員の人数の大小で金額が変わるということは十分あり得ると。構成人数に比例して金額が増えるということでも一概には言えないというふうに考えております。

### 成富牧男委員

部長の今の答弁、一概には言えないかもしれないけど、そしたら何ばしよんしゃっとねつていう話になると、いつも出てくるのは同和強調月間での行政の皆さん方と一緒にチラシ配りかな。それとロビーでの展示、そういうのを一緒にやってもらってる。大体それしか出でこないんですね。もうちょっと自分たち独自で——私、同和問題を何もせんでいいっていう立場じゃないです。やっぱり特別扱いしよるし、何かタブー視されているんじゃないかっちゅうのが物すごくある。そういうことで、いつもお尋ねしてるんですけど、それ2つしか出でこないんですよ。それに対して400万円のかっていう話なんです。

いかがですか。

### 林康司地域福祉課長

正直、繰り返しにしかなりませんけれども、その事業、先ほど言わされました啓発活動、同和問題講演会との協力関係、また、いろんな啓発活動、パネル展示というところが主ですけれども、やはり同和問題につきましては、結婚、就職等の差別、風習といろんな偏見のある中で直接行政が対応するところが難しい部分がありますので、そこは対応していただいてますのでそういったところの役割も重要ではないかと考えております。

### 成富牧男委員

結局そこら辺が出てこんし、それが何で400万円かっちゅうのがやっぱり分からん。それと行政でできないって言われるけど、これもいつも言ってるけど、林課長のところも含めて一番左からこども育成課の窓口から、林課長のところの窓口から、それから立石課長のところの窓口まで、あそこずっと並んでいろいろ、例えば、虐待問題にしても、人権に関わる問題はあそこに行けば私はできる体制になつたと思つたとばつてんね。何で同和になったら行政ではできないと、そういうふうに言い切るのか。

これいつも言うけど、基山町とかみやき町とか、上峰町とか、鳥栖市はたまたま全日本同

和会鳥栖支部があるわけやけど、鳥栖支部があるけんそこに差別が出てきよるのかって思つてしまふような話なんよね。何で自分たちで、行政でできんわけ。以上です。それに答えてください。

### **林康司地域福祉課長**

もう繰り返しにしかならないんですけど、どうしても行政がっていうところが、ほかの鳥栖市だけではないと思いますので、そういったところの問題につきましては、県内ほかの自治体ともいろいろ協議しながら対応させていただいている分と補完的役割を担っていただいているというところで公益性が判断というところのものでございます。

### **成富牧男委員**

何か堂々巡りしよるばってん、補完的ってまた聞くとさっきの、ぐるぐる回ってしまうんですね。

私が一般質問したときでも、具体的に出てくる差別っていうのは、具体的に相手が何か傷付いたような、そういうやつじゃないっちゃん。学校の中での賤称語発言ぐらいだから。厳密に言う差別じゃないっちゃんね、あれは、分けるならば。だから、そういうことをやっと二十年近くの中で2件しかありませんというのに、あるある、あるある言うて。

人権の本を作ったときに、市民にアンケートを取っていたよね。これ、私、質問したけど、あそこの中でまだあると思うと、同和の差別があると思うと、ああいうふうに思わせているのは、私は行政が思わせているんじゃないとかと。まだありますよ、まだありますよ、同和は特別なもんでまだありますよって。やってもやっても、やってもやってもまだありますよって、そんな感じなんよね。

私は差別意識を植付けて、また差別があるって思わせているのは鳥栖市の行政そのものだということを申し上げておきます。終わります。

### **西依義規委員**

30ページのふれあいいきいきサロンの推進と、さっきの介護予防の34ページのいきいき健康教室とか通いの場とか、何か似たような事業なんですけど、これは自治会とかはちゃんと区別してやられているんですか。公民館でやってる、ああ、通いの場、いきいきサロンみたいな、私は結構ごっちゃになって伝わってるような話を聞いたことがあるんで。

いや、こっちは社協やもんね、こっちは市やんねって。本来、市が意図するところが伝わっているのかどうか、まずお尋ねをします。

まず、3つの目的を教えてもらっていいですか、ふれあいいきいきサロンと、いきいき健康教室と通いの場の。

### **林康司地域福祉課長**

主要施策の成果の30ページに効果のところも書かせてもらっておりますけれども、ふれあいいきいきサロンにつきましては、各町区で、自宅に閉じこもりがちな高齢者に気軽に集まつていただき、食事やレクレーション、おしゃべりを楽しむ、サロンを開催して明るく生き生き暮らせる環境づくりに貢献したというふうなことで、そこを目的、効果として例年事業をしていただいているところでございます。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

先ほどの通いの場については、町区の公民館などで、実際主体としてはそれぞれ町区であったりグループであったりというところでしていただいている、基本、とすっ子体操などの体を使った体操、そういったものになってきます。あと、支援広場については、こちらは絵手紙やちぎり絵などを作って楽しむ場で、こちらについて老人福祉センターのほうで、うちのほうでやっている事業になっております。

#### **西依義規委員**

委託先が町区っていう事業は、2課で何があるんですか。今の2つだけですか。

要は、委託先が自治会っていうか町区っていうのの事業が。

#### **林康司地域福祉課長**

ふれあいいきいきサロンにつきましては、社協のほうへの補助金の事業で、地区社協のほうを通して事業を行っていただいている分になります。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

通いの場のほうは、これは委託しているというような形のものではなくて、むしろ町区で自主的に立ち上げていただいている部分になります。

それに対して、立ち上げ支援という形で、最初のほう伴走支援をするような場面はうちのほうからもあるんですけども、基本、主体としては町区とかで自主的に立ち上げてもらってるものになります。

#### **西依義規委員**

じゃあ、通いの場の事業費はないんですか。これ全部、事業費は書いちやないけど、全部は聞きましたけど、通いの場の立ち上げ支援55回に対するお金は要らなかつたってことですか。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

通いの場については、最初の立ち上げのときに、うちのほうから職員なり委託業者なりが行って、体操の仕方であったり、それを収録したDVDを配布したりとか、そういう支援をしております。

ですので、毎年45か所一遍に行くわけではなくて、最初の立ち上げのときだけ、伴走支援

するようなものになっております。

**西依義規委員**

今日、決算なんで、34ページの3,699万2,000円はどこにどう使われたんですか。

もう一つ、138ページの決算書で言えば、このうち介護予防事業委託料は2,052万7,000円なんですということなんで、そこを分かりやすく、よかつたら説明してください。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

そのうち抜粋いたしますと、例えば、地域巡回介護予防健診ですと、このうち222万8,160円のものがあったり、いきいき健康教室であれば289万5,750円。

ほか大きなものとしては、あとTOSUSHI音楽サロン201万3,000円、それから元気クラブが809万5,739円。大きいものでしてそういうもの、あと、先ほどの通いの場の立ち上げ支援になると127万6,000円になっております。

以上です。

**樋口伸一郎委員長**

138ページとの兼ね合いはどうでしょうか。

暫時休憩します。

午後3時19分休憩

~~~~~

午後3時22分再開

**樋口伸一郎委員長**

再開します。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

こちらの主要施策の成果に上げている金額と、138ページに上がっている金額の差については、職員と会計年度任用職員の人事費、関わる職員の人事費分が別にありますので、その分が主要施策の成果のほうには上がっております。

**西依義規委員**

じゃあ、介護予防事業委託料の委託先っていうのは、事業ごとにあるってことですか、お願いします。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

委託先については、それぞれの事業ごとに異なっております。

**西依義規委員**

もう一つ、そこの同じ委託料の中の、ふれあいネットワーク事業委託料があるんですけど、これが、例えば、触れ合いネットワークを何ネットとかいう実績に対して、後で計算して委託料なのか、もう最初からこれぐらいの委託料でお願いしますで、ネットが何ネットだろうがこの委託料。委託料の計算はどうやってされてますか。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

委託料については、当初予算編成前に委託先のほうから頂いた見積りを基に積算をしておるものになりますて、事後にその分との差額とかいうものについては特段ございません。

以上です。

**西依義規委員**

委託先、これは社協さんですか。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

委託先は、社会福祉協議会になります。

**西依義規委員**

このネットワーク数は、市としてはこれぐらいだろうと思っているのか、いや、もっとネットワークをより充実させて。

私が一般質問で聞いたとき、結構減ってたような気がするんですよ。これからさらに高齢化が進むんで、この触れ合いネットワークは大事な事業だと思うんですけど、鳥栖市としてはこれぐらいのネット数ぐらいでいいのかっていうか、どう思っていらっしゃるのか。本当にこのサービスが必要なところまで届いているのかとか、その辺は。

それとも、社協さんがそういう報告書を上げてくるのか、その辺はいかがですか。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

当初の時点では296ネットを見込んでの積算になつとったんですけども、実際のところは214ネットが実際にあった部分になりますて、この分についてはネット数というのはそれに応じて多いにこしたことはないのかなと思っております。

以上です。

**西依義規委員**

1ネット幾らみたいなやつプラス、その人件費みたいな形で向こうから上がってくるんですか。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

そうですね、積算の内訳としては、そういう1ネット当たり幾らという部分もあるんです

けれども、あと活動者の損害保険の保険料であったりとか、あと訪問表を作ったりとかするための事務作業費、こういうものとかになっております。

**西依義規委員**

私、毎回言いますけど、社協さんに丸投げじゃなくて、これ委託なんで、ちゃんと市がやるべき事業なんですね、委託料なんで。ぜひ、そこら辺の分析とかも市のほうでもちゃんとしていただきたいと思いますんで、ぜひよろしくお願ひします。

以上です。

**田村弘子委員**

主要事項説明書の33ページと決算資料の……、すいません行方不明になってしまいます。この33ページの障害児施設給付事業のことについてお尋ねさせてください。

年々、延べ対象者数と支出額が増えてきてありますし、放課後等デイサービスなどっていうところのなどに含まれるほかのサービス名と、この増えてきているっていうところで、この給付を受けている事業者数を分かる範囲でいいので——鳥栖市内と鳥栖市外とか——分かる範囲で教えていただけますか。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

放課後等デイサービスということで書いておりますけれども、この給付事業のサービスの種類としては5つございまして、障害児の相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型の児童発達ということで、5つございます。

事業所の数なんですけれども、鳥栖市が実際に支払いを行っている、付き合いがある事業所ということで言いますと、事業所数が障害児相談支援の事業所であれば、市外の業者さんもありますので、実際に支払いしてるのは41業者、これ全部市外の業者になります。

あと、児童発達支援については、全体で43業者ございまして、そのうち鳥栖市の業者さんが19業者、あと、放課後等デイサービスについてが全体で94業者ございまして、そのうちの3事業者が市内業者。

あと、保育所等訪問支援については、全体で11業者、こちらはもう市内にはございません。

あと、居宅訪問型の児童発達については、うちのほうから特に支払いは、今、生じております。

以上です。

**田村弘子委員**

ありがとうございました。この数字からきっと鳥栖市内の生徒児童、鳥栖市外の利用をすごくしているというところが見えてくるかと思うんですけども、今後それ以外の、逆のパターンも出てくるのかと思います。

これだけ利用できるところが近くにたくさんできてくるっていうところで、利用を希望される方は、多分、利用しやすい環境になっていくと思うので、この数字から年々増えていくと、需要とニーズと多分必要とされる方たちがもっと今後増えていくようなことがあってくるかと思います。多分、この決算額で給付があってたっていうところで、必要とされる方は全て行っているっていうところで間違いないですよね。

ですので、多分ニーズは増えてくるかと思いますので、今後も何か事業所さんとのやり取りなどを慎重に行ってもらいつつながら、子供や保護者さんが利用しやすいところを今後も続けていってください。すごく増えてきているというところを感じておりますので、多分来年度の決算はもっと増えるのではないかというところも思っております。

数字をいろいろと聞いてしまいましたけど、ありがとうございました。

#### **中川原豊志委員**

僕のほうから、まず144ページ、負担金、補助及び交付金のところで、物価高騰に伴う低所得者支援給付金の分ですが、不用額がちょっと出てるんですよ。不用額は、例えば、令和6年度末で一旦切ったけんが、その後の申請があるから不用額が出ているのか、申請者が全て申請をしてないのか、その辺が気になるんで確認をさせてもらいます。何で不用額が出ているのかっていうのを。

#### **林康司地域福祉課長**

この不用額につきましては、令和5年度からの繰越し分での不用額がほとんどでございます。

4月からまだ続けての給付を行うにあたりまして、その補助金の分だけ早めに繰越しの手続をとりましたことから、もう令和5年度からこちらの給付金に係る負担金の分を多めに繰越ししております、その分につきましてはもう年度内での補正が利かないため、そのまま不用額として上がったものでございます。

ですので、申請いただいた分につきまして、当然、給付はさせていただいておりますし、基本的に漏れがあったという認識は持っていないところです。

#### **中川原豊志委員**

その辺がはっきりと分からなかつたんで確認をしたんですが、最終的には該当する世帯にはほぼ給付が行っているというふうに判断してよろしいですか。

#### **林康司地域福祉課長**

そのとおりでございます。

#### **中川原豊志委員**

分かりました、ありがとうございます。

もう 1 点いいですか、ついでに。

138ページ、真ん中のほうの食の自立支援の委託事業なんですが、ここ数年かなり金額が減ってきてているなというふうに思うんですけども、利用者が減ってきてているのかと思います。減ってきてている理由、例えば、利用者の 1 食当たりの負担金が徐々に増えてきた傾向にあると思うんです。その金額が増えてきたことで利用者が減ってきてているのか、もしくは食を届ける事業者の方も見直しとかされとったと思うんですが、多分 1 年前か 2 年前か。

それで、事業者の負担が過度になってきているんで、事業者もうまくいかないのか。その辺、減ってきてる推移と状況の確認をさせてください。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

まず、利用者の数が減ってきてているのではないかということで、確かに推移として、令和 4 年が実際の利用者が 232 人、令和 5 年が 194 人、令和 6 年が 146 人という形で減るような形にはなってしております。

この分について、大体コロナのときは特に伸びていたという部分があります。実際、御家族の方も行き来が厳しいとかそういう話とかもあって、コロナ禍で若干伸びてきたという部分があって、それが減ってきた部分と、あと、使う中で民間業者さんの宅配サービスのほうも非常に増えてきまして、この食の自立支援事業を使われている方にあっても全部、人それぞれにアセスメントをかけて、使える食数というのは決まっておりますので、民間業者の方と併用されてある方、こういう方とかはもう状況によって民間の宅配業者さんの方に、もう一本化されると。そういう動きとかもありまして、減ってきてているんではないかと思っております。

以上です。

#### **中川原豊志委員**

事業者の方は、今、どういう状況ですか。

何か変更するという話もあったかと思うんですが、事業者の方から、例えば、もう少し食材費を上げてくれとか、もう少し食数を増やさんと事業としてやっていかれるとそういう声というのは出てきてないですか。

#### **大石美由紀高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長**

事業者の見直しなんですけれども、昨年度、真心の園さんから辞退をしたいというところで申出のほうがございました。その理由としては、業績の赤字が多いというところで、一人一人に利用者さん宅への訪問に対する人件費等がすごくかさむっていうところで事業のスリム化をしたいというところで、辞退をするというお申出を頂いて、昨年度、委員会のほうには御報告させていただいたんですけども、種商さんという民間事業所さんに令和 7 年度か

らは変更になりました。

それで、そちらの事業所さんと現在、寿楽園さんと2か所ございます。

こちらの事業所さんは、大体、毎年度10月に物価の上下指数のほうが公表されますので、それを含めたところで食材費だったり、人件費だったりとかの増減について協議を行っているところです。

昨年度は物価のほうが高くなつたというところで、食材費の増の申出を受けましてその辺の負担のほうについても見直しをさせていただいたところです。

ただ、物価高については、影響を受けた分については、今回報告をさせていただいているんですけれども、物価高騰の重点支援交付金のほうを活用させていただいて、利用者さんのほうの負担の増はないというところで、令和6年度、7年度は進めさせていただいているところです。

#### **中川原豊志委員**

真心の園さんから種商って、どこのどういうのか教えてもらっていいですか。

商工団地の中にあるの。お弁当とともにされる業者なんですか。

#### **大石美由紀高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長**

通称名の宅配クック123というところのほうが耳に慣れているかもしれませんけれども、藤木町の業者さんになります。

#### **中川原豊志委員**

真心の園さんがやめられたということで、今お話をあつたんで、この食の自立支援事業の宅配をするに当たって、やっぱり食数がある程度あれば事業的に成り立つかもしんないけど、食数が少ないとやっぱり事業的に厳しいようなお声っていうのがあったのかと思うんです。

ですから、今後、食の自立支援の事業をもう少し利用しやすいような制度に変えていくのか、逆に少なくなったら少なくなつたで、自立した人が増えたというふうに判断するのか、その辺の今後の考え方を教えてください。

#### **大石美由紀高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長**

この事業の内容については、もちろん事業者との協議、それと福祉事務所内、課内でも協議のほうを毎年しております。

実際、食に関してのこの事業が、御自身で調達ができない人に対して給付するという形になつてゐるんですけども、今、非常に民間の会社さんが増えまして、そこである程度充実をしてきている。そして、食に関しても皆さん、食の自立をやめられる方の理由として、このお弁当以外のものを食べたいというところでやめられる方も多数おられまして、その辺も含めたところで今後事業の内容は検討させていただきたいと思っております。

### **中川原豊志委員**

どっちがいいのか分かりませんけれども、しっかりその辺は検証してください。  
お願いします。

### **西依義規委員**

先ほど、中川原委員が物価高騰に伴う低所得者のやつを聞かれたんでそこの関連で、もちろんこの事業は、国の事業で国からこういうふうにしなさいって言われてされていると思うんですけど、私がよく思うのは、非課税世帯よりその間っていうか、税金は納めてると、毎月、何千円かとか。その辺の方々も物価高騰に苦しんでらっしゃるんですよ、絶対。

どっかで線を引かないかんのは分かるんですけど、例えば、課内で、財政課に通らんならいかんめえばってん、この辺は何とかこういう方法でとかいうのを検討されたかどうかっていうのだけ聞いていいですか。

### **林康司地域福祉課長**

正直、検討はいたしておりません。

ただ、令和5年度、6年度にかけての給付金につきましては、若干そこの間っていうか、均等割課税の方まで給付金の対象となっておりましたので、そこで国のはうも一定、ケアをされてあるのかなと思います。あと、所得税等々でかかるてある方は定額減税での対応も昨年度されてありますので、今後どういった支援策をまた考えられるか分かりませんけれども、令和6年度の事業に関しては少なからずその辺のケアはできていたものとは思います。

### **西依義規委員**

39ページ、主要事項を見ていたら令和5年度の均等割のみ課税が129世帯で、令和6年度の均等割が475世帯っていうことは、同じ条件ですけど、そんなに増えたっていうことですか。

### **林康司地域福祉課長**

令和6年度の分は令和5年度のときに受け取られてない方、新たに住民税が非課税、均等割のみになった方が対象となっておりますので、新たに非課税になられた世帯が810世帯、均等割のみが475世帯ありましたということでございます。

### **西依義規委員**

ということは、上の129世帯とはまた違う、810世帯と475世帯ということですか。

### **林康司地域福祉課長**

そうでございます。令和5年度の分は令和5年度の給付で、令和5年度中は3万円の給付と7万円の給付をいたしている事業がございましたので、その部分につきましては、6,000世帯程度、給付をいたしているところでございます。

### **牧瀬昭子委員**

決算書の140ページと136ページと併せてお伺いしたいと思います。

まず、140ページは、高齢者福祉乗車券の助成の分と136ページが福祉タクシー助成金の件なんんですけど、まず、高齢者福祉乗車券の分ですが、予算額が840万円で決算が668万1,000円ということで、これが予算にも満たなかったというところの検証はどんなふうにされておられるかというのを教えていただけますか。

**樋口伸一郎委員長**

質疑の途中ですが、暫時休憩をいたします。

午後3時47分休憩

~~~~~

午後4時再開

**樋口伸一郎委員長**

再開します。

牧瀬議員の質疑の途中でございましたので、御答弁から求めます。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

まず、福祉タクシー助成金についてですが、予算としては780万円ということで考えてたんですけれども、このうちの766万350円ということで、ほぼ使い切ったような状況にはなっておりまます。

あと、福祉乗車券のほうについては、当初予算では840万円を想定しておったんすけれども、3月で補正いたしまして予算額としては692万2,000円、それに対しての最終的な決算額が668万1,620円ということで、特に高齢者福祉乗車券について実際の販売見込み、それも昨年度の実績に若干上乗せした形で利用見込みを当初立てて、それが全部使われて、うちのほうに請求されるというのを想定しての予算額になってるんですけども、実際買われて有効期間が3年ございますので、すぐ使われずに残った分、実際の令和6年度の回収でいえば大体9割ぐらいが使われたような形になっておりますので、その分について支払いをしたというような形で、差額も生じてきている状況にございます。

以上です。

**牧瀬昭子委員**

詳細どうもありがとうございました。今年度からデマンドタクシーでこれが使えるという

こともあったりとかするのですけど、使われてない方たちはもう御家族がおられたりとか、まだ、周りに支援されている方たちがおられて、ただ、これがもう足りないから増やしてほしいという声も私の周辺では聞こえてきます。

なので、予算額は達していないので、1人当たりを増やすとかっていうことは、これも何回も言っているので検討はなされない状態に今あるとは思うんですけど、やっぱりこれから利用をする手段とかも増えていきますし、1人の人が利用されたい分が幅がやっぱり今狭くて、どうにか広げてほしいという声があったりするんですけど、その辺りの御検討といいますか、利用者の方の声とかっていうのは何か聞いてあればと思いますが、いかがでしょうか。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

購入冊数については、年間に1人当たり6冊までということとしておりますが、令和6年度の統計で言いますと、実際そのうち買われた方の中で6冊まで買われた方が全体の22.6%ということでなっております。

実際に冊数を増やすかどうかという部分については、やはり利用の状況、特にデマンドタクシーも今度から始まりますので、そういうものの利用状況とかも見ながら今後考えていくことになるかと思います。

以上です。

#### **緒方俊之委員**

130ページの福祉タクシーで基本料金の助成と思うんですけれども、基本料金の金額と利用回数を教えてもらっていいですか。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

タクシーの初乗りの分についての助成になりますが、タクシーが大型と小型がありますので、それぞれの単価というのは、今、持ち合わせてございません。

ただ、手元の資料で、助成金額と実際の利用した枚数、これを割り返しますと803円でしたので、確かに、小型のほうで初乗りが800円前後ではなかったのかなと思います。実際の利用された枚数といたしましては、令和6年度の年間で9,532枚使われております。

以上です。

#### **緒方俊之委員**

今、タクシーを自宅に呼んだりしたら出張料300円とか、事前予約したらまた幾らとかになってるんで、言ったら基本料金が800円、プラスもう300円の時代になっているのかなと。その分の300円のほうも助成の額に入れてもらうと助かるんじゃないかなと思います。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員長**

その辺りの把握、認識についてはどうですか。お答えできそうですか。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

単純に、先ほど言いました利用枚数の9,532枚、これに300名を掛けていくと年間の利用料でいくとそれを丸々助成したら約300万円増えるような形になってまいります。そういう送車料金等も含めての取扱いということについては、今後検討はしていかないといけないのかなということでは認識をしております。

以上です。

**緒方俊之委員**

検討をお願いします。

**西依義規委員**

146ページの上から2つ目ファミリー・サポート・センター事業委託料が昨年の決算は996万1,000円、令和5年がそれで。令和6年が1,223万円、ここに書いてあるとおりなんですが、増額になった理由をお願いします。

**高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

サポートセンターの増額分につきましては、事務員さんの人勧に伴います賃金のベースアップに準じまして賃上げをした分が大きく影響したものと思います。

以上です。

**西依義規委員**

分かりました。いろいろ中身については、今日じゃなくてまた聞きますんでよろしくお願ひします。

その下の子供の医療費が決算出でますけど、これ前聞いたと思うんですけど、この決算の額から一部自己負担を、要はもう完全無償化にした場合はこの2億9,000万円がどれぐらいになるんですか。

**高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

以前、試算したところ、単純に計算したところ1億円ぐらい増額するというふうに見込んでおります。

**西依義規委員**

これは、令和4年、令和5年の決算額と令和6年の決算額あるじゃないですか、それを見てもその数字は変わらないってことですか。

以前って、大分前の数字だと思うんですが、今回の決算では幾らですかって聞いてる。

**高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

1億円の積算の根拠ですけれども、令和7年度の医療費の当初予算の数字の3億7,000万円

で計算しております、その分の自己負担を割り返したときに大体9,970万円という数字で、令和7年度が高校生の無償化等も入ってますので、当初は多めに見ておりまして、そのときの試算が自己負担を単純に件数で掛けた場合が約1億円余計にかかるということで試算しております。

以上です。

### 西依義規委員

一般質問とかでもあってましたけど、効果のところに子育て世帯の経済的負担と育児不安の軽減ということを書いてありますよね、もちろん補助で軽減なんんですけど、その一部自己負担を無料にするのも、もう究極の負担軽減なんで、そういったことはもちろん鳥栖市全体の予算の中から検討せないかんことでしょうけど、担当課としては一部自己負担無償という取組をどう自己分析されていますか。

これは、例えば、コンビニ受診が増えるんで絶対やめようみたいなのか、もうここまでいたら全部無料までやっぱりいつちやえなのか、その辺は、現段階の課でどういうお話をされたかを聞かせていただければ。

### 高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

医療費の自己負担については、様々なアンケートとかでも要望はあっております。様々な子育て支援策もございますので、その全体的なところを見ながら検討する必要があると思いますけれども、西依議員もおっしゃったように、本来であれば全国一律でこういった医療制度的なものは恩恵を受ける必要もあると思いますので、県や国のほうにも助成の補助等々の創設等もお願いしながら検討していきたいと考えております。

### 牧瀬昭子委員

決算書が150ページで、主要施策のほうが44ページで、病児保育施設整備事業についてお尋ねいたします。

こちらのほうの施設の内容といいますか、中身を具体的に教えていただけますでしょうか。どのような施設になったか教えてください。

### 高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

病児保育施設、これは社会福祉法人の和貴福祉会のところに、かなさ保育園ってござりますけれども、その敷地内に、2階建ての施設を設置されております。そこを病児保育施設ということで、今年度の4月からお子さんを預かるようにしておるところでございます。

整備した施設の概要といたしましては、病児保育と学童保育施設と一体的な形で整備をしております。これは、学童分については案分しまして生涯学習課のほうで予算を措置しているところでございます。

定員については、最大で6名の対応ができるということでお伺いしております。対象年齢は、先ほど申し上げましたけれども生後10か月の赤ちゃんから小学校6年生までは受入れをしたいということで言われております。

利用料金につきましては、1日当たり2,000円ということで定められているところでございます。ちなみに、利用状況につきましては、今年度に入りましたけれども4月に16人、5月に28人、6月に29人、7月に28人ということでされております。

事業主さんとお話ししたんですけど、利用される以前に登録することによって保護者の方の安心感とかそういったものも非常に良好だということでお話を聞いたところでございます。以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。もう一つ、この施設の中身についてなんですが、病児なのでそれぞれ病気になられたお子さんたちが入られると思うんですけど、部屋数とか間取りといいますか、教えていただけますか。

#### **井手義恵こども育成課保育幼稚園係長**

病児保育の施設なんですが、先ほども課長のほうが申しましたとおり学童と一体的な施設となっております。

2階建ての施設になっておりまして、1階の部分が学童と学童保育と分ける形になってまして、2階部分が病児保育のお部屋となっております。一応、個別の観察室、療養室と言われるようなお部屋が4部屋と、あと保育室、1階に1か所とあと2階がちょっと広いお部屋にはなっているんですが、同じ病気の子供さんであっても、回復期になったら元気になってたりするような子供さんもいらっしゃるので、そういう方が過ごせるお部屋としてちょっと広めの2階のお部屋があるっていうような形になります。

#### **牧瀬昭子委員**

詳細をありがとうございました。ぜひ中身を、現地を見せていただければと、これは委員長に言つたらいいですか。要望としてさせてもらいたいなと思って、副委員長に言いたいと思います。

162ページなんですが、新型コロナワクチン接種健康被害給付金の件で、お尋ねをさせていただきたいと思います。

主要施策の49ページと併せてなんですが、接種者数が2,614人ということで、重症化の予防に貢献することができたというふうにあるのですが、接種されたことによって死亡の認定があったということでありました。この重症化予防に貢献することができたという、その効果についてどのような御見解があるのか、コロナになって亡くなられた方とかがおら

れたりするのかどうかも含めて教えてください。

**八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

まず、令和6年度のコロナワクチン接種に伴って、何か具合が悪くなつたっていう事案、相談とかはない状況です。ただし、国の臨時接種の、令和3年度から5年度までに受けたものに対して、まだ相談があつてはいる状況ではございます。

今回の給付金に関しては、特例臨時接種の時の死亡の認定がおりた分になっております。

**牧瀬昭子委員**

このコロナウイルス感染症で亡くなられた方っていうのは、令和6年度でいったら何人になるんでしょうか。

**八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

本市では、コロナウイルス感染症で亡くなられた方の情報は得られません。

佐賀市の衛生統計のほうで現在、令和5年の統計が発表されてますので、そちらで御報告させていただきます。コロナの感染症で亡くなられたっていう統計を国が取り始めたのが令和4年の頃、そういう診断することで病院等が出来る人数にしかなりません。

令和5年、鳥栖市でコロナウイルスに感染して亡くなられたっていう方が23名いらっしゃったっていう数字は出しております。

ただ、インフルエンザは2名ということなので、インフルエンザの予防接種によって重症化が抑えられているっていうことを考えますと、感染症で23名亡くなられてるってことなので、ワクチン接種によってそこの重症化っていうのは抑えられているんじゃないかなっていうふうには考えております。

以上です。

**成富牧男委員**

今から質問したいのは、生活保護費、決算書152ページに関連してですけど、私、本当にびっくりしたのは一般質問の中で永江議員が質問された件ですけど。令和6年度からずっと人員不足とかそういう事が起こっていたようなんで、そこら辺に引っかけてといいますか、この際、ケースワーカーの1人当たりの人数もちょっとオーバーしとるようだし、そういう中でまたさらにとか、経過だけでも私聞きたいんですけど。

聞き捨てならぬ、この委員会としてはやっぱり知っとっていいことだと思いますので、あらましをお願いします。

**林康司地域福祉課長**

令和4年度、5年度ケースワーカーが4名おりまして、三百数十世帯で1人当たり80世帯を目指してというところはあったんですけども、お休み等々できちんとその割り振りが、

国の求める基準である80世帯からちょっと1人分多くなって、対応がなかなか難しかったというものがございます。

そのため、令和6年度に生活支援係に1名増やしまして、最終的には令和6年度中に7名となったところでございます。しかしながら、長期の休職と短期的にも休職者というのも出ておりまして、その中で、なかなかケースワーカーとして対応が難しかった部分というのはございました。

#### **成富牧男委員**

結局、さっき言わされた基準からいうと、ケースワーカーさんが何人おらんといかんのに実際は、今、何人なのか、何人不足しておるのか、そこら辺数字的なやつをもう少し分かりやすく。

#### **林康司地域福祉課長**

現在、被保護世帯といたしましては資料の中でもありましたように350世帯ですので、こちらを8で割りますと大体4.3、5人いれば通常の業務が、訪問活動とかうまく回っていくものかなと思っておりますけれども、その中で1名、今、退職が出てますというのと、お休みをされてある方もいらっしゃって、今、新たに令和7年から定年延長で1人経験者を配置していただいて、係長の負担をちょっと軽減するような配置等を考えておりましたけれども、そういったところでケースワーカーの対応の人数がままならないところもあってまして、本当にもう原係長におかれましては、ケースワーカーの分も担っていただいて、その対応をしてもらっている状況でございます。

#### **成富牧男委員**

つまり、5人必要なところが3人しかいないっていう、原さんは原さんの独自の指導員としての査察指導員としての業務があるからっちゅうことですね、さっき言わされたのは。それにもかかわらず、ケースワーカーのこともやってもらっているっちゅうことですか。

#### **林康司地域福祉課長**

定年延長で、今、配置されてある者が査察指導員の経験者でもありますので、今の期間はそちらのほうに査察指導員の役割を担ってもらっているところでございます。

#### **成富牧男委員**

あとは部長にお願いですけど、これ、こんままじやいかんですね。そいけん、総務課もすぐぱっとはできんかもしれんけど、人事担当課のほうには、あんたから言われんでっちゃ言うとったいって言われそうやけど、厳しい状況をきちんと言つて、何とかせんと今んまではまた次の職員の犠牲者が生まれんとも限らんけん、もう大体でも厳しい職場だから。

そこにさらに、そういうふうに心の病まで出てくる人が、もう実際そういうふうに出てき

てるということやから。そんところをぜひお願いしたいんですけど、一言言っていただい  
て終わります。

### **吉田忠典健康福祉みらい部長**

私どものほうとしても、生活保護だけじゃなくてほかの職場でも長期の休職者がでている  
ということ、これは私たちだけじゃなくて、特に総務課の人事関係のほうも非常に危惧をし  
ているところでございます。

私たちとしては、自分たちのところには、当然、定員を満たしていいってほしいということ  
は考えておりますけれども、何せ今、仕事的に非常にそういう難しい職場であるというとこ  
ろが形づけられてしまうと、逆にそこに異動になるだけですごくプレッシャーがかかってしま  
って、なかなか自分の持ってる能力を発揮できないというようなことにもなりかねないと  
いうところでございます。

そういう意味では、私たちとしては長期休職者が出ないような職場づくりっていうのをま  
ず私たちのところでは当然やっていくというふうに考えておりまし、人事のほうにも私たち  
の困っている状況というのは十分伝えていきながら、いい職場で誰が来ても楽しくやって  
いくような職場で仕事ができるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

### **樋口伸一郎委員長**

この件に関しては、今後の問題提起とか検討課題、多々あると思いますけど、一旦はもう  
要望で、部長にまとめていただいたので要望でまとめて、また別の機会で問合せしていただ  
ければと思いますので、発言はどうぞ。

### **成富牧男委員**

全てが最終的にもう市民のため、もうさっきから言うように、今ずっと前におられるところの職場  
というのは大変な、それぞれ仕事を持つておられるところですから。ぜひ、よろしくお願  
いします。

私、気になったのは1年目の人人が配置されとったみたいな話も聞いて、たまげたんですね。  
余裕がある職場であれば、それをフォローできます、新しくケースワーカーというところに  
新人が来ても。

ところが、他人の事はもう構われんような大変な職場で、本当人事に言つとつていただき  
たいというのを重ねて申し上げて終わります。

### **樋口伸一郎委員長**

この件に関しては、今、部長からまとめて御答弁いただいたとおり、横断的に総務課関係  
とも協議が必要になってくるかと思います、大事なことですのでぜひ前向きにお考えになっ

て翌年度以降につなげていっていただければと、委員会のほうからもお願ひを申し上げております。

#### **西依義規委員**

主要事項の43ページの、保育関係の保育人材確保事業を3つ挙げてますけど、前も言ったと思うんすけど、宿舎借り上げとか、当初予算はちょっと多めにもちろんされてあって、私はすばらしい事業で全部、満額っていうか目いっぱいの決算なのかなと思ったら意外と違うんで、この辺が、本当、この制度 자체が使いやすいのか、使いにくいのか。

保育所の事業者さんはどういう声があって、今後それを受けたうふうに変えようとか何かそういうふうな、まずこの決算書を見た総括的なものをお聞かせください。

#### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

この事業については、そこそこの保育所等々に説明をしながら利用をいかがですかということで図っておりますけれども、結果的に、そういう職員の方が見つからなかつたとか、家賃については自己負担じゃなくて事業者の負担とかもありますので、なかなか使い勝手が悪かったというようなことはお話には上がっておりませんけど、相対的にやっぱり人手不足というのが保育士に限らず、補助者の方とかそういったところで見つけにくい状況なのかなと思ひますので、今後ともこういったのを活用していただきて保育士の業務負担というのを軽減していくようなことでお願いしていきたいというふうに考えております。

#### **西依義規委員**

ということは、予算に対する決算額はこんなもんだろうと思われているっていうこと。いや、これは利用が少ないけんもっと鳥栖市としても独自で何かプラスアルファしてやりましょうとかそういったのを考えてるわけじゃなくて、これはこれで。

例えば、予算の何割ぐらいなんぞ、これぐらいなもんだろうって思つてあるのか、いやいや、もっと使ってほしいと思ってるのか、それはどっちですか。

#### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

予算要求してる分については、マックス近くまで使っていただきたいというふうに考えております。

#### **中川原豊志委員**

134ページ、負担金、補助及び交付金の一番上、鳥栖・三養基地区手話奉仕員要請講座運営費負担金、まず内容を教えてください。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

こちらの手話奉仕員の養成講座の運営費の負担金ですが、こちらは1市3町で共同開催して、佐賀県聴覚障害者協会に、実際、委託するような形で開いているようなものになってお

ります。

昨年度、鳥栖市からの参加者数といいますか、そちらの講座に鳥栖市のほうから最初12人参加されておりまして、これが4回(245ページで「47回」と訂正)講座になっておりまして、最終的に修了された方が7人というようなことになっております。

以上です。

#### **中川原豊志委員**

9月19日に手話言語条例を可決、承認させていただきましたんで、今後、手話の養成講座に積極的に参加をしていただきて、手話言語の通訳として活躍できる人材を育成してほしいというふうに思います。

これ決算でございますけれども、次年度以降に多くの方が参加できるように、取組——予算を上げることができるんであれば上げていただきたい、そういうふうに思いますんでお願いをしておきたいと思います。

#### **樋口伸一郎委員長**

今後の考え方まで聞きたいですか。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

実際、こちらの講座に参加されたいという方を掘り起こすことがまずは最初かなと思いまして、こういう講座があるということの広報、周知に努めていきたい、まずはそう考えております。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

私のほうから1点だけ、質疑をさせてください。

145ページ、146ページ、保育園費です。保育園費の一番下です。

145ページでいけば、節2、3公立の職員にかかる部分ですね。

この御説明はございまして、公立保育園の職員さんの状況、あるいは予算を立てた根拠、決算に至った根拠の御説明はいただきました。

ただ、令和6年度全体を通して、まず公立保育園が4園ある中で、令和6年度を通した全体の流れは、公立保育園の4園の需要と供給のバランスをお伺いしたいんです。何名受入れができる中で、何名の保育士さんがいるのが理想の中で、実態はこうだったっていう公立保育園4園の中身を教えてください。

もっと受入れられたのに、保育士さんの今の人�数じゃこの人数が限界だったので、その状

況は全うできたというふうなのか、足りない中でやってきたのか、状況をお教えください。

令和6年度の状況、ありのままで大丈夫です。

**松藤真由美こども育成課鳥栖いづみ園長**

今の御質問で言うと、職員数に対しての受入れができるかっていうことで大丈夫ですか。

**樋口伸一郎委員長**

御発言中、すいません、もう一つは、職員がもつといったなら預かれたっていうところの2つですね。

**松藤真由美こども育成課鳥栖いづみ園長**

定員数にそれぞれの施設があるので、それで満たしているかどうかということですね。

1つ目の質問に答えますと、保育士数に対しての園児数は、きちんと配置人数のとおりいると思います。

2点目は、まだそれぞれ各園の定員数に対しての保育士数ではないので、受入れも今のところ定員数を満たしていないというお答えでよろしいですか。

**樋口伸一郎委員長**

何でこれを聞いたかっていうと、これ、ここ5年以上ずっと聞いてきております。今までには、執行部の考え方方が決算に基づいて、いつも年度ごと通年で見れば、当初立てた予算を減額補正しながら何とか賄ってきたという状況でした。それも正規職員の分母は増やさずに預かれる、今、前者でお答えいただいた分、その状況を担保するっていうのを優先されていたので、1つの答で来ているのであれば令和6年度は問題ないっていう考え方だったんですね。

ただ、これが、今後公立保育園の在り方とかで流動的になってきます。令和6年度以降はですね。

なので、今回あえて聞いたのは、この予算が決算を迎えてますよね。これはもう最後なんですけど、今後流動的になったら、逆に今の正規職員の数で、今度はまたこの先のことなんでも、もう一回だけ考え方とかのお答えをいただければいいんですけど、例えば、2園になったときには、これがもう十分満たされると、もう今の職員がむしろ余るぐらいだっていうふうになっていくのか。執行部の考え方としてですね、それが一つ。

あと一つは、予算がどのような動きをするのか。今回の決算はこうなるんですけど、この決算を踏まえて来年度以降がどういうふうな予算の流れになっていくのかっていうのを最後に聞きたいです。

1つ目は、まず今の保育士さんでいくと2園になった場合がどういうふうになっていくだ

ろうかっていう考え方と、2つ目は、予算の流れがこの園の在り方の流動的な流れによって大きく変わってくるかと思うので、その2点を最後に教えてください。

**高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

今後、将来的に公立は2園ということで、再編していくというような計画を立てております。

2園を運営するにおいて、その職員が十分足りるのかということではありますと、基本的に子ども・子育て事業計画のほうで保育の必要量というのは市全体に出しますので、その中で保育園数を変えないというところでまいりますので、十分足りると考えております。

ただ、公立保育所のほう、特に法律に課せられた使命といいますか、これまでの保育プラスアルファの様々な家庭、保育への支援とか、相談業務とか、障害児の方の受入れとかそういういたプラスアルファの部分がありますので、そういうところで新たな人員というのも必要となってきますので、そういうところで手厚く人を配置していかなければというふうに考えております。

予算につきましては、しばらくは公立4園でやっていくので、来年どうのっていうことはないと思うんですけども、お子さんの人員で考えるとほぼ50%公立から私立のほうに移りますので、予算的にも半分ぐらいになっていくんじゃないかなというふうには、ざっくりと考えております。

これについても支援費のほうで、民間のほうにお渡しする部分も出てきますので、そういうところで全体見ていく必要があるかなと思っております。

以上です。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。要望で終わりますけど、今後はおっしゃったように、どんな動きになるかというのは確定できるものでもなく、もう決算を離れるところでもありますので要望にとどめますが、今おっしゃったように今までの決算でやってきた職員の人数の考え方とこれからが全然違うと思いますので、高松課長が御答弁していただいたとおり、公立にしかできないとかそういうものも今度は視野に入れながら、これまでの、ここ数年の決算をずっと受けて考え方のベースを変えていかないといけないと思うので、そして職員さん方の今度は意識や働き方が大きく変わらないように公立として何ができるかを考えて、予算の編成とか流れもこれまでと変わってくる可能性がもう大なので、ぜひまた今後改選後、関係する委員会、そしてメンバーが出てきますので情報提供のほうをよろしくお願い申し上げておきます。

以上です。

ほかに皆さんから、ございませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

樋口伸一郎委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の文教厚生常任委員会は、これにて散会をいたします。

午後4時45分散会

令和7年9月29日（月）



## 1 出席委員氏名

委員長 桶口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 西木純子

教育総務課総務係長 真子麻里耶

教育総務課教育支援係長 平島隆臣

学校教育課長 井手崇雄

学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長兼指導主事 権藤暢道

学校教育課インクルーシブ教育推進係長 古賀直美

学校給食課長兼学校給食センター所長 岡本澄久

学校給食課学校給食センター係長 小森俊介

学校給食課学校給食センター係総務主査 原田浩子

生涯学習課長兼図書館長 久家喜男

生涯学習課参事 栗山英規

生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長 豊増裕規

生涯学習課長補佐 島孝寿

生涯学習課生涯学習推進係長 田中美香

生涯学習課文化財係長 大庭敏男

生涯学習課文化財係総務主査 内野武史

生涯学習課図書係長 中溝雄二

生涯学習課放課後児童クラブ支援室放課後児童クラブ支援係長 佐藤臣久

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

事務局次長兼議事調査係長 武田隆洋

#### 5 日程

教育部（教育総務課、学校教育課、学校給食課）審査

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

教育部（生涯学習課）審査

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

[説明、質疑]

#### 6 傍聴者

なし

#### 7 その他

なし

午前10時2分開会

**樋口伸一郎委員長**

それでは、本日の文教厚生常任委員会を開きます。

~~~~~

**教育部（教育総務課・学校教育課・学校給食課）**

**議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について**

**樋口伸一郎委員長**

本日は、教育部関係議案の審査を行います。

これより、教育総務課、学校教育課、学校給食課関係議案の審査を行います。

審査に入ります前に、教育部長から御挨拶の申出があっておりまので、お受けしたいと思います。

**姉川勝之教育部長**

おはようございます。それでは、教育部関係の令和6年度一般会計決算認定の審査に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、教育部は教育総務課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課の4課で構成をされております。これら4課におきましては、学校の施設管理や教育の支援、教育指導、インクルーシブ教育、学校給食、人権啓発、生涯学習の推進、放課後児童クラブ、文化財、図書館などの業務の執行に当たっております。

次に、教育部関係の歳入決算の主なものにつきましては、国・県支出金としては、放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金や子ども・子育て施設整備交付金等のほか、諸収入として、次期リサイクル施設整備に係る埋蔵文化財発掘調査受託料や学校の給食、このほか各学校施設の改修等に係る起債などがございます。

歳出の主なものといたしましては、小中学校のＩＣＴ環境整備事業、小中学校特別支援教育支援員配置事業、水泳授業の民間委託検証事業、旭小学校大規模改造事業に係る設計業務、基里中学校の屋内運動場の大規模改造事業、小中学校給食に係る経費や放課後児童健全育成事業及び小中学校の図書館と市立図書館のＤＸ事業などがございます。

以上、決算の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、この後2つに分かれまして、

それぞれ担当課長が説明をいたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げ挨拶させていただきます。よろしくお願いします。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。それでは、審査に入ります。

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

**西木純子教育総務課長**

それでは、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について、教育部のうち教育総務課、学校教育課、学校給食課関係分の主なものについて、令和6年度鳥栖市歳入歳出決算書で御説明させていただきます。

歳入から御説明いたします。

59ページ、60ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節2小学校費国庫補助金及び節3中学校費国庫補助金、特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、特別支援教育就学奨励費に対する補助金です。補助率は2分の1となっております。

**井手崇雄学校教育課長**

67、68ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目8教育費県補助金、節1教育総務費から節3中学校費県補助金につきましては、スクールカウンセラー事業、教育業務支援員配置事業。

次の69、70ページをお願いいたします。

上から3項目め、別室における学校生活支援員配置事業などに対する補助金でございます。

**西木純子教育総務課長**

87、88ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、教育雑入2項目め、中原特別支援学校田代分校負担金につきましては、中原特別支援学校田代分校の電気料、上下水道料等の負担金、分校児童及び教職員の給食費に係る負担金などでございます。

**岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長**

同じく備考欄3項目め、学校給食費につきましては、本市の小学校及び中学校の学校給食において使用いたします食材の購入費として、保護者、教職員などに負担していただいた学校給食費でございます。

主要施策の成果の説明書100ページを御覧ください。

学校給食費の額につきましては、令和5年4月に改定いたしましたが、学校給食費臨時支

援事業を実施し、食材購入費用の一部を公費で負担することで実際の保護者負担額につきましては、給食費改定前の令和4年度の水準に据え置いたものとなっております。

#### **西木純子教育総務課長**

決算書89ページ、90ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目7教育債、節1小学校債及び節2中学校債につきましては、各事業に伴う市債でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

211ページ、212ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、節1報酬につきましては、教育委員会4名の報酬でございます。

次に、目2総務事務局費、節2給料から節4共済費までは、教育長、教育部長、教育総務課職員9名、計11名分の人事費でございます。

#### **井手崇雄学校教育課長**

213、214ページをお願いいたします。

目3学校教育事務局費、節1報酬のうち、会計年度任用職員報酬につきましては、小中学校の学校用務員、学校事務補助員、学校図書館事務補助員及び指導主事等会計年度任用職員の報酬でございます。

215、216ページの節2給料から節4共済費までは、学校教育課職員5人（236ページで「7人」と訂正）及び会計年度任用職員の人事費でございます。同じく、節12委託料のうち、語学指導業務委託料につきましては、市立小中学校の英語授業、ALT5人の配置をいたしております語学指導業務に係る委託料でございます。

次の医療的ケア支援委託料につきましては、本市立小学校に在籍する2名の医療的ケア児における酸素管理等に係る委託料でございます。

#### **西木純子教育総務課長**

節12委託料、警備委託料につきましては、市立小学校12校の警備委託料でございます。

中学校日直代行委託料につきましては、土日祝日における中学校の部活動や来訪者の対応事務、学校施設の巡回等を行ってもらう事務を委託しております。

ICT支援業務委託料につきましては、本市におけるICT教育の推進を図るため、学校におけるICT機器を活用した授業、研修、教材作成等を支援する支援員を配置する業務であり、支援員1名を配置しております。

システム導入等委託料につきましては、図書システム、電子黒板、保護者連絡システム等の委託料となっております。

次の217ページ、218ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校施設管理費、節2給料から節4共済費までは学校用務員1名の人物費でございます。

節10需用費のうち、修繕料の予備費充用につきましては、鳥栖小学校キュービクル電線ブレーカー焼損に伴う小学校施設の修繕に要した費用でございます。

節12委託料、予備費充用につきましては、鳥栖小学校の校舎外壁調査業務委託料に要した経費でございます。学校施設管理委託料につきましては、小学校8校の各種設備点検、樹木伐採等施設の管理に要した費用でございます。

節14工事請負費につきましては、営繕工事費として、旭小学校など特別支援学級間仕切り設置工事などを行っています。

不用額につきましては、特別支援学級間仕切り設置工事費額が見込額より少なかったためです。遊具設備工事費につきましては、小学校の既存の修繕工事及び弥生が丘小学校インクラーシブ遊具設置工事に要した費用でございます。

節22償還金、利子及び割引料の都市再生機構立替金償還金につきましては、弥生が丘小学校の建設費の都市再生機構への償還金でございます。

#### **井手崇雄学校教育課長**

目2学校事務管理費、節1報酬につきましては、学校運営協議会委員、次の219、220ページをお願いいたします。

学校医、学校薬剤師、特別支援教育支援員に係る報酬となっております。

節3職員手当等及び節8旅費につきましては、特別支援教育支援員及び教員業務支援員に係る費用でございます。

#### **西木純子教育総務課長**

節10需用費及び節11役務費につきましては、小学校8校分の運営に要した経費でございます。

節12委託料につきましては、塵芥収集委託料は燃えるごみの収集、健康診査委託料は児童及び教員の健康診査の委託料でございます。

#### **井手崇雄学校教育課長**

節12委託料、開かれた学校づくり推進事業委託料につきましては、市立小学校8校の地域に開かれた学校づくりを推進していくための委託料となっております。

#### **岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長**

223ページ、224ページをお願いいたします。

目4学校給食センター費、節1報酬につきましては、学校給食センターにおいて調理業務

及び食器などの洗浄業務、各小学校において配膳業務に従事する会計年度任用職員の報酬でございます。

節2給料から節4共済費までにつきましては、学校給食課職員12人分の人工費及び会計年度任用職員の期末手当でございます。

節10需用費につきましては、学校給食センターの電気料、上下水道使用料を合わせました光熱水費、また、令和6年度2学期よりPEN食器導入のために要しました給食用食器購入費及び小学校給食の食材購入に要しました給食材料費が主なものでございます。

225ページ、226ページをお願いいたします。

節12委託料のうち、施設管理委託料につきましては、学校給食センターの調理洗浄設備保守点検、空調設備保守点検などに係る委託料でございます。その下の、給食業務委託料につきましては、小学校給食の炊飯及び各小学校への配送に係る委託料でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、多子世帯学校給食費補助金につきましては、主要施策の成果の説明書101ページを御覧ください。

多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減し、子育て環境の一層の充実を図るため第3子以降の学校給食費の実質無償化を令和6年度より実施しているものでございます。

#### **西木純子教育総務課長**

続きまして、目5学校建設費、節11役務費の手数料につきましては、旭小学校エレベーター設置における手数料になります。

節12委託料のうち、設計委託料につきましては、主要施策の成果102ページに、旭小学校の大規模改造事業の内容を記載しておりますが、工事設計業務委託料となっております。

不用額につきましては、工事設計委託料額が見込みより少なかったためです。

項3中学校費、目1学校施設管理費、節2給料から節4共済費までは学校用務員1名分の人工費でございます。

節12委託料のうち、学校施設管理委託料につきましては、中学校4校の各種設備点検、樹木伐採等、施設の管理に要した経費でございます。

節14工事請負費につきましては、営繕工事費として、鳥栖中学校職員室屋根防水改修工事などをを行っております。

不用額については、空調設備等の急な対応等を見込んでいた金額となっております。

#### **井手崇雄学校教育課長**

227、228ページをお願いいたします。

目2学校事務管理費、節1報酬につきましては、学校医報酬や特別支援教育支援員、教員業務支援員、学校生活支援員、中学校栄養士などの会計年度任用職員への報酬となっており

ます。

節3職員手当等及び節8旅費につきましては、先ほどの会計年度任用職員に係る費用でございます。

**岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長**

節10需用費の給食材料費につきましては、中学校給食の食材購入に要した費用でございます。

**西木純子教育総務課長**

節10需用費のうち、給食材料費を除く消耗品費、光熱水費等及び節11役務費につきましては、中学校4校分の運営に要した経費でございます。

**井手崇雄学校教育課長**

同じく節12委託料、開かれた学校づくり推進事業委託料につきましては、市立中学校4校の地域に開かれた学校づくりを推進していくための委託料でございます。

**岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長**

同じく委託料のうち、給食業務委託料につきましては、中学校給食の調理、各中学校への配送、食器等の洗浄に係る委託料でございます。

節17備品購入費につきましては、中学校4校に係ります施設用備品及び教科用備品など購入管理経費でございます。

**岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長**

231ページ、232ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち、下から3項目めの多子世帯学校給食費補助金につきましては、小学校費でも説明いたしましたが、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減し、子育て環境の一層の充実を図るため第3子以降の学校給食費の実質無償化を令和6年度より実施しているものでございます。

**西木純子教育総務課長**

233、234ページをお願いいたします。

目4学校建設費、節12委託料につきましては、設計委託料として基里中学校校舎大規模改造成工事設計業務及び地質調査業務、工事監理委託料として、基里中学校屋内運動場大規模改造成工事監理業務委託料でございます。

以上をもちまして、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定のうち、教育部の中で教育総務課、学校教育課、学校給食課関係分についての説明を終わります。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。執行部の御説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は、挙手にて御発言ください。

**西依義規委員**

216ページのシステム導入等委託料の保護者連絡っておっしゃったんですけど、この3,050万円の内訳を教えてもらっていいですか。

**西木純子教育総務課長**

保護者連絡システム分の金額につきましては、162万8,000円となっております。

**西依義規委員**

それは、導入はこの年からで、導入された理由とランニングコストはどういうふうになつているのかお願いします。

**井手崇雄学校教育課長**

保護者連絡システムの導入理由につきましては、それまでフリーの、無償のアプリを使って実施をしておりました。名称はマチコと申します。

そちらが、無償であるということから、やっぱり広告が入ったり、先々のことを見通したときにどこで廃止になるかも分からぬ、そういった状況の中、きっちとこちらから料金をお支払いをして正規のソフト導入をしようと、そういう目的です。また、マチコが、各学校ばらばらで、別のアプリを使われていたところもございます。

そういったことから統一をしようということと、あと一番大きいのは、例えば、台風とか大雨とか、当時は教育委員会から学校にまずメールを送って、今度は教頭先生等がまた保護者にメールを配信するっていうような手順を追っておりましたが、今回の導入をしたシステムでは、一斉休校のときとかには、教育委員会から一斉配信とかもできるようになっております。そういったところで、働き方改革にも資するということもありまして、導入をした経緯がございます。

**西依義規委員**

いや、いいことだと思うんですけど、私は、切りかわったのがよく分からなくて、そのマチコをそのままされている地域の方もいらっしゃいますし、その辺が、こういうことで、何か変えますよみたいな報告も一回も聞いたことないし、そういったのが。

今、決算なのでじやあその加入率とか、例えば私も子供クラブとか入ってて、これいいですか、いいですよみたいなことでその辺の線引き、例えばどこまでそれを使っていいのか。例えば、地域の情報発信はウエルカムなんですか、いや、教育委員会が認めたものに限って配信はオーケーなのか、各学校に任せているのか、その辺まで聞いて大丈夫ですか、どうですか。

**井手崇雄学校教育課長**

そのマチコ等のアプリからの移行については、移行期間を設けて、教育委員会と学校から、地域、また保護者に対してアナウンスをしてきたところでございます。

保護者に対しては、特に学校から。教育委員会から学校に対してっていうアナウンスを設けて、一定の期間を設けて移行してきておりますので、委員のほうにアナウンスがなかったことについてはおわび申し上げます。

#### **西依義規委員**

付け加えてもう一つ、地域っていうカテゴリーがあると思うんですね。例えば、見守りをされている方とかボランティアで協力されてる方っていう位置づけが、学校がなおざりにしてないならいいんですけど、もう保護者と学校のネットワークは密になったけど、その辺を何か軽視されているような気がちょっとしたんで質問したところでした。

それはいいです。じゃあ、加入率とその線引きのところだけお願ひします。

#### **井手崇雄学校教育課長**

正確な加入率というのはこちらではじき出しておりませんが、各学校、加入率はもう9割以上ございます。

先ほど、委員おっしゃった地域に対しても、各学校から地域に登録の依頼をしているはずでございまして、その正確な数字はこちらも把握しておりませんが、地域をなおざりにするっていうような感じではなくて、学校のほうからアナウンスはしている次第でございます。

#### **西依義規委員**

配信する内容のラインというのは、線引きは誰がどういう、校長先生にあるのか教育委員会なのか、その辺はどうなんですか。

#### **井手崇雄学校教育課長**

学校から配信する内容につきましては、校長判断。また、教育委員会から保護者に一斉に送信をする内容につきましては、教育委員会で判断をしております。

#### **中川原豊志委員**

まず、88ページ、諸収入の教育雑入の学校給食費のところなんですが、令和5年でしたつけ、公会計にしたのは。

その後、公会計にして令和6年度、給食費の収納率というのが向上したのか、向上していないのか。未納の方っていうのはどの程度、何%ぐらいいるのかというのを教えていただいていいですか。

#### **岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長**

令和6年度の収納率につきましては、99.13%となっております。すいません、私会計のときの分、正確な率をちょっと今、持ち合わせておりませんが、そのときよりも下がってはき

ております。

理由としては、学校という近い、顔が見える関係から公会計となったことで、ちょっと遠くなったり、そういったところが原因かと思われます。

#### **中川原豊志委員**

若干、下がったような話なんですが、未収のところについての対応というのはどういうふうに。

#### **岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長**

未収の対策につきましては、督促状、催告状の発送のほか、こちらから電話催告や御自宅に訪問して催告等を行っております。

昨年度からにつきましては、児童手当から給食費については充当ができるっていう形になつておりますので、昨年度からは未納の方については児童手当から給食費に充てさせていただくようにお話をさせていただいて、手続きをとらせていただいている状況です。

#### **中川原豊志委員**

未納のところを回収するのは大変かもしれませんけれども、逃げ得とかにならんごと、その辺をしっかりと対応してほしいというふうに思います。

#### **西依義規委員**

220ページの10番需用費の消耗品費が昨年度と比べて、昨年度は3,200万円で今年が7,700万円ですね。私は、増えたことをワアワア言うつもりはないんですけど、よく聞くのが、鳥栖市の学校が消耗品費があんまり使えないみたいなうわさを聞いたことがあって、適正に戻ったのか、それとも、まずこんだけ増えた理由は何かあるんですか。

#### **西木純子教育総務課長**

令和6年度におきましては、教科書の購入がありましたので金額が増加してるところであります。

消耗品が足りないというお声が上がってるというお話ですけれども、消耗品に関しましては、各学校予算等を含めながら、何かありましたらこちらのほうに連絡をいただいているところであります。

#### **西依義規委員**

ということは、例年の消耗品費は3,000万円ぐらいで、教科書代っていうのがここにまた3,000万円ぐらい載るんですか。その内訳をざっくり聞いていいですか。

#### **西木純子教育総務課長**

消耗品につきましては、3,000万円程度になっております。なので、教科書等そのほかについてが増加分と見ております。

**西依義規委員**

これは、何年かに一回こういう年があるんですか、教科書を改訂するとか、3,000万円増えるっていう年が。

**西木純子教育総務課長**

教科書改訂は5年に一度となっております。

**牧瀬昭子委員**

220ページの小学校と中学校の両方ともありますが、学校医の報酬のところから、まずは質問させていただきたいと思うんですが、不登校の方々の健診についても学校医の方々のこの報酬の中に含まれているということで考えてよろしいでしょうか。何か追加でされるとかではなくて、学校医の方のところに健診に行くということでよろしいんでしょうか。

**井手崇雄学校教育課長**

委員の御質問にありました学校医の報酬につきましては、年額の報酬ですので、不登校のが別にあるというようなものではございません。

**牧瀬昭子委員**

それでは、不登校の皆さんたちの健診については、現在どのような状況にあるかというのを把握されていますか。

**井手崇雄学校教育課長**

不登校をはじめ何らかの理由で健診を欠席された場合につきましては、それぞれの御家庭で学校医等のところに足を運んでいただいて健診をしていただくことになっております。

**樋口伸一郎委員長**

決算上、反映されてないということでいいですか。

**井手崇雄学校教育課長**

そのとおりでございます。

**樋口伸一郎委員長**

あるのであれば、その場所を教えてください。

**平島隆臣教育総務課教育支援係長**

今の御質問については、学校医の報酬につきましては、先ほど井手課長が申しましたように年額となっておりますので、こちらの中に反映されておりまして、その他、耳鼻科検診等につきましては、決算書の219ページ、小学校費のほうなんですかけれども。健康診査委託料の中に、個別に校医さん等のところに行きまして、専門医のところですね。

耳鼻科等につきましては、こちらの委託料のほうで対応しておりますので、こちらのほう

で反映をしているところでございます。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

詳細ありがとうございました。そうなったときに、不登校の親御さんの中では、やはり家から出て行くのが厳しかったり、学校に行くのが厳しかったりということで、自分がいつもかかっているところへ行く事に関しては抵抗なく行かれることも多いんですけど、初めてのところに、学校医の方が自分のいつもかかってるところとは限らないのですね。

そういう意味で、追加されるこの委託料の中に、別のところにかかった分に関しては自分で多分受診されているということでおろしいんですよね。もう、特定の学校医の方のところでは、この委託料は使えるけれども、ほかのところには使えないということですね。

一応確認で、すいません。

#### **平島隆臣教育総務課教育支援係長**

契約に基づき行っておりますので、基本的にはそちらの病院に行っていただくということになっております。

以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

分かりました。決算なのでもうここだけで、あとは要望させていただきたいと思うんですけど、御自身がかかっているところも含めて健診を受診したということで、学校のほうに報告すればいいような流れっていうのにしてもらえないだろうかという御要望があったりしますので、健診を学校医の方じゃないところも受けさせてもらいたいというような、ぜひ御検討いただきたいと思いますので御要望とさせていただきます。

もう一点、220ページの教科用等備品購入費の件で、小学校と併せて中学校と、あと令和6年決算認定資料の18ページのところで、学校図書の蔵書数調べというのを一緒に出していただいていると思うんですが、これが令和5年から令和6年に向けてっていうことで率が全体的に、中学校が特に減っていっているという現状があるかと思いますが、その辺りの理由と今後の見通しについてということで、どのような御見解か教えていただけますか。

#### **西木純子教育総務課長**

決算認定資料の18ページにある学校図書蔵書数調べの件についてかと思いますが、図書システムを導入するに当たり、学校図書館の本の精査を行い、破れた物とか古い物とか、そういうものがないかということを改めまして確認を行いました。その中で、破損等がある物を一旦処分をしておりまして、このような数字になっております。

#### **牧瀬昭子委員**

それでは、減っているということですので、それに準じて増やさないといけないという見解をお持ちであるという方向性だけでもよかったです。

**西木純子教育総務課長**

図書システムを導入するに当たり、図書館等で本の貸し借りができるようになつたところでありますので、今後はこの数字が上がっていくものと思っております。

**中川原豊志委員**

220ページ、毎回確認をさせてもらつてますけれども、下から8行目、学童輸送委託業務については、鳥栖小学校に通われる高田町の生徒たちに対しタクシー業者に送迎依頼をしているというふうなことだと思うんですが、去年より金額的に少なくなつてゐるような気がするんですけども、今はどんな状況なんですか。

何人ぐらい通われているのかというのが分かれば、令和6年度の状況。

**西木純子教育総務課長**

学童輸送業務委託料につきましては、高田・安楽寺の方が対象となつておりますが、合計で7名が令和6年度の対象者となつております。

**中川原豊志委員**

ということは、1日2台、1往復という計算でされている、それで、高田・安楽寺の分校がなくなったということで始まったと思うんですね。1、2、3年生がタクシーで、4年生以降は自転車通学なんでヘルメット助成をしているということなんですけれども、例えば旭地区とか河内も——子供さんが何人ぐらいおっしゃつか分からんすけれども——そういった遠方から来られる小学生に対し、バスとかを利用して通学されるところについては、それなりのバス賃が発生したりするでしょうし、自転車で通学する場合っていうのも自転車通学を許可されてないところも——高田と安楽寺だけは自転車通学を許可されているわけですよ。

だから、その辺の基準というのはどういうふうになつてあるのか。例えば、旭で言うならば下野町だったり、34号線の立石町の桟敷だったりというのは、結構遠いところから旭小学校に通つたりするんですけども。

そういうところは、バスで通学してるんですが、自転車通学なんかも可能なのかどうかというのは、どの辺で判断されるのかなと思ってですね。

**西木純子教育総務課長**

お話をありました鳥栖小学校については、分校がなくなったというところで、こういう今までの取組になっております。旭小学校に関しましても、旭小学校が現在のテニスコートのところから今の旭小学校に移ったときに、場所が変わるに当たりバス通学の許可をというお話を、地元のほうとのやり取りでバスの通学に関して許可してあるという経緯があるというふ

うな、過去の経緯の中でバスを許可しているということあります。

小学校に関しては、4キロメートル地区に関しては歩いて行くっていうのが国の基準でも決まっておりますので、その辺りについては現在のところ歩いて登下校をしていただいているというところであります。

**樋口伸一郎委員長**

ちょっと待ってくださいね、中川原委員。

自転車で行く高田から鳥栖小の距離、今自転車で行ってるんですが、同様の距離で、他校だとそういう自転車が可能か不可能かという基準が、どっかで線引きとかがあるんですかっていう御質問なんですかね。

例えば、高田ぐらいの距離があるほかの校区の人たちも自転車で通ったりができるのかっていう、そういう基準を聞かれているってことですよね。ほかのエリアでも、高田、安楽寺と同じ距離があったら自転車でも可能なのかっていう。小学校での基準が何かあるのかっていうところをお聞きしてるので、そこのお答え。

**西木純子教育総務課長**

小学校に関して、自転車通学は基本を認めてないというところであります。そして、過去の経緯で、高田、安楽寺のところの4年生以上は自転車通学を認めていることになっております。

**樋口伸一郎委員長**

特例っていうことですか。

**西木純子教育総務課長**

そうですね、特例というところになります。

**中川原豊志委員**

多分、地元からの要望があつてそうなってるんであれば、ほかの地域からも要望があつたら特例的に認めてもらうことというのは、今後できるのかどうか。今、下野町の分がテニスコートのところから西田町のほうに遠くなつたんでバス通学をしてほしいということでバス路線を開設していただいて、市の路線バスの補助をしているわけです。

当時は、下野町の子供さんも30人近くいらっしゃって、ほぼバス1台ぐらいになつったんですが、最近は10名いるかいないかぐらいのところなんで、これは国道・交通政策課との協議になるのかもしれません、大きいバスを下野町の児童のために走らせて広域のバスの補助をするよりも、ミニバスもしくはタクシー輸送で2回、3回すれば、160万円とか200万円ぐらいであれば、そちらのほうが安く済むんじゃないのかなという気がするんで、今後そういうふうな検討というのをされる予定はないですか。

### **姉川勝之教育部長**

先ほど来、西木課長が御説明しましたように、原則4キロメートルという数字を持っております。

ただ、そういった中でこれまでの分校廃止とかっていういろんな、それぞれの町区における学校の再編等に伴う地元等の調整の中でそういう一部バスとか自転車を認めているとかいう部分はございます。それで、旭の分、下野町のほうについてもそういった経過の中で、バスという形になっているところではございます。

今後、公共交通機関の再編等が行われるのかどうなのかとか、そういったところの中の状況を見ながら通学っていう部分をどういうふうに考えていくのかっていうのは検討していくことが、将来的には必要になってくるのかなというふうには思っております。いかんせん、今の段階で、何の条件もないような中でここを認めると、ほかのところというふうな、多分全体的な整理が必要になってくるかと思います。

当然、通学に関しては、公共交通機関を利用されてるところ、自転車で来られているところ、学童輸送を利用されているところと、いろんな手段で今されてらっしゃいまして、そこが、どこかっていう何らかの要因等がない状態の中で整理をしていくとなると、結構市全体的な見直しが必要になってまいりますので、そうなってくると、当然、先ほど中川原委員のほうがおっしゃったように、国道・交通政策課とかそういった市全体としての整理がまた必要になってくるのかなというふうに考えおります。

### **中川原豊志委員**

11月から乗合タクシーの実証実験も始まります。そういうふうなのも踏まえて、例えば、旭小学校に通う下野町の方、下野線というかな。通学のときだけは人が乗ってるけれども、その時間帯以外のときはほとんど空で走ってるんで、市が補助金出すのがもったいないんじゃないかと思うぐらいありますんで、全庁的に、今後その辺も踏まえて検討していただきたいと要望しております。

### **成富牧男委員**

今の議論を聞きよってそもそものこと、4キロメートル以下は自転車を使つたらいかんということで、4キロメートル以下は歩かんといかん、それは何ですか。国が決めているんですか。

### **西木純子教育総務課長**

学校施設の小学生に関する設置基準ということで、4キロメートルの徒歩圏内ということになっております。

### **成富牧男委員**

今のは何、4キロメートル、徒歩圏内に施設を。

今の基準の意味をもう少し、学校施設を造る場合のっていう意味ですか。

#### **西木純子教育総務課長**

学校施設の小学校に関する設置基準が4キロメートルで、徒歩圏内ということに国で定めています。

#### **成富牧男委員**

国のほうでは、そういうふうに今でもなっているということですね。ということは、一般的に今後——すいません、広げませんから。

鳥栖市は今のところはないでしょうけど、例えば統合したりしたほかの町は、子供が減って統合したりしたら今のやつちゅうのは、逆によく問題になってるのは、学校が遠くなったりとか、そういうことを言われてるわけですけど。それって、やっぱり今でも、さっきの話やったら、例えば学校のいろいろな新設とかいろいろなやつにその4キロメートルちゅうのがやっぱり影響——そうか、新設とかに4キロちゅうのが出てくるわけですね。統合のときには、4キロメートルちゅうのは引っかかってくるんですか。

#### **樋口伸一郎委員長**

それは、4キロメートル以内に建てなければならないじゃなくて、建った場所から4キロメートル以内がっていう考え方でしょう。なんで、5キロメートルのところ、6キロメートルのところに御自宅がある方は、徒歩圏内ではないところから通うってことですね。

よろしいですか。

建てた場所から徒歩圏内が4キロメートルであるっていう制度っていうことですね。

#### **姉川勝之教育部長**

先ほど、成富委員がおっしゃったように、もし仮に統合とか、そういうふうな再編とかが行われているんであれば、そのときの通学圏内の考え方っていうのは当然変わってくるかと思います。

ただ、そういうもののこれまでの過去の、うちの分校とかといったところの経過の中で、教育委員会としては、学校の設置基準に基づいて、基本的には4キロメートル以内は徒歩というところで整理をさせてもらうことになっておりますので、そういう整理をしております。

ただ、そういう中の再編、統合等に向けた過去の経緯の中で、これまで先ほど来、中川原議員がおっしゃっていらっしゃったいろんな形っていうのが、ある意味、政治的に整理をされてきているという部分であるかと思います。

#### **成富牧男委員**

私自身がごっちゃにしてるところもありましたけれども、いずれにしろ今後そういうところを含んで中川原委員が提起されたようなところも含めて、今後検討される府内協議、国道・交通政策課と。

それで、ちょっとついでに、ずっと前から私、気になっている言葉があります。この学童輸送っていう言葉ですね。輸送っていう言葉は言い換えができないのか、何か物を運びようの気をして、私、議員になった最初のときからこれ、非常に気になっているんです。

子供を物というふうに、何か輸送の響きが、私個人かもしれないけど、輸送に代わる言葉が使えれば何か使ったほうがいいのではないかと。

これは、この言葉はもう絶対外せないんですか。

### **姉川勝之教育部長**

もう、過去から行われている部分でございまして、その輸送業っていうのがそれなら物だけなのかという定義の問題もあるかと思います。バスとかだって輸送業、その業種としていくならですよ。

物だけが輸送っていう定義になってるかどうかっていう確認も、うちのほう今取れてない状態ではありますので、正確なお答えはちょっとできかねるところはあるんですが、御意見としてお伺いさせてもらって、他市の事例等々を確認をしたいというふうに思います。

### **成富牧男委員**

ありがとうございます。結論は、そういうことも検討しようということなんんですけど、輸送っていう言葉が該当するからここに輸送って書いてあると思うんですね。教育部長はそれだけでは、物だけではないでしょうって言われて、そのとおりだからこれを使ってあると思うんですよ。

だけど、いずれにしろ、来年度の予算のときにでも、これは答え要りませんので、検討していただくということで。何か言い換えはあるはずです。

以上です。

### **西依義規委員**

226ページの多子世帯学校給食費補助金についてですけど、この委員会でも結構議論になって、最終的には枠を広げていただいて、結局この事業は市民にとって、保護者にとって、どれぐらいよかったですのかっていう評価というか効果を聞きたいんですけど。

実際、何世帯ぐらいで、その全体の何%がこの恩恵を受けたんですか。できたら、何か生の声も聞かせていただければ。

### **岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長**

多子世帯学校給食費補助金につきましては、まず小学校と中学校どちらも予定しておりま

すので、小学校の補助対象児童が651名、中学校の生徒分が172名分となっております。

市民の声っていう形では、すいません、そこまでの実際のアンケートとかそういった形を取ってるわけではございませんので、その生の声っていうところはちょっと把握はできておりません。

#### 西依義規委員

それは、全体のどれぐらいの割合の方がそこに対象になった。半分なのか3割なのか、その辺がどれぐらいですか。

結局、多子世帯やけんですよ、世帯数でいくと同じ人が恩恵を被るパターンが多いのかなという気が。中学校、小学校、違いますか。ばらけていくんですか。

同じ世帯ですよね、だから、私は世帯の割合がえらい少ないんじゃないかなっていう気がするんです。

今、延べ人数は多いですよ、小学校で六百五十何人。だけど、そこで対象になった人は3人、4人おっしゃる人やけん。だから、それがこの事業がとても鳥栖市が子育てに力を入れてるんだって響いたんであればいいですけど、いや、一部の人だけ。

もちろん、そういう人たち、えらい困ってるんでいいんですけど、その辺をもっと、どうだったのかなと、この事業の検証は。もっと広げないかんかもしれんやないですか、2人のところまで広げないかんかもしれんし、分からんけんですね。

#### 岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

申し訳ございません、世帯についてはこちらのほうで統計を取っておりませんので、それぞれの児童、生徒数っていう形で取らせていたいしているところです。その世帯の児童生徒数、その世帯に何人いらっしゃるか、例えば3人のところもあれば5人いらっしゃって、例えば5名、6名いらっしゃって2、3人入ってくるのかとか、そこは様々な状況があるところです。

それで、その割合についても多子の割合がどのくらいでっていうところまでは統計を取っておりませんので、そこまでの把握をしておりません。

#### 西依義規委員

私は、使った後が大事だと思うんです。それをどう検証して、本当にど直球の政策なのか、いや、それたのかなっていうのは。ぜひ、世帯を計算してもらって、どれぐらい世帯に響いてるのかと。10軒に1件なのか10軒に3件なのか分かりませんけど、その辺でプラス、これぐらいの費用対効果があったんだなっていう検証を、ぜひしていただきたいと思います。

続けて一つ、田代中学校運動場改修工事って、この下にあるんですけど、これも長年、結構言われてたテニス部のところのやつかな。この事業は、どういうふうに改善が見られたっ

ていうふうな声が、中学校から上がってますか。

あともう一つ、田代中学校を見ていたら、今、表にバスがとめれんですよ、狭過ぎて。運動場に、修学旅行のバスを置いているんですよ。

ただ、運動場のテニスコートの後ろがえらい狭くて、あそこによくバスが入ったなと思うぐらいバスをとめて、それで修学旅行に行ってたんで。そういうたつ改善要望とかはないのかなという気がしましたんで、テニスコートのところの運動場がどう改善されたかを一つと、そういうたつ大規模な増築をした結果、どっかに支障が来てないか。

今までやつたら、表のところにバスがとめられたんで、バスはあそこでピッと入ってたんですけど。今、表にはバスとめれないんで、体育館の横まで乗せて、そこで待って、狭いところを出でていたんで。

そういうたつところが改善の要望とか出てないのかなって思いまして、2点お願ひします。

#### **西木純子教育総務課長**

田代中学校運動場改修工事につきましては、テニスコートの水はけが悪く、雨が降った後、テニスコートを使える状態じゃないということが長年の懸案事項としてありましたので、国の補助等を使いまして今回改修をしたところです。土壤改良と暗渠排水をして排水がうまくできるような形、併せて道路側のフェンスの改修等を行っております。

先ほど、バスの出入口の件について要望等が出てないかということですけれども、その件については、特にこちらのほうには要望等は出てない状況であります。

#### **中川原豊志委員**

218ページ、下から2行目のところ、都市再生機構への立替金償還金の、これ弥生が丘小学校っていう話だったんですが、あそこを建てるときに都市再生機構からあそこの土地を借りてたというだったのかなと。

それで、あと何年ぐらい返さなくちゃいけないのかというのが分かれば、状況も含めて教えてもらいたいと思います。

#### **西木純子教育総務課長**

償還金の計画としましては、令和10年の3月までとなっております。

#### **中川原豊志委員**

ありがとうございます。償還金、この返還する経緯からずっと教えてもらっていいかな。

#### **姉川勝之教育部長**

正確にっていうところかどうかの部分が若干残っているんですけど、北部丘陵新都市開発の事業っていうのが行われまして、今の弥生が丘という形で、それまで結構丘陵地帯だったところを全部造成をし直して、住宅地等の開発を行っております。その実施主体が、都市再

生機構が中心となってそういう区画の整理等々を行っていただいております。

そうした中で、必要な分の施設として、今の弥生が丘小学校を市のほうで建てるということではなくて、都市再生機構のほうで建てていただき、それをその後分割してお支払いをさせていただいているという部分が、この都市再生機構の償還金というふうな状況になっております。

実際、平成22年から支払いが始まっておりまして、先ほど課長が申し上げましたとおり、予定では令和10年の3月で支払いが終了するというふうなものでございます。

以上です。

#### **中川原豊志委員**

ありがとうございます。令和10年3月以降は、完全に土地、建物は市の所有という形になるということですね。

#### **姉川勝之教育部長**

土地まで入ってたかどうかっていうのが、今、正確に私が把握できてなかつたんですけど、少なくとも建物のほうについては終わると、うちのほうになるというふうな形になるかと思います。

#### **中川原豊志委員**

後でいいんで、土地はどうなるのかを確認をしていただければと思います。

#### **樋口伸一郎委員長**

これにおいては、後ほど御確認とお答えをお願いいたします。

#### **西依義規委員**

主要事項にもありますけど、95ページで電子黒板が、216ページが決算。もちろん国のG I G Aスクール構想で、これも昨年度の決算には数字とかは出てこないんですよ。これは何年に1回、これぐらいドーンと8,000万円ぐらい。

計画的にもちろん買われるんでしょうけど、これはどういう年数で出てくるんですか、5年ごととか。毎年毎年、電子黒板は更新しているんですか。

あと併せていいですか、タブレットを配布しましたよね、あれの更新、あれも何年か、あれ、もう1回更新してるんですか。また、ソフトがどこでも新しくなるんで、そういうのもよかつたら、今後のI C Tの、これぐらい来年は2億円かけますとか5,000万円かけますとか、そういう整備計画みたいのがあったら教えてください。

#### **西木純子教育総務課長**

電子黒板につきましては、電子黒板が導入したのが、すみません手元にしっかりととした資料がなくてあれですが、平成26か27年ぐらいに、一番初めの電子黒板を導入いたしました。

それから今回初めての更新ということで、令和6年度更新を行っております。

タブレットに関しては、現在、県のほうで共同調達という流れで、令和8年度、来年度に向けて取組をしていると聞いております。

**西依義規委員**

ただ、電子黒板は10年ぐらいいたったんで、更新ということで。タブレットは、共同調達でどういうふうな流れになろうとしていますか。

**平島隆臣教育総務課教育支援係長**

タブレットにつきましては、これは全国的な取組になりますが、都道府県単位で共同調達を都道府県が主体となって進めております。

鳥栖市におきましては、計画として来年度、更新を予定しておりますので、現在、共同調達に向けて県のほうと会議を行っているところでございます。

以上です。

**西依義規委員**

ということは、市の負担はなしで県が一括購入——どういう割合でされるんですか。

**平島隆臣教育総務課教育支援係長**

調達に関する事務を都道府県で行いまして、実際の費用負担につきましては各市町村が行うことになります。ただし、国の補助金等がございます。

以上です。

**西依義規委員**

初期導入経費と今回の経費はまた同じぐらいがかかるっていう考え、共同調達だけ、入札でちょっと値段は下がるけど、同じような形をずっと続けていく。これタブレットは何年で更新ですか。

**平島隆臣教育総務課教育支援係長**

前回が令和2年度に一斉導入したかと思いますので、今回は来年度に調達するとなると6年程度経過することとなります。

実際、国のほうのG I G Aスクールにつきましては、令和6年度から第2期G I G Aスクール構想が始まっておりまして、実際の都道府県単位で共同調達したりする制度が始まっています。

以上です。

**西依義規委員**

せっかく決算なんで、国のG I G Aスクール構想で、鳥栖市の教育はどういうふうに——よくなってるんでしょうけど——今、現場はどう変わってきているかをよかつたら軽く教え

ていただけないとありがたいんですが。

**権藤暢道学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長**

学校の現場のほうでは、今、双方向の授業っていうのが結構できるようになっております。というのが、授業支援システム、ロイロノートっていうのを入れてまして、それで先生から子供に課題を提供する、それを基に子供たちがそれぞれ解いたものをボックスに入れて、それをみんなで共有する。そんな双方向の授業ができるようにはなっているかと思っております。

**田村弘子委員**

同じ I C T のところなんですけれども、この上に塵芥収集委託料と廃棄物収集運搬委託料とネットワーク環境改善委託料というのがあると思うんですが、この 3 項目って何にかかる金額なのか教えていただけますか。

**西木純子教育総務課長**

塵芥収集委託料につきましては、電子黒板の廃棄とか公共情報の機器の廃棄を委託しているものになります。あと、廃棄物収集運搬委託料につきましては、電子黒板自体を廃棄のために運ぶためにその台数が 222 台ありますが、その分の委託料となっております。

**樋口伸一郎委員長**

ネットワークもあったでしょう、もう一つ下の御説明も。

**平島隆臣教育総務課教育支援係長**

ネットワーク環境改善委託料につきましては、こちらは G I G A スクール等に基づきまして、こういった I C T 機器の使用が多くなるため通信環境の増強等が必要になるかどうかをこのアセスを使いまして検討したものでございます。また、その結果、拡張等必要であったことから、今回、各校のルーターであったりを更新したものになります。

以上です。

**田村弘子委員**

ありがとうございました。検討されていて、更新までしていただいたというところで、 I C T の環境というところは学校に全て、環境がいいものが整えてあると思います。

電子黒板の更新をされた理由、変な話、 I C T を使う環境として電子黒板ではない環境もいろいろあるかと思うんですが、電子黒板を更新された理由の何か大きなものがあつたりしますか。電子黒板が、もう最初から導入されていたので、また電子黒板で今回は更新したのか、何というか、いろんな学校を見させていただきますと、電子黒板ではなくプロジェクターを使って黒板に投影をしてしたりとか、ところどころで工夫が——鳥栖市以外の自治体だったりもするんですけれども——されている中で、電子黒板を更新するっていうところを

選ばれた理由っていうのはありますか。

それとも、もう最初から電子黒板を使っていたので、電子黒板のままでいくっていうふうに、授業を行っていく中で電子黒板の利点っていうものがあれば教えていただけたら、決算の中身として、ああ、こうだったんだというところに行き着くかと思いますので、分かる範囲で教えていただければ幸いです。

### **姉川勝之教育部長**

電子黒板の更新につきましては、鳥栖市では、このＩＣＴの中で一番最初にまず電子黒板が入っております。その後、国のGIGAスクール構想の中でタブレットという中で、この電子黒板とタブレットを活用したＩＣＴ教育という形で進めてきているところでございます。

先ほど来、西依委員のほうからも更新のお尋ね等をいただきまして、ちょうど10年ぐらいたっているという部分もあったところと、これまでその10年間の電子黒板での活用、プラスタブレットでの活用という中で、機械的な更新が必要だと、どうするかというふうな中で考えたときに、これまで積み上げてきた電子黒板の活用方法というスキル等々もありますので、そのまま更新というふうな形を今回は取らせてもらっているところでございます。

ただ、全国的にも機械的にはいろんな、先ほど言われたように、例えばこの壁面に映すようなプロジェクターみたいな電子黒板のようなをされてあるようなところもあるかと思うんですが、いかんせんまだ、このＩＣＴ教育っていうのはもう10年近くはなるんですけど、まだ蓄積っていうのが今からの話になっていきますので、コロコロやり方を変えるというのは、学校教育の現場としては混乱を生じるかもしれません。

ただ、そういった中で、今後また次、更新とか必要性が出てくるときはそういうものを含めたところでの検討が必要になるのではないかと考えています。

### **田村弘子委員**

ありがとうございました。いろいろ考えられた上で、子供たちのための教育っていうところをここまで真剣に考えてくださってるというところはとてもありがたかったですし、ＩＣＴ教育がある中で、子供たちのタブレットに対する思いったり使い方、そしてその双方向のロイロノートを使うことによって友達の考え方を見る事ができる、いろんな意見を出し合うことができるっていうところで、使いやすいったり、気づきにつながるという子供たちの声もありますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

給食の食材購入費、226ページの小学校の分、中学校もそうだったんですけども、食材が高騰している中で、令和5年度とあまり決算額が変わらなかつたっていうところの理由を教えていただけますか。

### **岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長**

決算額が、令和5年度と6年度が変わらないという点につきましては、給食費の改定につきましては令和5年の4月に一度改定を行い、今年度、令和7年の4月にまた再度改定を行っております。その関係で令和5年度と令和6年度の給食費については、単価が一緒っていう形になりますのでその関係になるかと思います。

#### **中川原豊志委員**

せっかくなんで、確認の意味を込めてもう一回聞きますが、220ページの委託料、2番目、水泳指導業務委託料ですね。令和6年度、若葉小学校で1校、実証ということで検証事業をされました。

その結果、全校を今年度からされているわけですが、とりあえず令和6年度の内容と今年の内容、また今年度を今やっている最中かもしれません、問題点とかトラブルとか、そういうのが今年度発生とかしてないのかというのと、次年度以降の考え方までよかったですお聞かせ願いたいなと思います。

#### **西木純子教育総務課長**

令和6年度は、若葉小学校1校を検証させていただいて、今年度8校全て検証している状況ではあります。現在のところ大きなトラブル等が特に出てきたという報告はいただいておりません。

そうしまして、現在は授業が行われているところであります。今後につきましては、まだ検証事業を行っている最中の学校もありますので、アンケート等をまとめまして報告ができるタイミングで委員会にも御報告をさせていただくことになるかとは思っております。

#### **中川原豊志委員**

8校で今やっているということなんで、ちょっと気になるのが、やっぱり若葉小とそこのスイミングスクール、そんなに距離が離れてなかったんですが、全校になると結構移動時間がかかる学校もあるかと思うんで、移動時間がかったときに水泳の授業の確保がきちんとできているのかっていうのが心配ではあったんですね。

その辺が一つと、それから次年度以降にまた検討するんであれば、もう決算終わってすぐまた新年度の予算組みせないかんので、早めに委員会とかにも実証実験の結果を報告していただいて、また来年こういうふうな方向性で今予算組みをしているというふうなこともやつていただきたいというふうに思ったもんで、早め早めに報告をお願いしたいというふうに思っております。その2点だけ。

#### **樋口伸一郎委員長**

これ今、委員からもございまして重複しますけど、御質問の令和6年度の検証事業として、移行の始まりでもあります。これがきっかけになって、今年度、あるいは次年度ってなりま

したんで、ここが、令和6年度のこの決算が一番大事かなと思ってます。

それがあつて今につながつてますし、これからつながるので重ねて委員会からの要望とさせていただきますけど、これ改選後にまた議会の構成や委員会が変わつたとしても、執行部がまた入れ替わりとかあつたとしても、情報提供だけは良きも悪きもぜひぜひ忌憚なくお伝えをいただきますように委員会からも改めて御要望とさせていただきます。

考え方、御答弁、どなたかできますでしょうか。御要望に対するお答えを。

#### **井手崇雄学校教育課長**

確かに今、委員がおっしゃるように、距離に関しては学校と施設等の距離は様々ございます。

やはり長いところでは、15分から20分かかるところもございますが、きつと授業時数の確保についてはできております。この事業を行うに当たり、やはり今までの既存のプールではどうしても熱中症が、もう高温のために泳げない、スポーツができない、また雷等で安全の確保もできないというのがありました。今回、実証事業の中でそういったことが解消されて、きつと授業時数が消化をしていってるところと認識しております。

#### **姉川勝之教育部長**

水泳授業の次年度以降の部分につきましては、令和6年度に行った分と令和7年度、現在行っている部分等を踏まえて、教育委員会内で整理をした上で府内の協議も経て、またきつと御説明のほうさせていただきたいというふうに考えております。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

#### **午前11時28分休憩**

~~~~~

#### **午前11時40分再開**

#### **樋口伸一郎委員長**

再開いたします。

質疑の途中でしたので、続行いたします。

#### **中川原豊志委員**

先ほど、私の質問の中で学童輸送の件について、前年度より少なくなっているんじやないかという話しましたけれども、前年度より倍に増えているということですんで、発言訂正させていただいて、増えた原因をもう一度教えていただければと思います。

**姉川勝之教育部長**

学童輸送が前年度より増加している部分の理由といたしましては、令和6年度、新1年生が新たに5名対象というふうな形でなっておりますので増加している分でございます。

以上です。

**牧瀬昭子委員**

教育支援センターみらいについて、お尋ねをさせていただきたいと思います。

214ページの会計年度任用職員報酬の中に含まれているかとは思うのですが、この中の9,367万8,000円のうちの幾らになっているのか、御答弁お願いします。

**井手崇雄学校教育課長**

教育支援センターみらいに勤務している指導員の報酬につきましては、2名分になりますて、421万9,656円でございます。

**牧瀬昭子委員**

その他諸経費など何か作業するときの経費などがあるかと思いますが、その分の216ページの消耗品費のうちのみらいにかかっている分を教えていただけませんでしょうか。

**井手崇雄学校教育課長**

消耗品費、みらいに係る分につきましては3万2,992円を計上しております。

**牧瀬昭子委員**

一般質問等でも、永江議員からも質問があがっていた点ではあるんですけども、みらいについて、不登校児の方が通っている人数が割合的にしてもかなり少数であるっていうことが御指摘があったと思うんですが、この点について、みらいの教員の方が少ないのかとか、場所が足りないのでないかとかっていうことで、今後の検証について、現在の状況を踏まえて教育委員会としてどういう御見解があるのかというのをお示しいただければと思うんですが、今後の方向性を含めてお願いします。

**井手崇雄学校教育課長**

教育支援センターみらいにつきましては、場所が田代の生涯学習センターの中にございますことから、確かに市一円からの通所については不便をかけているところはこちらも認識しているところではございます。また、通所人数につきましては、施設の規模に見合わないような数ではないと、——現状はですね——認識をしておりまして、実際、今、指導員が2名おります。

例に挙げさせていただければ、例えば特別支援教育の特別支援学級というのは、1人の職員に対してマックスで8名なんですね。それで、そういったところを考えると大体2名なんで、16名ぐらいは大丈夫ではないかというような認識ではあります。施設的にも20名以内であれば、同時に来ても何とか対処ができるのではないかとそこは考えているところでございます。

**樋口伸一郎委員長**

それらを踏まえた今後の考え方までお聞きになられてますか。

**姉川勝之教育部長**

この不登校対策っていうのは、一般質問でも御答弁をさせていただいておるところではございますが、このみらいだけが不登校対策というわけではなくて、ICT活用した不登校対策とか様々な、要は個別最適な対応が必要になってくるかと思います。ですので、あくまでもみらいは、いろんな不登校対策を行う中の一つの手法というか、場所としてというものがございます。

実際、対応としては、現状、まだ2人だからこの人数だというわけではなくて、まだ十分対応できるものというふうには認識をしております。そうした中で、今後、そういう不登校になってしまった子供たちが、自分にはどの場所が一番合っているかという部分を学校とかスクール・ソーシャル・ワーカーとかいろんな相談業務を踏まえた中で、一番子供に合った場所というのを提供していきたいというふうに考えております。

以上です。

**牧瀬昭子委員**

ということは、一番合った場所というのが、みらいであるという子供たちが16名には満たない数しか現状いないという御見解だということでよろしいんでしょうか。

**姉川勝之教育部長**

子供たち、保護者、そいつたいろんな御相談をしていっていただく中で、みらいのほうを希望していらっしゃる方っていうのが今の、現状の人数だというふうに認識をいたしております。

**牧瀬昭子委員**

フリースクールですか先ほどのICTの活用ですか、様々あるかと思うんですけど、その中でもみらいがあるにもかかわらず、現状として16名は入ってきても大丈夫だということですが、全体の数からしたら16名っていうのはとても少ないと私は思いますが、ほかの200名以上の方々がどういうふうに他の手段をもって教育を最適に受けていらっしゃるのか。

ということは、全体を通して、もうそこは一人一人適切に教育が受けられているということ

とは確認がなされているということでおろしいですか。

### **姉川勝之教育部長**

相談の件数は、実際、16名以上となってるというふうな形で確か御答弁をさせていただいたかと思います。そういった中で、先ほど、昔は子供たちをともかく学校に復学させるということが一番の主目的となっていたところが、今は、もう個別最適な学びの場を与えるというふうな形になっておりますので、そういった中で子供たちが望まないところに行かせることとは、現状やっていないというふうな形になります。

そういった中でのみらいに行きたいという子供が現状はその人数になっているということであって、当然、そういうのを逆に言えば知らないという子供がもしいるんであれば、そういう場所っていうのがあるんだよっていうことをちゃんと周知、うちの教育委員会としてはお示しをしていかなければならぬし、相談があったときにいろんな場所の、実際のところでいけばもう家に居たいというふうな子供がいたときに、どこまでそれに対してアプローチをかけるかというところは、やはり子供の状況、状況に応じて対応していく必要があるというふうに考えております。

### **牧瀬昭子委員**

それぞれ個別に対応していかれようという視点であるということは分かりました。

ただ、冒頭ありましたけど、みらいに行きたくても行けないという現状は改善すべきではないかと思うんですけども、場所が先ほどおっしゃってたようにミニバスしかないです、例えば、遠方の旭地区から行きたいという方に関して言えば、通うならどうやって行ったらいいんだということでお話があつたりもしますし、その辺りを踏まえたところで改善をやはりしていく、何か進めなければならないんじゃないかと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

### **樋口伸一郎委員長**

こっから先は要望になるんで、その要望に対しての考え方をお示ししていただければ。その考え方をお答えいただければと思います。

その先は、次の段階の要望をっていうことで、整理したいと思います。

### **姉川勝之教育部長**

不登校への対策というのは、どこまで対応が可能かというのは、当然、市としてやれる部分の範囲っていうのもおのずとあろうかというふうには思います。

例えば、中学校であれば別室っていうのを学校の中に設けてやっている部分もあったりとか、みらいもあったり、あとはＩＣＴを活用して自宅で学校の授業を見るとかそういったものもあるかと思います。そこをどこまで市として対応できるかっていうのはあろうかと思い

ますが、現状、教育委員会といたしましては、このみらい、あとＩＣＴの活用、あと相談業務、あと中学校の別室等々で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

最後に要望とさせていただきたいと思いますが、みらいに行きたいという方々に対する支援が、私としては、周りの方から聞くとやっぱり自分で行かないといけないというところであれば、教育の確保というところで、足りてないところだと思いますので、その辺りをぜひ御検証、御検討いただきたいと思います。要望とさせていただきます。

#### **西依義規委員**

同じところで、会計年度任用職員報酬ですけど、まず昨年から1,000万円ぐらい増えてるんですけど、これ理由を教えてください。

#### **井手崇雄学校教育課長**

増加分につきましては、国の人事院勧告について増加した分でございます。

#### **西依義規委員**

ということは、主要事項の93ページの、例えば、スクールカウンセラーを充実させたとか教育相談員を充実させたみたいなやつではないってことですか。それは、令和5年度も6年度も同じ人員でされているってことですか。

#### **古賀直美学校教育課インクルーシブ教育推進係長**

スクールカウンセラーの額というところでよろしかったでしょうか。

単価的なものは5,000円というところで変わらないんですけれども、実数が増えております。令和5年度は640時間だったところが、令和6年度の決算については704時間と増えております。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

例えば、小学校で343件の相談件数で、通常どれぐらいが平均、1時間ぐらいが平均とか10分、20分で終わるやつがあるのか、それとも3時間、4時間、ざっくり343件の概要を教えてください。

#### **権藤暢道学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長**

相談の時間については、大体1回当たり1単位時間、45分もしくは50分といったところになっております。

#### **西依義規委員**

例えば、それ同じ案件が、毎回毎回毎回あるのか、1回単発で終わるのか、3回ぐらいで終わるかと、最長は長いのでどれぐらい、1年間ぐらいずっと続くのか、その辺をもう少し、

343件の分かるような説明をしていただけだと。

**権藤暢道学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長**

最長がどうかっていうのは分からんんですけども、例えば、小学校のほうなんですねけれども、343件に対して相談人数が504人ということですので、大体平均すると1人っちらくか、2回ぐらいは1回もしくは2回、長い方は3回、4回受けて、リピーターの方がいるのではないかということは考えられます。

**西依義規委員**

あとは、このスクールカウンセラーの皆さんからの声として、こないだ生活保護の話のときもあったんですけど、これが1件で持つ相談件数として、適正とは言わんですけど、こなせる内容なのか、ちょっと多過ぎるのか、まあまあ少ないはないけど、その辺の件数的な部分の声とかはありますか。

**井手崇雄学校教育課長**

スクールカウンセラーに相談をしていく件数というのは、やはり増加をしてきておりまして、年々相談時間というのは増やしてきているところでございます。

それで、カウンセラーからの要望っていうことではないんですけども、やはり小学校においては、かなりスクールカウンセラーは人気がございまして、なかなか空き時間もないことから、こうやって増えてきているという背景はございます。

**西依義規委員**

カウンセラーの皆さんには、1件当たり幾らで請け負ってるってことですか。件数掛け幾らって言わんやったですか。ほかの学校とか、鳥栖市外もずっと回ってるってことですか。

**井手崇雄学校教育課長**

1単位時間、60分での5,000円ということでやってますので、時間給ということでお支払いをしているところでございます。

他市町も行かれているかっていうと、そこまではちょっと把握はしておりませんが、聞くところによれば、資格を持たれたカウンセラーですので、ほかの市町であったり、別の、御自身のとこであったり、そういったところでされているという話は伺っておりました。

**西依義規委員**

その5,000円単価というのはどっかで決まってるんですか。佐賀県統一とか、そういう国で何かとか、それ市で独自に決めているんですか。

**井手崇雄学校教育課長**

県の単価でございます。

**西依義規委員**

もう1個、同じページで、「心の悩み」テレホンはむちゃくちゃ少ない、これ年間ですよね。小学校で、1、1、0。中学校で、1、0、6。

言うちやいかんんですけど、今どき電話でっていうのが、時代的に……。いや、私も分かりませんよ、やっぱり電話のほうがうまく聞ける、チャットとかああいうのとかは別にあるんですか、うちは電話しかないですか。

#### **井手崇雄学校教育課長**

相談業務は、例えば、学校教育課であれば、にじいろ相談室っていうのを設置をしておりますので、そこに、実際、足を運ばれて相談を受けるということもございます。

確かに電話での相談につきましては、もう件数は少ないので、実際、窓口に来られて、その相談員が対応しているっていうケースもございますので、確かに電話相談はないですかでも、また、チャット等は、こちらは事業を行っておりません。

#### **西依義規委員**

イメージからすると、あんまり名のりたくもないし、素性も知られたくないし、けどこの事案だけは聞いてほしいと。要は匿名としてですよ、匿名性を上げるんであれば、もうちょっと。

何を目的にしとるか、事案発覚を目的なのか、本当の相談なのか。その事案発覚みたいなものってあるんですか、匿名で教育委員会にあそこでいじめがあってますよと、誰々ちゃんが何々されてます。学校でよくアンケートとか取るやないですか、あんなんで書けるはずないじゃないですか。だってばれるけん。

じゃなくて、教育委員会でそういう窓口を持ってしている自治体ありますよ、多分。そういったのって、鳥栖市は要らんのかなと、今、テレホンを見てからちょっと思ったんですけど。

そういう声は、教育現場とかからもないですか。私は、教育委員会がもう一手に引受けたがいいと思うんですよ。先生方は、もう自分の授業とかに専念して、もうものすごい親のやつとかは全部協議会で受けてもらって、もういじめも受けてもらって、そういうのが、俺、働き方改革かなと思う。

そういうのは、鳥栖市教育委員会では、どうなんですか。決算から段々外れよるけど、すいません。

#### **井手崇雄学校教育課長**

事業として、電話相談はやっておりますが、LINEのチャットであったり、そういうメール窓口っていうのはございませんが、実際匿名は、今、委員がおっしゃった学校で毎月やっている生活アンケート。書けないって言われますけど、中にはそういうところに書いて、

実際、事案が発覚、学校が覺知をして対処している事案もございます。

それで、教育委員会には、実際、電話相談の相談員が受けたり、我々指導主事が受けたりして、匿名の電話を受けることもありますし、名のられて、実はいじめがございますというのもございます。また、市のメールの、ウェブ相談箱に入るときもございますので、全く窓口がないというわけではないのかなと思っています。

委員がおっしゃるように、全て学校のトラブルは教育委員会が受けてって、大きな案件、重大事態に関わるような案件につきましては、我々学校教育課の職員が学校に出向いて助言をしたり、その中の会議の中に実際入って話し合いをしたり、そういう対応はもう既にとつております。

基本的には学校が対応しますが、大きな案件につきましては教育委員会で、学校と一緒に対応してきているところでございます。

#### **西依義規委員**

これはこれでいいんで。ちょっと細かいことで、別のところいいですか。

ヘルメット助成があったでしょう、中学校費、232ページ、これは1人頭幾らの助成ですか。丸いやつをかぶってますよね、あれってもう決まっているんですか。

#### **西木純子教育総務課長**

ヘルメット購入費補助金についてですけれども、市内の中学校は全て同じヘルメットを現状使っているところであります。

補助に関しては、大体3,000円程度のヘルメットに対して2分の1補助を行っている状況であります。

#### **西依義規委員**

白いやつに青線が入っているやつで、あんまりおしゃれじゃないんで。あれ、高校になつたら絶対かぶらんやないですか、どうせなら、もう高校までかぶるようなやつ、各学校が教育委員会がまとめるか分からんけど、もうちょっと使えそうなやつに変えてやるとみんな使えんかなあと思ったんで、はい、ちょっと一回考えてください。1,500円、もちろん生きた金のほうがいいんで、ぜひ。

以上です。

#### **成畠牧男委員**

228ページ、これ小学校、中学校ありますけどここが両方あるから、報酬の一番上の学校運営協議会委員報酬で、これは、いわゆるコミュニティースクールの委員さんの報酬ということでいいですか。

いいですね。もう、私のイメージですけど、しばらくは何か、コミュニティースクール頑

張るぞ、みたいな感じがしたんですが、現在、具体的にどういうふうに行われているのか。特に、特色ある、ここはこういうことやって、成功例とかいうのがあればちょっと教えてほしい。

今、小中全校で行われているということでいいんですよね。何か、そういうところが欲しいんですけど。

**権藤暢道学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長**

成功例というか、特色のある取組をしているところといえば、例えば基里中学校、大人としゃべり場というのが、大人としゃべったりする取組をしてたり、あと鳥栖西中学校も、職業人に学ぶというような取組をされています。

それから、各小学校では、例えばですけれどもミシンの使い方のところで、婦人部のほうに来ていただいたり、それから、たしか若葉小学校では、掛け算九九の検定に地域の人に来ていただいて掛け算九九検定をしていただいたりというような取組をされているというふうに聞いております。

**成富牧男委員**

お互いの交流の場みたいなのはあるんですか、経験交流っちゅうか、みんなでもっとこうしようとか、運営協議体が一堂に集まってするような場っていうのがあるんですか。

**権藤暢道学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長**

一堂に集まって話合いというか取組事例を紹介し合う取組を、今年度7月に行いました。ということで、行っております。

**成富牧男委員**

これ、ホームページとかいろいろな何か、広報手段で紹介されたとかはないんですか。

**権藤暢道学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長**

特には知らせてはおりません。

**成富牧男委員**

それ、ぜひしてもらいたいなと思っております。なかなか表に出てこないんで、要はコミュニティースクールをして、学校が変わったよ、よくなつたよ、地域が変わつたよみたいなのが、何かもっとアピールを、本当はできるのにされてない部分があるのかなと思いますんで、それはもう要望です。

あと1つ、私はこれ関連と、同じページの12、開かれた学校づくり推進事業委託料、これの中身とこれは要綱か何かに基づいてやられているのか、開かれた学校づくり推進事業っていうのは要綱なり何なりあるのか、そこら辺を。

**井手崇雄学校教育課長**

委員御質問の、開かれた学校づくり推進事業につきましては、実施要綱がきちんと設置をされておりまして、その中で、目的として、学校において学校、家庭、地域社会が連携しながら学校目標に向かって学校が運営されるとともに地域の人的、物的資源を活用しながらお互いをパートナーとして連携、協働による開かれた学校づくりを進め、児童生徒の豊かな心を育む教育の充実を目指すというふうに明記をされているところです。

**成富牧男委員**

それで具体的な、こういう事業をやってますっていうのを。

**井手崇雄学校教育課長**

開かれた学校づくり推進事業につきましては、鳥栖市が学校長に委託した事業でございます。

**樋口伸一郎委員長**

事業内容は。

**井手崇雄学校教育課長**

事業内容につきましては、先ほど学校運営協議会の点で権藤参事が発言した内容とちょっと重複する部分はございますが、学校によって、花いっぱいの運動をするであったり、地域の方と一緒に寄せ植えをしてそのままプレゼントをしたり、ペットボトルキャップアートと一緒に作成をしたり、例えば、一緒に地域の方と指導を受けながら味噌作り、しめ縄作り体験とかそういったことがございます。

また、中学校においては、教科「日本語」の取組の中で、実際に焼き物を作る体験、また、着付け体験、能の体験、茶道の体験、そういういた様々な体験活動を実施をしているところであります。

**成富牧男委員**

まず確認ですけど、学校に委託するっていうのは、ちょっと恥ずかしながら聞きますけど、教育委員会が学校に委託するっちゅうことですか。

**井手崇雄学校教育課長**

先ほど、市長が委託ということで、よろしいでしょうか。

**成富牧男委員**

そういうやり方というのが、あるっちゅうことですね。

それで、あと一つ、この開かれた学校づくりといつも勘違いするのが、体育館とか学校施設開放をやっておられますね。あれは、何に基づいてやっておるんでしょうか。

**樋口伸一郎委員長**

それは決算書で言うと施設開放のほう（発言する者あり）

そういうことですね。施設開放がこの中でなかったらどこなのか。

**西木純子教育総務課長**

学校施設の開放については、特に使用料等は求めておりませんので、予算の中では出てきてないです。

要綱に基づいて、現在、学校施設の開放は行っております。

**成富牧男委員**

要綱は別にあるんですね。いや、よく大人の人が使ってありますよね。多分、体育館とかも使ってあると思うんですよ。

そうすると、例えばその施設がそもそもは大人仕様の体育館じゃないんで、耐用年数は本当はこれだけ使えそうなのに、それが短くなるとかいう話もかつて聞いたことがあるんですけど。そうしたら要綱の中には、そういういろいろな制約とかいうのは全然ないんですか。どういう取決めを要綱の中ではしてあるんですか。

**西木純子教育総務課長**

すみません、今、手元に要綱を持ってきていないので順番等をきちんと御説明させていただくことができないんですが、まずもって学校施設の開放ということで、地域の児童生徒が優先順位としては上のほうでありますし、地域の学校を施設として体育館とか運動場とかを開放するという目的の中で動いておりますので、大人が優先っていうところでは特にないことにとなっております。

それで、施設開放の要綱の中で、ある程度の順番等を勘案しまして、学校施設として使わないときには、施設利用者の要件を満たした方たちには施設の開放をしているというところで、施設を開放するに当たっても団体とか責任者とか、氏名等を記載した申請書を出していただいて許可をしているというような状況です。

**成富牧男委員**

分かりました。それは、ちょっと話してましたけど、内容的には大人が使う場合は、基本的に社会体育っぽい使い方になると思いますけど、私の知識が不十分だったんで、要は申込みはどこに、例えば、学校でもいいのか、教育委員会なのかとか、申し込みはどこに。

**樋口伸一郎委員長**

決算から大分外れてきてますので、次あたりでまとめていただいて。

ちなみに、学校施設は学校で借りられます。あと、優先順位としては、まず学校行事とかそういうのが一番上にあります。次は、地域の子供たちや組織、そういうのが2番目。3番目が、地元の子供たちの社会体育とかになっています。4番目とかに、大人とかクラブ活動とかがあって、5段階ぐらいに分かれてるので、明確には言えませんが、要綱があります。

学校のほうにもありますので、そちらは、後々確認もできますので、お答えいただいたら、その先は要望でとどめておいていただければありがたいです。

**西木純子教育総務課長**

学校施設を造るに当たっては、小学校は小学生の児童の施設として使っておりまますので、中学校は中学校の生徒たちの使用目的として造ってる施設です。そういうことなので、運動場とかで大人の方が野球をするというところに関しては許可ができないと。

なぜならば、飛距離等が違ってくるのでっていうのがまず大前提にあるかとは思います。受付等に関しては、先ほど委員長から御説明いただいたように、学校に申請を事前に行った上で、その団体が可能かどうかっていうところを最終的には教育委員会で判断をしているという状況であります。

**成富牧男委員**

私が予算の段階できっちり聞いとけばよかったですけど、イメージと違いましたけど、私としては、もうちょっと総合的に大人が使う場合のためかと思ったら、今、基本は子供のためですね、優先順位からいったら。

よく分かりました、もうちょっと勉強してみたいと思います。ありがとうございました。

**牧瀬昭子委員**

70ページの歳入からなんんですけど、別紙における学校生活支援事業費補助金ということで、先ほどみらいの中で別室の話が出てきましたが、これに関して支出のところ、それはどこに反映されてるのかまずお示しいただいていいでしょうか。

**古賀直美学校教育課インクルーシブ教育推進係長**

すいません、お答えいたします。別室が中学校のほうに設置をしておりますので、227ページの報酬、会計年度任用職員報酬の中に入っております。

**牧瀬昭子委員**

それでは、中学校4校で何人分がここから支出されていて、1人当たりが幾らになっているかとかいうことは出せますか。

**古賀直美学校教育課インクルーシブ教育推進係長**

普通は、各中学校にお1人ずつ配置をさせていただいております。

それで、すいません総額にはなるんですけども、649万6,798円っていうところになっています。4人分の報酬になっております。その他職員手当、期末勤勉手当等もお支払いしております。費用弁償のほうもお支払いしております。

以上でございます。

**牧瀬昭子委員**

この方の採用はどういう、教員免許があるとかそういう資格があるとか、その辺りはどのようになってますか。

**井手崇雄学校教育課長**

特に、教員免許を必要とするものではございません。

特に、こういう資格が必要であるという要件も求めておりません。

**牧瀬昭子委員**

その方がされる業務としてはどのようなものを、勉強を教えるとかでもなく、何かカウンセリングをするわけでもないということですか、専門職種がないということであれば。どういうことを目的とされているのか。

**井手崇雄学校教育課長**

現在は、校内教育支援センターというふうな名称で呼んでおりますけれども、今まで、いわゆる会議室登校みたいな表現をしていたと思います。今までそこには常駐する職員は誰もいなかった、時々先生たちがのぞきに行くような感じ、そういったところにきちんと職員を配置することで、子供たちが安心、安全に学べる場を一つ構築するっていうところが目的がございましたので、実際そこに常駐をしていて、子供の相談ですね、指導はできません。

教科指導できませんので、子供の相談を聞いてあったり、実際、子供へそれぞれ個に応じた学びをやっておりますので、助言、アドバイス等を行って、あとやっぱりその環境づくりですね。室内の環境づくり等に注力をしているところでございます。

**樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午後0時23分休憩

oo

午後1時35分再開

**樋口伸一郎委員長**

再開いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 教育部（生涯学習課）

### 議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

#### 樋口伸一郎委員長

次に、生涯学習課関係議案の審査を行います。

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

#### 久家喜男生涯学習課長兼図書館長

ただいま議題となりました、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定における教育部生涯学習課のうち、主なものを説明いたします。

歳入を説明いたします。

51、52ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目7教育使用料、節1社会教育使用料につきましては、生涯学習センター使用料及び鉄塔敷地等の使用料でございます。

続きまして59ページ、60ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節4社会教育費国庫補助金のうち、埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、開発等に伴います確認調査及び勝尾城筑紫氏遺跡重要意向確認調査に係る国補助金でございます。

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金につきましては、史跡勝尾城筑紫氏遺跡防災施設整備事業に係る国補助金でございます。

子ども・子育て交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する国の補助金でございます。

子ども・子育て支援整備交付金につきましては、かなさ学童クラブ新設工事、基里小学校なかよし会改修工事及び放課後児童クラブげんき増設工事に対する国補助金でございます。

保育所等における性被害防止対策に係る整備等支援事業費補助金につきましては、放課後児童クラブげんきに係る対策経費の国補助金でございます。

69、70ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目8教育費県補助金、節4社会教育費県補助金のうち、人

権・同和教育振興費補助金につきましては、人権・同和教育に係る社会教育指導員の人事費及び同和教育集会所の運営費に対する県補助金でございます。

埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、開発等に伴う確認調査及び勝尾城筑紫氏遺跡重要意向確認調査に係る県補助金でございます。

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金につきましては、史跡勝尾城筑紫氏遺跡防災施設整備事業に係る県補助金でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金は、放課後児童健全育成事業に対する県補助金でございます。

子ども・子育て支援整備費補助金につきましては、かなさ学童クラブ新設工事、基里小学校なかよし会改修工事及び放課後児童クラブげんき増設工事に係る県補助金でございます。

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金につきましては、放課後子供教室等の開催に係る県補助金でございます。

71、72ページをお願いいたします。

項3委託金、目4教育費県委託金、節1社会教育費委託金につきましては、8月の同和問題啓発強調月間に行いました啓発活動と併せて開催しました同和問題講演会に係る経費に対する県委託金でございます。

79、80ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節5教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、開発に伴う埋蔵文化財発掘調査を受託したものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

233、234ページをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬につきましては、社会教育委員、社会教育指導員及び同和教育集会所事務員等の報酬でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、生涯学習課長以下、生涯学習推進係、文化財係、放課後児童クラブ支援室の人事費及び会計年度任用職員の期末手当でございます。

次のページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、田代小なかよし会Bクラス新設工事設計委託料、なかよし会管理委託料及び同和教育集会所管理委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、基里小学校なかよし会改修工事、なかよし会水量機設置工事を行ったものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会などの負担金や会費及び社会教育関係団体に対する補助金でございます。

主なものとしまして、放課後児童健全育成事業補助金として、市内全小学校に開設しておりますなかよし会を運営する鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会及び市内民設民営の放課後児童クラブ6施設に対し運営補助を行ったものでございます。

なお、令和6年度における放課後児童クラブ事業につきましては、主要施策の成果105ページに記載しておりますので御参照ください。

次のページをお願いいたします。

節22償還金、利子及び割引料の国庫補助金返還金につきましては、令和5年度放課後児童健全育成事業費の確定に伴う返還金でございます。

次に、目2文化財保護費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬につきましては、文化財保護審議会委員及び史跡等の保全管理作業に伴う作業員の報酬でございます。

節12委託料につきましては、剣塚古墳及び田代太田古墳の危険樹木伐採業務等の委託料のほか、文化財整理室の警備業務や遺跡の管理業務の委託料、歴史文化講座や勝尾城筑紫氏遺跡見学会などの委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、安永田遺跡公園の補修工事及び田代太田古墳石室照明灯工事を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

目3図書館費の主なものについてご説明いたします。

節1報酬につきましては、図書館運営協議会委員及び図書館で司書業務等を担当しております会計年度任用職員の報酬でございます。

節2給料から節4共済費までは、図書館職員の人件費及び会計年度任用職員の期末手当でございます。

次のページをお願いいたします。

節10需用費の主なものといたしましては、閲覧用の雑誌、新聞等の購入に係る消耗品費及び電気料、上下水道料金等の光熱水費でございます。

節12委託料につきましては、主に清掃、警備業務などの図書館施設管理業務委託料と令和7年3月に導入しました市立図書館と市立小中学校図書館のDXを推進し図書館利用者に対するサービスの充実を図ることを目的としました新図書システムの導入委託料でございます。

内容につきましては、主要施策の成果の106ページに記載しておりますので御参照をよろしくお願いいたします。

節13使用料及び賃借料のうち、事務機借上料につきましては図書システム及び関連機器の借上料で、図書館情報マーク使用料は書籍情報データベースの使用料でございます。

節17備品購入費につきましては、図書やDVD、視聴覚資料等の購入費でございます。

続きまして、目4埋蔵文化財発掘調査費につきましては、市内の開発等に伴う確認調査及び勝尾城筑紫氏遺跡重要意向確認調査に係る経費で、現場や整理作業員の人工費と機械器具等借上料が主なものでございます。

続きまして、目5埋蔵文化財調査受託費につきましては、開発に伴う市内遺跡の本調査を受託したものでございます。令和6年度は、次期リサイクル施設整備予定地に所在する立石開拓古墳群の埋蔵文化財調査を実施しました。

内容につきましては、主要施策の成果の107ページに記載をしておりますので御参照をよろしくお願ひいたします。

247、248ページを御覧ください。

目8生涯学習センター費の主なものにつきまして御説明いたします。

節7報償費につきましては、生涯学習センターで開催をいたします教養講座開催に伴う講師謝金でございます。

節12委託料につきましては、施設の管理、警備、清掃等の施設管理委託料でございます。

以上で、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定、生涯学習課分の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

### **樋口伸一郎委員**

ありがとうございました。執行部の御説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ページと事業名をお示しの上、御発言ください。

### **成富牧男委員**

234ページの社会教育総務費の1報酬、会計年度任用職員報酬、この中には同和教育集会所の人工費も含まれているということでいいですか。この内訳をまずお願いします。

あそこを3人、事務員さん1名と指導員2名いらっしゃると思いますので、その内訳、人工費を。

### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

集会所配置の人工費につきましては、2名の社会教育指導員がそれぞれ年額で260万2,368円と228万8,040円となります。事務員1名につきましては、211万2,456円でございます。

### **成富牧男委員**

ここに3名いらっしゃるわけですが、この会計年度任用職員がそれぞれ金額が違います

よね。その金額がなぜ違うのかと、決算らしくせんといかんので、ここでどういう事業をされているかも詳しくお尋ねしたいと思います。

どのような成果を上げているのか、同和集会所の目的に沿ってどういう成果を上げているのか。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

まず、この3名の金額の違いでございますが、1名は社会教育指導員の主任という形で報酬をお支払いをしております。もう1名は、社会教育指導員の一般という区分の中で報酬をお支払いしており、もう1名は会計年度任用職員として給料を支払いをしているところでございます。事務員につきましては、一般の会計年度任用職員でございます。

その業務内容につきましては、特に同和問題に係る啓発事業などの協力、助言を行っていただいているところでございます。具体的には、差別事象への対応ですとか、今年度は差別事象への対応というのはございませんでしたけれども、差別事象がもし発生した場合の対応ですとか、あとは生活就労相談とあと研修を担っていただきながら社会教育指導員がお互い連携しながら業務を行っていただいているところでございます。

令和6年度につきましては、社会教育指導員の中で講習を行っていただいた分につきましては、集会所で行う講座や研修の初めに同和問題や集会所に関する説明を担っていただき、その回数は8回行っていただいているところでございます。また、生活就労相談につきましては、本年度75件相談を受けているところでございます。

以上、お答えといたします。

#### **成富牧男委員**

そういうことをやって、どういう成果が上がったのかというのが欲しかったんですけど、私、いつも気になるんですけど、社会教育指導員の仕事で就労の相談とか、それも分からないうし、もう一つ言われたのは同和問題に対する今回はなかったけれども、差別事象に対する対応、これを社会教育指導員がやるんですか。これは仕事じゃないと私は思うんですけど、そこんところはどうですか。

本来の社会教育ですよ、社会教育の指導員がどうして差別事象の対応とか就労のための相談なんかをするのか、全く分からないんですけど、本当は彼らの仕事やないけれどもさせているのか、いや、こうこうこうだからそうなんですよっていうのかそこんところだけは確認したい。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

集会所配置の社会教育指導員が行っております同和問題に関する業務につきましては、社会教育指導員設置要綱に規定するうちの成人教育に関する指導助言、あと青少年教育に関する

る指導助言として、主に同和問題に係る啓発事業などへの協力、助言に該当するというふうに考えております。

#### **成富牧男委員**

今、いみじくも言われたとおり全部教育、教育がついとるんですね、成人教育。あくまで教育のための指導助言であって、就労のため、就労相談とか、それからましていわんや差別事象についての対応、私、これは外れていると思うんですけど、どこが教育なんですか、これ。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

同和問題の根底には因習や偏見から来る不合理な差別意識がございますので、指導助言の詳細の内容については相談者にとって非常に、慎重かつ繊細な配慮が必要であると考えておりますので、教育とはなっておりますもののそういった相談のことについても業務として考えているところでございます。

#### **成富牧男委員**

今の答弁はよく分かりません。それで、ここはあと一つ、同和教育集会所として一般に開放されているいろいろ事業ちゅうか、市民の方が利用されてますね。どういう事業に、大体年間どれぐらいというそら辺の数字的なことを教えてください。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

令和6年度の利用状況につきましては、筆ペン、ボールペン講座、健康づくり講座、プリザーブドフラワー講座、アロマトリートメント講座等の7つの主催事業での使用件数が27件、あとサークル利用としましては手話の勉強、合気道の稽古、短歌の勉強の3つのサークルでの使用が104件となっております。

トータルの、延べ数にはなりますが、延べ人数で1,015名の方が利用されてる状況でございます。

#### **成富牧男委員**

今言われたやつで、同和教育集会所っていう名前で、わざわざそういう建物の目的にしつかんといかんような内容というのはあまりありませんね、むしろ別に支援センターとかあるじゃないですか。

生涯学習センター、そういう名称のほうが、私、ふさわしいと思うんですけど、どうして同和教育集会所っていう名前にこだわられるのか、この名称がなかったらもっと利用件数も増えるんじゃないかなと私は思うんですけど。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

現時点でも施設の希望については多くの利用の方がいらっしゃいますので、現時点での名

称の変更等は考えてないところでございます。

**成富牧男委員**

同和教育集会所っていう、今、中身を聞いたらそんなに同和教育に特化した事業内容でもないのに、どうして同和教育集会所にこだわられるのですかっていう質問です。

**久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

実際、主催事業等を行っている中で啓発のミニ講座等、説明等を行っているところもありますので、そこについては同和教育集会所としての啓発活動も行っているというところで現在は考えていないところでございます。

**成富牧男委員**

今、言われたのは、最初の説明のところで言われた社会教育指導員さんにさわりの最初の部分で話してもらっているからっていうことを指しておられるんですか。

いいです。それで、今の説明では、私が尋ねていることにきっちと答えられているというふうには思いません。同和教育集会所っていったら同和教育を、もうほとんど同和教育のこと学ぶ場というふうにしか皆さんのイメージとしては出てこないですね。私は、もっと広く利用してもらうためには、名称の変更なんかも含めて考えるべきだと思います。

それからあと一つ、これは特にお金、利用料がここは取られてないですよね。利用料を取れと、ストレートに言うんじゃなくて、ほかのところはそれなりに利用料、少なくとも受益者負担という言葉で取らんといかんよみたいなニュアンスが役所全体であると思いますけど、ここについて取られない理由を市民から聞かれたときにどう答えるのかという立場で教えてください。

**久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

現時点については、利用の利用料の徴収は考えていないというところでございます。

**成富牧男委員**

それ何でねって、市民から聞かれたときに聞かれたときに、何て答えますか。

**久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

施設の設置目的としまして、市民の教育水準の向上と福祉の増進を図るための施設となつておりますので、現時点としては利用料の徴収は行っていないと考えているところでございます。

**成富牧男委員**

重ねて尋ねませんけど、今言われたような施設はほかにもいっぱいあるんじゃないですか、若干名称、目的は違えど。

今、2つ言わされたけどね。さっき数字で、私のほうが質問してなかつたのかな、開所日が

何日で、そのうち利用可能な日にちがどれだけあって、だから開所日かな。実際、利用されているのがどれだけなのか、実際の日にちでもって何日利用されているのか、そこんとこだけで終わります。

**久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

開所日数につきましては、245日になります。そのうち使用した実日数につきましては104日でございます。

**成富牧男委員**

だから、104の中には、1日のうちで何時間とか午前中とかいうのも含んでおるということですね。

それで、私はあそこに3人もいるかっちゅうのがずっとあるんです、もうずっと言ってますけど。社会教育指導員さんが2人いて、あと1人別に事務員さんがいるわけでしょう。

確かに104日ですけど、104日ってばらしたらそんなに多い日数にはならないと思うんです、事務量にはですね。だから、これについては生涯学習課も含めてですけど、片一方で人員不足っちゅう現状が全序的にあるじゃないですか。

昨日はあそこ、生活保護の担当のところの話もここで議論させてもらいましたけど、そういう中でやっぱり一人でも有効に人員配置をするっていう立場に立てば、正職員であれ会計年度任用職員であれ、私、本当に真剣に考えるべきだと思うんです。

いろいろここでは言いませんけど、課長のところも今からが大変なところだと思うんですね、人員配置の面でも。今すぐ対応してくれる、職員を補充してくれるような状況にもないっちゅう話も聞いてますので、あっちから1人ぐらいこっちに、教育集会所からこちらのほうに引き上げるぐらいの気持ちが必要じゃないかと思うんですけど、それは課長のあれでできるんですか。

もうこれだけで質問、終わりますけど。

**久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

現時点では、そのような考えは持っておりません。

**成富牧男委員**

課長の権限でできるけど、思ってませんという意味ですね。

いや、それはやっぱりおかしいですよ。例えば、あそこの認識が違うんですね。あそこには、3人絶対いるよっていう立場でさっきからずっとと言われていると思うんです、3人が必要って。

こっちの本体の生涯学習課がどんなに忙しくても、今は支援室なんかもできてますけど、学童のほうはですね。学童のほうがえらい大変でっていう時期を引き合いに、私、1人ぐら

い引き上げたらって言いましたけど、その時も全然なかった。

私は、そこんところの認識は全く課長と違うということを申し上げて終わりたいと思います。

#### **牧瀬昭子委員**

ページでいきますと240ページの、図書館費のうちの会計年度任用職員報酬の点で質問をさせていただきたいと思います。

現在の司書の方の、この中の数ですね。働いている方の中で、司書の資格を持っている方の数を教えてください。

#### **中溝雄二生涯学習課図書係長**

図書館で、会計年度任用職員として働いていただいている司書の方については、10名と移動図書館車の運転手1名となっております。

#### **樋口伸一郎委員**

あと人数を、全体の人数も聞かれてましたけど。それだけってことですね。

#### **中溝雄二生涯学習課図書係長**

あと職員のほうに、正職員のほうに1名司書がおります。

#### **牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。正規職員の方が司書が1名で、会計年度の中で司書の資格を持っている方が10名、会計年度の職員さんの中に司書の資格を持ってなくて運転手さんが1人ってことですね、ありがとうございます。

司書の資格を持っている正規職員さんが1人しかいないということについてなんんですけど、これについて、御見解をいただければと思うんですけど。私たちは、もう少し会計年度の方から正規にしていただけないかということを要望として言いながら、御見解をいただきたいと思います。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

現在、言われるとおり正職員が6名、再任用職員を含めている中で、司書資格を持った職員は1名というところでございます。

現状のところでは1名で対応しておりますので、また、業務の内容を見ながらそういう内容については検討させていただければと思います。

#### **西依義規委員**

同じ図書館のところで、システム導入等経費があったんですが、これ補正予算か何かで確かに出たんですよね。それで、いろいろ書いてあるんですけど、まず何にお金が一番かかって、システム導入で1億4,700万円って書いてあるんですけど、補正予算のときも結構聞いたんで

すけど、大体何にお金が一番かかるんですか。詳細はあるんですか。

#### **中溝雄二生涯学習課図書係長**

図書館システムの導入委託料につきましては、図書館DX共通ということで、共通の基盤構築、ネットワークの構築で1,200万円と、図書館でのシステムの費用として6,626万3,000円。それから、今回導入しましたアプリの関係で、市民交流図書アプリに関わる経費が6,600万円。

あと残りが、教育総務課の所管になりますけれども、小中学校の図書館システムで2,700万円という形になっております。

#### **西依義規委員**

最初の6,000万円って、それは何年ぐらい使える予定なんですか。

#### **中溝雄二生涯学習課図書係長**

現契約では5年間、その後の更新等についてはまたその時点での判断になるかと思います。

#### **西依義規委員**

6,000万円を5年でまず割つたらいいと。例えば、5年後、またさらに5年が幾らとかがまた6,000万円ぐらいかかるっていう感じでいいですか。

使用料みたいなやつですか、それとも一括でどんと購入して、どういうふうに今後かかっていくのかがちょっと知りたいんですけど。

#### **中溝雄二生涯学習課図書係長**

システム導入の6,000万円につきましては、システムが今回変わったことによってゼロから作り上げたものになりますので、それがあと5年後にまた同額ということはないかと思うんですけれども、少なくともその後の補修、維持管理費等は発生してくるものと思われます。

#### **西依義規委員**

もう一つお金がかかった6,000万円の図書アプリっていうのは、これはタブレットとかに入れて子供たちが共有するようなやつなのか。一般市民もこのアプリは知っていますか、これ予算のときあんまり聞いてなかったんですけど、どういうもんかまず、アプリについて教えてください。

#### **中溝雄二生涯学習課図書係長**

このアプリにつきましては、市立図書館と市立小中学校のDXを推進して図書館利用者に関わるサービスの充実を図るものとして、市民交流図書アプリといいまして、アプリを取得される分はタブレットでもスマートフォンでも使えることができるんですけども、そうした中で一番便利な機能と思われるものが新刊本の予約であったりとかそういうシステム、またAI等を活用した推奨本のレコメンド機能であったりとかそういう部分の機能を有するア

プリになっております。

#### 西依義規委員

決算なんで、予算に掲げたのが適正に使われたかどうかの審査なんで、そこをとやかくは言いませんけど、そのアプリは鳥栖市独自のアプリなのか、それとも全国的なアプリの利用料みたいなやつになるんですか、開発料みたいな。

#### 中溝雄二生涯学習課図書係長

鳥栖市初となっております。

#### 西依義規委員

我々も実際そのアプリを入れていろいろやったほうがより便利になるっていうことですけど、これいつから使用できるようになって、今どれぐらいの普及がされているんですか。

#### 中溝雄二生涯学習課図書係長

アプリの利用については、通常スマホとかのアプリについては3月25日から使えるようになっております。

8月30日時点では、アプリのダウンロードが7,936件となっております。登録者数4万人に対して約20%程度がアプリを利用されてあるということにとどまっております。

#### 西依義規委員

いや、いろんな課でアプリ作ったって、それはお金がかかるけん難しいですよっていう、例えば健康アプリとかですよ。いやいや、とても難しい、けど図書館さんはポンと6,000万円を……。便利になったんであればいいです、分かりました。

#### 牧瀬昭子委員

同じところなんんですけど、主要施策の部分の106ページですけれども、市立図書館のDXの分で、小中学校とあと市立図書館のほうの連携ができるという点なんです。

今回、移動図書館が導入されることによって、子供たちもとても本を楽しんで読まれている姿をお見かけさせていただきましたけれども、その連携をすることによって、今まで遠方から図書館に行けなかった子たちが利用することができるようになってきたかと思うんですが、これを連携することによって今後の展望なんですが、現在1冊しかそこで借りられないということで、できるだけやっぱり多くの本に触れて、1か月間借りるということなんですが、そこをもう少し拡張したりとか。現在、移動図書館の分しか借りられないと思うんですが、アプリを使って市立図書館の分を借りたいと思ったときに、小学生、中学生がそこまで行かずには持ってくるとか、そういうふうな連携の在り方とかが導入できないかと思うのですが、その辺りのところの展望についてお考えがあればお願ひします。

#### 久家喜男生涯学習課長兼図書館長

9月からまた別途、新移動図書館車を小中学校を回らせていただいて、現状まだもの珍しいもので、いっぱい小学生の皆さんが出でてこられて、ワアって借りられている状況なので、状況が落ち着きましたら、やり方についてはまた再検討させていただければと考えているところでございます。

**成富牧男委員**

248ページの生涯学習センター費の備考欄に94万200円とありますが、ここの職員体制とかを尋ねたくて。

人件費に關係あるのはこの謝金だけですか。それと併せてどういう事業とか、令和6年度のどういう事業が何本なされたとかそこら辺も。

**田中美香生涯学習課生涯学習推進係長**

こちらの謝金につきましては、講師のほうの謝金についてで人件費は入っておりません。

令和6年度に実施させていただいた教室についてですが、生け花教室、あとお琴、ヨガ、フラダンス、ピラティス、筆ペン教室、こちらの6講座を基本22回させていただきました。講師の先生の都合により参加費にさせていただいておりますので、1回当たり5,700円の6講座掛けるの19回分の謝金です。

それと、あと短期の講座でクラシックカメラの使い方、こちらを7回させていただいてます。あと、毎年させてもらっていますが陶芸教室、こちらを行っております。その分の謝金になります。

以上です。

**成富牧男委員**

今のは講師謝金ということで、あと主催講座だけではなくて一般的な、開放して貸館みたいな感じでの利用というのではないんですか。

**田中美香生涯学習課生涯学習推進係長**

貸館をしておりますので、そちらのほうで、別でサークルさんですね。卓球だったり陶芸だったり、そういう方のサークルで利用料を取らせていただきましてその分は使用料のほうに入っています。

**成富牧男委員**

利用者が多くてぶつかって困るとかいう状況はないですか。抽せんといかんとかいう。

**田中美香生涯学習課生涯学習推進係長**

一応、予約のほうを先にできるようになっておりまして、今のところ、現時点でそういったことは聞いておりません。

**西依義規委員**

勝尾城関連の整備費とか経費は、どこの部分を見ればいいですか。

**大庭敏男生涯学習課文化財係長**

勝尾城関連につきましては、237ページ、238ページの、目2文化財保護費の中に入っています。

**西依義規委員**

例えば、木の伐採とかがここ近年力を入れたんでこの辺は力を入れてますなのか、もう年平均の同じようなやつをずっとしているのかっていうのは何か。

令和5年度、6年度で何か違ひってあるんですか、通常ですか。

**大庭敏男生涯学習課文化財係長**

勝尾城の伐採等につきましては、予算が一定になっておりませんのでその伐採を行う場所が年度ごとによって異なると。ちなみに、令和6年度につきましては、葛籠城の周りを中心に行っております。

**西依義規委員**

令和6年度決算からずれるかもしれませんけど、今、基本計画を変えたりしてますけど、それによってこれが変わってきた可能性はあるんですか。私は、より見やすくしてほしいんです。

木で蔽うじゃなくて、より市民の方が戦国時代とか歴史を感じるような風情に、いつの日かしてほしいんですよ。いつになってもならんので、それはいつ頃予算に出てくるんかと思って、そこを聞きたいです。

**大庭敏男生涯学習課文化財係長**

今、申し上げました伐採については、日常的なというか普通の管理ということで、今後、継続的に行っていかなければならぬかとは思っています。それとは別に、さっき西依議員がおっしゃったような見て分かるというものを程度の差こそあれ、整備のときに見られるよう、例えば、空堀がずっと先まで見通せるようにというぐらいの伐採は行うように基本計画の中で行っております。

**西依義規委員**

いや、私は担当課がどんだけ気持ちを乗せてやるか次第だと思うんです。例年ぐらいでいいですなら、もう例年ぐらいしかならんし。

いや、もっともっとっていうところをぜひ決算で言うところはないかもしかんばってん、これを受けての令和7年度、8年度にぜひよろしくお願ひします。

以上です。

**成富牧男委員**

234ページの社会教育総務費の報酬、一番上に社会教育委員、なんかもうこの言葉、非常に

懐かしいって言ったら怒られるけど、公民館もなくなったり、今どんな仕事をこの社会教育委員さんにしてもらってるのか。

令和6年度のテーマはどういうことで、提言とかそういうのをしていただいたのか、そういうことについて、今、何をしてもらいよるとっていうことでいいです、お尋ねします。

**久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

成人式の18歳から20歳になったときのそのやり方とか名称ですとか、そういったところを御検討していただいたり、今年度につきましては、社会教育全般ですね、そういった中の本課が行っております事業の内容を社会教育委員の皆様に審議いただいて、どういった方向でこれから社会教育事業を行っていくかというところを、今回、審議にかけさせていただいて、また2月の末頃に社会教育委員会を開いたときに、その中で実績と来年度の方向性等をまた審議をいただくというふうに考えております。

**成富牧男委員**

ということは、大体毎年テーマか何か決めて、最終的にそんな内容を審議、もしくは提言みたいなものやられておられるんですか。

**久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

提言というか御意見をいただいている中で、例えば、今年度ですと子供の体験事業を増やしてほしいという御意見がございましたので、それを踏まえて社会教育事業、あと生涯学習事業の中でどういったことができるのかというところを検討し、また御提案させていただくという形で進めさせていただきました。

**成富牧男委員**

要は、生涯学習課でいろいろ来年度事業とか、そういうのを振り返って来年事業とかいろいろ決める前に御意見をいただくような機能ですか、社会教育委員会。これ、社会教育委員会議、それとも委員の会議、何て言うと。

**久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

実際の実施時期等については、予算の絡みとそこの具合がありますので、多少ずれているところもあるかとは思いますけれども、そういった御意見をいただきながら社会教育事業の方向性を決めさせていただくと。御意見を参考にさせていただいてという形で進めさせていただいております。

**成富牧男委員**

これ一応、合議体じゃなくて、正式名称は何。1つの会議体があるんですよね、一人一人じゃなくて。

**久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

社会教育委員会がございます。

**西依義規委員**

すみません。細かいことで、240ページに節18の負担金、補助金の中にいろんなお祭りの補助金がある中で、年々もう後継者も一分からんけど、多分、例年同じような額を出されてると思うんですけど、例えば、来年どうですかみたいな話合いが行われるかどうか、あと牛原町だけ端数なんですね。その理由を教えてください。

**大庭敏男生涯学習課文化財係長**

文化財の民俗芸能に対する補助金ということで、こちらが、一応、1団体年5万円ということで交付要綱のほうで決めさせていただいております。

ただ、先ほどありました牛原町の獅子舞につきましては、後継者不足等ありますと、開催されていないと。

ただ、その中でもいつでも開催できるように道具の手入れとかっていうのをされていますので、それにかかった経費ということで、2万8,845円ですが、端数が出ているという状況になつております。

以上です。

**西依義規委員**

これに指定されるには、市の何かに選ばれんとあれでしょう、何かそういうのがあるんですか。

**大庭敏男生涯学習課文化財係長**

まず一つは、市でも県でもなんですけれども、指定無形民俗文化財に指定されるということが1つ。

あと、ここでいうと牛原町の獅子舞とか神辺町の獅子舞、これは指定はされていないんですけども古くからある民俗芸能ということで要綱の中に入れておるところでございます。

**西依義規委員**

分かりました、何で端数かなと思ったんで。いいです。

**中川原豊志委員**

まず、歳入の中で80ページ、教育費受託収入で、埋蔵文化財発掘調査委託料2,416万4,652円、これが収入で入ってきて、埋蔵文化財の発掘調査費っていうのが600万円とかその辺ぐらいになってるみたいなんですが、この収入と支出はどこで見たら分かるですか。

**樋口伸一郎委員長**

その歳入関連の歳出を聞いたらいいですか。それが分かるように、という御質問なので、多岐にわたっているので、我々に分かるように御説明いただければ。

### **大庭敏男生涯学習課文化財係長**

収入の埋蔵文化財発掘調査受託料2,400万円余りですね。この支出は、243ページの目5になります。

こちらのほうで、支出済額が2,416万4,652円ということで、合致しているかと思います。  
(発言する者あり)

244ページの一番上、支出済額というところになります。

### **中川原豊志委員**

佐賀県東部環境施設組合から受託した分だと思うんですけども、進捗状況というのは分かりますか。

### **大庭敏男生涯学習課文化財係長**

進捗状況ですが、現時点とということで、よろしいですか。

現時点と申しますと、もう現場の発掘作業自体は終了しております。9月20日頃だったと思うんですけども、現場の作業が終了しています。

今後は、出土しました土器の洗浄、復元、図化、写真撮影等、あと現場で取りました現場の図面の整理、そして、最終的に発掘調査報告書という形で令和8年度に刊行する予定であります。

### **中川原豊志委員**

せっかくですんで、きちんと確認をしておきましょうか。学童のところで、再度確認をさせてもらいます。

令和6年度学童保育について、令和5年度は待機児童が、これ報告書105ページを見ますと139名あったのが令和6年度は29人ということで増設だったり、改築だったり、かなり令和5年度、6年度あたりに施設の改修・増設をしていただきまして待機児童がかなり減っている状況になってきてるんで、本当に御苦労さんでしたというところだと思いますが、改めて令和6年度は29人の待機児童がある。

また、令和7年度鳥栖北小校区でまた待機児童が発生しているというふうな状況でございますんで、令和6年度かなり頑張ってもらったとは思うんですが、現在、まだ待機児童が発生している状況ですんで、今後の取組について確認をさせていただければと思います。

### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

現在、待機児童につきましては、令和6年度に引き続き、昔に比べたら少ない、2桁の状態になっているところでございますが、あと学校等について、ばらけた待機児童が出ているところでございますので、そこに対してどういった待機児童対策を取るかということにつきましては、今後検討を重ねているところではございますが、支援員の確保、また民設等との

連携等を踏まえながら待機児童対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

#### **中川原豊志委員**

改めてではございますけれども、今定例会においても陳情が出ておりましたんで、その件について委員会でも協議をしております。委員会で協議した結果についても回答をしてますんで、大変ですが、さらに御努力いただければというふうに思いますんでよろしくお願ひします。

#### **西依義規委員**

236ページの少年少女派遣事業補助金、これ全体はどれぐらいの予算で、補助率と、あとどういったところに使われているかをお聞かせください。

#### **島孝寿生涯学習課長補佐**

少年少女派遣事業につきましては、長崎県対馬市に派遣する事業でございます。

昨年度の金額につきましては、市の補助金が109万3,000円、そして、あと参加者の方々からお金を頂きまして、約180万円程度の事業としてなっておるところでございます。

以上です。

#### **西依義規委員**

それは、180万円全体で50%あたりが助成ということですか、どういう助成の名目に。

#### **島孝寿生涯学習課長補佐**

助成につきましては、現地でのバス代とか、そういう共通でかかるもの、あと30名行くんですけれども、30名の個人に対する補助。そして、この事業を推進していただいております実行委員の方の旅費等を補助の中で見まして、現地での食事代、あと様々な個人で使用するものについて経費の負担をしていただいているという形をとっておるところでございます。

以上です。

#### **西依義規委員**

この事業の是非を言うと結構長くなると思うんですけど、もちろん歴史ある事業であって、必要ないとは言いませんけど、何年に一回とかは、もちろんいろんなのがあるじゃないですか、補助金とか助成とか。やっぱり、たまには見直してやったほうがいいか。

昨年は行っていないってことですか、昨年は12万円なんですが。

#### **島孝寿生涯学習課長補佐**

昨年は、台風の接近に伴いまして、中止となっておりまして、行くまでの経費の分の負担となつておるところでございます。

以上です。

#### **西依義規委員**

だから、よかつたら全体の、補助金なんで見る必要があるのかどうか分かりませんけど、市がどれぐらいを出すのが妥当なのか、どこまで出すのが妥当なのかっていうのは、私はいろんな事業によって違うと思うんですね。

ここにはいっぱい出しそる、ここにあんまり出さんとか、そこは市としての、例えばバス代は出してもいいけど引率者の旅費はどうかなとか、多分いろいろ違いがあると思うんで、そこは同じ部、ほかの部までいくと大変でしょうけど、できたらそういうのも含めていただくと。

もちろん子供クラブとか婦人会とかも補助金あるんで、事情はいろいろ違うので。いっぱいいろいろ出してるんで、そこは気持ちが、皆さん問題が全部違うんで、言いたいことはいっぱいあるんでしょうけど、100万円って結構だったんで言わせていただきました。

1回見せてください。以上です。

#### **田村弘子委員**

同じ236ページの使用料及び賃借料のところなんですけど、RPAシステム使用料って何でしょうか。詳しく教えてください。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

こちらは、令和6年度に行いました人権同和問題に関する意識調査につきまして、コンサルに投げるのではなく自前で行ったことによりまして、その返ってきた回答をRPAシステムで読み込んで、データ化したシステムの使用料でございます。

1件当たり幾らというところでかかるものでございます。

#### **田村弘子委員**

そのような試みをコンサルに投げずにこのシステムを使いながら調査をされたっていうのは、何か理由がおありでしょうか。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

経費の削減等及び内容が自前でする分に適していると判断したところでございます。

#### **田村弘子委員**

ありがとうございました。このシステムを使ったことによって、経費の削減などいろいろなことを考えてあると思うんですけども、大変ではなかつたでしょうか。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

当時、私がやったんですけど、業務を分担することによってやり方によっては、例えば、無駄な工程を増やさないとかそのやり方によるのかとは思っています。

#### **田村弘子委員**

ありがとうございました。初めて出てきた費目だったので、確認をさせていただきました。

大変ではないのであれば、そのような削減というのはとてもありがたいことだと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

**成富牧男委員**

今、経費削減はいいんですけど、これ成果物として何か報告はいただいたんですか。

**久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

ホームページに掲載はしております。

**成富牧男委員**

主要な施策の成果の一つとして拝見させていただきます。

あと一つ、いいですか。240ページ、先ほど、牧瀬委員が言われたので、関連でお尋ねすればよかったですけど、タイミングを逃しまして。

図書館費の会計年度任用職員報酬のところがありますね。これ、司書さんの大部分が会計年度任用職員という理解でいいですよね、先ほどの話では。これ、何でもっと正職を増やさないのか、何で会計年度任用職員か。

それと、あと会計年度任用職員の業務と正職の業務は何か違いがあるんですか。

**久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

正職での司書の配置につきましては、業務等を見ながら配置をしているところでございますが、実際、正職員、今、再任用を含めて6人おります。

その中で、実際、司書資格を持つてゐる者は1名というところでございますので、そこにつきましては、また業務の内容を確認しながら、先ほどの牧瀬議員への答弁と一緒にになってしまいますが、検討させていただくと。

なぜ、会計年度任用職員なのかというところにつきましても、また業務の中身を精査させていただいて、今現状そういった形になっておりますので検討させていただければと思います。

**成富牧男委員**

私が来る前からそうなっておりましたって話でしようけど、要は、安易に、私、やっぱり財政削減が一番目的にあるんじゃないかと思つとるわけですよ。

それで、保育士不足のときにはそこんところをうまく逃げて、あのころ嘱託さんっていつた、嘱託保育士には、対保護者さんと直接、いろいろ話するような業務は除いておりますとか、こう切り分けてますとか言いよったけど、この司書業務については、あそこは、A勤務とB勤務とか2つぐらい分かれると、勤務形態は。司書さんの会計年度任用職員と正職の業務って分けられると。

**中溝雄二生涯学習課図書係長**

シフトについては、早番と遅番というパターンで運営をさせていただいております。開館時間に合わせて、早番が9時から17時まで、遅番が11時15分から19時15分までの2つのシフトで運営をしております。

#### **成富牧男委員**

ということでなおさらですけど、同じ業務なのに賃金の、いわゆる報酬と給料、その体系、金額が違うつちゅうのはやっぱおかしいんで、そんところは、さっきも最終的には牧瀬議員へ回答し、おっしゃったことで、もういいんですけど、何か安易に人事のほうから枠がはめられているんですか。

安易にしては困りますよ、そして人事に何か枠がはめられてるんですかってことでお答えをいただければ。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

人事のほうから枠というところではございませんが、今回、今年の4月に生涯学習課は1名増員をしております。その1名につきましては、今回、移動図書館車が1台入るということで、正職1名増で配置しているところでございますので、そこはまた業務の内容を見ながらこちらで、また相談をしながら実際の業務が円滑に回るように検討していきたいと考えております。

#### **成富牧男委員**

業務の内容を精査しながらみた的に言われたけど、業務は同じような内容をされておきながら差がある、今かなりいろいろ改善されたと思います。手当がなかったのが手当がついたり、それから有休もあるのかな。そういうのが、全然昔から変わりましたね。

だから、それはあるかもしれないけれども、やはりさっき言われた検討をよろしくお願いします。

#### **西依義規委員**

図書館の光熱費で、2階のそれの市民の評価とか運営さんの、私がまず行ったときは無理ですと言われたんです。何でかというと、我々の仕事が増えると、わざわざ上まで見に行かないかんと、だから無理ですって、3年ぐらい前かな。

それをいろいろ改善された結果、やっぱり増えたのか、上でごちゃごちゃするのが増えたのかそれともいや思ったよりもそうではなかったのか、それとも市民評判よかったのか、いや、そうでもなかったのか、その辺を教えていただければと思います。

#### **中溝雄二生涯学習課図書係長**

実績のほうが令和5年度の分しかないんですけども、2階の学習室の使用については、土日祝日、それから長期休業期間、春休み、夏休み等に開催をしておりまして、日数が130

日ほどございます。

利用者については926名ですので、1日当たり大体7名ほどの利用があつてるところでございます。それと併せて、昨今では、利用状況も少し伸びております、十名前後は利用があつてゐるっていう状況でございます。

#### 西依義規委員

職員さんの負担は上がったのかとそうでもなかつたのか。

#### 中溝雄二生涯学習課図書係長

確かに1時間に1回程度、職員が見に行つたりとか、そういうことで増えてはいるかとは思うんですけども、そういう形で市民サービスの向上が図られるということであれば、一向に差し支えないかと思っております。

#### 田村弘子委員

先ほどの職員さんの負担というところで、ちょっと違うところで聞きたいんですけども、なかよし会の管理委託料だったり、放課後健全育成事業補助金だったりの額が年々増額されていっている中で、放課後児童クラブ支援室の方の負担っていうのはどのような感じなのでしょうか。

#### 久家喜男生涯学習課長兼図書館長

民設の開所の御相談もありますし、その補助手続等、あとは全体研修を行つてたりですかっていうところもありますので、負担は増えているかと思います。

#### 田村弘子委員

すごく待機児童が減つたりなど、もう前向きにいろんなことを改善して、頑張ってくださつてるので、職員さんの負担がやっぱり増えるっていうのは当然のことなんですけれども、やはり少人数で頑張っておられるっていうところですので、人員を増やす、もしくは負担が減るような何かそういう働きやすさっていうところも併せて考えていくべきだなと、ちょっとそこが心配になつてきますので、今後もそこを配慮しながら解決に向けて頑張っていただけたらと思います。

よろしくお願ひします。

#### 豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長

支援室は、今、3名いるんです。室長の僕と係長の佐藤君と主査の川原田君です。

支援室本来の目的は、民設も含めた放課後健全育成事業に関わる団体をよりよくしていくと。そのことによって、子供たちがその恩恵を当然受けさせていただくと。

本来、支援室っていうのは、じゃあ何を支援しているのというと、まだまだ全然できてな

いと。じゃあ、何やってたかっていうとなかよし会の支援です。なかよし会の支援は、今、建物を建てる。ここは我々の市の仕事になってますんで、公でやっていっちゃん構わんと。

ただ、事務局長が生涯学習課長と兼任しているのは大変過ぎるけん、そこは代理でやりますということで担ってきたわけで、制度設計もある程度できたんで、そこは、もう事務局長となかよし会理事会の問題でやっていくという方向性で僕はいいんじゃないかと考えてて、いよいよ支援へって。

ただ、早急に支援が必要だったのは研修なんですね。支援児さんにどう対応してよかか分からんというのは、僕らも同じ思いでしたんで、そこを県の療育センターとか、極力お金がかかんで、一番いいプロの人たちに頼みたいということで、去年から頼みに行ったりとか。

今、支援室でやっているのは、安全対策ですね。先生たちがあんまりよくない事例を起こしたりとか、全国でバスに置き去りになったりとか、プールの事故とか、とにかく保育園並みの安全対策ができないもんですから、そこを鳥栖市全体、なかよし会だけじゃなく民設さんとどうやっていくかと。そこを、今、しっかりやっていくための準備をしてるんで、それをうちの3人でできないかっちゅうと、3人も居れば全然できると思ってるんです。どこまでやれるか、あるいはお金も必要なところはかけて、かけないところはかけないでと。

建物については、今、おおむねもうここまでかなと思ってて、団地ができるて50人とか100人単位で入ってこない限りは、施設をまた新たに建てるということは、もう当面考える必要はないのかなと。

ただ、中川原議員も言っていただいたように、今年の鳥栖北小の3年生の子たちが4年生に、当然入るっちゃろうもんという数字だけは捉まえてるんですけど、これが来年何人出るかやっぱり分からんとですよね。ただ、明らかに見とかやんとは、鳥栖北小と田代小なんです。それはもう分かっているんです。

ほかのところは、やっぱり4年生が50人単位で申し込まれたら入らないんですけど、それ以外は大丈夫かなと。あとなかよし会自体で言えば、1年間の登録者数に対して、例えば4月、5月こんだけ利用したいと、利用したいばってん、月曜日と火曜日は習い事やけん、水曜日と金曜日しか来んごたる子もおるとですよ。

そうすると、例えば、定数が100名のところに対して登録は110名まで受けていいんだと。110名ばってん登録したみんなは来んと、毎日は来んと。

そんならもうちょっとかさ上げしていいのかとか、そういうディテールの細部の部分をちゃんと見ていくような数字を作りますんで、そこでいくと、やっぱりしっかり見とかやんとは鳥栖北小と田代小にしかならんだろうと。ほかのところは、そう増えてくることはな

い。

議員さん方にいつかお話しているように、僕らは放課後健全育成事業しか網がかかってないですから、仕事の所掌事務はそこしかないですから、例えば、まちセンの利用とか、あるいはほかの公共施設の利用とかになると、じゃ誰が仕切ってやるんだいと——もちろん最終的には市長でしょうけど。

そこをどつかの部で、どつかの課でどう取りまとめていくのと。いわゆる、その隙間といふか溝つちゅうか、どこかがちゃんとやるって書いてないところを横断でどうやるのかっていうのは、今後我々も含めた課題かなと。その辺の大がかりな話をどこまで関わっていくのかなと、そんな認識ではいます。

以上です。

#### **西依義規委員**

何ページか分かりませんけど、eスポーツを生涯学習課でされているのが、なぜ生涯学習課でしているのかが私には分からなくて、市長は3世代、お年寄りから子供の地域で支え合いの、地域3世代の推進の中に——まず、なぜeスポーツをしてるか教えてください。

#### **樋口伸一郎委員長**

お答えの前に、そのeスポーツ関連資料のページを教えていただいて、それからお答えをいただけますか。

#### **西依義規委員**

まず、分かりませんので教えてください。eスポーツはどこにあるのか。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

eスポーツにつきましては、生涯学習センター費の中に入っています。

こちらの生涯学習支援事業委託料、こちらがeスポーツになります。

#### **樋口伸一郎委員長**

何ページですか。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

248ページの節12委託料。

#### **西依義規委員**

eスポーツに取り組もうとした背景というか、もうちょっと教えていただければと思います。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

生涯学習事業につきましては、前の勤労青少年ホーム、それから生涯学習センターになった後、引き続き受講されている方もいらっしゃるので、教室を続けていたところであります

けれども、その中で若い世代の方ですとか、できれば年配の方も取り組めるような形で何か事業ができないかというところでeスポーツに、今回、主催として取り組んだところでございます。

#### **西依義規委員**

私も写真を見せてもらったんですが、結果、どういう効果っていうかがよく分からなくて、今後どういうふうに進めて、まちセンがしているなら、まだ何となく分かったんですよ。だけど、生涯学習課なんですよと聞いたんで、何で。

最初、先導的に生涯学習課がされて、行く行く地域に降りていくなら分かるんですよ。その辺の流れを教えていただきたいです。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

先ほど、西依議員が言われたとおり、そういったお見込みで考えていただいているかと思います。

こちらのほうで、先駆的に取組を行って3世代交流という形で、別の目的もございますので、そういった形でまちセンですか、あとは、今、高齢の介護予防といったところでの活用ですか、そういったところに広げていければというふうに考えているところです。

#### **西依義規委員**

あれって、Wi-Fi環境とか要らないですか。もう、普通にゲームみたいなやつなんですか。

私は、いずれ生涯学習課から言ってもらって、まちせの中でそういったeスポーツを取り組むなら、ネット環境はセットかなと思ったんで、もうこっちから言ってもらって向こうがすればいいかなと思うんで、その辺が、もしそのほうが余計いいならいいんですけど。

あれ関係ありませんのか、それどうなんですか。あったほうがいいですか、関係ない。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

今回のeスポーツ事業については、Wi-Fiは使っておりません。

#### **西依義規委員**

ぜひ、eスポーツなんで、別にそこにおらんでもいいわけやないですか。世界中がつながるわけじゃないですか。だから、もちろん涼しいときはそこに来てもらってもいいけど、自宅における高齢者でもいいわけでしょう、要は極端な話、つながればいいわけやけん。

もうその辺も、生涯学習として広めるんであれば、よかつたらそこまでいってもらって、まちセンにバトンタッチしていただければいいかなと思いますんで、よろしくお願ひします。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

よろしいですかね。

すいません、私のほうから最後に一つ。

ちょっと総括的な質疑になるんですけど、お答えできればお願ひします。

ページが236で、なかよし会関係なんですけど、どこって言えないので、なかよし会管理委託料で聞きますけど、これも該当するかわからんないんで違ったら教えてください。

なかよし会支援っていう表現とか文面っていうのが、よくやり取りの中で出てきます。そのなかよし会支援、言わんとされるなかよし会支援で年間継続的にずっと、毎年毎年かかっていく費用は、工事とか一元的なものはちょっと外して、全部で幾らになるか。

細かい額は要らないんですけど、おおむねでいいです。

何億円とか何千万円でいいんですけど、なかよし会支援にかかる費用というのはどのぐらいの規模か、まず教えてください。

#### 豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長

そうですね、その年その年によって違うんですね。おっしゃるように、建物を建てたらもうそこだけでどんとお金がかかりますから。

基本的に支援と言いますと、なかよし会の運営費に補助金を出しています。例えば、令和7年度でいくと2億4,000万円で、今、事業費を組んでるんですけど、これが令和4年度で幾らだったかというと1億4,000万円でした。それで補助金が大体9,000万円弱です。

それで、令和5年度になるとあんまり変わらなくて1億4,500万円で、補助金が1億円弱です。これ、何で補助金が変わってるかっていうと、国、県、市の補助率の割合をいっぱいいっぱい取ってなかったものを取りに行っているからですね。

令和6年度でいくと、なかよし会の事業費が1億6,000万円、ここに1億1,300万円ぐらいの補助金が入ってると。この運営費の9割強が支援員さんのお給料になります。

令和7年度から事務局職員が5名になりましたから、その人件費が入ってるんで8割ちょっとが支援員さんで、1割弱が事務員さんのお給料と、残りが事務費ですね。建物は、新設で建てたのがここ四、五年で鳥栖北、鳥栖、麓、ここを大体1億円ずつぐらいかかるって、その設計が大体500万円。

あと、大規模改修は、平成21年度になかよし会を運営する協議会ができたんですけど、これ以前に市が直営で学童保育事業をやってたんで、そんときあったのが、例えば、旭のAとか、麓のAとか、各小学校のAですね。これが25年以上経過してますんで、ここの大規模改修で、物にもよりますけれども、例えば、若葉とかは、ちょっと大きなウッドデッキとかも

壊して、子供たちの相談室にしてくださいということで、数千万円の違いが出てくるんですけど、そこが大体、おおむね終わったんですね。

あと、あるのは田代のAだけです。田代のAは田代のBが、今度新設しますんで、新設した後に田代の児童数があそこだけは増加してますんで大幅に、状況を見ながら増設を含めて考えやんと。

今後は、田代のAぐらいですね、大規模改修が考えられるのは。あと、近い将来、弥生が丘のBという元図工室のプレハブを借りてるところぐらい。ほかは大体終わりました。

建物の新設は、よほどじゃないとない、そうすると運営費。この運営費も国家公務員法の人勧に伴って市も変わる、それに伴ってなかよし会も変わるものですから、さっき成富委員が言われた人件費のところ、図書館と一緒になんんですけど手当が出ると。そういうやつ、含まれたものですね。

それ以外では、直接この数字には出てこないんですけど、僕らが事務的に活動している人件費ももしかするとなかよし会支援に入るかもしれんと、そういうところですね。あと、備品に係るものが毎年数十万円ぐらいですかね。

以上です。

### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございます。ということは、認識としては、一元的じゃなくて継続的にかかるのは、幅をめちゃくちゃ持たせたとして、1.5から2.5億円ぐらいの中で、なかよし会支援にかかる費用ということで、ちょっと把握をした上で、最後に質疑です。

この令和6年度の決算額、大体総額で1.6億円ぐらいっていうふうにお答えいただいたんですけど、その決算額を見て、令和6年度の当初の状態、令和6年度の予算が始まる状態のときに目標というか、目指すべきところとして掲げていたところに対して御所感を伺いたいんですけど、どの程度行けたのか、もう目指すところは全部行けた、それ以上に行けたのか。

高みを目指すという言葉があるんで、そこまで掲げていたけどここに届かなかつたっていう御所感なのか。御所感を伺いたいっていうのが、それが1点目。

令和6年度の当初からかけた金額に対しての御所感を伺いたい。

2点目が、その決算額を受けて、じゃあ令和7年度、今年度に向けてどのような予算要求であったり予算編成につながったのかっていうことを最後にお伺いして、終わりたいんですけど。

### **豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長**

令和4年度に理事会と一緒に、今後3年から5年、ちょっと5年っちゅうと長過ぎるかなって3年ぐらいの計画を立てて、おおむねそれどおりなんですよ。

それ以上っていうのは、むしろ国家公務員法が変わったことによって、なかよし会の給料まで変えていただいた、さっき言った期末手当とか。こういうのは我々がやっていない成果だと思います。

人数的には、支援員さんは、現在50名常勤さんでいて、代替さんが40名いるんで、今のがなかよし会の新設したクラスを十分に回せる状況にあると思ってるんで、ここもおおむね予定どおりです。

ここから先は、むしろ、例えば、1年間に田代小のAクラスにおもちゃ代が幾ら要るのか、本代が幾ら要るのか、本当に光熱水費もちゃんと節約して使うときは使ってると、そういう精査をしていくて事業費を固めていかにやいかんと思ってるんで、いわゆる量的な対応は、今、十分できているんじゃないかと。質的な対応が今後入るんじゃないかと、支援員さんに対して。あと、運営に対してもより効率的な運営、クーラーを何か月つけておくのかとか、そういう問題ですね。

あるいは、給湯を付けていただいたんで、給湯は必要なときに十分使ってくださいとそういうお金は出る、そういう色分けを説明がちゃんとつくように整備をしていかないかんなと思っているところです。

言われたように、なかよし会だけで解決できることっていうのはやっぱここで一区切りつけて、なかよし会以外、学校とどう連携するとか、まちセンとか地域とどう連携すると、そういうところを今後描いていくべきだろうと思ってるんですね。

お金については、人数的なものは足りてるんで、この人件費の動き次第、必要な設備等々は、今回の決算にも上げさせてもらってる、県内の全ての学童保育を運営している自治体にそこそこの学童保育は見せてもらってたんです。そして、鳥栖市内のなかよし会は十分それに耐えうるというか、むしろ県内でもトップクラスの設備、人を持ってるというのが再認識できましたんで、あとはそこをさらに伸ばしていくだけかなと。

そういうところです。以上です。

### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。こつから先は質疑じゃないんで、要望にさせていただきたいんですけど、補正予算においても、審査においても豊増参事の頑張れるだけは頑張っておられるっていう切実なお声もいただきましたし、引き続き一生懸命取り組んでいただいて、県内でも上のほうにある環境ということであれば、そこで終わりっていうようなお答えでもなかったので、引き続き取り組んでいただきますように要望を申し上げておきたいと思います。

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午後3時10分休憩

~~~~~

午後3時20分再開

**樋口伸一郎委員長**

再開します。

学校教育課より、発言訂正の申出と教育総務課より、確認後の答弁がございますので、これをお受けしたいと思います。その後、執行部の御説明を求めます。

**井手崇雄学校教育課長**

失礼します。訂正を申し上げます。

先ほど、令和6年度鳥栖市歳入歳出決算書のほう、私が御説明しました決算書の213ページ、214ページ、目3学校教育事務局費の中にございます節2給料から、また次のページめくってください、215、216ページの節4共済費までを、学校教育課職員5人及び会計年度任用職員の人事費と説明いたしましたが、正しくは、学校教育課職員7人及び会計年度任用職員の人事費でございました。

大変申し訳ございませんでした、ここに訂正いたします。

**西木純子教育総務課長**

中川原委員から御質問がありました、弥生が丘小学校建設費、都市再生機構への償還金の件ですが、建物に関する償還金となっております。

土地に関しては、平成17年度に行政財産として取得しております。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。この際ですので、委員の皆様から御意見や御確認があれば、挙手にて御発言ください。

大丈夫ですか。

[発言する者なし]

それでは、執行部からの申出と確認後の御答弁の御説明を終わります。

~~~~~

### 樋口伸一郎委員長

続きまして、現地視察についてお諮りをいたします。

現地視察につきましては、10月1日水曜日、午前10時に出発をしまして、鳥栖西中学校駐輪場と鳥栖西中学校の図書室のDX関係、それと陸上競技場の写真判定機、以上3件について文教厚生常任委員会で視察をしたいと思います。

そして、これらにおきましては変更等については正副委員長に御一任をいただきたいと思いますが、これに御異議はございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

~~~~~

### 樋口伸一郎委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の文教厚生常任委員会は、これにて散会をいたします。

午後3時32分散会



令和7年10月1日(水)



## 1 出席委員氏名

委員長 橋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 吉田忠典

地域福祉課長 林康司

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 有馬健次

高齢障害福祉課長 立石光顕

こども育成課長兼こども家庭センター長 高松隆次

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 八尋茂子

スポーツ文化部長 古賀達也

スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課スポーツ振興係長 小石基博

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 西木純子

教育総務課総務係長 真子麻里耶

学校教育課長 井手崇雄

生涯学習課長兼図書館長 久家喜男

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

事務局次長兼議事調査係長 武田隆洋

#### 5 日程

現地視察

鳥栖西中学校（蔵上町）

陸上競技場（蔵上町）

自由討議

議案審査

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

[総括、採決]

#### 6 傍聴者

なし

#### 7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

鳥栖西中学校（蔵上町）

陸上競技場（蔵上町）

至 午前11時

~~~~~

午前11時21分開議

樋口伸一郎委員長

それでは、本日の文教厚生常任委員会を開きます。

~~~~~

自由討議

樋口伸一郎委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された議案を含めて、議員間で協議したいことがございましたら御発言をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

それでは、自由討議は終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午前11時22分休憩

~~~~~

午前11時26分再開

## **樋口伸一郎委員長**

それでは、再開いたします。

現地視察関係分についてをまずは、御説明をいただきたいと思っておりますので、先日、委員の要望で病児保育の現地視察を行いたいということでしたが、先方さんとの都合上、今回見送りということになっております。ただ、法人さんの理事長さんの御配慮で現地に行かなくても、場所とかが分かるような写真を御提供頂いたこと、そして、こども育成課のほうでその写真を基に資料を作成していただいております。

まずもって、お手数かけましたことに感謝を申し上げまして、御説明をお願いできればと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

## **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

病児保育施設キッズケアかなさの概要を御説明したいと思います。

お手元のタブレットに書類が行っていると思います。平面図、写真を御用意しております。

まず、1階ということで御説明したいと思います。

当該施設は、社会福祉法人和貴福祉会の施設でございまして、かなさ保育園の敷地内にございます。場所は、鳥栖市山浦町になります。

1階の図面の左のほう、建物の図面がついております。

当該施設は、学童保育施設と併用して建設しておられまして、上のほうが学童クラブ、小学生を対象の学童になります。下のほうがキッズケアかなさ、病児保育施設になりますけれども、写真を見ていただきまして①から⑦までの箇所から写真を載せております。

①については外観と、表の道のほうから見たところの外観になります。②が玄関ということで、図面の上のほうに学童の玄関がございまして、入り口を、病児保育でありますので分けてあります。

室内においては、③、④、⑤、⑥、⑦ということで保育室が真ん中にあります、あと個室を4つほど準備されております。ここに隔離といいますか、感染があるお子さん等々が個室を利用されてそこで保育をするというようなことで聞いております。

続きまして、2階のほうの図面をお願いしたいと思います。

1枚めくっていただきまして、2階部分でございます。

2階部分がキッズケアのケアプレイスということで、一体的な広い広間になっております。これにつきましては、回復期にあるお子さんについては、ここで遊んだり、運動したりということで経過を見るというふうになっております。

⑧が園庭側から見た写真でございまして、参考といたしまして右下のほうですが、先ほどの図面の上半分のほうですね、学童クラブの学習室はこういった形で形成されているところ

でございます。簡単でございますが、説明は以上で終わります。

以上です。

### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。こちらに関しては御質問等あるかもしれません、施設の関係者等も、今、この場にはおられないことから、よければ個別に、後ほど原課のほうを通していただきますように御了承をお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、総括に入ります前に、高齢障害福祉課の立石課長より発言訂正の申出がありましたのでお受けいたします。よろしくお願ひいたします。

### **立石光顕高齢障害福祉課長**

おはようございます。

発言の訂正ですが、9月26日の文教厚生常任委員会におきまして、鳥栖三養基地区手話奉仕員養成講座運営費負担金に関する御質問への私の答弁の中で、養成講座について4回講座と申し上げましたが、正しくは47回講座でございます。

申し訳ございません、訂正させていただきます。

### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。次に、当委員会よりスポーツ文化部へお願いをしておりました資料の提出があつておりますので、タブレットの御確認をお願いいたします。

こちらにつきましては、委員会で資料提供をお願いした上で、確認のみということですでの質疑等は割愛させていただきます。資料の御確認だけ。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

次に、健康福祉みらい部の議案審査の中であつております質疑につきまして、八尋次長より御答弁をお願いしたいと思います。

### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

おはようございます。産後ケア事業について、2項目、御質問があつたことについて御答弁させていただきます。

まず1つ目が、令和6年度の実績で、利用者負担額を無料にしても当初予算内で実施できるのではないかという御質問をいただきました。令和6年度当初予算では、産後ケア事業の委託料を224万5,000円計上しておりました。そのうち、ショートステイに29泊、デイサービス100日分、多胎児の加算と合わせて174万3,000円としておりました。

令和6年度実績で、ショートステイでは23泊の利用があり、デイサービスでは8日の利用で、全て課税世帯の方が利用されており委託料の実績は70万8,000円となっております。

現在の利用者の負担金額は、ショートステイで、市県民税課税世帯は1泊5,000円、非課税世帯、生活保護世帯は1,500円。デイサービスでは、課税世帯は1日3,000円、非課税世帯、生活保護世帯は1,000円となっております。

利用者の負担金額をショートステイにおいて、課税世帯で1泊5,000円を3,000円、非課税世帯、生活保護世帯で1,500円を無料、0円。デイサービスにおいて、課税世帯で1日3,000円を1,000円、非課税世帯、生活保護世帯では1,000円を無料とした場合、委託料は77万円となります。

今後も利用促進の広報や委託施設の増加等に努めて利用の促進を進めてまいりますので、どうぞ御理解よろしくお願ひいたします。

2つ目の御質問で、子ども・子育て支援事業計画のサービス量では令和6年度の量の見込みが令和7年度を超えていると見られますが、供給は足りているのかという御質問で、産後ケア事業は令和4年度から開始した事業となっており、第2期子ども・子育て支援事業計画策定時には実施しておりませんでした。令和5年度から6年度に第3期計画を作成し、令和7年度からのサービス見込み量につきましては、令和4年度、5年度の実績を参考に算出しております。

議員御指摘の令和7年度以降の見込み量につきましては、不足のないように確保してまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解よろしくお願ひいたします。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。この際ですので、こちらにつきましては御意見、御確認等があればお受けしたいと思います。

#### **西依義規委員**

さつきの、無料にした場合の結論は結局どうやったですか。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

今、参考にしておりますのが小郡市、久留米市の分でございますので、実質の委託金額、使用料の間分とまた今後の検討を、3年間たちましたので、そういうのも含めながら検討はしていきたいと考えております。

#### **西依義規委員**

その検討は何を検討されるのか、もうちょっと安くしてもいいけるんじゃないかという検討なのか。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

今後の委託料の分の金額がどうなるかっていうのと、それに合わせて利用料の分を他市町

と確認をしながら、そちらのほうも調査、研究していきたいと思っております。

#### **西依義規委員**

すいませんね、かみ合ってないんで。

私は、利用料が5,000円なんで、もうそれを、例えば3,000円とかにしたらもうちょっと利用していただけるんじやないかと思うんですけど、そういうことじゃ全然ないっていう、必要な人には必要なサービスが行ってるっていう、高いけんやめとこう、その辺はどういうふうに検討されるのか、そこも含めて。

要は、委託先とか委託料は業者さんとか病院さんとすればいいんでしょう。ただ、今使われているとか使うのをためらっている方への検討はどういうふうにされるんですか。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

そうですね、今、いろんな育児相談とか、そういうところで御意見を聞く機会もあると思いますのでそこら辺で、アンケートとは言いませんけれども、どういう状況かっていうのを確認して、全体を含めて考えていきたいとは思っております。

#### **樋口伸一郎委員長**

次に、当委員会より健康福祉みらい部へお願いをしておりました資料の提出があつておりますので、タブレットを御確認ください。

それでは、執行部からの御説明をお願いいたします。

#### **林康司地域福祉課長**

それでは、鳥栖市社会福祉協議会へ鳥栖市から委託、または補助事業を取り組んでいる分についての資料となっております。

令和6年度の決算の数字でございます。健康福祉みらい部の中では、地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課でそれぞれ委託事業、補助事業を行っていただいているところでございます。

地域福祉課関係では委託事業が1事業、補助事業が3事業、高齢障害福祉課は委託事業が4事業、補助事業はございません。こども育成課につきましては委託事業が2事業、補助事業が1事業となっております。

課名の下に各課の委託、補助の合計金額、一番下に9,183万4,000円が、市から鳥栖市社会福祉評議会へ委託及び補助を出している分の合計の金額となっております。

説明は以上でございます。

#### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。こちらにつきましても質疑は終わっておりますので、御意見、御確認及び御要望がございましたら、御発言をお願いいたします。

### **成富牧男委員**

一覧表を見ますと、例えば一番上の地域福祉課関連で言いますと、まとめて委託料と言われたけれども補助金ですよね。その下のほうには、指定管理委託料っていう名目もありますし、これら辺をどういうふうに整理されているのかっていうのを今後、はっきりしていただきたい。

### **樋口伸一郎委員長**

今のは御確認ですけど、そちらについてお答えしていただければ。  
ないですか。

[発言する者なし]

それでは、御説明を終わります。

以上で、資料の提出及び御説明については終わります。

~~~~~

### **総括**

### **樋口伸一郎委員長**

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

### **牧瀬昭子委員**

先ほど視察をさせていただきました、鳥栖西中学校の駐輪場の件です。この件に関しては、2年前の議場オープニング記念事業として中学生のスピーチから端を発してスタートした事業かなということで、その点に関してスピーディーに中学生の声を基に事業化していただいたことに対して、高く評価を申し上げたいと思います。

こうした声が生徒たちからも上がってきやすくなり、そして子供たちの声が届くような、そういう事業をこれからも、ぜひ展開していただきたいと思います。そして、また生徒たちにとっても、自分たちの声がこういうふうに形になっていくんだということを、またより広げていただきまして、自分たちも市政に関わってるというそういう一面になると思いますので、今後ともその点も含めて事業の中身を報告していただいたら、声を拾っていただいたらということで要望とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

### **田村弘子委員**

委員会審査の中で放課後児童クラブ支援室長さんの話を聞かせていただき、この2年間委員会を含めていろんな報告だったり、いろんな取組をしてくださってるっていうところは十分、報告だったり働きだったりっていうところの認識はしているんですけども、放課後の子供の安心、安全な居場所っていうところはやはり求められるものが多く、今後も保護者の働き方が変わってきてているという中で需要も増えてくると思いますので、今以上に全庁で横断的に子供の居場所を整備していただけるように、問題点も様々整理していただいてあったので、支援室ができること、そして横断的にこれから始めるといけないところっていうところで協力し合いながら、放課後の安全な子供の居場所を今以上にスピード感を持って整備していただけたらと思っております。

よろしくお願いいいたします。

#### 西依義規委員

私からは、せっかく資料出していただきましたので社会福祉協議会関係で、ちょっと総括的に言わせていただきます。

要は、社会福祉協議会に委託、補助してる部分が合計で9,183万4,000円あるんですけど、これが適正か、多過ぎるのか、少な過ぎるのかがよく分かりにくいお金の出になってるのかなど。補助でやったり委託でやったり、例えば、1人の職員さんがこの委託のやつもしながらこっちの補助のやつもしながら、正規の社会福祉協議会の給料にも入りながらっていうのが、そういったことがないのかどうかが分かりにくい部分がありますんで、その辺は一回整理を。

私は足りないような気がするんですよ。例えば、ふれあいネットワーク事業委託料で259万円で、この触れ合いネットワークは相当大事な事業なのに250万円でどれぐらいの事業効果を上げられてるのか。

例えば、ファミリー・サポート・センターについてもそうですし、それがもう専門の職員さんがいらっしゃって専門でされているのか。社協の仕事もしながら、いやこれもしながら、あれもしながらされてるのかは、私は市がひょっとして楽して、いや委託事業の人件費もあるけん、社協の補助金はこんくらいでよかたいって、もしなってないんであればいいんですけど。

ぜひ、その辺は向こうの立場に一回なってみて考えていただければと思います。

以上です。

#### 中川原豊志委員

せっかくなんで、先ほど陸上競技場を視察させていただきまして、すばらしい写真判定機ができたなど。想像をしつったものよりもいい物ができたというふうに思っております。

トラック等もまたグラウンド等も改修工事が終わって、公認が取れる陸上競技場になっております。正式な写真判定機ができたんで、正式な記録が残るということなんで、ぜひ市長の公約でもあるスポーツ交流都市を目指して、多くの大会を誘致できるように、もう施設はできたんで、今からは大会を誘致するような働きかけをぜひしていただきたいと思っております。

### 成富牧男委員

私のほうからは、同和のことについて一言申し上げておきます。

審査の中で、生涯学習課とそれから地域福祉課と関連の業務があるわけですけれども、両課長とも職員配置等について検討する余地はないかという趣旨でお尋ねしても、即座にそういうことは検討しておりませんと、堂々と言われました。私は、もうそろそろ特定の、これ特定の団体への特別扱いがあるがゆえにいろいろな事業があるわけですね、補助金にしても何にしても。

今回、特に両課とも生涯学習課で言えば、不幸なこともあるって職員体制が大変厳しくなっている係もあります。そういう中で、職員配置のことも全く考えなくて、職員配置の見直しとかを人事のほうに要望しなくていいのか、そういうことは全く考えられませんと言われませんでしたのでそこら辺を思いました。

それは同じく、地域福祉課についてもそうです。実質的な欠員状態にあるにもかかわらず、特に、明確に人事に言うという話はありませんでした。

今、両方の課には課長級の参事さんがそれぞれ同和担当としておられます。それは、もう正直言うて、もちろん同和専属でそれだけをやっておられるとは私も思いませんけど、これ自身が同和団体への配慮で、そういうポストをわざわざ置いているんじゃないかなとさえ私は考えてしまいます。これ、もう何十年来ですよ、ポストがあるのは。

この委員会以外で尋ねても、さあ、いつからでしょうかと、目的さえもはつきりしないような感じでありますので、改めて、今、職員配置が厳しい状況にあるからこそ参事さんについては両部とも考えるべきじゃないかということを申し上げて、終わります。

### 樋口伸一郎委員長

それでは最後に、私のほうから委員会としての総括を申し上げたいと思います。

各部、各課にかかわらずなんですけれども、予算から今回決算審査ということでしたが、予算規模が大変大きゅうございます。全体を通じ6割ぐらいあるというところでございます。

なのに、やっていらっしゃることっていうのは、生まれた子供たちから小学生、そして保護者、働く世代、高齢者、障害者全部に関わる、ソフト面に関わる——スポーツ文化も一緒ですよね。健康方面に寄与すると考えれば、人に当たるソフト面での予算執行が大変大きゅ

うございます。

そうした中、予算規模は大きいですけど、やっていらっしゃることは人一人に幾らかけるとか、そういう小さいものの積み上げで6割を占めるような、もちろん大きなハード面もありますけど、こうした委員会でございます。ですので、その中には制度が変わることによりシステム変更とか、とても流動的に振り回されるというと言うと語弊がありますが、国の制度が変わるに従って都度都度変更を行いながら、一人一人に寄り添った予算執行をしていかなければならないというところでございますので、もちろんよしも悪しもミスが起きること、そして漏れが起こること、無いにこしたことはないんですけどこれからもあるかと思います。

ですので、今まで行っていただいてますとおり、より丁寧な説明であったり、どんな小さいことでも結構です、情報提供ということを大切にしていただきながらで、今後この委員会がどのようなメンバーでどのような構成になっても、このスタイルっていうのは議員、執行部の職員の皆様方、これはかかわらず常にていねいながら、小さい問題とかがあってもその問題も積み上がらないうちに、少しずつ対応していくっていただきながら予算執行、そして決算を迎えていただきますように総括的にお願いを申し上げておきます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、総括を終わります。

~~~~~

## 採 決

樋口伸一郎委員長

これより、採決を行います。

~~~~~

### 議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について

樋口伸一郎委員長

議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定について、当文教厚生常任委員会付託分の採決を行います。

本案は、認定することに御異議はございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

異議がございますので、挙手により採決を行います。

本案は、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数でございます。

よって、議案乙第25号令和6年度鳥栖市一般会計決算認定については、当文教厚生常任委員会付託分は、認定することに決しました。

~~~~~

### **樋口伸一郎委員長**

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

~~~~~

### **樋口伸一郎委員長**

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和7年9月定例会文教厚生常任委員会を閉会いたします。

**午前11時52分閉会**

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員長 橋 口 伸一郎

